令和5年度 包括外部監査結果報告書

産業振興と雇用対策における 補助金・負担金・委託料等に 係る財務事務の執行について

令和6年3月

青森市包括外部監查人公認会計士 髙橋 政嗣

本報告書における記載内容等に関する注意事項

1. 本報告書の構成と表記

本報告書は、「章」、「節」、「項」という考え方に準拠して構成されているが、節の表記は「第 1.」、「第 2.」…、項の表記は第 1 章から第 7 章は「1.」、「2.」…として表記している。

2. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内 訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてそ の数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

3. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から 入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森市以外が公表している資料ある いは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団 体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したもの についてもその旨明示している。

4. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は、以下のとおりである。

| 法令等 | 略語 |
|----------|-----|
| 地方自治法 | 自治法 |
| 地方自治法施行令 | 自治令 |

5. 用語について

「青森」、「青森市」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書において「市」と記載している場合は、原則として「青森市」をいう。

6. 元号の表記

一部の元号については、以下のとおり略称を使用している。

| 略称 | 元号 | 凡例 |
|----|----|----------------------------|
| Н | 平成 | H29=平成 29 年度 |
| R | 令和 | R2=令和2年度、R3=令和3年度、R4=令和4年度 |

7. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果及び意見】として【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、主として合規性に関する違反事項(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は、【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、いずれも、市において、何らかの対応を行うことを期待するものである。

目次

| 第1章 | 🗈 監査の概要 | 1 |
|--|---|--|
| 第1 | . 監査の種類 | . 1 |
| 第2 | . 選定した特定の事件(監査テーマ) | . 1 |
| 第3 | . 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由 | . 1 |
| 第 4 | . 監査の対象期間 | . 2 |
| 第 5 | . 監査の実施期間 | . 2 |
| 第6 | . 監査従事者の資格及び氏名 | . 2 |
| 第7 | . 利害関係 | . 2 |
| 第2章 | 監査の方針及び監査の対象事業 | 3 |
| 第1 | . 監査の基本方針 | .: |
| 1. | 包括外部監査の目的 | . 3 |
| 2. | 監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続 | . 3 |
| 第2 | . 監査範囲の決定 | 11 |
| 第3 | . 監査の対象とした事業 | 12 |
| 1. | 監査対象事業の選定 | 12 |
| 2. | 監査対象の一覧 | 12 |
| 第3章 | ፤ 補助金・負担金・委託料等の概要 | 16 |
| | - 間分並 另三並 女配付 守少院女 | |
| 第1 | - missas | |
| | | 16 |
| 1. | . 補助金等の概要 | 16 16 |
| 1. 2. | . 補助金等の概要 | 16 16 17 |
| 1. 2. 3. | . 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等に係る条例、規則等 | 16 16 17 |
| 1. 2. 3. 第 2 | 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等に係る条例、規則等 補助金等の交付規則 | 16 16 17 17 |
| 1. 2. 3. 第 2 | ・補助金等の概要補助金等の定義 …補助金等に係る条例、規則等 …・補助金等の交付規則 …・委託料の概要 … | 16 17 17 19 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. | ・補助金等の概要補助金等の定義 …補助金等に係る条例、規則等 …・補助金等の交付規則 …・委託料の概要 …・委託の定義と委託に適する業務 … | 16 17 17 19 19 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. 第 4 章 | ・補助金等の概要補助金等の定義補助金等に係る条例、規則等補助金等の交付規則委託料の概要委託の定義と委託に適する業務委託契約の方法 | 16 17 17 19 20 21 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. 第 4 章 第 1 | ・補助金等の概要補助金等の定義補助金等に係る条例、規則等補助金等の交付規則委託料の概要委託の定義と委託に適する業務委託契約の方法・ 産業振興と雇用対策の概要 | 16 17 17 19 20 21 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. 第 4 章 第 1 第 2 | 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等に係る条例、規則等 ・ 委託料の概要 ・ 委託の定義と委託に適する業務 ・ 委託契約の方法 ・ 産業振興と雇用対策の概要 ・ 産業振興・雇用対策の概要 ・ 産業振興・雇用対策に係る当初予算額 | 16 17 17 19 20 21 23 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. 章 第 4 第 1 第 第 3 | 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等に係る条例、規則等 ・ 本託料の概要 ・ 委託の定義と委託に適する業務 ・ 委託契約の方法 ・ 産業振興と雇用対策の概要 ・ 産業振興と雇用対策の概要 ・ 産業振興と雇用対策に係る当初予算額 ・ 産業振興と雇用対策に係る組織体制 | 16 17 17 19 20 21 23 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. 章 第 3 第 3 1. | 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等の交付規則 委託料の概要 委託料の概要 委託契約の方法 産業振興と雇用対策の概要 産業振興・雇用対策に係る当初予算額 産業振興と雇用対策に係る組織体制 産業振興・雇用対策に係る事務分掌 | 16 17 17 19 20 21 23 24 24 |
| 1. 2. 3. 第 2. 第 4 章 第 第 3 1. 2. | 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等に係る条例、規則等 ・ 委託料の概要 ・ 委託の定義と委託に適する業務 ・ 委託契約の方法 ・ 産業振興と雇用対策の概要 ・ 産業振興と雇用対策に係る当初予算額 ・ 産業振興と雇用対策に係る組織体制 ・ 産業振興・雇用対策に係る事務分掌 ・ 経済部の事務分掌 | 16 17 17 19 20 21 23 24 24 26 |
| 1. 2. 3. 第 2 1. 2. 章 第 第 第 3 1. 2. 第 4 | 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等の交付規則 委託料の概要 委託の定義と委託に適する業務 委託契約の方法 産業振興と雇用対策の概要 産業振興と雇用対策に係る当初予算額 産業振興と雇用対策に係る組織体制 産業振興・雇用対策に係る事務分掌 経済部の事務分掌 農林水産部の事務分掌 | 16 17 17 19 20 21 23 24 24 26 28 |
| 1. 2. 3. 第 1. 2. 章 第 第 3 1. 2. 4 1. | . 補助金等の概要 補助金等の定義 補助金等に係る条例、規則等 補助金等の交付規則 . 委託料の概要 委託の定義と委託に適する業務 委託契約の方法 重 産業振興と雇用対策の概要 . 産業振興と雇用対策に係る当初予算額 . 産業振興と雇用対策に係る組織体制 . 産業振興・雇用対策に係る組織体制 . 産業振興・雇用対策に係る事務分掌 . 経済部の事務分掌 . 農林水産部の事務分掌 . 産業振興・雇用対策と青森市総合計画との関係 | 16 16 17 17 19 20 21 23 24 26 28 |

| | | 4. | 基本 | 施策における目標とする指標 | 37 |
|---|---|----|-----|------------------------------------|----|
| 第 | 5 | 章 | 外 | 部監査の結果及び意見(総論) | 41 |
| ļ | 第 | 1. | 監査 | 査結果及び意見に関する総括 | 41 |
| | | 1. | 指指 | 寄事項・意見の費目別集計結果 | 41 |
| | | 2. | 監査 | 近結果及び意見に関する総括 | 42 |
| į | 第 | 2. | 監査 | 査結果及び意見の概要 | 44 |
| | | 1. | 産業 | 色の振興・雇用対策の推進 | 44 |
| | | 2. | 農材 | 木水産業の振興 | 46 |
| | | 3. | 観光 | 台の振興・誘客の推進 | 47 |
| | | 4. | 補助 | カ金·負担金·委託料の全般 | 48 |
| j | 第 | 3. | 監査 | 査結果及び意見のない事業の概要 | 49 |
| | | No | . 4 | 中小企業者挑戦資金支援事業(県融資制度協調支援) | 49 |
| | | No | . 5 | 地域ベンチャー支援事業 | 50 |
| | | No | . 7 | 事業継続支援緊急対策事業(自己所有物件事業者支援) | 51 |
| | | No | .11 | 事業活動応援資金支援事業(県融資制度協調支援) | 52 |
| | | No | .13 | 経営安定化資金支援事業(県融資制度協調支援) | 53 |
| | | No | .14 | 地場産業振興資金融資事業(過年分義務) | 54 |
| | | No | .15 | 中心市街地にぎわいプラス資金融資事業(過年分) | 55 |
| | | No | .16 | 経営相談・指導機関支援事業(経営改善普及事業等補助) | 56 |
| | | No | .18 | 宿泊施設支援緊急対策事業 | 57 |
| | | No | .28 | 青森市観光振興対策事業 | 58 |
| | | No | .32 | 外国人観光客誘客促進事業 | 59 |
| | | No | .34 | 青森港国際化推進事業 | 60 |
| | | No | .38 | 自然公園観光地施設管理事業 | 61 |
| | | No | .39 | 道の駅ユーサ浅虫改修事業 | 64 |
| | | No | .41 | 観光情報コンテンツ管理運営事業 | 65 |
| | | No | .43 | 青森港国際クルーズターミナル整備事業 | 67 |
| ļ | 第 | 4. | 監査 | 査結果及び意見のまとめ | 68 |
| | | 1. | 補助 | カ金・負担金に係る監査結果及び意見 | 70 |
| | | 2. | 委訊 | E料に係る監査結果及び意見 | 76 |
| | | 3. | その | 他に係る監査結果及び意見 | 78 |
| | | 4. | 補助 | カ金・委託料の全般に係る監査結果及び意見 | 80 |
| 第 | 6 | 章 | 補 | 助金・委託料の全般に関する監査の結果及び意見 | 31 |
| 第 | 7 | 章 | 個 | 別事業に関する監査結果及び意見 | 94 |
| ļ | 第 | 1. | 産業 | 業の振興・雇用対策の推進に関する事業の監査結果及び意見 | 94 |
| | | No | . 1 | 地域企業ビジネス支援拠点運営事業(連携) | 94 |

| | No. 2 | 地域貢献人材マッチング支援事業 | 98 |
|---|--------|---------------------------|-----|
| | No. 3 | 青森市新事業チャレンジ支援事業 | 101 |
| | No. 6 | 事業継続支援緊急対策事業(家賃支援) | 110 |
| | No. 8 | 青森市プレミアム付商品券事業 | 118 |
| | No. 9 | 物産振興事業(連携) | 123 |
| | No.10 | 海外販路開拓支援事業 | 126 |
| | No.12 | 地場産業振興資金融資事業 | 129 |
| | No.17 | 首都圏ビジネス交流拠点運営事業(連携) | 134 |
| | No.19 | 商店街活動支援事業 | 137 |
| | No.20 | 空き店舗リノベーション支援事業 | 141 |
| | No.21 | 労働者福祉増進事業(補助金) | 145 |
| | No.22 | 誘致企業等立地支援事業(義務) | 148 |
| | No.23 | あおもり新しい働き方支援事業 | 154 |
| 复 | 育2.農村 | 木水産業の振興に関する事業の監査結果及び意見 | 160 |
| | No.24 | 特産品開発支援事業 | 160 |
| | No.25 | スマート農業普及対策事業 | 164 |
| | No.26 | 農業基盤改良事業(道路・水路・側溝) | 168 |
| | No.27 | 市場運営管理事業 | 170 |
| 复 | 育3. 観 | 光の振興・誘客の推進に関する事業の監査結果及び意見 | 176 |
| | No.29 | 観光・コンベンション実行機関支援事業 | 176 |
| | No.30 | 青森ねぶた派遣事業 | 180 |
| | No.31 | 青森空港振興·国際化事業(負担金) | 183 |
| | No.33 | 広域観光推進事業 | 186 |
| | No.35 | 冬季観光イベント開催事業 | 190 |
| | No.36 | 青森ねぶた祭活性化事業 | 194 |
| | No.37 | サンセットビーチあさむし管理運営事業 | 198 |
| | No.40 | 港湾文化交流施設活性化事業 | 203 |
| | No. 42 | あおもり観光情報センター管理運営事業 | 210 |

第1章 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について

第3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

人口減少社会に突入した社会経済環境のもとで恒常的、不変的に市民の暮らしを安定させ、安心して暮らせるまちづくりは行政の大きな役割である。その中でも成長産業の育成・振興は、将来にわたって市民生活の安定を確保するための重要な取組の一つであると言える。

青森市総合計画 基本構想・前期基本計画(2019(令和元)年9月)においても6つの分野ごとに施策の大綱を定めた中の一つとして「第1章 しごと創り」が掲げられており、この中に「産業の振興・雇用対策の推進」の取組が記載されている。

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は2020年に入ってから世界中で感染が拡大し、2023年4月16日時点で全世界の累積感染者数は7億6千万人、累積死亡者数は690万人を超え、世界的流行(パンデミック)をもたらし、市が掲げた「産業の振興・雇用対策の推進」の取組が新型コロナウイルス感染症禍のもと既存事業の見直しや効率的な予算配分・事業継続の自助努力の発揮がどのように行われたのかを見ることは興味深いところである。

「産業の振興・雇用対策の推進」に取り上げられている事務事業一覧を通覧すると、補助金・負担金・委託料等の費目で処理されているものが多かった。

これらの点を勘案すると、産業の振興と雇用対策に関する各事務事業のなかで補助金・負担金・ 委託料等で処理されているものを対象として各部局の事務執行について、合規性、有効性、経済 性・効率性、透明性、公平性の視点から監査を行うことは有意義であると判断した。

以上の理由で「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行 について」を特定の事件(監査テーマ)として選定した。

第4. 監査の対象期間

原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度執行分を含む

第5. 監査の実施期間

令和5年4月14日から令和6年3月31日まで

第6. 監査従事者の資格及び氏名

| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 髙橋 政嗣 |
|---------|-------|-------|
| 監査補助者 | 公認会計士 | 渡辺 雅章 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 富永 誠 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 鈴木 崇大 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 千田 泰士 |

第7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の方針及び監査の対象事業

第1. 監査の基本方針

1. 包括外部監査の目的

地方公共団体の包括外部監査は、いわゆる官官接待、食糧費支出、カラ出張、談合工事などに社会的な批判の目が向けられたことを契機として、平成9年6月に自治法が改正され、 事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に処理されているかどうかについて、主として合規性の視点から独立した第三者として監査することとされている。同時に当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができるとされている。

また、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会 平成28年3月16日)において人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため地方行政体制を確立することが必要とされており、市においても「青森市行財政改革プラン(2019~2023)」(平成31年2月)の中で内部統制の強化が表明されている。このような状況を踏まえて、事務事業の執行が適正に処理されているかについて重点をおいて監査する中で、不適切な事務処理があった場合の内部統制上の問題点についても検証を実施した。

2. 監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続

(1) 監査の着眼点

- ① 市の産業振興と雇用対策行政は全体として適切な目標設定・事務管理が行われているか。
- ② 市の産業振興と雇用対策行政は期待されている成果を上げているか。
- ③ 財務事務は期待される成果を上げており、産業振興と雇用対策行政全体の目標達成に 貢献しているか。
- ④ 財務事務は法令等に準拠して行われているか。
- (5) 財務事務は経済性、効率性、有効性の視点から、合理性があるか。

(2)監査の視点

- ①合規性
 - ・補助金事業、業務委託事業が、関係法令等に準拠して適切に行われているか。
- ②有効性
 - ・補助金事業、業務委託事業について、事業設定の必要性が検討されているか。また、事業の手法や実施方法は、事業目的や目標を達成するために効果的であるか。
- ③経済性・効率性
 - ・補助金事業、業務委託事業について、費用対効果の視点から検討が行われているか。また、補助金事業、業務委託事業は、効率的に実施されているか。
- ④透明性•説明責任
 - ・補助金事業、業務委託事業に関する財務事務は、透明性があり、各種意思決定の根拠やプロセスが明確にされているか。
- ⑤公平性
 - ・補助金事業、業務委託事業に関する財務事務は、公平に取り扱われているか。
- ⑥内部統制の有効性
 - ・市の事務事業組織において内部統制が機能しているか。
- (3)監査全般に関する監査要点と実施した監査手続

本監査の主要な監査要点と実施した監査手続は、以下のとおりである。

【監査要点と監査手続】

| 監査要点 | 実施した監査手続 |
|---------------------------------------|--|
| (1)全般 | |
| 【監査対象事業の概要把握】 | ○特定の事件(監査テーマ)全体の概要把握のため「青森市総合計画」、監査テーマに関連する資料を閲覧した。また、監査対象事業の説明資料をもとに、各所管部署から意見聴取を行い、各事業内容の概要を確認した。 ○特定の事件(監査テーマ)に関する基本政策、基本施策の内容を把握した。 ○基本施策における目標とする指標について内容を把握し、確認した。 |
| (2)個別事業 | |
| 合規性について | |
| 【事業に係る財務事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。】 | ○決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を行い、関連する法令や計画等との整合性を検証した。○業務委託事業の契約は青森市財務規則に沿って行われているかを検証した。 |

| 監査要点 | 実施した監査手続 |
|-----------------|--|
| | ○業務委託事業の契約相手先の選定についての基準は明確 |
| | かを検証した。 |
| | ○補助金等の交付にかかる事務手続が法律、条例、諸規則 |
| | 及び補助金交付要綱などに準拠しているかを検証した。 |
| | ○補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されてい |
| | ないかを検証した。 |
| | ○補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容 |
| | 等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対 |
| | する優遇措置となっていないかを検証した。 |
| 【国、県への報告事務に誤りはな | ○実績報告書を閲覧し、記載内容の確認と事態把握が行わ |
| いか。 | れているかを検証した。 |
| 有効性について | ○本类中华和比李 明本次则《明醉》 和火火 《晚明》中 |
| 【目的の達成に向けた効果的な事 | ○事業実施報告書、関連資料を閲覧し、担当者への質問を実 |
| 業となっているか。】 | 施し、事業の実績を検証した。 |
| | ○年次推移分析、関連資料の閲覧を実施し、有効性の視点か |
| | ら検証した。 ○現在の社会情勢に即した事業であるかを担当者に質問し、 |
| て確認したか。】 | 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一 |
| (作画的など/こ//3。) | ○長期間にわたり同一の委託先に事業を委託している実態は |
| | ないかどうかについて、担当者に質問して説明を受けた。 |
| 経済性・効率性について | SCOR CONTRACTOR CONTRACTOR |
| 【事務事業の執行に際して経済 | ○決算額内訳、支出命令書等を閲覧し、担当者への質問を実 |
| 性・効率性を追求しているか。】 | 施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性 |
| | を検証した。 |
| 【実施した事業に関する費用対効 | ○事業費の実績内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支 |
| 果の確認が行われているか。】 | 出であるかどうか、事業予算の積算内訳と比較検討した。 |
| 透明性・説明責任について | |
| 【事務事業の執行について透明 | ○担当者への質問、関係書類の閲覧及び証拠書類の照合を |
| 性・説明責任が果たされている | 実施して透明性・説明責任について検証した。 |
| か。】 | |
| 公平性について | |
| 【事務事業の執行について公平性 | ○担当者への質問、関係書類の閲覧及び証拠書類の照合を |
| が確保されているか。】 | 実施して公平性について検証した。 |
| 内部統制の有効性について | |
| 【市の事務事業組織において内部 | ○起案決裁文書、会計手続、報告手続等が、ルールどおりに |
| 統制が機能しているか。】 | 行われており、誤りが未然に防止されているかを資料閲覧 |
| | や担当者への質問により確認した。 |

(4)補助金等の監査要点と実施した監査手続

合規性の観点では、補助対象の公益性、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算等が、要綱等に準拠しているかについて、関係書類を閲覧し、担当者に質問する監査手続が必要である。経済性、効率性の観点からは、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、実績報告書を閲覧し、必要に応じて補助交付団体等に往

査して関係証憑等を閲覧する。また、補助交付団体への指導監督が合規性、経済性、効率性の 観点から適切に行われているかを確認する。さらに、補助事業の効果測定及びそのフィードバック が適切に行われているかについて確認する。

具体的には、日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 11 号 「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」に準拠して以下の監査手続を実施した。

| 監査要点 | 実施した監査手続 |
|------------|-----------------------------------|
| 補助対象は適切か、 | ○補助要綱等を分析し、交付目的、対象事業、支出費目を確かめる。 |
| 公益上の必要性はあ | ○公付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱で定める |
| るか。 | 事業及び組織が補助対象になっているかを確認する。 |
| 補助金の申請、決定、 | ○必要な書類はすべて徴求され、定められた審査・確認が行われているか |
| 交付等の手続は定め | を確認する。 |
| られた手順によってい | |
| るか。 | |
| 補助金額の算定及び | ○補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているかを検討する。 |
| 交付時期は適切か。 | ○補助金額が定められた算定方法によって計算されていることを確かめ |
| | る。 |
| | ○補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを検討する。 |
| 補助事業の実績報告 | ○補助金交付団体の補助に係る経理は適正かを確認する。 |
| は適切か。 | ○補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確 |
| | 認する。 |
| 補助交付団体への指 | ○補助金実施報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監 |
| 導・監督は適切か。 | 督方法を確認する。 |
| 補助事業の効果測定 | ○補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認する。 |
| 及びそのフィードバッ | ○補助金の評価結果に対する今後の対応方法を確認する。 |
| クは適切か。 | |

(出所:日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 11 号 「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」より抜粋)

【補足】補助金等の監査に係る留意事項

補助金等の性格から勘案して、より掘り下げた監査を遂行するために以下の留意事項に配慮して監査を実施した。

公益上の必要性判断基準は、以下のようである。

- ・補助金支出の目的、趣旨
- ・補助金の目的の重要性・緊急性
- ・公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか。
- ・交付先個人又は団体の性格(団体の場合には、目的・構成員等の状況)、活動状況
- ・他の用途に流用される危険性の有無
- ・支出手続、事後の検査体制等
- ・目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則違反など裁量権の濫用・逸脱にならないか 上記の公益上の必要性判断基準に鑑みて、補助金交付に当たっては、特に以下の点について

①補助金交付の際の留意点について

補助金支出の目的、趣旨(公益該当性)について

- ○補助金交付によって達成しようとする目的、当該補助金交付の趣旨が公益といえるかどうかを 慎重に吟味しなければならない。
- ○一見もっともらしい目的を掲げて補助金交付の目的を正当化するということがないよう、目的、 趣旨が真に市民の福祉に資する公益的なものであるかを検討する。広く市民全体から徴収された税金を用いる以上、市民全体の利益になるような公益上の目的がなければならず、特定 の者の利益を図ることを目的としている場合には公益とは言えず違法である。

補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか(有効性)

- ○補助金交付の目的が公益的なものであるとして、当該目的を補助金交付によって達成することができるような関係にしなければならない。つまり、公益該当性が認められたとしても、補助金交付が当該公益の実現に役立たないのであれば、補助金交付は違法となる。
- ○補助金支出とそれによって期待される住民の利益との間に具体的な因果関係が存することが 必要であり、補助金支出につき効果がなく、不毛な出費であれば当然に違法となる。
- ○補助金交付に先立ち、当該補助金交付によってどの程度の効果が期待できるのかを綿密に 予測することは極めて重要である。
- ○全ての補助金において実行することが難しいとしても、補助金交付による効果を数値化することができればよい。
- ○補助金交付後においては、予定した効果が実現できているのか、絶えずチェックしなければならず、数値化した目標値と実現値を対比することが望ましい。
- ○昨今の社会経済情勢の急激な変化に対応しうるためには、これらの目標値は、常時見直しを 行わなければならない。
- ○いったん補助金交付が始まると、効果の測定が疎かになりがちであるので、効果測定方法を マニュアル化するなどして効率的な効果測定を行い、もし予定されていた効果が上げられて いなければ、その原因を検証し、その後効果が改善される見込みがなく、補助金交付を継続 しても効果が期待できないのであれば、補助金打ち切りの決断を行わなければならない。

他に自治体にとって負担の少ない方法がないかどうか(効率性)

- ○補助金交付が公益実現に役立つものであっても、もっと少ない金額で同様の効果が上げうるとか、他に手段があるのであれば、補助金は不必要であり、やはり違法となる。補助金が住民の税金から賄われている以上、無駄な出費をしてはならず、少ない費用で最大の効果が上げられるような方法を絶えず検討しなければならない。
- ○いったん補助金交付が始まると、他の負担の少ない方法を思慮することがなおざりにされがちであり、費用対効果の視点を常に持ち続け、より負担の少ない方法がないかどうか検討を欠いてはならない。
- ○補助割合(補助率)についても、吟味しなければならない。事業費全体に占める自治体の補助 金割合が高いものについては、事業目的や事業遂行の見込みも勘案し、適正な補助金割合 を算出すべきである。

補助対象が限定されているか

- ○補助金は住民の税金から賄われているのであり、補助金交付は慎重であるべきで、抑制的で なければならない。
- ○民間による自由競争原理に委ねた方がよりよい効果が期待できる場合もあり、民間に委ねる べきものは民間に委ねるべきである。
- ○限られた予算の範囲内で執行するのであるから、行政サービスについての重要度、緊急性を 吟味し、優先度に応じて補助金支出を行わなければならない。
- ○補助対象団体、補助対象事業を、できるだけ公益性の高いものに特定し、限定すべきである。

- ○補助金交付がなくとも事業遂行が可能であれば、当然のことながら補助金交付すべきでない ことになるので、できるだけ事業主体の自助努力によって事業遂行されるよう、自助努力を促 すべきである。
- ○補助対象団体が公益的な団体であったとしても、当該団体の財政状況が良好で、自主財源 によって活動可能であれば、補助金交付の必要性はない。
- ○補助金頼みになって自立が遠のくことのないよう指導監督することも、補助金交付に当たって 自治体に求められる役割である。

事後の検査体制

- ○補助金を支出している以上、補助対象団体、補助対象事業において、どのように補助金が使われているのか、その検証は極めて重要であり、補助金支出の必要性、補助金支出の適正性を判断するためにも、補助対象団体、補助対象事業について、詳細な実績報告を受けるべきである。
- ○詳細な実績報告を受けたとしても、その分析を怠ると、実績報告を行った意味がなくなってしま う。そこで、効率的かつ画一的な検査を行い、実績報告の分析を実効性あるものにするために も、検査ポイント、検査方法等を記した検査マニュアルがあることが望ましい。

②交付先団体に対する監査について

運営費(人件費)補助について

- ○本来、団体自らの財源で負担すべきである。
- ○他団体との公平性(なぜ、この団体に交付されるのか。既得権化なのか。)

(出所:日本公認会計士協会 公会計協議会 継続研修資料より抜粋)

(5)委託料の監査要点と実施した監査手続

地方公共団体は、諸種の事務事業を行っているが、本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものは別として(自治法第252条の14の例外がある。)、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

委託できる事務事業について、更に具体的には法律行為と事実行為があり、これらの行為は法令に根拠を置く公法上の契約、例えば、歳入の徴収又は収納の委託(自治令第158条)、支出事務の委託(自治令第165条の3)、公の施設の管理(自治法第244条の2第3項)、事務の委託(自治法第252条の14)と、それ以外の私法上の契約(一般的に委託契約と呼ばれるもののほか、運送契約、信託契約、手形契約と呼ばれるものも含まれる。)がある。

これらは、地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、特殊の技術又は特殊な設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といったものである。

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 11 号 「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」に準拠して以下の監査手続を実施した。

| 監査要点 | 実施した監査手続 |
|-----------|----------------------------------|
| 契約の方式及び相手 | ○ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認する。 |
| 方の選定方法は適正 | ○ 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされてお |
| か。 | り、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすること |

| 監査要点 | 実施した監査手続 |
|---------------------------|---|
| | ができるが、財務規則及びガイドラインに基づき選定しているかを確認 |
| | する。 |
| | ○公の施設の管理委託の場合、「指定管理者制度」に準拠した相手先とな |
| | っているかを確認する。 |
| | ○ 安易に随意契約を選定している傾向がないかを確認する。 |
| | ○一つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性があるかを |
| | 確認する。 |
| | ○入札方式に変更し委託料圧縮を図れる随意契約はないかを確認する。 |
| | ○(分析)委託先別、委託業務の内容と委託金額の推移を確認する。 |
| 委託理由に合理性が | ○公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託が |
| あるか。 | ないことを確認する。 |
| | ○委託は次のような理由に合致するかを確認する。 |
| | ① 多量な事務を短期間で処理するため |
| | ② 単純作業であるため |
| | ③ 事務を効率的に処理するため |
| | ④ 変則的な勤務条件が必要なため |
| | ⑤ 高度な専門的技術が必要なため |
| | ⑥ 臨時的な業務であるため |
| | ⑦ 行政サービス向上のため |
| 委託事務に必要な件 | ○予算執行計画書、執行伺書を閲覧し、月次での予算執行計画の妥当 |
| 数、金額が予算上明 | 性を検討する。 |
| 確になっているか。 | ○新規委託契約予定分については、委託内容及びその効果及び影響を |
| | 検討し、新規委託契約の合理性を検討する。 |
| | ○委託契約の支払条件の妥当性を確かめる。 |
| 委託料の算定方法は | ○委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行 |
| 適正か。 | われているかを確認する。 |
| | ○地方公共団体組織の一部と見られる法人、公益的法人等は委託契約 |
| | により利益留保を図る必要性は少ない。この考え方が委託料に反映され |
| | ているかを確認する。 |
| | ○妥当な委託料算出のため、委託先では委託業務毎の原価把握が適正 |
| | に行われているかを確認する。 |
| エスをかいいきなった | ○契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものかを確認する。 |
| 委託契約は適法であ | ○すべての業務委託について委託契約が締結されているか、相手が関連 |
| り、支払いは正確か。 | 団体のため契約手続が省略されていないかを確認する。 |
| | ○委託料は契約どおりに支払われているかを確認する。 |
| T-3/101) 1 44774 - 11 - 4 | ○委託業務の履行確認の後支払いが行われているかを確認する。 |
| 委託料は業務の内容 | ○業務内容の変化に委託料は整合してきているか、時系列に検討する。 |
| に対し適正な水準か。 | 業務内容一単位当り委託料の時系列的推移に異常はないかを確認す |
| 委託先では業務コスト | る。 |
| の削減努力が行われ | ○同一内容について他の地方公共団体事例と比較して、委託料の水準は |
| ているか。 | 妥当かを確認する。 ○ 香料生で加根している初めでしる光致光行ってして中央ないだして管理 |
| | ○委託先で把握している契約ごとの業務遂行コストの内容を分析して管理 |
| | コストも含めて必要にして十分な水準を逸脱していないかを検討する。 |
| | ○ 委託先で委託業務が外注に付されている場合、適正な発注方法が取 これているかにある。 似 注告の指揮監督が行われているがほかな投計 |
| | られているかどうか、外注先の指揮監督が行われているかどうかを検討 |
| | する。 |
| | ○外注に入札方式の導入、作業手順の見直し、間接人件費等の管理コストの答述、働く人の動機とはによる作業が変の点人、派費労働者、ペート |
| | トの節減、働く人の動機付けによる作業効率の向上、派遣労働者、パー |

| 監査要点 | 実施した監査手続 |
|------------|------------------------------------|
| | ト従事者の採用による単純作業の変動費化などによる業務コスト削減努 |
| | 力が行われているか、その余地はあるかを検討する。 |
| | ○(分析)委託先別、委託業務の内容と委託収支の推移 |
| | ○(分析)委託科目別、予算額及び決算額比較表 |
| 当該委託契約は予定 | ○ 安易に従来の方法を踏襲することなく、効率性など新たな観点から、委 |
| した行政目的達成に | 託先、委託範囲、方法などに検討を加え行政目的達成度を高める方策 |
| 貢献しているか。 | が採られているかを確認する。 |
| 委託成果品の検査及び | ○ 委託契約書どおりに完了していることを確かめる。特に、継続契約につ |
| 委託契約の履行につい | いては完了報告書が遅滞なく入手されていることを確認する。 |
| て適時、適切に確かめ | ○委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に行われているかを |
| られているか。 | 確認する。 |
| | ○ 調査研究委託成果品の活用が有効に行われていることを確認する。 |

(出所:日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 11 号 「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」より抜粋)

第2. 監査範囲の決定

監査対象とした事業を所管する以下の部・課を対象として、監査を実施した。

【監査範囲】

| 部 | 課 | 監査実施日 |
|----------|----------------|------------------|
| 全般的な概要把握 | (監査対象のすべての部・課) | 7月28日 |
| 総務部 | 総務課 | 2月16日 |
| 企画部 | 財政課 | 2月16日 |
| 経済部 | 経済政策課 | 8月18日 |
| | | 8月21日~22日 |
| | | 8月31日~9月1日 |
| | | 9月5日~9月6日 |
| | | 9月19日 |
| | 新ビジネス支援課 | 8月21日~8月25日 |
| | | 9月5日~9月7日 |
| | | 9月19日~9月20日 |
| | 観光課 | 8月24日~8月25日 |
| | | 8月28日~8月29日 |
| | | 9月11日~9月13日 |
| | 交流推進課 | 8月3日~8月4日 |
| | | 9月21日~9月22日 |
| | | 9月25日~9月28日 |
| 農林水産部 | 農業政策課 | 8月2日~8月4日 |
| | あおもり産品支援課 | 8月9日、8月14日~8月15日 |
| | 農地林務課 | 8月3日~8月4日 |
| | 中央卸売市場管理課 | 8月14日~15日 |

第3. 監査の対象とした事業

1. 監査対象事業の選定

令和5年度の特定の事件(監査テーマ)は、青森市総合計画の基本視点の中の第1章 『しごと創り』の中核部分を占める「産業振興と雇用対策」に係る個別事業を対象とした。

監査対象事業の選定に当たっては、金額的重要性及び質的重要性に留意して抽出した。 質的重要性の判断に当たっては、産業振興や雇用対策の主眼や事業の独自性や、補助金、 負担金、委託料等に関与する事業を抽出し、予備調査による不正・誤謬の危険性が内包し ている事業を考慮した。

2. 監査対象の一覧

監査対象とした事務事業の一覧は、次の図表のとおりである。

この中で、区分とは事務事業の費目処理において、主として関連のある費目について「補助金」、「負担金」、「委託料」とし表示している。

【監査対象の一覧】

(単位:千円)

| No. | 事務事業名 | 青森市総 | 総合計画 | 担当部課 | 区八 | 令和 4 | 1年度 |
|------|---------|-------|-------|---------|-----|---------|---------|
| INO. | 尹伤尹未石 | 政策 | 施策 | 担当即蛛 | 区分 | 当初予算 | 決算額 |
| 1 | 地域企業ビジネ | 産業の振 | 地域ベンチ | 経済部 | 負担金 | 41,871 | 39,897 |
| | ス支援拠点運営 | 興·雇用対 | ャー支援の | 新ビジネス支援 | | | |
| | 事業(連携) | 策の推進 | 推進 | 課 | | | |
| 2 | 地域貢献人材マ | 産業の振 | 地域ベンチ | 経済部 | 補助金 | 4,800 | 4,199 |
| | ッチング支援事 | 興·雇用対 | ャー支援の | 新ビジネス支援 | | | |
| | 業 | 策の推進 | 推進 | 課 | | | |
| 3 | 青森市新事業チ | 産業の振 | 地域ベンチ | 経済部 | 補助金 | 175,108 | 137,989 |
| | ャレンジ支援事 | 興·雇用対 | ャー支援の | 新ビジネス支援 | | | |
| | 業 | 策の推進 | 推進 | 課 | | | |
| 4 | 中小企業者挑戦 | 産業の振 | 地域ベンチ | 経済部 | 補助金 | 14,246 | 13,309 |
| | 資金支援事業 | 興·雇用対 | ャー支援の | 新ビジネス支援 | | | |
| | (県融資制度協 | 策の推進 | 推進 | 課 | | | |
| | 調支援) | | | | | | |
| 5 | 地域ベンチャー | 産業の振 | 地域ベンチ | 経済部 | 委託料 | 11,405 | 11,023 |
| | 支援事業 | 興·雇用対 | ャー支援の | 新ビジネス支援 | | | |
| | | 策の推進 | 推進 | 課 | | | |
| 6 | 事業継続支援緊 | 産業の振 | 地域資源を | 経済部 | 補助金 | 364,901 | 347,467 |
| | 急対策事業(家 | 興·雇用対 | 活かした産 | 経済政策課 | | | |
| | 賃支援) | 策の推進 | 業の育成 | | | | |

| NT. | ★ ※★** | 青森市線 | 総合計画 | +ロ 기/ 수미쿠田 | F /\ | 令和4年度 | |
|-----|---------------------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|------|-----------|-----------|
| No. | 事務事業名 | 政策 | 施策 | 担当部課 | 区分 | 当初予算 | 決算額 |
| 7 | 事業継続支援緊 急対策事業(自 己所有物件事業 者支援) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 経済政策課 | 補助金 | 74,670 | 66,232 |
| 8 | 青森市プレミアム 付商品券事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 経済政策課 | 負担金 | 1,562,412 | 2,699,941 |
| 9 | 物産振興事業 (連携) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 負担金 | 4,456 | 4,404 |
| 10 | 海外販路開拓支 援事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 負担金 | 3,145 | 3,093 |
| 11 | 事業活動応援資金支援事業(県融資制度協調支援) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 補助金 | 10,815 | 9,903 |
| 12 | 地場産業振興資金融資事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 補助金 | 290,617 | 373,628 |
| 13 | 経営安定化資金 支援事業(県融 資制度協調支 援) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 補助金 | 14,280 | 5,042 |
| 14 | 地場産業振興資 金融資事業(過 年分義務) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 補助金 | 9,116 | 8,902 |
| 15 | 中心市街地にぎ わいプラス資金 融資事業(過年 分義務) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を活かした産業の育成 | 経済部新ビジネス支援課 | 補助金 | 6,383 | 6,383 |
| 16 | 経営相談·指導機関支援事業 (経営改善普及 事業等補助) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部新ビジネス支援課 | 補助金 | 5,562 | 5,562 |
| 17 | 首都圏ビジネス 交流拠点運営事 業(連携) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 新ビジネス支援 課 | 負担金 | 51,653 | 48,572 |
| 18 | 宿泊施設支援緊 急対策事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 地域資源を 活かした産 業の育成 | 経済部 交流推進課 | 補助金 | 50,073 | 50,064 |
| 19 | 商店街活動支援 事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 個性と魅力 ある商店街 の形成 | 経済部 経済政策課 | 補助金 | 7,562 | 4,376 |
| 20 | 空き店舗リノベー ション支援事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 個性と魅力 ある商店街 の形成 | 経済部 経済政策課 | 補助金 | 4,463 | 6,441 |
| 21 | 労働者福祉増進 事業(補助金) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 雇用対策の 推進 | 経済部 経済政策課 | 補助金 | 3,818 | 3,818 |
| 22 | 誘致企業等立地 支援事業(義務) | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 雇用対策の 推進 | 経済部 経済政策課 | 補助金 | 7,909 | 10,822 |

| NT | 本水中米 5 | 青森市絲 | 総合計画 | 구다 기사 수요글프 | □ /\ | 令和4 | 年度 |
|-----|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------------|-------------|---------|---------|
| No. | 事務事業名 | 政策 | 施策 | 担当部課 | 区分 | 当初予算 | 決算額 |
| 23 | あおもり新しい働 き方支援事業 | 産業の振 興・雇用対 策の推進 | 雇用対策の 推進 | 経済部 経済政策課 | 補助金 | 16,583 | 9,912 |
| 24 | 特産品開発支援 事業 | 農林水産業 の振興 | あおもり産 品の販売力 の強化 | 農林水産部 あおもり産品支 援課 | 補助金 | 3,410 | 1,535 |
| 25 | スマート農業普 及対策事業 | 農林水産業 の振興 | 農林水産業 経営体質の 強化 | 農林水産部 農業政策課 | 補助金 | 10,351 | 9,569 |
| 26 | 農業基盤改良事業(道路·水路· 側溝) | 農林水産業の振興 | 農林水産業 の生産・流 通基盤の維 持・強化 | 農地林務課 | 委託料 | 27,955 | 27,621 |
| 27 | 市場運営管理事業 | 農林水産業の振興 | 農林水産業 の生産・流 通基盤の維 持・強化 | 農林水産部 中央卸売市場 管理課 | 委託料 | 238,551 | 286,021 |
| 28 | 青森市観光振興 対策事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 観光課 | 負担金 | 18,336 | 10,584 |
| 29 | 観光・コンベンション実行機関支援事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 観光課 | 補助金 | 14,352 | 14,352 |
| 30 | 青森ねぶた派遣 事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 観光課 | 負担金 | 12,457 | 12,452 |
| 31 | 青森空港振興· 国際化事業(負 担金) | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 交流推進課 | 負担金 | 7,400 | 7,400 |
| 32 | 外国人観光客誘 客促進事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 交流推進課 | 負担金 | 3,654 | 2,186 |
| 33 | 広域観光推進事 業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 交流推進課 | 負担金 | 11,174 | 10,239 |
| 34 | 青森港国際化推 進事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 広域観光の 推進 | 経済部 交流推進課 | 負担金 | 4,300 | 1,861 |
| 35 | 冬季観光イベント 開催事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 観光資源の 充実 | 経済部 観光課 | 負担金 | 5,676 | 5,676 |
| 36 | 青森ねぶた祭活 性化事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 観光資源の 充実 | 経済部 観光課 | 負担金 | 21,316 | 18,024 |
| 37 | サンセットビーチ あさむし管理運 営事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 観光資源の 充実 | 経済部 観光課 | 委託料 | 11,182 | 10,472 |
| 38 | 自然公園観光地施設管理事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 観光資源の 充実 | 経済部 観光課 | 委託料 | 13,324 | 11,706 |
| 39 | 道の駅ユーサ浅 虫改修事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 観光資源の 充実 | 経済部 観光課 | 委託料 | 45,654 | 33,304 |

| M | 事務事業名 | 青森市総合計画 | | 担当部課 | 巨八 | 令和4年度 | |
|-----|----------------------------|---------------------|-------------|--------------|-----|--------|--------|
| No. | 事伤 争 | 政策 | 施策 | 担目的味 | 区分 | 当初予算 | 決算額 |
| 40 | 港湾文化交流施 設活性化事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 観光資源の 充実 | 経済部 観光課 | 委託料 | 8,831 | 21,237 |
| 41 | 観光情報コンテ ンツ管理運営事 業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 受入態勢の 強化 | 経済部 交流推進課 | 委託料 | 4,091 | 4,106 |
| 42 | あおもり観光情報 センター管理運 営事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 受入態勢の 強化 | 経済部 交流推進課 | 委託料 | 20,434 | 20,737 |
| 43 | 青森港国際クル ーズターミナル整 備事業 | 観光の振 興・誘客の 推進 | 受入態勢の 強化 | 経済部 交流推進課 | 負担金 | 3,079 | 3,079 |

第3章 補助金・負担金・委託料等の概要

第1. 補助金等の概要

1. 補助金等の定義

補助金等の法令上の根拠は、自治法第232条の2に規定されている。

(寄附又は補助)

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金等の支出は、公益上必要がある場合にできるとされている。個別の補助金等については、自治体の条例や要綱等に基づいて支出することになる。

市においては、「青森市補助金等の交付に関する規則」(令和元年5月1日施行)(以下、この項では「補助金等の交付規則」という。)に則り処理することになる。ここで補助金等とは、市が交付する補助金、利子補給金及び交付金であるとされる。

【補助金·負担金·交付金】

| 補助金 | 負担金 | 交付金 |
|--|--|---|
| 補助金 一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき(市町村が都道府県の施策に基づき(市町村がおこなう場合もあるが)国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。 ※助成金の定義は補助金と同じ。 | 法令又は契約等によって地方 公共団体が負担することとなる ものであるが、これに区分され て支出されるものは多様なもの があり、次のようなものが含まれ る。 ①特定の事業について、地方 公共団体が当該事業から特別 の利益を受けることに対して、 その事業に要する経費の全部 又は一部の金額を支出する場 合。 ②一定の事業等について財政 政策上又はその他の見地から その事業等に要する経費の負 担割合が定められているとき に、その負担区分により負担す る場合(国と地方公共団体との | 交付金 法令又は条例、規則等により、 団体あるいは組合等に対して 地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務 処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なるものである。 |
| | 間及び地方公共団体相互の間 にみられる負担関係)。 | |

| 補助金 | 負担金 | 交付金 |
|-----|--|-----|
| | ③法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるために構成各団体が取り決められた費用を支出する場合。 | |

(出所:地方公共団体 歳入歳出科目解説)

2. 補助金等に係る条例、規則等

市の補助金等に係る条例、規則等は、以下のとおりとなっている。

| 条例 | 条例はない |
|--------|--------------------|
| 規則 | 青森市補助金等の交付に関する規則 |
| ガイドライン | 補助金等に関するガイドライン |
| 要綱 | 各事務事業において要綱を作成している |

条例作成することによって補助金の支出が適正に行われ、市民の福祉の向上に繋がっていかなければならない。

3. 補助金等の交付規則

補助金等についての事務手続について、補助金等の交付規則から要点を抜粋すると以下の図表となる。

【「補助金等の交付規則」の要約】

| 項目 | 事務手続 |
|----------------|------------------------------|
| 交付申請 | 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に |
| (補助金等の交付規則第3条) | 以下の書類を添えて市長に申請する。 |
| | ①事業計画書 |
| | ②収支予算書 |
| | ③その他市長が必要と認める書類 |
| 交付決定•通知 | 市長は、補助金交付申請書の申請があった場合は、申請書類 |
| (補助金等の交付規則第4条) | を審査し、必要に応じて実地調査又は市税の納付状況調査を |
| | 行い、補助金等の交付の可否を決定し、申請者に通知する。 |
| 実績報告 | 補助事業者は、事業が完了した場合には、補助事業等実績報 |
| (補助金等の交付規則第9条) | 告書に以下の書類を添えて市長に提出する。 |
| | ①事業費精算書 |
| | ②事業実績効果報告書 |

| 項目 | 事務手続 |
|-------------------|-------------------------------|
| | ③その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金等の額の決定 | 報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書 |
| (補助金等の交付規則第 10 条) | 類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、交付すべき |
| | 補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知する。 |
| 補助金等の交付 | 補助金等は、前条により額を確定した後に交付する。ただし、市 |
| (補助金等の交付規則第 11 条) | 長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等 |
| | の全部又は一部を交付することがある。 |
| 補助金等の請求 | 補助事業者は、補助金等を請求しようとするときは、請求書を市 |
| (補助金等の交付規則第12条) | 長に提出しなければならない。 |
| 補助金等の流用禁止 | 補助事業者は、交付を受けた補助金等を他の用途に使用して |
| (補助金等の交付規則第 14 条) | はならない。 |

第2. 委託料の概要

1. 委託の定義と委託に適する業務

市が行う委託とは、本来市がなすべき法律行為又は事実行為を契約という法形式により、他の機関や他の者に依頼することである。

委託の対象範囲や方法等については、自治法において特に制限規定はないが、公権力の行使 に係るものや行政に固有の判断を伴う等は、法律で特に認められた場合を除いて委託することは できない。委託に適する業務は、以下のとおりである。

(1)委託に適する業務

- ① 市が直接実施するよりも、他の者へ委託し、実施させる方が効率的なもの。
- ② 高度又は専門的な知識、技術、技能及び経験を必要とするもの。
- ③ 特殊な設備、装置等を必要とするもの。
- ④ 多量の事務を短期間に処理しなければならないもの。

(2)委託の必要条件

- ① 法令等により、その事務の民間委託について禁止されていないこと。
- ② 委託することにより、市民サービスの低下を招かないこと。
- ③ その事務が委託に適するものであること。
- ④ 経費の節減や事務の効率化等について、あらゆる角度から検討し、委託が妥当で あると判断できること。
- ⑤ 個人情報の保護に万全を期すること。

(3)受託者の選定条件

- ① 受託者が暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- ② 受託者が受託事務を能率的に処理する能力を持っていること。
- ③ 受託者に対する市の管理、監督を十分に行い得るものであること。
- ④ 選定に当たっては、競争契約の原則に立ち、候補となる者を原則として複数選定し、その中から選定すること。

2. 委託契約の方法

【委託契約の締結方法】

| 委託契約の締結方法 | 概要 |
|-----------|--|
| 一般競争入札 | 入札の内容を公告して一定の資格を有する不特定の参加者を誘引し、入 |
| | 札によって競争させ、その中から最も有利な価格を提示した者を契約の相 |
| | 手方とする契約方法である。 |
| 指名競争入札 | 技術、経験、実績等について信用力のある参加者を予め入札者として指 |
| | 名し、指名入札者間で価格競争させ、その中から最も有利な価格を提示し |
| | た者を契約の相手方とする契約方法である。 |
| | |
| | (指名競争入札が認められる場合) |
| | 地方自治法施行令第167条では、指名競争入札が認められる場合につい |
| | て、以下のように定めている。 |
| | ①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的 |
| | が一般競争入札に適しないものをするとき |
| | ②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付 |
| | する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき |
| | ③一般競争入札に付することが不利と認められるとき |
| 随意契約 | 競争入札の方法によらないで、任意に選択した特定の者を契約の相手方 |
| | とする契約方法である。契約の種類、内容、予定価格の額になどについ |
| | て、法令が認める範囲で行うことができる。一者を指定して契約する場合に |
| | 限らず、複数の者から見積書を徴取し決定する場合も随意契約になる。 |
| | |
| | (随意契約が認められる場合) |
| | 自治令167条の2第1項では、随意契約が認められる場合について、以下 |
| | のように定めている。 |
| | ①委託契約の予定価格が50 万円を超えないとき |
| | ②その性質又は目的が競争入札に適しないとき |
| | ③障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等から、規則 |
| | で定める手続により、物品等の買い入れ、役務の提供を受けるとき |
| | ④総務省令で定めるところにより、市長の認定を受けた者から物品 |
| | を買い入れるとき |
| | ⑤緊急の必要により、競争入札に付することができないとき |
| | ⑥競争入札に付することが不利と認められるとき |
| | ⑦時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき |
| | ⑧競争入札に付し入札者がないとき、または、再度の入札に付し落 |
| | 札者がないとき |
| | ⑨落札者が契約を締結しないとき |

第4章 産業振興と雇用対策の概要

第1. 産業振興・雇用対策に係る当初予算額

市の令和4年度における産業振興・雇用対策に係る当初予算額の要約は、以下のとおりである。

【産業振興・雇用対策に係る当初予算額】

(単位:千円)

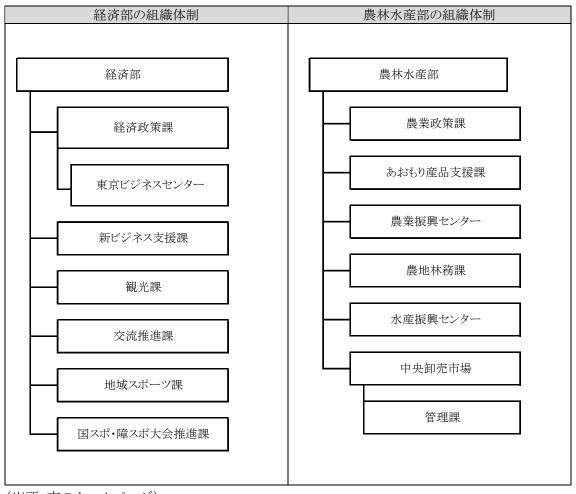
| 【生未饭哭" | 催用刈水に | .保る当初す | 异钡】 | | (- | 単位:十円) |
|---------------|-----------|-----------|--------------|---------|-----------|----------------------|
| 担当部担当課 | 款 | 項 | 目 | 事業費 | 節 (うち委託料) | 節 (うち補助金 ・負担金) |
| 経済部 | | | 1 | | | |
| 経済政策課 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興 費 | 92,328 | 20,757 | 32,806 |
| | 商工費 | 商工費 | 商工総務費 | 2,172 | | 15 |
| | 土木費 | 都市計画 費 | 都市計画総 務費 | 2,887 | | 2,887 |
| | 労働費 | 労働費 | 労働諸費 | 13,105 | 5,390 | 4,801 |
| | 総務課 | 総務管理 費 | 一般管理費 | 1,528 | | 203 |
| 交流推進課 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興 費 | 50,073 | | 50,073 |
| | 商工費 | 商工費 | 観光費 | 73,161 | 52,801 | 9,749 |
| | 土木費 | 港湾費 | 港湾費 | 7,559 | | 7,559 |
| | 総務費 | 総務管理 費 | 企画費 | 23,201 | 108 | 8,169 |
| 新ビジネス支援 課 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興 費 | 761,043 | 13,538 | 337,862 |
| | 商工費 | 商工費 | 商工総務費 | 405 | | 40 |
| 観光課 | 商工費 | 商工費 | 観光地整備 事業費 | 289,004 | 225,942 | 6,606 |
| | 商工費 | 商工費 | 観光費 | 77,000 | 2,969 | 72,640 |
| | 土木費 | 港湾費 | 港湾費 | 8,831 | 8,428 | |
| 担当部担当課 | 款 | 項 | 目 | 事業費 | 節 (うち委託料) | 節 (うち補助金 ・負担金) |
| 農水水産部 | | | | | | |
| 農業政策課 | 農林水産 費 | 農業費 | 農業振興費 | 238,452 | 16,519 | 180,631 |
| 農地林務課 | 農林水産 費 | 農業費 | 土地改良費 | 255,092 | 10,458 | 233,768 |
| | 農林水産 費 | 農業費 | 林業総務費 | 44,466 | 16,996 | 4,771 |
| | 農林水産費 | 林業費 | 造林費 | 9,172 | 8,784 | 301 |
| あおもり産品支 援課 | 農林水産 費 | 農業費 | 農業振興費 | 531,814 | 1,978 | 524,231 |
| 中央卸売市場 管理課 | 卸売市場 費 | 運営費 | 事業管理費 | 734,364 | 108,888 | 8,016 |

| 担当部担当課 | 款 | 項 | 目 | 事業費 | 節 (うち委託料) | 節 (うち補助金 ・負担金) |
|--------|-----|-----|-----|---------|--------------|----------------------|
| | 公債費 | 公債費 | 元本 | 360,134 | | |
| | 公債費 | 公債費 | 利子 | 29,892 | | |
| | 公債費 | 公債費 | 建設費 | 76,692 | | |

(出所:令和4年度 青森市 当初予算 歳出予算内示書(事業説明)第2.産業振興と雇用対策 に係る組織体制)

第2. 産業振興と雇用対策に係る組織体制

令和5年度青森市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)である「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について」に係る監査対象部署は、経済部と農林水産部であり、その組織体制は以下のとおりである。



(出所:市のホームページ)

第3. 産業振興・雇用対策に係る事務分掌

以下の資料は、産業振興・雇用対策に係る事務分掌について市のホームページより作成したものである。事務分掌の内容については、青森市行政組織規則(平成17年4月1日)、青森市農業振興センター処務規則(平成17年4月1日)及び青森市水産振興センター処務規則(平成17年4月1日)から抜粋・編集されていることを確かめた。下線を施した所管課は、監査対象となった事務事業を担当する部署である。

1. 経済部の事務分掌

| 所管課 | 事務分掌 |
|-----------------|--------------------------------|
| 経済政策課 | ○商工業振興施策の企画及び立案の調整に関すること |
| 1120 1 23/15/15 | ○鉱業権、温泉掘削、地下資源等に関すること |
| | ○産業展示館及びはまなす会館に関すること |
| | ○商工団体に関すること |
| | ○中小企業の高度化推進に関すること |
| | ○商業者の育成に関すること |
| | ○ガス用品販売事業者からの報告徴収等に関すること |
| | ○電気用品販売事業者からの報告徴収等に関すること |
| | ○液化石油ガス器具等販売事業者からの報告徴収等に関すること |
| | ○工場立地法に基づく、緑化面積率等の策定及び特定工場新設の |
| | 届出受理等に関すること |
| | ○雇用対策及び労働者の福祉に関すること |
| | ○出稼対策に関すること |
| | ○企業立地に係る各種動向調査に関すること |
| | ○企業立地受入地の整備に関すること |
| | ○企業誘致に係る訪問、広報及び立地環境の整備に関すること |
| | ○西部工業団地多目的施設に関すること |
| | ○商店街の振興に関すること |
| | ○大規模小売店舗における小売業の事業活動に関すること |
| 東京ビジネスセンター | ○首都圏における中央官庁その他関係機関との連絡調整に関するこ |
| | ٤ |
| | ○首都圏における市政に関する情報の収集及び発信に関すること |
| 新ビジネス支援課 | ○地域企業の新事業展開支援に関すること |
| | ○起業・創業に関すること |
| | ○中小企業者等の国内外販路の開拓支援等に関すること |
| | ○中小企業の金融対策及び経営支援に関すること |
| Act No Str | ○物産の振興に関すること |
| 観光課 | ○観光振興施策の企画・調整に関すること |
| | ○観光資源の利用、開発及び保護に関すること |
| | ○観光施設の整備及び運営に関すること |
| | ○催物に関すること |
| | ○索道に関すること |

| 所管課 | 事務分掌 |
|--------------|------------------------|
| 交流推進課 | ○観光客の誘致に関すること |
| | ○観光の宣伝及び案内に関すること |
| | ○国内における都市間等の交流推進に関すること |
| | ○国際交流に関すること |
| | ○港湾の利用促進に関すること |
| | ○空港の利用促進に関すること |
| 地域スポーツ課 | ○スポーツ推進に関すること |
| | ○スポーツ団体の育成に関すること |
| | ○スポーツ推進審議会に関すること |
| | ○スポーツ賞に関すること |
| | ○スポーツ施設の設置及び管理運営に関すること |
| | ○スポーツコミッションに関すること |
| | ○青森市アリーナプロジェクトに関すること |
| 国スポ・障スポ大会推進課 | ○国民スポーツ大会に関すること |
| | ○全国障害者スポーツ大会に関すること |

2. 農林水産部の事務分掌

| 2. 農林水産部の事務分掌 | 市政八份 |
|------------------|--|
| 所管課 典業系統調 | 事務分掌 |
| 農業政策課 | ○農業振興の計画・立案・調査に関すること |
| | ○水田対策の企画及び指導に関すること |
| | ○耕種及び園芸生産の指導奨励に関すること |
| | ○農業団体の育成指導に関すること |
| | ○病害虫予防及び土壌改良に関すること |
| | ○農業経営構造対策に関すること |
| | ○農業振興地域整備計画に関すること |
| | ○グリーンツーリズムに関すること |
| | ○農産物の安全性に関すること |
| | ○あおもり産品(農産物に限る)の生産に関すること |
| あおもり産品支援課 | ○あおもり産品の周知及び販売促進に関すること |
| | ○地産地消に関すること |
| | ○りんご等果樹生産の指導奨励に関すること |
| | ○果樹団体の育成指導に関すること |
| | ○りんごセンターに関すること |
| 農業振興センター | ○農業振興センターの事務運営の企画、立案及び連絡、調整に関 |
| | すること |
| | ○生産物売払代金その他の歳入の徴収に関すること |
| | ○研修及び講習に関すること |
| | ○施設の利用許可及び維持管理に関すること |
| | ○野菜、花き等の試験栽培に関すること |
| | ○薬用植物等に関すること |
| | ○ふれあい農園に関すること |
| | ○組織培養等新技術の研究及び土壌診断に関すること |
| | ○農林産物の優良種苗の生産と供給に関すること |
| | ○ 長杯産初の優長種田の生産と供給に関すること ○ あおもり産品(農産物及び畜産物に限る)の生産に関すること |
| | ○のあもり座面(長座物及い雷座物に取る)の生産に関すること ○家畜導入支援に関すること |
| | |
| ## 1/0 +1-3/2=## | ○八甲田ふれあい施設に関すること |
| 農地林務課 | ○農業農村整備事業に関すること |
| | ○農業用施設の維持管理及び改良に関すること |
| | ○農地及び農業用施設の災害復旧に関すること |
| | ○林業振興の企画及び調査に関すること |
| | ○林業技術の普及指導に関すること |
| | ○林業団体の育成指導に関すること |
| | ○市有林、私有林、部分林、保安林及び分収造林に関すること |
| | ○森林火災警防に関すること |
| | ○林道に関すること |
| | ○農村環境整備共同利用センターに関すること |
| | ○森林公園に関すること |
| | ○農村センターに関すること |
| | ○農村公園に関すること |
| | ○多面的機能支払交付金に関すること |
| | ○中山間地域等直接支払交付金に関すること |
| | ○県営事業で整備した土地改良施設の引継ぎに関すること |
| | ○農業土木支援事業に関すること |
| | ○農業用施設の占用許可申請等に関すること |

| 所管課 | 事務分掌 |
|-----------|------------------------------|
| 水産振興センター | ○漁港整備に関すること |
| | ○水産振興センターの管理に関すること |
| | ○浅虫海づり公園に関すること |
| | ○内水面資源利用保全事業に関すること |
| | ○水産金融基盤強化事業に関すること |
| | ○水産団体支援事業に関すること |
| | ○つくり育てる漁業推進事業に関すること |
| | ○ホタテガイ養殖調査に関すること |
| | ○漁業の担い手に関すること |
| | ○ブルーツーリズムに関すること |
| | ○水産物の安全性に関すること |
| | ○あおもり産品(水産物に限る)の生産に関すること |
| 中央卸売市場管理課 | ○市場経営の企画調査に関すること |
| | ○施設の整備計画及び維持管理に関すること |
| | ○関連事業者の許可に関すること |
| | ○中央卸売市場取引委員会に関すること |
| | ○せり人の登録、卸売業者及び仲卸業者の許可並びに売買参加 |
| | 者の承認に関すること |
| | ○市場における売買取引の指導監督に関すること |
| | ○取扱品の集出荷及び検査証明に関すること |
| | ○集出荷の輸送計画及び輸送施設に関すること |
| | ○卸売業者及び仲卸業者の経営状況の検査指導に関すること |
| | ○関係団体の指導及び調整に関すること |
| | ○地方卸売市場に関すること |

第4. 産業振興・雇用対策と青森市総合計画との関係

1. 青森市総合計画

監査テーマ「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について」を取り上げているが、青森市総合計画では、「第1章 しごと創り」において産業振興と雇用対策関連の事項を掲げている。

【青森市総合計画 体系図】



(出所:青森市総合計画体系図より抜粋し編集)

2. 産業振興・雇用対策の課題

青森市総合計画の中に掲げられている産業振興・雇用対策の課題は、以下に示す図表のとおりである。

【総合計画における産業振興・雇用対策の課題】

| 第1章 しごと創り | |
|-------------------|---|
| 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | |
| 産業の状況 | ・本市の産業は、多様な交通拠点を有する本市の特長を背景に、 卸売・小売業やサービス業などの第3次産業を中心に発展してきましたが、一方では、雇用創出効果と地域経済への波及効果が高い製造業をはじめとする第2次産業の集積が他都市に比べ進んでいない状況にある。 ・人口減少・少子高齢化の進展に伴い、消費需要の低下や地域間競争の激化などが進行することに加え、経済のグローバル化 ¹ や、AI ² ・IoT ³ などの技術革新により、産業構造や雇用環境などが大きく変化することが予想される。 ・本市産業の自立的な発展に向け、地域資源を最大限に活かしながら、農商工連携 ⁴ ・産学金官連携 ⁵ を通じて、今後、成長が見込まれる産業や意欲のある新たな起業家を育成することが重要となっている。 ・域外からの所得獲得を進めるとともに域内で循環させる、地域経済の好循環を創出することが重要となっている。 |
| 中小企業の状況 | ・地元企業数の大部分を占める中小企業においては、経営基盤が 弱いことから経済情勢の変化による影響を受けやすく、また、経営 者の高齢化が進んでいる。 |
| 商店街の状況 | ・商店街については、郊外の大型店やインターネット販売などによる 購買機会の多様化、経営者の高齢化や後継者不足などにより、商 店が減少傾向にある。 |
| 雇用の状況 | ・人口減少や若者等の域外流出に伴う生産年齢人口の減少により、労働力の不足が懸念されており、労働参加率 ⁶ や生産性の向上を図ることが重要となっている。 |
| 企業立地の状況 | ・ICT ⁷ の進展などを背景に、首都圏等の企業によるサテライトオフィス ⁸ の立地が進むなど、企業の進出形態が多様化している。 |

¹ グローバル化:これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。

-

² AI:人工知能。

³ IoT:モノのインターネット(Internet of Things)。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

⁴ 農商工連携:農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

⁵ 産学金官連携:民間企業、大学などの教育機関や研究機関、金融機関、自治体などが連携し、新技術や新事業の創出などに取り組むこと。

⁶ 労働参加率:15 歳以上の人口のうち就業している人(仕事を探している人を含む)の占める割合のこと。

⁷ ICT:情報通信技術(Information and Communication Technology)、パソコンやスマートフォンなどを活用したコミュニケーションを行うための技術。

⁸ サテライトオフィス:企業の本拠地から地理的に離れた場所に設置されたオフィス。

| 第2節 農林水産業の振興 販売力の状況 | ・農林水産品の需要量の減少や輸入農林水産品の増加などによ |
|--|---|
| 別とプログナイン・イン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン | |
| In In Ye | り、産地間競争の激化が予想されている。 |
| 担い手の状況 | ・農林水産業従事者のうち、特に就業人口の減少が著しい農業に |
| | おいては、2005(平成17)年の5850人に対し、2015(平成27)年 |
| | には 3502 人と約 4 割の 2348 人が減少しているとともに、65 歳以 |
| | 上の割合が 2005 (平成 17)年の 54.9%に対し、2015 (平成 27)年 |
| | には 59.3%に上昇し、農業就業者の約 6 割が 65 歳以上となって |
| | おり、高齢化が進んでいる。 |
| 農林水産業の経営・生産の状況 | ・コメやりんごのみの単一経営は、自然災害や市場価格の変動など |
| | による影響を受けやすい状況にある。 |
| | ・近年、農作物の残留農薬や産地・食品の偽装表示、鳥インフルエ |
| | ンザの発生等を背景に、食の安全・安心や環境にやさしい生産活 |
| | 動への関心が高まっている。 |
| | ・耕作放棄地が増加すると、病害虫の発生源となり、周辺の耕地に |
| | も悪影響を及ぼす可能性がある。 |
| | ・狭小・不整形な農地は利用集積が進まず、有効活用が図られてい |
| | ない状況にある。 |
| | ・戦後から高度経済成長期にかけて植栽された人工林が主伐期を |
| | 迎えている中、木材価格の低迷や労賃等の経営コストの上昇によ |
| | |
| | る林業生産活動の停滞に伴い、森林所有者の経営意欲が減退し |
| | ている。 |
| | ・ホタテガイ養殖を主力とする本市水産業の経営は、陸奥湾の異常 |
| | 高水温被害等の影響を受けやすい状況にある。 |
| 市場取引の状況 | ・産地直接取引といった市場外流通の増加等による市場取引高の |
| | 減少は、市場機能を低下させ、生鮮食料品の安定供給に支障を |
| | 及ぼす可能性がある。 |
| 第3節 観光の振興・誘客の推進 | |
| 広域観光・受入態勢の状況 | ・本市は、陸・海・空の交通結節点として広域的なアクセスを可能と |
| | する機能を有している。 |
| | ・北海道新幹線開業に伴う新幹線と航空路線を組み合わせた周遊 |
| | 観光や、クルーズ客船の青森港への寄港増加のほか、国際定期 |
| | 便やチャーター便の就航などにより、本市を訪れる国内外の観光 |
| | 客は増加傾向で推移しており、2020(令和2)年東京オリンピック・ |
| | パラリンピックの開催も大きな契機となり、今後も更なる増加が期待 |
| | される。 |
| | ・単独自治体の観光プロモーションから、周辺自治体等と連携した |
| | 誘客 PR や情報発信、ニーズに応じた魅力づくりなど、広域連携 |
| | の動きが全国で広がっている。 |
| | |
| | ・近年、増加が著しい外国人観光客をはじめとする国内外の観光 |
| | に対して、情報収集や決済環境、交通網の充実などについて、系 |
| | 便性と満足度を高め、滞在時間の増加と滞在の質を向上させる耳 |
| | 組が各自治体で広がっている。 |
| 観光資源の状況 | ・本市は、八甲田連峰や陸奥湾などの美しい自然と、その豊かな自 |
| | 然の中で育まれてきた豊富で多彩な食に加えて、世界に誇る青素 |
| | ねぶた祭や三内丸山遺跡をはじめとした縄文遺跡、温泉などとい |
| | った多種多様な魅力ある観光資源を有している。 |
| | ・本市は、冬季における観光客数が夏季などに比べ落ち込む状況 |
| | - 一一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 |

(出所:青森市総合計画より抜粋し編集)

3. 産業振興・雇用対策の主な取組

【産業振興・雇用対策の主な取組】

第1章 しごと創り

第1節 産業の振興・雇用対策の推進

第1項 地域ベンチャー支援の推進

産学金官連携⁹により、若者等の起業・創業や地元企業の新たな領域での事業展開、第二創業¹⁰などへの支援の充実を図り、新ビジネスへの挑戦を促進する。

新ビジネスへの挑戦を促進

- ・青森商工会議所等との連携のもと、「AOMORI STARTUP CENTER」に設置している「あおもり地域ビジネス交流センター」を拠 点に、創業に関する情報提供や相談対応などの支援を通じ、起業・ 創業を促進する。
- ・地元企業による既存事業と異なる分野・業態への進出に対する支援の充実などを通じ、第二創業や新たなビジネス領域での事業展開を促進する。
- ・起業後においても、関係機関等と連携した継続的な支援を通じ、経 営の安定化・事業の成長を促進する。

起業マインドの醸成

- ・大学等と連携したアントレプレナーシップ¹¹(起業家精神)の涵養などを通じ、大学生等の未来の起業家を目指す機運の醸成を図るとともに、小・中学生に対し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を図る。
- ・関係機関等と連携し、起業経験者によるセミナーなど創業に対する 理解と関心を深める取組を通じ、起業家となり得る人材の育成を図 る。

第2項 地域資源を活かした産業の育成

本市産業の自立的な発展に向け、地域資源を活用した産業の育成を推進する。 また、地元企業による生産性向上の取組などにより、経営基盤の強化を促進する。

成長が見込まれる産業の育成

- ・本市産業経済の優位性や弱点を踏まえ、成長分野の産業や、本市 の多様な地域資源を活用した地場産業の育成を推進する。
- ・農商工連携¹²・産学金官連携により、地域資源や特性を活かした新技術、新商品、商品の高付加価値化など、新たな取組を進める企業への支援体制の充実を図る。
- ・企業交流会などを通じて、市内企業間のネットワークの強化を図り、 企業が保有する技術やノウハウを活用した新商品・新サービスの開 発を促進する。

国内外での販路拡大

- ・県や周辺市町村、関係団体等と連携し、首都圏等での物産販売・ PRや商談を通じ、地元企業の新たな販路開拓を促進する。
- ・日本貿易振興機構や県内市町村等と連携し、貿易情報の提供や 商談会などを通じ、地元企業の海外市場でのビジネス展開を促進 する。

地元企業の経営基盤の強化

・(公財)21 あおもり産業総合支援センターや青森商工会議所、青森市浪岡商工会などの支援機関との連携による経営指導や各種融資

⁹ 産学金官連携:民間企業、大学などの教育機関や研究機関、金融機関、自治体などが連携し、新技術や新事業の創出などに取り組むこと。

¹⁰ 第二創業:既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。

¹¹ アントレプレナーシップ: 事業創造や新商品開発などに高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦していく姿勢や発想、魅力などを指す起業家精神のこと。

¹² 農商工連携:農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

制度等により、地元企業の生産性向上や経営革新・安定化を促進する。

- ・後継者が不足している地元企業に対し、事業承継に関する相談対 応や青森県事業引継ぎ支援センター、金融機関などと連携した支援を通じ、円滑な事業承継を促進する。
- ・青森県中小企業団体中央会などの関係機関と連携し、企業組合や 連携組織の設立・運営に対する支援を通じて、地元企業の共同 化・協業化を促進する。
- ・市内企業やあおもりコンピュータ・カレッジが行う人材育成活動への 支援を通じ、経営環境の変化に柔軟に対応できる、経営力や技術 力の高い人材育成を促進する。

第3項 個性と魅力ある商店街の形成

商業・サービス・コミュニティ機能等の維持・向上に向け、地域特性に応じた個性と魅力ある商店街づくりを促進し、商店街の活性化を図る。

商店街の機能充実

・青森商工会議所や青森商店街連盟等と連携し、商店街における起業・創業や事業承継の促進による新たな担い手の育成を通じ、商店街のサービス・コミュニティ機能の維持・向上を図る。

商店街の魅力向上

- ・地域等と連携した自主的な取組を促進するなど、地域の特性を活かした商店街づくりを促進する。
- ・空き店舗・空きビルなどの既存ストックを活用したリノベーション¹³の 推進などにより、にぎわいと魅力ある商業空間の形成を図る。

第4項 雇用対策の推進

労働力の確保に向け、若者等の地元就職を促進するとともに、仕事と家庭の両立など、誰もが安心して働くことのできる雇用環境づくりを促進する。また、地域ニーズに対応した多様な企業の立地等を促進する。

雇用環境づくり

- ・高校生、大学生などの若者やUターン就職希望者などに対し、本 市で働くことの魅力等の情報発信や就職活動への支援等を通じ、 若者等の地元就職を促進する。
- ・若者等の早期離職の防止に向け、若手社員等を対象とするセミナーや講習会などを通じて、市内企業における人材育成と職場定着を支援する。
- ・国・県や関係機関との連携のもと、企業におけるワーク・ライフ・バランス¹⁴の推進や福利厚生の充実などを通じ、若者や女性、高齢者などの多様な人材が、多様な働き方により活躍できる魅力ある職場環境づくりを促進する。

企業立地の促進

- ・県や関係機関との連携のもと、地域のニーズに対応した成長分野 の産業など多様な企業の立地促進を図る。
- ・青森中核工業団地などへの企業立地の促進に向け、多様な進出 形態に対応した受入態勢の整備を図る。
- ・立地企業のニーズを踏まえたフォローアップを通じ、立地企業の定 着化や事業拡大、地元企業との企業間提携を促進する。

第2節 農林水産業の振興

第1項 あおもり産品の販売力の強化

豊かな自然に育まれた安全・安心な市産 農林水産品の域内外への販路拡大に向 けて、地域ブランド化や高付加価値化に 積極的に取り組むとともに、販売力を強化 する。

販路拡大・販売力の強化

- ・市の広報媒体である広報あおもり及びホームページ、関係団体であるあおもり産品販売促進協議会のホームページや SNS¹⁵などを積極的に活用し、市産農林水産品の魅力や旬の時期などの情報を発信することにより、認知度の向上を図る。
- ・「幸たっぷりと青森市」をキャッチフレーズに、県と大型量販店が連携して実施する「青森県フェア」や、市と青森農業協同組合とで連携して実施する主要市場でのりんごの販売イベントなどを活用した

¹³ リノベーション: 既存建物等を大規模に改修するなど、用途変更や機能の高度化を図り、新しい価値を加えること。

¹⁴ ワーク・ライフ・バランス: 仕事と生活の調和。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

¹⁵ SNS:Social Networking Service の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットを利用したサービス。

効果的なトップセールス¹⁶を展開し、市産農林水産品の魅力を国内外へ積極的にPRする。

- ・物産展、商談会等の開催情報や首都圏等のバイヤーの情報など、 関係団体との連携のもと、販路拡大に必要となる有用な情報の収集 に努めるほか、大規模展示商談会等への出展を通じて市産農林水 産品に対する需要等を把握し、関係団体や生産者等との情報共有 を図る。
- ・生産者等の経営の多角化と所得向上及び農林水産品の高付加価値化を図るため、生産者等が行う6次産業化¹⁷に向けた取組を促進するほか、他産地との差別化を図るため、関係団体と連携しながらカシス、アオベジ¹⁸、ナマコ、八甲田牛など地域特性の高い農林水産品の地域ブランド化を推進する。

食育19及び地産地消20の推進

・農林水産品等に関する正しい知識の普及啓発のほか、生産者と消費者との交流促進、更には地元の食材を活用した給食の提供などを通じて、市産農林水産品の域内消費の拡大を図る。

第2項 農林水産業の経営体質の強化

農林水産業の担い手の育成・確保を進めるとともに、農地の利用集積や新技術の 導入、経営の多角化などによる経営体質 の強化を図る。

担い手の育成・確保

- ・新規就業者や後継者、地域と連携して農林水産物の生産を行おうとする企業などに対して、県や青森農業協同組合・漁業協同組合等と連携しながら、相談、研修、就業の各段階に応じたサポートを行い、意欲のある新たな担い手の育成・確保と定着化を図る。
- ・地域農業の中核的な役割を担う認定農業者²¹や集落営農組織²²などを育成するとともに、県や青森農業協同組合等の関係機関と連携し、農業労働力の確保に向けた仕組みづくりに努める。
- ・各種体験メニューやイベントなどを通じて、農林水産業に関する理解と関心を高め、新規就業者の掘り起こしを進める。

農林水産業の経営体質の強化 (農業分野)

- ・ロボット技術・情報通信技術等の先進技術の導入によるスマート農業²³など、作業の省力化や生産性向上に向けた取組を促進し、経営規模の拡大や農業経営の合理化・近代化を図る。
- ・経営規模の拡大に向けて意欲のある担い手等への農地の利用集積・集約を促進し、農地利用の効率化と生産性の向上を図るとともに、地力²⁴の維持・増強など健全な土づくりを推進する。

¹⁶トップセールス:一般的には、企業の社長自ら自社製品の特長や優秀性を宣伝し、積極的にセールスを行うこと。 ここでは市長自らが地方の産物・産業を、他の国や地方へ売り込むこと。

^{17 6} 次産業化:農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組。

¹⁸ アオベジ:「ケール」などの西洋野菜・「筒井赤かぶ」などの伝統野菜など、新たな特産品を育てることを目的に 2013(平成 25)年度から取り組んでいる「あおもり魅力野菜」の愛称。

¹⁹ 食育:生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

²⁰ 地産地消:国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されたものに限る)をその生産された地域内で消費すること。

²¹ 認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市に提出して認定を受けた農業者のこと。

²² 集落営農組織:集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

²³ スマート農業:ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

²⁴ 地力:その土地が農作物を育てる生産力。

- ・コメやりんごなどを主体としながら、トマトをはじめとする市奨励作物 や高収益作物の作付けを促進する。
- ・本市の気候にあった作物や、高品質で収益性の高い作物の調 ・研究、生産技術の指導を行い、農業経営の安定化を図る。
- ・安全・安心な農産物の生産や、労働環境の安全の確保、経営の 改善に向け、国や県と連携し、GAP²⁵(農業生産工程管理)の認証 取得を目指す取組を促進する。
- ・企業や関係団体との連携のもと、観光体験型農業の受入態勢の整備や魅力の向上を図り、グリーン・ブルーツーリズム²⁶⁻²⁷活動を促進する。

(林業分野)

・林業経営に適した森林を、意欲と能力のある担い手(林業経営者) に集積・集約し、効率的な森林整備と林業経営の安定及び担い手 の育成を図るとともに、林業経営に適さない森林については、市が 管理を行い、関係機関と連携しながら木材の利用促進を図る。

(漁業分野)

- ・漁業の持続的発展に向け、漁獲量の大部分を占めるホタテガイ漁場の適切な管理を促進するとともに、優良稚貝の安定的な確保と養殖数量の適正な管理を通じて、産地形成を推進する。
- ・漁業経営の合理化・近代化に伴う資金需要に対応するため、国や 県との連携のもと、融資環境の充実を図るとともに、資材等の共同 利用などを促進し、効率的な漁業経営の確立を図る。
- ・市水産振興センターにおいて、県の試験研究機関等との連携を密にしながら、本市の特性に合った新たな栽培漁業品種の研究、開発に取り組むとともに、漁業経営の多角化・安定化に資するため、ナマコ・ホヤ種苗などの供給機能の確保に努める。

資源循環型農業

・減化学合成農薬、減化学肥料による安全・安心な農作物の生産や、稲わらの利活用などの有機資源を有効活用した土づくりを促進するとともに、土壌や周辺環境にやさしい環境保全型生産資材の普及を図る。

第3項 農林水産業の生産・流通基盤の 維持・強化

農林業の生産基盤である農地や森林の適正な管理と資源の有効活用を通じて、優良農地の確保や森林などが持つ多面的機能²⁸の維持・発揮を図る。また、水産業の生産基盤である漁港や漁場などの適正な管理を通じて、水産資源の保護を図る。流通環境の変化に対応するため、市場機能の充実を図り、市場取引の活性化を促進する。

優良農地の確保

- ・将来にわたって農用地等として利用するべき区域を定め、優良農地の確保と有効利用に努める
- ・担い手への農地集積・集約化や大型機械の導入による効率的な営 農環境の確保との生産性の向上を図るため、ほ場²⁹の大区画化、農 道、用水路・排水路の整備などの基盤整備に取り組む。

農地・森林・漁港等の適正な管理・有効活用

・耕作されない農地について、経営規模の拡大を目指す担い手や、 就農希望者、企業等に対して情報提供するとともに、所有者に対し て農地としての活用を促し、耕作放棄地の発生防止を図る。

_

²⁵ GAP: Good Agricultural Practice の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

²⁶ グリーンツーリズム:農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

²⁷ ブルーツーリズム:農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のうち、特に漁村地域における活動。

²⁸ 多面的機能:農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成などや、森林が有する温室効果ガス吸収源や土砂災害防止などの機能。

²⁹ ほ場:作物を栽培する田畑。

- ・農地の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように努める。
- ・森林所有者等が作成する「森林経営計画」に基づいた効率的な森 林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能の 維持増進を図る。
- ・林道の保全・改良を通じて、適切な林道環境の確保を図ることにより、生産コストの低減や森林の適正な維持管理を図る。
- ・国の「漁港漁場整備長期計画」に基づき、漁港機能の高度化と快適 な漁港環境の形成を推進する。
- ・県と連携して、増殖場や漁礁の造成など、沿岸漁場の開発により、 漁業生産力の向上と漁場の効率的利用を図る。
- ・漁場の環境を保全するため、自然保護意識の高揚などを通じて、陸 奥湾の水質汚染の防止を図る。

市場取引の活性化

・卸売市場が生鮮食料品などの流通拠点としての機能を発揮するため、売買取引方法の見直しや取引事務の簡素化など、取引の効率性の向上に取り組む。

第3節 観光の振興・誘客の推進

第1項 広域観光の推進

交流人口の拡大に向けて、広域的な連携 による戦略的なプロモーション30を展開す る。

広域観光を推進する体制の強化

- ・広域観光の推進に向け、観光事業者等と連携したマーケティング³¹ (分析)を通じて、ニーズ・ターゲットに応じた誘客戦略を進めるとともに、関係自治体・団体等との連携強化を図り、観光に携わる人材の育成や事業者の競争力が高まるような情報提供を促進する。
- ・本市が、広域観光圏の核として機能するためにも、本市の魅力を高める誘客・受入態勢の充実を図る。

戦略的な観光プロモーションと情報発信

- ・国をはじめ、県、関係自治体、団体と連携し、観光キャッチフレーズ「NIPPON ここだけ 青森市」などを活用しながら国内外への効果的な観光プロモーションを展開する。
- ・ニーズに応じた効果的な情報発信や情報媒体(SNS³²など)を活用した的確な情報提供を通じて、国内外の旅行市場へ本市の魅力を訴求する。

航空路線やクルーズ客船を活用した誘客の促進

・観光客の更なる増加を目指し、国内外の定期航空路線の維持・拡大やクルーズ客船寄港の増加を図るため、効果的な情報発信とセールス活動を展開する。

MICE33誘致の促進

³⁰ プロモーション:消費者に製品やサービスを認識させ、購入してもらうための広告、広報などの情報発信や販売促進などの活動。

³¹ マーケティング:消費者の意見や要望を商品などに的確に反映するため、消費者の動向や市場の情報を 科学的に収集・分析すること。

³² SNS: Social Networking Service の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットを利用したサービス。

³³ MICE:企業等の会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

・「国際会議観光都市³⁴」である本市が有する都市の拠点性や施設などの機能、魅力的な観光資源を活かし、県や関係団体との連携により、MICE 誘致を促進する。

第2項 観光資源の充実

自然、歴史、文化芸術、食などの地域特性を活かし、四季を通じた魅力づくりを進め、世界から選ばれる観光地としてのブランドカの向上を図る。

観光地としてのブランド力の向上

- ・本市ならではの自然、歴史、文化芸術、食のほかスポーツなどを活用し、ここでしか体験できない観光メニューの充実を図るとともに、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップ³⁵を図り、四季を通じて魅力ある観光地としてのブランド化を推進する。
- ・冬季の観光客の増加に向け、日本三大樹氷の一つであり、国際ブランド化を進めている八甲田の樹氷のほか、スノーアクティビティ36など、本市の冬季における観光資源の充実を図るとともに、その魅力を国内外に発信する。

観光施設等の充実

- ・文化観光交流施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」をはじめ、主要な観光 施設等において連携を進めるとともに、観光客が楽しめる展示内容 や体験メニューなどの充実を図る。
- ・道の駅など地域の活性化拠点となっている施設については、関係 団体等と連携しながら、機能の充実を図る。

第3項 受入態勢の強化

国内外からの観光客が快適に周遊・滞在 できるようにホスピタリティ³⁷の向上など受 入態勢の強化を推進する。

観光客のニーズに応じた受入態勢と受入環境の充実

- ・観光客の満足度向上を目指し、観光事業者をはじめ、市民一人ひとりのホスピタリティ向上に向け取り組むとともに、観光ボランティアガイドを活用した観光案内の充実を図る。
- ・国内外からの観光客が快適で安全・安心に周遊・滞在できるよう、 観光案内機能の充実・強化を図るほか、多言語対応やWiFi⁸⁸環境、キャッシュレス決済³⁹などの受入環境の整備を促進する。

交通網の充実と利用促進

- ・広域的な観光ルートの形成を図るとともに、駅や空港などのアクセス 拠点と、市街地・八甲田地区・浅虫地区などの観光地を周遊しやす い環境整備を進める。
- ・本市を訪れる国内外の観光客が快適に移動できるよう、的確な情報発信などを通じ、観光シャトルバスやタクシーなどの利用促進を図る。

(出所:青森市総合計画より抜粋し編集)

36

³⁴ 国際会議観光都市:「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)」に基づき、コンベンションの振興に適すると観光庁長官が認定した都市。

³⁵ ブラッシュアップ:現状の状態よりもさらにいい状態にすること。

³⁶ スノーアクティビティ:スキー・スノーボードやスノートレッキングなど、雪を活用した遊びやスポーツのこと。

³⁷ ホスピタリティ: おもてなし。 特に観光においては、観光客が安心して快適に過ごせるよう、 事業者のみならず地域の人々が観光客にあたたかく接する精神。

³⁸ WiFi: 電波を用いて高速なデータ通信を行う通信技術で、複数のコンピュータや電子機器を相互に接続して通信ネットワークを形成すること。

³⁹キャッシュレス決済:紙幣と硬貨を使わない決済方法。

4. 基本施策における目標とする指標

青森市総合計画には施策の進捗度を測定するための「目標とする指標」が設定されており、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、2023(令和5)年度における目標値を定めている。

「産業振興と雇用対策」に関する施策の令和4年度における実績値について各部局・課から情報を収集して目標値と比較して、令和4年度における達成状況を示したものが次の図表である。この中で令和4年度の実績値が目標値と比較して大幅な差異がある目標とする指標について、その理由について簡単な説明を施している。

【本施策における目標とする指標と令和4年度の実績】

| 目標とす | ける指標 | 目標値 | 基準値 | 令和4年度 | (注1) |
|--------------------------|--|-------|---------------------------|-------|------|
| 第1節 産業の振 | 興・雇用対策の推進 | É | | | |
| 第1項 地域ベン | チャー支援の推進 | | | | |
| 創業件数 | AOMORI STARTUP CENTER の支援に よる市内での年間 創業件数 | 30 件 | 20 件 (平成 30 年度見込 み) | 99 件 | 1 |
| 新ビジネスチャレンジャー認定 件数 | 起業・創業や新たな事業展開へ挑戦する事業者として市が認定した件数(2017(平成29)年度からの累計) | 41 件 | 11 件 (平成 30 年度) | 一件 | 注 2 |
| 第2項 地域資源 | 原を活かした産業の | 育成 | | | |
| 設備投資件数 | 市内事業者が、 設備投資を対象と する市の支援制 度を活用した件数 | 201 件 | 201 件 (平成 29 年度) | 234 件 | 2 |
| 第3項 個性と魅 | 力ある商店街の形成 | 龙 | | | |
| 商店街での新規開業件数 | 市の支援制度を活 用して、商店街で 新規に開業した件 数(2018(平成30) 年度からの累計) | 28 件 | 3 件 (平成 30 年度見込 み) | 29 件 | |
| 第4項 雇用対策 | その推進 の | | | | ' |
| 若者等の地元 就職に関する相 談件数 | 市のUターン就活 サポートデスク等に おける就職相談件 数 | 540 件 | 420 件 (平成 29 年度) | 244 件 | 3 |
| 立地企業数 | 市と立地協定を締結して、本市へ新たに開設された事業所数(2017(平成29)年度からの累計) | 22 件 | 4 件 (平成 29 年度) | 20 件 | |

| 目標と | する指標 | 目標値 | 基準値 | 令和4年度 | (注1) | | | | | |
|-------------------------------------|---------------------|--|-------------|------------|------|--|--|--|--|--|
| 第2節 農林水產 | 産業の振興 | | | | | | | | | |
| 第1項 あおもり | 産品の販売力の強化 | <u>L</u> | | | | | | | | |
| 商談件数 | 商談会出展を支 | 46 件 | 31 件 | 266 件 | 4 | | | | | |
| | 援した団体の商談件数 | | (平成 30 年度) | | | | | | | |
| 第2項農林水産業の経営体質の強化 | | | | | | | | | | |
| 認定新規就農 | 農業経営基盤促 | 8 経営体 | 10 経営体 | 6 経営体 | | | | | | |
| 者数 | 進法に基づき、新 | - / / 11 | (平成 30 年度見込 | - 12 - 11 | | | | | | |
| | たに農業経営に | | み) | | | | | | | |
| | 取り組むために作 | | | | | | | | | |
| | 成する「青年等就 | | | | | | | | | |
| | 農計画」を市に提 | | | | | | | | | |
| | 出して認定を受け | | | | | | | | | |
| | た者(各年度) | | | | | | | | | |
| 担い手への農 | 本市の耕地面積 | 51.9% | 42.3% | 50.6% | | | | | | |
| 地集積率 | に占める担い手 | | (平成 29 年度) | | | | | | | |
| | への農地利用集 | | | | | | | | | |
| | 積面積(自己所 | | | | | | | | | |
| | 有、借入地、特定 | | | | | | | | | |
| | 農作業受託の合 | | | | | | | | | |
| tot the trace of the | 計面積)の割合 | | | | | | | | | |
| 地域振興作物 | 市内における地 | 45.5ha | 36.5ha | 37.3ha | 5 | | | | | |
| (高収益作物) | 域振興作物(高収 | | (平成 30 年度) | | | | | | | |
| の作付面積 | 益作物:「青森市 | | | | | | | | | |
| | 地域農業再生協 | | | | | | | | | |
| | 議会水田収益力 強化ビジョン」に | | | | | | | | | |
| | おいて設定してい | | | | | | | | | |
| | る品目)の作付面 | | | | | | | | | |
| | 積 | | | | | | | | | |
| 漁業生産量 | 市内の漁業生産 | 14,219t | 11,371t | 15,231t | | | | | | |
| 1///木工/生里 | 量の合計 | 14,2130 | (平成 29 年度) | 10,2010 | | | | | | |
| 第3項 農林水產 | 産業の生産・流通基準 | 盤の維持・強化 | (1/2/201/2/ | · | | | | | | |
| ほ場整備の割 | 水田面積のうち、 | 80.0% | 75.2% | 80.4% | | | | | | |
| 合 | ほ場整備を実施 | , - | (平成 29 年度) | , , | | | | | | |
| | 済みの面積の割 | | | | | | | | | |
| | 合 | | | | | | | | | |
| 森林整備率 | 市内の人工林面 | 14.51% | 6.39% | 10.64% | 6 | | | | | |
| | 積のうち、森林経 | | (平成 29 年度) | | | | | | | |
| | 営計画に基づく | | | | | | | | | |
| | 間伐材等の森林 | | | | | | | | | |
| | 整備をした割合 | | | | | | | | | |
| 漁港整備率 | 現在整備中また | 75% | 0% | 50% | 7 | | | | | |
| | は今後整備が予 | | (平成 30 年度) | | | | | | | |
| | 定されている本市 | | | | | | | | | |
| | 管内漁港の整備 | | | | | | | | | |
| <i>F</i> 11 → 11 ← 11 | された割合 | 00 000 7 | 00.000 777 | 01.405.777 | | | | | | |
| 卸売市場年間 | 卸売市場で取扱う | 38,289 百万円 | 38,289 百万円 | 31,425 百万円 | 8 | | | | | |
| 取扱高 | 水産物、青果、花 | | (平成 29 年度) | | | | | | | |
| | きの年間取扱金額 | | | | | | | | | |
| 第9路 知业の# | 1,5,1 | | | | | | | | | |
| | 長興・誘客の振興 | | | | | | | | | |
| 第1項 広域観光 | ひ推進 | | | | | | | | | |

| 目標とす | ける指標 | 目標値 | 基準値 | 令和4年度 | (注1) |
|-----------------------------|------------------------------------|--------------|----------------------------|------------|------|
| 観光入込客数 (延べ人数) | 本市を訪れた観 光客数 | 6,202 千人 | 6,040 千人 (平成 29 年度) | 4,633 千人 | @ |
| 主要宿泊施設 宿泊者数 (延べ人数) | 市内の主要宿泊 施設における宿 泊者数 | 1,133,220 人泊 | 1,115,350 人泊 (平成 30 年度) | 986,555 人泊 | 10 |
| 第2項 観光資源 | 原の充実 | | | | |
| 冬季観光入込 客数 (延べ人数) | 冬季(11、12月、 1-3月)に本市を 訪れた観光客数 | 1,883 千人 | 1,733 千人 (平成 29 年度) | 1,190 千人 | (1) |
| 第3項 受入態勢 | ゆの強化 | | | | |
| 外国人観光客 潜在者数 (延べ人数) | 昼間(10~18時) に本市に滞在した 外国人観光客数 | 210,929 人 | 125,168 人 (平成 29 年度) | (未確定)人 | |
| 主要宿泊施設 外国人宿泊者 数(延べ人数) | 市内の主要宿泊 施設における外 国人宿泊者数 | 147,653 人泊 | 86,833 人泊 (平成 30 年度) | 11,913 人泊 | 12 |

(出所:青森市総合計画から抜粋、令和4年度の実績値は「令和4年度主要な施策の成果及び 予算の執行実績に関する報告書」より入手)

- (注1) 目標値と令和4年度実績値との比較により、著しく差があるものについて次の図表において説明をしている。
- (注2)「あおもり、再生。」特別枠事業として平成29年度から令和2年度までの4年間限定で実施した事業である。従って、令和3年度以降の実績はない。

上表の備考欄①~⑫に関する以下の説明は、「令和4年度主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」から抜粋したものである。

【達成度の説明】

| 注1 | | 目標とする指標 | 目標値 | 令和4年度 |
|------|---------|------------------------------|---------|-----------------|
| (土.1 | 達成度評価 | 目標値と令和4年度の実績値との差の説明 | | |
| 1 | 創業件数 | AOMORI STARTUP CENTER の支援による | 30 件 | 99 件 |
| | | 市内での年間創業件数 | | |
| | A | 創業件数は99件となり、目標値を大幅に上 | 回りました。 | |
| 2 | 設備投資件数 | 市内事業者が、設備投資を対象とする市の支 | 201 件 | 234 件 |
| | | 援制度を活用した件数 | | |
| | A | 設備投資件数は234件となり、目標値を上 | 回りました。 | |
| 3 | 若者等の地元 | 市のUターン就活サポートデスク等にお | 540 件 | 244 件 |
| | 就職に関する | ける就職相談件数 | | |
| | 相談件数 | | | |
| | D | 新型コロナウイルス感染症の影響により、若 | 者等の地元就 | 比職に関する相談 |
| | | 件数は 244 件となり、目標値を下回りました | 0 | |
| 4 | 商談件数 | 商談会出展を支援した団体の商談件数 | 46 件 | 266 件 |
| | A | 相談件数は 266 件となり、目標値を大幅に | 上回りました。 | |
| (5) | 地域振興作物 | 市内における地域振興作物(高収益作物:「青 | 45.5ha | 37.3ha |
| | (高収益作物) | 森市地域農業再生協議会水田収益力強化ビ | | |
| | の作付面積 | | | |

| 注1 | | 目標とする指標 | 目標値 | 令和4年度 |
|-----|-------------------|--|---------------|--------------|
| 仕.1 | 達成度評価 | 目標値と令和4年度の実績値との差の説明 | | |
| | | ジョン」において設定している品目)の作付面 | | |
| | _ | 積 | 2 2 2 2 2 2 | |
| | В | 地域振興作物(高収益作物)の作付面積は | 37.3ha となり、 | 、目標値を下回りま |
| | to the details to | した。 | | |
| 6 | 森林整備率 | 市内の人工林面積のうち、森林経営計画に基 づく間伐材等の森林整備をした割合 | 14.51% | 10.64% |
| | В | 森林整備率は10.64%となり、目標値を下回 | 回りました。 | |
| 7 | 漁港整備率 | 現在整備中または今後整備が予定されている 本市管内漁港の整備された割合 | 75% | 50% |
| | С | 実施主体である県の漁港整備計画が変更と | なり、整備時 | 期が延伸されたこと |
| | | により、漁港整備率は50%となりました。 | | |
| 8 | 卸売市場年間 | 卸売市場で取扱う水産物、青果、花きの年間 | 38,289 | 31,425 |
| | 取扱高 | 取扱金額 | 百万円 | 百万円 |
| | В | 新型コロナウイルス感染症の影響により、卸 | 売市場年間取 | 双扱金額は 31,425 |
| | | 百万円となり、目標値を下回りました。 | | |
| | | | | |
| 9 | 観光入込客数 | 本市を訪れた観光客数 | 6,202 千人 | 4,633 千人 |
| | (延べ人数) | | | |
| | В | 新型コロナウイルス感染症の影響により、観 | 光入込客数(| 延べ人数)は4,633 |
| | | 千人となり、目標値を下回りました。 | | |
| 10 | 主要宿泊施設 | 市内の主要宿泊施設における宿泊者数 | 1,133,220 | 986,555 |
| | 宿泊者数(延 | | 人泊 | 人泊 |
| | べ人数) | | | |
| | В | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主 | | 計治者数(延べ人 |
| | | 数)は986,555人泊となり、目標値を下回り | | |
| 11) | 冬季観光入込 | 冬季(11月-3月)に本市を訪れた観光客数 | 1,883 千人 | 1,190 千人 |
| | 客数(延べ人 | | | |
| | 数) | Institution of the second of t | | . Mr. (|
| | С | 新型コロナウイルス感染症の影響により、冬 | 李観光入込名 | 数(延べ人数)は |
| |) | 1,190 千人となり、目標値を下回りました。 | | T |
| 12 | 主要宿泊施設 | 市内の主要宿泊施設における外国人宿 | 147,653 | 11,913 |
| | 外国人宿泊者 | 泊者数 | 人泊 | 人泊 |
| | 数(延べ人数) | #CTU 1.L. / > ===== = = = = = = = = = = = = = = = | 표를 William 11 | |
| | D | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主 | | 、国人佰旧者数(延 |
| | | べ人数)は11,913人泊となり、目標値を下[| <u> </u> | |

(注1) 番号欄①~⑫は、前出図表の注1欄に記載した番号に対応している。

(監査人の所感)

目標値と令和4年度実績値との増減理由について、単に「目標値を下回った」、「目標値を上回った」という説明が多く、本質的な増減をもたらした要因について言及する説明が乏しい。

第5章 外部監査の結果及び意見(総論)

第1. 監査結果及び意見に関する総括

令和5年度青森市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「産業振興と雇用対策 における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、 この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監 査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章「第 2. 監査結果及び意見の概要」において事務事業毎の監査の指摘事項及び意見の表題について一覧形式でまとめ、本章「第 4. 監査結果及び意見のまとめ」において「1. 補助金・負担金に係る監査結果及び意見の要約」、「2. 委託料に係る監査結果及び意見」、「3. その他に係る監査結果及び意見」、「4. 補助金・委託料の全般に係る監査結果及び意見」として事務事業毎に分析を施しており、問題点を浮き彫りにし、市が行う措置対応のガイドラインを示している。

1. 指摘事項・意見の費目別集計結果

【監査結果及び意見の集計結果】

(単位:事業数・監査結果及び意見の件数)

| | 政策·施策 | 監査 対象 | 区分 | 補助金 | 負担金 | 委託料 | その他 | | |
|---------------|-----------------------------------|----------|----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 産業の振興・雇用対策の推進 | | | | | | | | | |
| | 地域ベンチャー支援の推進 | 5 | 指摘 | 5 | | | | | |
| | 地域ペンティー文板の推進 | υ | 意見 | 4 | 1 | | | | |
| | 地域資源を活かした産業の育成 | 13 | 指摘 | 2 | | | | | |
| | 地域員派と旧かしに注来が自成 | 13 | 意見 | | 6 | | | | |
| | 個性と魅力ある商店街の形成 | 2 | 指摘 | | | | | | |
| | 四 工乙/艦ノノベアン 四 四 区 マノバクルス | 2 | 意見 | 6 | | | | | |
| | 雇用対策の推進 | 3 | 指摘 | | | | | | |
| | 准 | | 意見 | 5 | | | | | |
| 農林 | 木水産業の振興 | | | | | | | | |
| | あおもり産品の販売力の強化 | 1 | 指摘 | | | | | | |
| | 8343 もり/生品 V 列入 フェンス 15 | 1 | 意見 | 1 | | | | | |
| | 農林水産業の経営体質の強化 | 1 | 指摘 | 1 | | | | | |
| | 展州小座朱沙柱首件員*/)强化 | 1 | 意見 | | | | | | |
| | 農林水産業の生産・流通基盤の | 0 | 指摘 | | | 1 | | | |
| | 維持・強化 | 2 | 意見 | | | 1 | | | |
| 観光の振興・誘客の推進 | | | | | | | | | |
| | 広域観光の推進 | 7 | 指摘 | | _ | | | | |
| | △ 次 町 儿 ♥ 21 世 年 | ′ | 意見 | 2 | 2 | | 1 | | |

| | 政策・施策 | 監査 対象 | 区分 | 補助金 | 負担金 | 委託料 | その他 |
|----|----------------------|----------|----|-----|-----|-----|-----|
| | 観光資源の充実 | | 指摘 | | | 1 | |
| | 既儿貝你V/儿 大 | 6 | 意見 | | 3 | 3 | |
| | 受入態勢の強化 | 3 | 指摘 | | | | |
| | 文八思务》为张仁 |) | 意見 | | | 1 | |
| 小清 | | | | | | | |
| | | 43 | 指摘 | 8 | | 2 | |
| | | 45 | 意見 | 18 | 12 | 5 | 1 |
| その |)他 | | | | | | |
| | 政策・施策全般について | | 指摘 | 1 | | | |
| | 政界・旭泉主派(こう)・(| _ | 意見 | 3 | | | |
| 合計 | 合計 | | | | | | |
| | | | 指摘 | 9 | | 2 | |
| | | | 意見 | 21 | 12 | 5 | 1 |
| | | 50 | 計 | 30 | 12 | 7 | 1 |

指摘事項は合計 11 件、内訳は補助金 9 件、委託料 2 件となっている。 意見は合計 39 件、内訳は補助金 21 件、負担金 12 件、委託料 5 件、その他 1 件となっている。

2. 監査結果及び意見に関する総括

(1)補助金・負担金制度に関する総括

補助金・負担金の全般について考察すると、総体的にゆるい行政の運用となっており、一部には 言わばタガが外れかけた状況となっているものもあり、補助金・負担金制度の目的から逸脱しかね ない事務事業も見られた。

この本質的な原因は、補助金・負担金の性格を十分に認識し、また財源は市民の税金であることを鑑みて厳格な事務処理が要求されている点について全庁的に認識が十分に浸透していないことから招来されるものと考える。

補助金・負担金の全般に関する監査結果としては、第5章 第4. 3.「補助金・委託料の全般に係る監査結果及び意見」で後述する以下の3点に要約される。

- ①「青森市補助金等の交付に関する規則」の規定内容を見直すこと。
- ②「補助金等に関するガイドライン」を見直すこと。
- ③「補助金等チェックシート」を見直すこと。

つまり、補助金・負担金制度に対する総体的な理解の掘り下げ不足や研究等の不足が規則の 一部未整備や、ガイドライン、チェックシートの不整備をもたらし、これらが相まって運用面における 補助金・負担金制度の趣旨を理解した基盤の構築が未整備となっていることが一段階ステップアップした厳格な運用を妨げているものと思料する。

(2) 委託料に関する総括

委託料に関する監査結果は合規性の監査視点からの内容が多く、委託目的に照らして適切な事務事業となっていないもの、契約書の作成について誤りがあるもの、指定管理者の選定時において提出された決算書の内容確認に関する検証不足となっている。規定、要綱等に準拠した適切な事務処理はもとより、委託料制度の根本的な目的を踏まえた事務事業を俯瞰した言わば「鳥の目」による事務事業の執行が重要と考える。

(3) 産業振興・雇用対策に関する総括

青森市総合計画における「しごと創り」の中心課題である産業振興・雇用対策について、補助金制度や委託制度を活用して多くの事務事業を執行している。しかし、補助金制度や委託制度の趣旨、目的を十分に理解し、適切な制度設計に基づいて抜け漏れのない要綱、仕様書を作成し、運用しなければ本報告書の指摘事項や意見に記載したような事案が生じることになる。

また、課題設定した項目が事務事業の執行によって、期待した効果が発現できたかどうかの検証 について適切に設定した KPI(重要業績評価指標)によって測定評価する仕組みを漏れなく継続 的に推進していかなければならない。

(4) 監査全般に係る事業者に対する対応

本報告書の監査結果の総括は上述したとおりであるが、事業者(民間業者、個人、協議会、実行委員会、公共団体)に対する事業者毎の対応が監査全般を通して若干異なる印象を受けた。

特に、協議会、実行委員会、公共団体については、既定路線での事業化が想定されているような印象があり、その影響のためなのか事業目的の設定、申請書類、審査、書類の保管、実績報告書等に亘ってある種の手ぬるい対応になっていると思われる節が感じられた。これらの因果関係は不明であるが、上述した指摘事項や意見の根底にある温床ではないことを願いたい。

第2. 監査結果及び意見の概要

監査結果及び意見の要約について、監査結果の有無、指摘事項又は意見の表題、関連する本報告書の頁について、まとめたものが次の図表である。

青森市総合計画 体系図 基本視点 20 の施策における「1. 産業の振興・雇用対策の推進」、「2. 農林水産業の振興」、「3. 観光の振興・誘客の推進」は監査対象事業の監査から検出された 監査結果及び意見であり、「4. 補助金・委託料の全般」は、補助金・委託料の監査の過程で検出した事項である。

【表の説明】

| 用語 | 内容 |
|------|---|
| 区分 | 補助金、負担金、委託料、その他の区分 |
| 結果 | 指摘事項(表記は「指摘」として簡略化)又は意見 |
| 頁(A) | ① 事務事業に関する個別事業報告書又は補助金、負担金、委託料の全般を記載した頁 ② 結果がない事業の概要説明・補助金・負担金・委託料を記載した頁を ①又は②の頁を示している。 |
| 頁(B) | 補助金・負担金・委託料・全般を分析した頁 |

1. 産業の振興・雇用対策の推進

(1)地域ベンチャー支援の推進

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|--------------------------|-----|------|------------------------------------|------|------|
| 1 | 地域企業ビジネス支援拠点 運営事業(連携) | 負担金 | 意見1 | 負担金交付先事業の利用者拡大に向け て | 97 | 70 |
| 2 | 地域貢献人材マッチング支 援事業 | 補助金 | 意見2 | 補助金交付申請時の提出資料について | 100 | 70 |
| 3 | 青森市新事業チャレンジ支 援事業 | 補助金 | 指摘1 | 申請書類の深度のある確認について | 103 | 70 |
| | | | 指摘 2 | 住民情報の取扱いについて | 105 | 70 |
| | | | 指摘3 | ポイントが付与される取引及び決済手段を 利用した取引について | 105 | 70 |
| | | | 指摘 4 | 定款に定められていない事業を補助対象 事業と認めることについて | 106 | 70 |
| | | | 指摘 5 | 注文者と異なる事業者を補助対象事業者 として認めることについて | 106 | 70 |
| | | | 意見3 | クレジットカードを使用した取引の支払日 の認識について | 107 | 71 |
| | | | 意見4 | 履歴事項全部証明書の有効期間について | 107 | 71 |
| | | | 意見 5 | 申請書類の確認証跡の保管について | 108 | 71 |

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|----------------------------------|------------|----|-------------|------|------|
| 4 | 中小企業者挑戦資金支援 事業(県融資制度協調支 援) | 補助金 | なし | | 49 | - |
| 5 | 地域ベンチャー支援事業 | 委託料 負担金 | なし | | 50 | I |

(2)地域資源を活かした産業の育成

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|------------------------------------|-----|-------|--|------|------|
| 6 | 事業継続支援緊急対策事 業(家賃支援) | 補助金 | 指摘 6 | 交付要綱に反する可能性のある補助金交 付について | 113 | 71 |
| 7 | 事業継続支援緊急対策事 業(自己所有物件事業者 支援) | 補助金 | なし | | 51 | _ |
| 8 | 青森市プレミアム付商品券 事業 | 負担金 | 意見6 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員 会の議事録の保管について | 121 | 71 |
| | | | 意見7 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員 会の決算に係る監査報告書について | 122 | 71 |
| 9 | 物産振興事業(連携) | 負担金 | 意見8 | 一般財団法人青森市物産協会負担金の 概算払いについて | 124 | 71 |
| | | | 意見9 | 公益社団法人青森県物産振興協会年会 費の見直しについて | 125 | 71 |
| 10 | 海外販路開拓支援事業 | 負担金 | 意見 10 | 負担金の交付先が支出した委託料の妥当 性の検証について | 127 | 72 |
| 11 | 事業活動応援資金支援事 業(県融資制度協調支援) | 補助金 | なし | | 52 | _ |
| 12 | 地場産業振興資金融資事 業 | 補助金 | 指摘7 | 信用保証料補給金の返還に係る規定の明 確化について | 132 | 72 |
| 13 | 経営安定化資金支援事業 (県融資制度協調支援) | 補助金 | なし | | 53 | - |
| 14 | 地場産業振興資金融資事 業(過去分義務) | 補助金 | なし | | 54 | - |
| 15 | 中心市街地にぎわいプラス 資金融資事業(過年分) | 補助金 | なし | | 55 | - |
| 16 | 経営相談·指導機関支援 事業(経営改善普及事業 等補助) | 補助金 | なし | | 56 | - |
| 17 | 首都圏ビジネス交流拠点 運営事業(連携) | 負担金 | 意見 11 | 東青ビジネスサポート協議会への概算払 について | 136 | 72 |
| 18 | 宿泊施設支援緊急対策事 業 | 補助金 | なし | | 57 | _ |

(3)個性と魅力ある商店街の形成

| | No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|---|-----|-----------|-----|-------|--------------------|------|------|
| Ī | 19 | 商店街活動支援事業 | 補助金 | 意見 12 | イベント事業に関する実績報告について | 138 | 72 |

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|--------------|-----|-------|---------------------|------|------|
| | | | 意見 13 | ライトアップ助成事業の独立した事業の設 | 139 | 72 |
| | | | | 定について | | |
| | | | 意見 14 | 助成金の効果測定方法の見直しについて | 139 | 72 |
| 20 | 空き店舗リノベーション支 | 補助金 | 意見 15 | 補助金事業の目的に応じた補助金の効果 | 143 | 72 |
| | 援事業 | | | 指標の設定について | | |
| | | | 意見 16 | 補助金の申請件数の増加に向けての対策 | 144 | 72 |
| | | | | について | | |
| | | | 意見 17 | 補助金の交付方法についての再考につい | 144 | 72 |
| | | | | て | | |

(4)雇用対策の推進

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|--------------------|-----|-------|--|------|------|
| 21 | 労働者福祉増進事業(補助金) | 補助金 | 意見 18 | 青森市産業振興財団から入手した事業費 精算書の誤謬、予算実績差額の調査の十 分性について | 146 | 73 |
| | | | 意見 19 | 青森市産業振興財団の正規の財務諸表等 の入手について | 147 | 73 |
| 22 | 誘致企業等立地支援事業 | 補助金 | 意見 20 | 事業費精算書の記入誤りについて | 150 | 73 |
| | (義務) | | 意見 21 | 誘致企業(市外企業の子会社設立の場合) の要件明確化について | 150 | 73 |
| 23 | あおもり新しい働き方支援 事業 | 補助金 | 意見 22 | 青森圏域 U ターン求人ナビにおける求人 件数・登録企業数の拡大について | 158 | 73 |

2. 農林水産業の振興

(1)あおもり産品の販売力の強化

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|-----------|-----|-------|--------------------|------|------|
| 24 | 特産品開発支援事業 | 補助金 | 意見 23 | 生産者6次産業化支援事業補助金の事業 | 162 | 73 |
| | | | | 継続性について | | |

(2)農林水産業の経営体質の強化

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|-------------|-----|------|---------------------|------|------|
| 25 | スマート農業普及対策事 | 補助金 | 指摘 8 | 補助金事業終了後のモニタリングについて | 165 | 73 |
| | 業 | | | (全庁的課題) | | |

(3)農林水産業の生産・流通基盤の維持・強化

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見のタイトル | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|------------------------|-----|-------|-----------------------------|------|------|
| 26 | 農業基盤改良事業(道路· 水路·側溝) | 委託料 | 指摘 9 | 委託契約書の記載内容の誤りについて | 169 | 76 |
| 27 | 市場運営管理事業 | 委託料 | 意見 24 | 一部の業務委託に関する複数年契約の検 討について | 175 | 77 |

3. 観光の振興・誘客の推進

(1)広域観光の推進

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見のタイトル | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|------------------------|-----|-------|--------------------------------------|------|------|
| 28 | 青森市観光振興対策事業 | 負担金 | なし | | 58 | _ |
| 29 | 観光・コンベンション実行 機関支援事業 | 補助金 | 意見 25 | 補助率の見直しについて | 177 | 73 |
| | | | 意見 26 | 補助金の効果測定方法について | 178 | 74 |
| 30 | 青森ねぶた派遣事業 | 負担金 | 意見 27 | 印紙貼付済みの契約書の保管について | 182 | 74 |
| 31 | 青森空港振興·国際化事 業(負担金) | 負担金 | 意見 28 | 振興会議と促進協議会の両団体の業務の 親和性について | 184 | 74 |
| 32 | 外国人観光客誘客促進事 業 | 負担金 | なし | | 59 | _ |
| 33 | 広域観光推進事業 | その他 | 意見 29 | 青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あお もり」の購入について | 188 | 79 |
| 34 | 青森港国際化推進事業 | 負担金 | なし | | 60 | _ |

(2)観光資源の充実

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見のタイトル | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|------------------------|-----|-------|-------------------------------------|------|------|
| 35 | 冬季観光イベント開催事 業 | 負担金 | 意見 30 | 負担金の効果測定について | 192 | 74 |
| 36 | 青森ねぶた祭活性化事業 | 負担金 | 意見 31 | 令和5年 青森ねぶた祭での暴力行為事件 を契機として | 197 | 74 |
| | | | 意見 32 | 青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増 額について | 197 | 74 |
| 37 | サンセットビーチあさむし 管理運営事業 | 委託料 | 意見 33 | 委託料積算業務と精算対象項目の見直し について | 199 | 77 |
| 38 | 自然公園観光地施設管理 事業 | 委託料 | なし | | 61 | - |
| 39 | 道の駅ユーサ浅虫改修事 業 | 委託料 | なし | | 64 | _ |
| 40 | 港湾文化交流施設活性化 事業 | 委託料 | 意見 34 | 業務報告及び事業報告項目の明確化について | 207 | 77 |
| | | | 意見 35 | 同一会社との消火器購入取引及び消火器 取替工事について | 208 | 77 |
| | | | 指摘 10 | 指定管理者の選定時において提出された 決算書に対する対応について | 208 | 77 |

(3)受入態勢の強化

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|------------------------|-----|-------|-----------------------------|------|------|
| 41 | 観光情報コンテンツ管理運 営事業 | 委託料 | なし | | 65 | _ |
| 42 | あおもり観光情報センター管 理運営事業 | 委託料 | 意見 36 | 委託業者の有効性の評価に関する見える化 について | 211 | 77 |

| N | lo. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|---|-----|-------------|-----|----|-------------|------|------|
| 4 | 3 | 青森港国際クルーズター | 負担金 | なし | | 67 | 1 |
| | | ミナル整備事業 | | | | | |

4. 補助金・負担金・委託料の全般

| No. | 事務事業名 | 区分 | 結果 | 指摘事項又は意見の表題 | 頁(A) | 頁(B) |
|-----|-------|-----|-------|-----------------------|------|------|
| _ | | 補助金 | 指摘 11 | 「青森市補助金等の交付に関する規則」の | 81 | 81 |
| | | | | 規定内容についての見直し | | |
| _ | | 補助金 | 意見 37 | 「補助金等に関するガイドライン」の見直しに | 85 | 85 |
| | | | | ついて | | |
| _ | | 補助金 | 意見 38 | 「補助金等チェックシート」の見直しについて | 88 | 88 |
| | | | | | | |
| — | | 補助金 | 意見 39 | 補助金等に関する宣誓書・同意書の入手に | 92 | 92 |
| | | | | ついて | | |

第3. 監査結果及び意見のない事業の概要

監査の結果、指摘事項又は意見のない事務事業について以下に事業概要を記載するとともに 費用区分である補助金、負担金、委託料について、その内容に関する要約を示したものである。

No. 4 中小企業者挑戦資金支援事業(県融資制度協調支援)

| No. | | 4 |
|-------------|--------------------|---|
| 事務 | 事業名 | 中小企業者挑戦資金支援事業(県融資制度協調支援) |
| 所管調 | 课 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業材 | • | 青森県の融資制度である「『選ばれる青森』への挑戦資金(創業する事業、事業承継枠)」を利用する市内の中小企業者(中小企業者として創業する者を含む。)が、青森県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の債務保証を受けた場合に、保証協会に対して信用保証料を補給する事業である。 ○対象者 市内に主たる事務所を有する者、又は市内に法人登記した業者で市税に未納がない者、事業を開始して5年に満たないた。東西である。 |
| | サナシニ マネット・ナナ 佐 ア ハ | たない中小事業者、事業承継枠により融資を受けた者 ○融資限度額 創業する事業:1,000 万円、事業承継枠:2,000 万円○融資期間 10 年以内(据置期間 2 年以内)○融資利率 基本 年 0.9% |
| Ⅱ期₂ | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 第1項 地域ベンチャー支援の推進 |
| 費用 | 区分 | 補助金 |
| | 補助金の名称 | 青森市中小企業者挑戦資金支援(県融資制度協調支援)補給金 |
| | 主な補助対象者 | 中小企業者として創業する者(創業後5年未満の場合を含む)、事業を 承継するために資金を要する中小企業者 |
| 補助金 | 補助金の目的 | 中小企業者の挑戦を促進し、もって本市経済の健全な発展に資することを目的とする。 |
| | 補助金の効果測定の方法 | 新規融資額 |
| | 補助対象経費 | 保証協会に対する信用保証料 |
| | 補助率 | 事業概要記載のとおり。 |
| 令和 | 4年度当初予算額(千円) | 14,246 |
| 令和 | 4年度決算額(千円) | 13,309 |
| 実施し | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.5 地域ベンチャー支援事業

【事業概要及び負担金、委託料の要約】

| No. | 概要及い負担金、安託枠で | 5 |
|-----|--------------------|--|
| | | 地域ベンチャー支援事業 |
| 所管 | | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業体 | | 経済部 新にシネス支援課 |
| | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 第1項 地域ベンチャー支援の推進 |
| 費用 | | 補助金、委託料 |
| | 負担金の名称 | スタートアップ都市推進協議会負担金 |
| | 交付先 | スタートアップ都市推進協議会 |
| 4 | 負担金の目的 | スタートアップ都市推進協議会の事業運営 |
| 負担金 | 負担金の算出方法及び積 算方法 | スタートアップ都市推進協議会規約に基づく負担額 |
| | 負担割合 | 都道府県及び政令指定都市:1,000 千円、その他の地方公共団体:500 千円 |
| | 負担の性質 | 事業負担 |
| | 委託業務の名称 | 青森市地域企業成長加速化支援業務委託 |
| 委 | 委託事業の内容 | アクセラレータープログラムの実施。具体的には以下の業務内容である。 ・有望な企業等の発掘及び選抜 ・集中支援プログラムの企画及び運営 ・成果発表イベントの開催 |
| 委託 | 委託先名 | ㈱ゼロワンブースター |
| 料 | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| | 委託理由 | 青森市地域企業成長加速化支援業務公募型プロポーザル審査委員会 により選定 |
| | 契約金額 | 9,999,990 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| 令和 | 4年度当初予算額(千円) | 11,405 |
| 令和 | 4年度決算額(千円) | 11,023 |
| 実施证 | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No. 7 事業継続支援緊急対策事業(自己所有物件事業者支援)

| NT. | N Z | | |
|----------------|--------------|--|--|
| No. | | 7 | |
| 事務事 | 事業名 | 事業継続支援緊急対策事業(自己所有物件事業者支援) | |
| 所管語 | 果 | 経済部 経済政策課 | |
| 事業権 | 既要 | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の事業継続を | |
| | | 図るため。市内に所在する店舗等の運営に必要な経費を助成する。 | |
| 前期 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り | |
| | | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | |
| | | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 | |
| 費用 | 区分 | 補助金 | |
| | 補助金の名称 | 事業継続支援緊急対策費補助金 | |
| | 主な補助対象者 | 全 19 業種(卸売・小売業、飲食サービス業、物品賃貸料、技術サービス | |
| | | 業、クリーニング業、学習教室、療術業など) | |
| 補 | 補助金の目的 | 事業者の事業継続 | |
| 助 | 補助金の効果測定の方法 | _ | |
| 金 | 補助対象経費 | 店舗等に係る家屋の固定資産税(令和4年度)の8割相当額の3か月 | |
| | | 分 | |
| | 補助率 | 1 事業者当たり上限 90 万円 (1 事業所・店舗につき上限 30 万円、3 事業 | |
| | | 所・店舗まで) | |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 74,670 | |
| 令和4年度決算額(千円) | | 66,232 | |
| 実施し | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に | |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 | |

No.11 事業活動応援資金支援事業(県融資制度協調支援)

| 「一大阪文人 | | |
|----------------|--------------|--|
| No. | | 11 |
| 事務事業名 | | 事業活動応援資金支援事業(県融資制度協調支援) |
| 所管調 | 課 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業概要 | | 青森県の融資制度である「事業活動応援資金(事業活動枠)」を利用する市内の中小企業者が、青森県信用保証協会(以下この項では「保証協会」という。)の債務保証を受けた場合に、保証協会に対して信用保証料を補給する事業である。 ①補給の対象事業活動に必要な資金の調達を図る目的の融資のうち、1事業者につき、融資額が20百万円以内のもので、融資期間が10年(うち据置期間2年)以内のもの ②補給金の額保証協会が県の要綱の規定に基づき算定した信用保証料の3割以内の額 |
| 前期 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |
| 費用口 | 区分 | 補助金 |
| | 補助金の名称 | 事業活動応援資金支援(県融資制度協調支援)補給金 |
| | 主な補助対象者 | 中小企業者 |
| 補助 | 補助金の目的 | 中小企業者の事業活動の活性化を図り、もって本市経済の健全な発展 に資することを目的とする。 |
| 金 | 補助金の効果測定の方法 | 新規融資額 |
| | 補助対象経費 | 保証協会に対する信用保証料 |
| | 補助率 | 信用保証料の3割 |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 10,815 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 9,903 |
| 実施し | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.13 経営安定化資金支援事業(県融資制度協調支援)

| | 【事業做要及び補助金の要約】 | | |
|----------------|--------------------|--|--|
| No. | | 13 | |
| | 事業名 | 経営安定化資金支援事業(県融資制度協調支援) | |
| 所管 | | 経済部 新ビジネス支援課 | |
| 事業概要 | | | |
| | | 保証協会が県の要綱の規定に基づき算定した信用保証料の額以内の額 | |
| 前期 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り | |
| | | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | |
| | | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 | |
| 費用 | 区分 | 補助金 | |
| | 補助金の名称 | 青森市経営安定化資金支援(県融資制度協調支援)補給金 | |
| | 主な補助対象者 | 中小企業者 | |
| 補助 | 補助金の目的 | 中小企業者の経営の安定を図り、もって本市経済の健全な発展に資することを目的とする。 | |
| 金 | 補助金の効果測定の方法 | 新規融資額 | |
| | 補助対象経費 | 保証協会に対する信用保証料 | |
| | 補助率 | 信用保証料の全額 | |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 14,280 | |
| 令和4年度決算額(千円) | | 5,042 | |
| 実施し | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 | |

No.14 地場産業振興資金融資事業(過年分義務)

| No. | | 14 |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 事務事 | 事業名 | 地場産業振興資金融資事業(過年分義務) |
| 所管護 | | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業根 | 既要 | 令和2年度に行った「地場産業振興基金【特別小口枠】の融資実行分に |
| | | ついて、金融機関に対する利子補給を行うもの。 |
| 前期基 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り |
| | | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |
| 費用区 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 補助金 |
| | 補助金の名称 | 青森市地場産業振興資金保証融事業利子補給金 |
| | 主な補助対象者 | 取扱金融機関 |
| 補 | 補助金の目的 | 本市の地場産業の育成振興に寄与する。 |
| 助 | 補助金の効果測定の方法 | _ |
| 金 | 補助対象経費 | 特別小口枠について、青森市地場産業振興資金保証融の実行を受けた |
| | | 中小企業者が金融機関に支払う利子 |
| | 補助率 | 利子の全額 |
| 令和 4 年度当初予算額(千円) | | 9,116 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 8,902 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.15 中心市街地にぎわいプラス資金融資事業(過年分)

| No. | | 15 |
|------------------|--------------|-----------------------------------|
| 事務事業名 | | 中心市街地にぎわいプラス資金融資事業(過年分) |
| 所管調 | 果 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業権 | 既要 | 平成28年度以前に実行された「中心市街地にぎわいプラス資金融資」 |
| | | に対する利子補給を行うもの。 |
| 前期基 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り |
| | | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |
| 費用国 | 区分 | 補助金 |
| | 補助金の名称 | 中心市街地にぎわいプラス資金融資事業利子補給金 |
| | 主な補助対象者 | 取扱金融機関 |
| 補 | 補助金の目的 | 本市中小企業の経営の安定及び高度化の推進並びに育成振興に資す |
| | | る。 |
| 助金 | 補助金の効果測定の方法 | _ |
| | 補助対象経費 | 中心市街地にぎわいプラス資金融資を受けた中小企業者が金融機関に |
| | | 支払う利子 |
| | 補助率 | 利子の全額 |
| 令和 4 年度当初予算額(千円) | | 6,383 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 6,383 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |
| | | |

No.16 経営相談·指導機関支援事業(経営改善普及事業等補助)

| No. | | 16 |
|----------------|--------------|------------------------------------|
| 事務事業名 | | 経営相談・指導機関支援事業(経営改善普及事業等補助) |
| 所管 | 课 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業権 | 既要 | 青森商工会議所又は青森市浪岡商工会が行う、経営改善普及事業又は |
| | | 地域総合振興事業に対し補助金を交付するものである。 |
| | | 補助金の効果測定は、経営指導員等の指導件数を指標としている。 |
| 前期 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り |
| | | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |
| 費用 | 区分 | 補助金 |
| | 補助金の名称 | 青森市経営改善普及事業等補助金 |
| | 主な補助対象者 | 青森商工会議所、青森市浪岡商工会 |
| | 補助金の目的 | 本市の商工業者の経営改善の促進及び経済活動を通じた地域の活性 |
| 補 | | 化を図る。 |
| 助 | 補助金の効果測定の方法 | 経営指導員等の指導件数 |
| 金 | 補助対象経費 | 青森商工会議所又は青森市浪岡商工会が行う経営改善普及事業等又 |
| | | は地域総合振興事業に要する経費(食糧費を除く。) |
| | 補助率 | 青森商工会議所については 2,970 千円以内、青森市浪岡商工会につ |
| | | いては 2,592 千円以内の額 |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 5,562 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 5,562 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.18 宿泊施設支援緊急対策事業

| No. | | 18 |
|----------------|---|--|
| - 101 | 事業名 | 宿泊施設支援緊急対策事業 |
| 所管調 | | 経済部 交流推進課 |
| 事業権 | <u> </u> | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊業者に対し、事業継 |
| 3 /101 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 続を支援するため青森市宿泊施設緊急対策支援金を交付する。 |
| | | 対象:市内の宿泊施設(青森市旅館ホテル協同組合、青森市ホテル連絡 |
| | | 協議会又は浅虫温泉旅館組合に加入している施設) |
| | | 支給金額:1 宿泊施設当たりの支援金額=30,000 円/100 m ² ×床面積 |
| | | (㎡) ※上限 300 万円、下限 50 万円 |
| 前期基 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り |
| | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | | 第1項 広域観光の推進 |
| 費用口 | 区分 | 補助金 |
| | 補助金の名称 | 青森市宿泊施設緊急対策支援金 |
| | 主な補助対象者 | 青森市旅館ホテル協同組合、青森市ホテル連絡協議会又は浅虫温泉旅 |
| | | 館組合に加入し、旅館業法による許可を受けている市内のホテル及び旅 |
| | | 館等を運営する事業者 |
| | | ※令和元年 12 月末日までに納期限が到来した市税に未納がない事業 |
| | | 者 |
| 補 | 補助金の目的 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊施設を運営する事業 |
| 助 | | 者(当該事業者から宿泊施設を取得し、当該施設において、引き続き宿 |
| 金 | | 泊施設の事業を行う予定の事業者を含む。)に対し、当該年度の予算の |
| | | 範囲内で宿泊施設緊急対策支援金を交付することにより、宿泊施設の事 |
| | | 業を継続させ、もって本市の観光産業の維持発展に資することを目的と |
| | | +50 ₀ |
| | 補助金の効果測定の方法 | 補助金等チェックシート |
| | 補助対象経費 | 施設の床面積に応じた事業継続に要する経費 |
| A = | 補助率 | 100% |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 50,073 |
| | 4年度決算額(千円) | 50,064 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.28 青森市観光振興対策事業

【事業概要及び負担金の要約】

| No. | | 28 |
|----------------|--------------|--|
| 事務事業名 | | 青森市観光振興対策事業 |
| 所管部 | 果 | 経済部 観光課 |
| 事業権 | 既要 | 東北新幹線新青森駅開業を契機とした本市の観光振興について、これま |
| | | での取組による開業効果を持続・拡大するとともに、北海道新幹線の開 |
| | | 業効果をも獲得できるよう、官民一体となった取り組みの強化を図り、本 |
| | | 市への更なる誘客の促進と交流人口の拡大を図ることを目的として、青森 |
| | | 市観光振興会議へ負担金を拠出するもの。 |
| 前期 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り |
| | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | | 第1項 広域観光の推進 |
| 費用 | 区分 | 負担金 |
| | 負担金の名称 | 青森市観光振興会議負担金 |
| | 交付先 | 青森市観光振興会議 |
| | 負担金の目的 | 市の観光振興に取り組む青森市観光振興会議の運営にかかる必要経費 |
| 負 | | に充てるため市が支出するもの |
| 負担金 | 負担金の算定方法及び積 | 青森商工会議所 1,000 千円、(公社)青森観光コンベンション協会 300 |
| 金 | 算方法 | 千円は固定。残額は青森市が負担。 |
| | 負担割合 | 市 18,336 千円、青森商工会議所 1,000 千円、(公社)青森観光コンベ |
| | | ンション協会 300 千円 |
| | 負担の性質 | 事業負担 |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 18,336 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 10,584 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |
| | | |

No.32 外国人観光客誘客促進事業

【事業概要及び負担金の要約】

| No. | | 32 | |
|------------------|--------------|-----------------------------------|--|
| 事務事 | 事業名 | 外国人観光客誘客促進事業 | |
| 所管調 | 果 | 経済部 交流推進課 | |
| 事業権 | 既要 | 外国人観光客数を拡大するために、中国、台湾、韓国を重点対象国とし | |
| | | て本市の観光情報・魅力を外国人旅行者ならびに海外旅行事業者へ発 | |
| | | 信するとともに、必要な誘客プロモーションを実施するもの。 | |
| 前期基 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り | |
| | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 | |
| | | 第1項 広域観光の推進 | |
| 費用国 | 玄 分 | 負担金 | |
| | 負担金の名称 | (注 1) | |
| | 交付先 | (注1) | |
| 負 | 負担金の目的 | (注 1) | |
| 負担金 | 負担金の算定方法及び積 | (注 1) | |
| 金 | 算方法 | | |
| | 負担割合 | (注1) | |
| | 負担の性質 | (注 1) | |
| 令和 4 年度当初予算額(千円) | | 3,654 | |
| 令和4年度決算額(千円) | | 2,186 | |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に | |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 | |

(注1)負担金事業は令和3年度で終了している。

No.34 青森港国際化推進事業

【事業概要及び負担金の要約】

| No. | | 34 |
|----------------|--------------------|--|
| 事務事業名 | | 青森港国際化推進事業 |
| 所管調 | | 経済部 交流推進課 |
| 事業概要 | | 青森港国際化推進協議会の事務局業務、青森港国際化推進協議会への負担金拠出事務。 協議会の事業内容は、クルーズ船へのポートセールスの実施、クルーズ 客船寄港時の催事等の実施、青森港の活性化に向けた物流促進に関する事業の実施である。 |
| 前期基本計画における施策区分 | | 第1章 しごと創り 第3節 観光の振興・誘客の推進 第1項 広域観光の推進 |
| 費用 | 区分 | 負担金 |
| | 負担金の名称 | 青森港国際化推進協議会負担金 |
| | 交付先 | 青森港国際化推進協議会 |
| 自 | 負担金の目的 | 地域経済の振興 |
| 負担金 | 負担金の算定方法及び積 算方法 | 青森県、青森市、民間等の負担割合が3分の1になるよう算出。 |
| | 負担割合 | 市:全額 |
| | 負担の性質 | 事業負担 |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 4,300 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 1,861 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2. 監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.38 自然公園観光地施設管理事業

【事業概要及び委託料の要約】

| 【事業慨要及び安託料の要約】 | | |
|----------------|-----------------|---|
| No. | | 38 |
| 事務事業名 | | 自然公園観光地施設管理事業 |
| 所管課 | | 経済部 観光課 |
| 事業概要 | | 本市の自然環境保全のため必要な事業を推進する。 |
| | | ・浄化槽清掃及び保守点検 |
| | | ・公衆便所清掃及び維持管理 |
| | | ·園地保全 |
| | | ·看板補修 |
| | | ・簡易トイレ賃借 |
| | | ・その他 |
| 前期基 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り |
| | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | | 第2項 観光資源の充実 |
| 費用回 | 区分 | 委託料 |
| | 委託業務の名称 | 公衆便所し尿浄化槽・し尿沈殿槽維持管理業務委託 |
| | 委託事業の内容 | 浅虫馬場山公衆便所、城ケ倉温泉前公衆便所、田代高原A公衆便所 |
| | | のし尿浄化槽・し尿沈殿槽維持管理業務委託 |
| 委託 | 委託先名 | (有)第一浄化槽センター |
| 託料 | 委託業者の選定方法 | 指名競争入札 |
| 717 | 委託理由 | 地方自治法施行令第 167 条第 3 号の規定による |
| | 契約金額 | 1,155,000 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 雪中行軍遭難記念像駐車場簡易トイレ清掃業務委託 |
| | 委託事業の内容 | 雪中行軍遭難記念像駐車場簡易トイレの清掃及び維持管理業務 |
| | 委託先名 | 株エス・ケー・コーポレーション |
| 禾 | 委託業者の選定方法 | 随意契約(見積競争) |
| 委託 | 委託理由 | 本業務は、雪中行軍遭難記念像駐車場簡易トイレ清掃を行うもので、観 |
| 料 | , . | 光客などで混み合う6月から10月までの間の59日間の清掃業務を行う |
| | | もの。 |
| | 契約金額 | 389,400 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 公衆便所の清掃及び維持管理業務(田代A便所) |
| | 委託事業の内容 | 田代A公衆便所の清掃及び維持管理業務 |
| | 委託先名 | 外﨑 正賛成 |
| | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| | 委託理由 | 本業務は、田代高原内に設置されている公衆便所の清掃及び維持管理 |
| | X HUZH | を行うもの。業務場所が市街地から離れた山間地にあるため、観光客な |
| 委託 | | どで混み合う時期は毎日の清掃が必要となるほか、突発的な便所の破損 |
| 託 料 | | やつまり等の緊急を要する事案が発生した場合、迅速な対応が求められ |
| 个个 | | る。対応が可能な者として田代平高原内で売店を営業している「又兵衛 |
| | | 茶屋 、「田代高原茶屋 、「レストハウス箒場 の3者に確認したところ、 |
| | | 「レストハウス箒場」の経営者である外崎正賛成氏より履行可能であると回 |
| | | 答があったため。 |
| | 契約金額 | 155,100円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| 委託料 | 委託業務の名称 | ^^^ 公衆便所の清掃及び維持管理業務(萱野高原便所) |
| | 委託事業の内容 | 萱野高原公衆便所の清掃及び維持管理業務 |
| | 委託先名 | (有)カヤ野 |
| | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| | 女癿未省の送足刀伍 | 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |

| 委託料 | 委託理由 | 本業務は、萱野高原内に設置されている公衆便所の清掃及び維持管理を行うもの。業務場所が市街地から離れた山間地あるため、観光客などで混み合う時期は毎日の清掃が必要となるほか、突発的な便所の破損やつまり等の緊急を要する事案が発生した場合、迅速な対応が求められる。対応が可能な者として萱野高原内で売店を営業している「萱野茶屋」、「長生きの茶屋」、「萱野」の3者に確認したところ、「萱野」の経営者である(旬カヤ野のみから履行可能であると回答があったため。160,600円 |
|-----|----------------------|--|
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 公衆便所の清掃及び維持管理業務(八甲田温泉前便所) |
| | 委託事業の内容 | 八甲田温泉前公衆便所の清掃及び維持管理業務 |
| i. | 委託先名 | 外﨑 正賛成 |
| | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| | 委託理由 | 本業務は、八甲田温泉前に設置されている公衆便所の清掃及び維持管 |
| 委託料 | 安託理由 | 理を行うもの。業務場所が市街地から離れた山間地あるため、観光客などで混み合う時期は毎日の清掃が必要となるほか、突発的な便所の破損やつまり等の緊急を要する事案が発生した場合、迅速な対応が求められる。対応が可能な者として田代平高原内で売店を営業している3者に確認したところ、「レストハウス箒場」の経営者である外崎正賛成氏より履行 |
| | | 可能であると回答があったため。 |
| | 契約金額 | 147,730 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 公衆便所の清掃及び維持管理業務(浅虫馬場山便所) |
| | 委託事業の内容 | 浅虫馬場山公衆便所の清掃及び維持管理業務 |
| | 委託先名 | 一般社団法人 浅虫温泉観光協会 |
| | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| | 委託理由 | 本業務は、浅虫地区に設置されている公衆便所の清掃及び維持管理を |
| 委託料 | 契約金額 | 行うもの。当該業務の履行に当たっては、周辺の観光・レジャー施設が特に混み合う時期は毎日の清掃が必要となるほか、突発的な便所の破損やつまり等の緊急を要する事案が発生した場合、迅速な対応が求められる。対応が可能な者として、同地区に所在する浅虫温泉旅館組合、一般財団法人青森市文化観光振興財団、一般社団法人浅虫温泉観光協会に確認したところ、一般社団法人浅虫温泉観光協会のみから履行可能であると回答があったため。 139,700円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | m代平湿原園地保全業務委託 |
| , | 委託事業の内容 | 田代平湿原園地保全管理業務 |
| | 委託先名 | 東八甲田観光開発協議会 |
| | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| , | 委託理由 | 本業務は、田代平湿原の自然保護、適正利用及び施設保全のため、当 |
| 委託料 | | 該地区における各施設等の巡視、機能維持のための簡易補修及び適正利用に関する指導等を行うものである。当該業務は、市街地から離れた山間地にあるという地理的条件の中で、週4回(日・火・木・土)の巡視が行えることや、湿原内の観光経路を熟知し、危険箇所の察知や事故防止の対応が迅速に行えること、また、国立公園に指定される同地区の制限行為等に関して最低限の知識を有しており、利用者に対し、園地及び各施設の適正利用について的確な指導が行えることが必要である。東八甲田観光開発協議会は、東八甲田地区の自然保護の啓発、利用者の安全確保及び利用促進等を目的とし、同地区に所在する「高原茶屋」、「銅像茶屋」、「又兵衛茶屋」、「みちのく深沢温泉」、「八甲田温泉」及び「レストハウス箒場」の6事業所をもって組織された団体であるため、上記条件を |
| | | 満たし、当該業務の対応が可能である唯一の者として認められるため。 |
| | | 155,210 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 11 A LOVE D WICHTING | NII. |

| | 委託業務の名称 | 観光地刈払・清掃等管理業務委託 |
|------------------------------------|--|--|
| | 委託事業の内容 | 観光地刈払(萱野、尻八城址、谷地山、東岳、雛岳、田代平湿原)・清掃 |
| | | (浅虫海岸、湯の島)、観光施設開放・越冬準備作業等の管理業務 |
| | 委託先名 | 一般財団法人 青森市文化観光振興財団 |
| | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| | 委託理由 | 本業務の作業場所の一部は国立公園・県立自然公園に属することから、 |
| 委 | | 業務の実施においては自然公園法に抵触せず、作業する必要がある。 |
| 委託料 | | 一般財団法人青森市文化観光振興財団は、森林公園や水源保護区域 |
| 料 | | 内観光施設の指定管理者としての実績があり、自然保護に精通してい |
| | | る。また、本業務の作業箇所の近隣である浅虫と雲谷に事業所を構えて |
| | | いることから、地域の実情把握が容易で、かつ緊急時等に迅速な対応を |
| | | 可能とする体制が整っていることから、当該業務を適切に履行できる唯一 |
| | | の者である。 |
| | 契約金額 | 1,917,300 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 田代地区給水施設維持管理業務委託 |
| | 委託事業の内容 | 田代地区給水施設維持管理 |
| | 委託先名 | (有)アドバンステック |
| 委 | 委託業者の選定方法 | 指名競争 |
| 委託料 | 委託理由 | 田代地区にある給水施設への安定的かつ安全な給水を行うことにより、 |
| 14 | | 同地区へ訪れる市民・観光客の満足度を高め快適な利用促進を図るた |
| | +n (d. A #67 | め。 #5 100 FF |
| | 契約金額 | 415,189 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 委託事業の内容 | 萱野地区給水施設設備維持管理業務委託 萱野地区給水施設維持管理 |
| | 委託事業の内容 | 重野地区和水旭放維付官理 |
| . <u> </u> | 委託業者の選定方法 | 指名競争 |
| 委託 | 委託理由 | 1月石 |
| 料 | 安心座口 | 国地区へ訪れる市民・観光客の満足度を高め快適な利用促進を図るた |
| | | め。 |
| | 契約金額 | 1,100,000 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 城ヶ倉大橋ポケットパーク清掃等維持管理業務 |
| | 委託事業の内容 | 城ヶ倉大橋ポケットパーク清掃等維持管理 |
| • | 委託先名 | ㈱城ヶ倉観光 |
| 委託 | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| 計料 | 委託理由 | 城ヶ倉大橋利用者の利便を図るとともに、当地区の優れた風致景観を保 |
| 111 | | 護し、適正かつ快適な利用の促進を図るため。 |
| | 契約金額 | 1,652,822 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| | 委託業務の名称 | 観光地駐車場等除雪業務委託 |
| | 委託事業の内容 | 観光地駐車場(萱野園地駐車場、深沢園地駐車場、田代平公衆トイレ前 |
| | | 通路)等除雪業務委託 |
| 委 | 委託先名 | 松和整備㈱ |
| 委託料 | 委託業者の選定方法 | 指名競争入札 |
| 什 | 委託理由 | 観光地駐車場(萱野園地駐車場、深沢園地駐車場、田代平公衆トイレ前 |
| Δ÷n | ±11.04 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 通路)の除雪業務を行うため。 |
| | 契約金額 | 1,135,534 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 12.224 |
| 令和 4 年度当初予算額(千円) 今和 4 年度決算額(壬四) | | 13,324 |
| | 4年度決算額(千円) | 11,709 「笠っき 笠1 9 陸木の美明 ち及び陸木西 ちし字佐」を 陸木子建 ファ |
| 夫旭し | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |
| | | 叫戦レルニュュナがでリンル和木、1日1両手供入は思兄がはがつた。 |

No.39 道の駅ユーサ浅虫改修事業

【事業概要及び委託料の要約】

| No. | | 39 | |
|----------------|-----------|-------------------------------------|--|
| 事務事業名 | | 道の駅ユーサ浅虫改修事業 | |
| 所管課 | | 経済部 観光課 | |
| 事業概要 | | 道の駅としての休憩機能や情報発信機能のほか、地域の連携、防災支 | |
| | | 援のため、ユーサ浅虫を適正に管理運営する。(指定管理者制度) | |
| 前期基本計画における施策区分 | | 第1章 しごと創り | |
| | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 | |
| | | 第2項 観光資源の充実 | |
| 費用区分 | | 委託料 | |
| | 委託業務の名称 | POSレジ移設等業務委託 | |
| | 委託事業の内容 | 1階物販コーナーにある POS レジをリニューアルオープンに伴い移動と | |
| | | なるレジコーナーへ移設し、これに付随して必要となる電話線工事や電 | |
| | | 源工事、機器設定及び動作検証を行うもの。 | |
| _ | 委託先名 | ㈱シンク | |
| 委託 | 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 | |
| 料料 | 委託理由 | 道の駅ユーサ浅虫1階物販コーナーに設置している POS レジを、ユー | |
| | | サ浅虫リニユーアル改修工事に伴い移動となるレジコーナーへ移設し、 | |
| | | これに付随して必要となる電話線工事や電源工事、機器設定や動作検 | |
| | | 証を行うため。 | |
| | 契約金額 | 599,500 円 | |
| | 再委託の有無と根拠 | 無 | |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 45,654 | |
| 令和4年度決算額(千円) | | 33,304 | |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に | |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 | |
| | | | |

No.41 観光情報コンテンツ管理運営事業

【事業概要及び委託料の要約】

| 事務事業名 前常課 経済部 交流推進課 | №. | | 41 |
|---|----------------|-------------|---|
| 解学・ 経済部 交流推進課 | | 事業名 | |
| 事業概要 | | | |
| ### 第3節 観光の振興・誘客の推進 第3項 受入態勢の強化 委託業務の名称 | | | 海外からの訪日需要の高まり等を背景とし、交流人口の拡大及び経済効果の獲得による地域経済の活性化を目的に、本市を訪れる国内外観光客の満足度・利便性の向上を図り誘客につなげるため、本市の最新の観光情報や交通情報等を提供する観光アプリ等のICT技術を活用し、スマートフォン等の携帯端末を使用した観光情報の提供を行う。また、外国の企業、団体の研修旅行や国際的な会議等のMICE誘致を推進するため、関連施設の情報提供とともに、本市を象徴する観光資源を素材とし、来日・来青の動機付けとなる英語版 MICEホームページの運用を行う。インバウンド対策として、青森市内の観光施設など9施設及びねぶたん号3台に「青森市フリーWi-Fi」を整備し、平成29年4月1日から運用を開始した。また、外国人観光客のまちなかにおける回遊性を高めるため、新町通り、柳町通りも整備し、平成30年8月1日から運用を開始した。 |
| 要託業務の名称 | 前期基本計画における施策区分 | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| 委託業務の名称 青森市観光ナビゲーションアブリ運営業務 委託事業の内容 観光情報等を発信するアブリの運用 委託先名 ジョルゲン株式会社 青森県及び函館市がジョルゲン株に委託し観光アプリケーションの開発を進め、青森県成光アプリケーションの開発を進め、青森県観光アプリケーション内の交通情報等のデータペースの積極的な利活用を働きかけたことから、本市での観光アプリケーション開発に当たっても青森県等の観光アプリケーションと共通したソフトウェアを利用することによって、シームレスな互換性の実現が可能となるなど独自に開発を行うよりも大幅な程費の削減や開発期間の短縮を実現できたため、類知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものであるため。 契約金額 1,098,900 円 再委託の有無と根拠 無 | # 17. | ⇒ /\ | |
| 委託事業の内容 | 費用 | | |
| 要託先名 要託業者の選定方法 | | | |
| 委託業者の選定方法 青森県及び函館市がジョルダン㈱に委託し観光アプリケーションの開発を進め、青森県は青函圏周遊滞在促進の目的から、他の市町村にも青森県観光アプリケーション内の交通情報等のデータベースの積極的な利活用を働きかけたことから、本市での観光アプリケーション開発に当たっても青森県等の観光アプリケーションと共通したソフトウェアを利用することによって、シームレスな互換性の実現が可能となるなど独自に開発を行うよりも大幅な経費の削減や開発期間の短縮を実現できたため。委託理由 開発者独自のシステムに関する専門知識に加え、その機能及び構造を熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものであるため。 契約金額 1,098,900 円 再委託の有無と根拠 無 新加に医ホームページ公開保守管理運用業務 委託業者の選定方法 指名型プロボーザル 委託党者 川口印刷工業株式会社青森営業所 委託党者 | | | |
| を進め、青森県は青函圏周遊滞在促進の目的から、他の市町村にも青森県観光アプリケーション内の交通情報等のデータベースの積極的な利活用を働きかけたことから、本市での観光アプリケーション開発に当たっても青森県等の観光アプリケーションと共通したソフトウェアを利用することによって、シームレスな互換性の実現が可能となるなど独自に開発を行うよりも大幅な経費の削減や開発期間の短縮を実現できたため。要託理由 開発者独自のシステムに関する専門知識に加え、その機能及び構造を熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものであるため。 契約金額 1,098,900 円 再委託の有無と根拠 無 委託業務の名称 青森市 MICE ホームページ公開保守管理運用業務 外国企業や団体の研修、報奨旅行、会議を誘致するためのホームページの運用 川口印刷工業株式会社青森営業所 委託理由 開発者独自のシステムに関する専門知識に加え、その機能及び構造を熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものであるため。 契約金額 242,000 円 再委託の有無と根拠 有 再委託の有無と根拠 有 再委託の有無と根拠 有 要託と協している者でなければ対応できないものであるため。 タ約金額 242,000 円 再委託の有無と根拠 有 再委託できな技術を有している者でなければ対応できないものであるため。 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 エヌ・ティ・ディ・プロードバンドプラットフォーム株式会社 | | | 7 11 1211 |
| | 委託料 | 委託理由 | 森県観光アプリケーション内の交通情報等のデータベースの積極的な利活用を働きかけたことから、本市での観光アプリケーション開発に当たっても青森県等の観光アプリケーションと共通したソフトウェアを利用することによって、シームレスな互換性の実現が可能となるなど独自に開発を行うよりも大幅な経費の削減や開発期間の短縮を実現できたため。 |
| 再委託の有無と根拠 無 | | 3,040 | 熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものである ため。 |
| 委託業務の名称 | | 契約金額 | 1,098,900 円 |
| 委託事業の内容 外国企業や団体の研修、報奨旅行、会議を誘致するためのホームページの運用 | | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| 変託先名 川口印刷工業株式会社青森営業所 委託業者の選定方法 指名型プロポーザル | 委託料 | | |
| 委託業者の選定方法 指名型プロポーザル | | | ジの運用 |
| 季託 要託理由 開発者独自のシステムに関する専門知識に加え、その機能及び構造を 熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものである ため。 契約金額 242,000 円 再委託の有無と根拠 有 再委託する業務は専門的な技術を要し、直接業務を実施するより効率性 が高いため。 委託業務の名称 青森市公衆無線LANインターネット接続サービス提供業務 委託事業の内容 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 | | | |
| 料 | | | |
| 再委託の有無と根拠 有 再委託する業務は専門的な技術を要し、直接業務を実施するより効率性が高いため。 委託業務の名称 青森市公衆無線LANインターネット接続サービス提供業務 委託事業の内容 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 エヌ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 | | | 熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものである ため。 |
| 再委託する業務は専門的な技術を要し、直接業務を実施するより効率性が高いため。 委託業務の名称 青森市公衆無線LANインターネット接続サービス提供業務 委託事業の内容 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 | | | |
| 委託委託事業の内容「青森市 Free Wi-Fi」の運用委託先名エヌ・ティ・ディ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 | | | 再委託する業務は専門的な技術を要し、直接業務を実施するより効率性が高いため。 |
| 変託 委託事業の内容 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 委託先名 エヌ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 委託業者の選定方法 指名型プロポーザル | 委託料 | 委託業務の名称 | 青森市公衆無線LANインターネット接続サービス提供業務 |
| 料 委託先名 エヌ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 委託業者の選定方法 指名型プロポーザル | | 委託事業の内容 | 「青森市 Free Wi-Fi」の運用 |
| 委託業者の選定方法 指名型プロポーザル | | 委託先名 | |
| | | 委託業者の選定方法 | 指名型プロポーザル |

| | 委託理由 | 開発者独自のシステムに関する専門知識に加え、その機能及び構造を 熟知した高度な技術を有している者でなければ対応できないものである ため。 |
|----------------|-----------|--|
| | 契約金額 | 1,215,720 円 |
| | 再委託の有無と根拠 | 有 |
| | | 再委託する業務は専門的な技術を要し、直接業務を実施するより効率性 |
| | | が高いため。 |
| 令和4年度当初予算額(千円) | | 4,091 |
| 令和4年度決算額(千円) | | 4,106 |
| 実施した監査手続に対する結果 | | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に |
| | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 |

No.43 青森港国際クルーズターミナル整備事業

【事業概要及び負担金の要約】

| 務。 前期基本計画における施策区分 第 1 章 しごと創り 第 3 節 観光の振興・誘客の推進 第 3 項 受入態勢の強化 費用区分 負担金 青森県地方創生拠点整備事業負担金 青森県 | | .,,-> ,,, - > ,, | | | | |
|---|------------------|------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 所管課 事業概要 | No. | | 43 | | | |
| 事業概要 青森港国際クルーズターミナルを整備する県への負担金を拠出する事務。 前期基本計画における施策区分 第1章 しごと創り 第3節 観光の振興・誘客の推進 第3項 受入態勢の強化 費用区分 負担金 青森県地方創生拠点整備事業負担金 青森県地方創生拠点整備事業負担金 | 事務事業名 | | 青森港国際クルーズターミナル整備事業 | | | |
| 務。 前期基本計画における施策区分 第 1 章 しごと創り 第 3 節 観光の振興・誘客の推進 第 3 項 受入態勢の強化 費用区分 負担金 負担金の名称 青森県地方創生拠点整備事業負担金 交付先の日本 青森県 | 所管課 | | 経済部 交流推進課 | | | |
| 前期基本計画における施策区分 第1章 しごと創り 第3節 観光の振興・誘客の推進 第3項 受入態勢の強化 費用区分 負担金 負担金の名称 青森県地方創生拠点整備事業負担金 交付先 青森県地方創生拠点整備事業負担金 本事業別 本事業別 | 事業概要 | | 青森港国際クルーズターミナルを整備する県への負担金を拠出する事 | | | |
| 第 3 節 観光の振興・誘客の推進 第 3 項 受入態勢の強化 費用区分 負担金 負担金の名称 青森県地方創生拠点整備事業負担金 交付先 青森県 | | | 務。 | | | |
| 第3項 受入態勢の強化 費用区分 負担金 負担金の名称 青森県地方創生拠点整備事業負担金 交付先 青森県 | 前期 | 基本計画における施策区分 | 第1章 しごと創り | | | |
| 費用区分 負担金 負担金の名称 青森県地方創生拠点整備事業負担金 交付先 青森県 | | | 第3節 観光の振興・誘客の推進 | | | |
| ● 負担金の名称 | | | 第3項 受入態勢の強化 | | | |
| 交付先 青森県 | 費用 | 区分 | 負担金 | | | |
| | | 負担金の名称 | 青森県地方創生拠点整備事業負担金 | | | |
| | | 交付先 | 青森県 | | | |
| 首 貝担金の目的 目 目 目 目 目 上 担 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 自 | 負担金の目的 | 青森県地方創生拠点整備事業に要した経費負担金 | | | |
| 負 負担金の目的 青森県地方創生拠点整備事業に要した経質負担金 担 負担金の算定方法及び積 青森県との協定による | 担 | 負担金の算定方法及び積 | 青森県との協定による | | | |
| 金 算方法 | 金 | 算方法 | | | | |
| 負担割合 県:2/3 市:1/3 | | 負担割合 | 県:2/3 市:1/3 | | | |
| 負担の性質 事業負担 | 負担の性質 | | 事業負担 | | | |
| 令和 4 年度当初予算額(千円) 3,079 | 令和 4 年度当初予算額(千円) | | 3,079 | | | |
| 令和 4 年度決算額(千円) 3,079 | 令和4年度決算額(千円) | | 3,079 | | | |
| 実施した監査手続に対する結果 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」 | 実施し | た監査手続に対する結果 | 「第2章 第1.2.監査の着眼点及び監査要点と実施した監査手続」に | | | |
| 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 | | | 記載した監査手続を行った結果、指摘事項又は意見がなかった。 | | | |

第4. 監査結果及び意見のまとめ

監査の結果、指摘事項又は意見のある事務事業について、監査対象事務事業については、「1. 補助金・負担金」、「2. 委託料」、「3. その他」の3つに分けてまとめており、監査の過程の中で全般に関するものとして検出したものについては、「4. 補助金・委託料の全般」として以下に記載している。

指摘事項又は意見については、分析を行い、下表のとおり区分・分類した。

【用語と用語説明について】

| 用語 | | 用語の説明 |
|--------|-------------------|--|
| 費目区分 | 補助金、負担金、委 | |
| 結果 | 指摘事項(表記は「指 | |
| 視点 | | ョ順リスは息兄 規性、有効性、経済性・効率性(表記は「経済性」)、透明性・ |
| 祝 | | |
| | 【補助金、負担金の場 | 卷明性」)、公平性、内部統制 BAN |
| 類望 | 1 = | · · · - |
| | 一種助金、負担金の同 合規性 | 題点を類型化したもの。 A01:補助金目的 |
| | 合規性 | |
| | | A02:規定の明確化 |
| | | A03:申請書類 |
| | | A04:補助率 |
| | | A05:補助対象者 A06: 排助対象名 |
| | | A06:補助対象経費 |
| | | A07:補助金交付 |
| | | A08:内務事務処理 |
| | | A09:精算事務 |
| | | A10:実績報告 |
| | -6-4-111 | A11:監査報告書 |
| | 有効性 | B01:所期の目的達成 |
| | | 802:事業の独自性 |
| | | B03:補助金額 |
| | to the state of | B04:補助金の効果測定 |
| | 経済性·効率性 | C01:支払方法 |
| | 透明性·説明責任 | D(類型化はしていない) |
| | 公平性 | E(類型化はしていない) |
| | 内部統制 | F(類型化はしていない) |
| | 【委託料の場合】 | |
| | 委託料の問題点を類 | |
| | 合規性 | A01:委託目的 |
| | | A02:契約 |
| | | A03:申請書類 |
| | | A04:再委託 |
| | | A05:指定管理 |
| | | A06:業務報告 |
| | 有効性 | B01:効果測定 |
| | 経済性·効率性 | C(類型化はしていない) |

| 用語 | | 用語の説明 | |
|----------|-----------------------|--------------|--|
| 透明性•説明責任 | | D(類型化はしていない) | |
| | 公平性 | E(類型化はしていない) | |
| 内部統制 | | F(類型化はしていない) | |
| | 【その他の場合】 | | |
| | その他の問題点を類 | 型化したもの。 | |
| | 有効性 | B01:事業の独自性 | |
| 措置 | 全庁対応、個別対応の措置対応を想定したもの | | |
| 概要説明 | 指摘事項又は意見の | 概要説明 | |

- 1. 補助金・負担金に係る監査結果及び意見
- (1)補助金・負担金に係る監査結果及び意見の要約

【監査結果及び意見の要約(補助金・負担金)】

| No. | 事務事業名 | | 費用区分 | | | | | |
|-----|---|----------------------|---------------|-----------|---------------|--|--|--|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 | | | |
| | 概要説明 | ' | | • | | | | |
| 1 | 地域企業ビジネス支援拠点運営事業(連携) | | | 負担金 | | | | |
| | 負担金交付先事業の利用者拡大に向けて | 意見1 | 有効性 | B01 | 個別 | | | |
| | 負担先の東青ビジネスサポート協議会の AOMORI STA | ARTUP CE | NTER のホー | ームペー | ジを閲 | | | |
| | 覧すると、創業者のあおスタ支援事例紹介コーナーが設けてあるが、紹介件数は1件のみで | | | | | | | |
| | あり、支援事例が少ない印象を受ける。 | | | | | | | |
| | 事例紹介は利用を検討されている者にとって非常に有用な情報であり、積極的に活用して利 | | | | | | | |
| | 用者数の増加につなげていくことが期待される。 | | | | | | | |
| 2 | 地域貢献人材マッチング支援事業 | | | 補具 | 力金 | | | |
| | 補助金交付申請時の提出資料について | | | | | | | |
| | 補助金申請者が提出を要求されている法人事業概況該 | 説明書の写 | しについて、 | 電子申 | 告の場 | | | |
| | 合の電子申告受信通知等、税務署窓口提出の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の | 収受印があ | る資料が見 | 当たらな | かつ | | | |
| | た。税務署で法人事業概況説明書を受け取ったことを記 | 正明する証法 | 拠資料を入 | 手してお | らず、 | | | |
| | 必要とされる事務処理の目的が達成されていない。 言れ | っば書類を | 入手すれば | よいとい | う形式 | | | |
| | 的で事務的な処理となっている。 | | | | | | | |
| 3 | 青森市新事業チャレンジ支援事業 | 補具 | 力金 | | | | | |
| | 申請書類の深度ある確認について | 指摘1 | 合規性 | A03 | 個別 | | | |
| | 申請書類に記載された「今後3年間の収支計画」の妥賞 | | | | | | | |
| | 拠」に記載の内容と整合性が取れるものなのかについて | | | ていない | 。決算 | | | |
| | 書と確定申告書との数値の照合についても正確な確認 | | | ı | | | | |
| | 住民情報の取扱いについて | 指摘2 | 合規性 | A08 | 個別 | | | |
| | 住民情報の取扱いについて変則的な取扱い事例があっ | | | ハについ | て、より | | | |
| | 慎重に取り扱わなければならない基本原則に抵触した事 | | | | A | | | |
| | ポイントが付与される取引及び決済手段を利用した取 | 指摘 3 | 合規性 | A07 | 個別 | | | |
| | 引について | [], () == \() | 0 3. 3 3 1457 | A 2 3 3 3 | - 1: | | | |
| | ポイントが付与される取引や決済取引について、後日付 | 「与されるホ | イントを控修 | 余すべき | であ | | | |
| | 3. | م خاما دال | V TH M | 1.00 | /mm.m.r.l | | | |
| | 定款に定められていない事業を補助対象事業と認め | 指摘 4 | 合規性 | A03 | 個別 | | | |
| | ることについて | AT III H A E | マ光() マキロ ~ | Λ 1π4±~ | <i>-</i> / . | | | |
| | 新規事業が定款に記載されていない場合、市は目的の | | | , | | | | |
| | することになるため、変更後の定款や履歴事項全部証明 z | 月青を円皮: | 要水りること | どか肝安 | でめ | | | |
| | る。 注文者と異なる事業者を補助対象者として認めること | 指摘 5 | 合規性 | 10F | (HIDII | | | |
| | 住又有と乗なる事業有を補助対象有として認めること について | 1月1月日 | 一元况1生 | A05 | 個別 | | | |
| | 補助対象経費の中にクレジット払いの領収書の注文者を | が仙者であ | スものがなっ | った。古た | 上浦 Hh | | | |
| | 補助対象経貨の中にクレンクト語がの関収音の任义者が 対象者以外の者が購入した物品の代金を補助対象経費 | | | 0 | | | | |
| | ない者が注文を行った理由、最終的な支払者が補助対 | • | - • | | | | | |
| | 彼い有が住文を行うた廷田、取べ時は文石有が補助が 徹底しなければならない。 | ≥V.□ (\(\alpha\)'\a | /一 こ ご 作用的 | / 'シヂ/カ | N-A-C | | | |
| | 以及いよりないないない。 | | | | | | | |

| No. | 事務事業名 費用区分 | | | | | | |
|-----|--|---------|----------|-------|----------|--|--|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 視点 | 類型 | 措置 | | | |
| | 概要説明 | | | | | | |
| 3 | クレジットカードを使用した取引の支払日の認識につ | 意見3 | 合規性 | A06 | 個別 | | |
| | いて | | | | | | |
| | 補助対象経費がクレジットカード払いの場合には、カー | | | | | | |
| | ることから、市がクレジットカード利用日を支払日としてレ | | 題であり、ク | ルジット | カード | | |
| | の口座利用者の口座引落し日に変更することが必要で | ある。 | | | | | |
| | 履歴事項全部証明書の有効期間について | 意見4 | 合規性 | A03 | 個別 | | |
| | 市が提出を要求している履歴事項全部証明書について | | | | | | |
| | 申請日の2年以上の前のものもあった。可能な限り補助 | | の直近日が | 発行日と | なって | | |
| | いる履歴事項全部証明書を要求するようにしなければな | | 1 | 1 | | | |
| | 申請書類の確認証跡の保管について | 意見5 | 合規性 | A08 | 個別 | | |
| | 「令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金 補助 | 助金支払チ | ゛ェックリスト」 | について | には、 | | |
| | 行政文書として保管しておくことが必要である。 | | | 10.00 | | | |
| 6 | 事業継続支援緊急対策事業(家賃支援) 補助金 | | | | | | |
| o e | 交付要綱に反する可能性のある補助金交付について | 指摘 6 | 合規性 | A01 | 個別 | | |
| | ①事業実態について確認不足(令和2年度) | ロノムエー | F | | | | |
| | ②飲食サービス業としての事業実態についての確認不 | 足(令和 4 | 年度) | | | | |
| | ③補助金目的からする賃貸借契約の不合理性 | | | | | | |
| | ④不自然な賃貸借契約の分割 ② たかまのカスズ | | | | | | |
| | ⑤誓約書の未入手 いごまない。これの根状ではなるか時分しはなるよれないなく。中ませばはたないでは、ば | | | | | | |
| | という事実から市の担当者は健全な嗅覚と懐疑心を抱くことなく、申請者に対するヒアリング、 | | | | | | |
| | 事業実態を確認するための現地調査をしていない。机上の事務処理に終始し、補助金の性格を理解した適切な対応だったのかが経界視される。東民の公僕としての公割が果たせたの | | | | | | |
| | 格を理解した適切な対応だったのかが疑問視される。市民の公僕としての役割が果たせたのかが疑問視される。市民の公僕としての役割が果たせたのかどうか、中々しき事態である。 | | | | | | |
| 8 | かどうか、由々しき事態である。 | | | | | | |
| | 青森市プレミアム付商品券事業負担金青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の議事録意見 6合規性A08個別 | | | | | | |
| | の保管について | 76.76 0 | 17,70133 | 1100 | 1111/3 3 | | |
| | 実行委員会(青森商工会議所) が議事録を作成・保管 | しているとい | いう理由で計 | では議 | 事録を | | |
| | 保管していない。実行委員会に依存過多、市の存在感 | | | | | | |
| | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の決算に | 意見7 | 合規性 | A11 | 個別 | | |
| | 係る監査報告書について | | | | | | |
| | 監査報告書の宛名、対象期間が不記載。監事の役職が | が所属先の | 役職で記載 | され、代 | 表監 | | |
| | 事、監事の記載ではない。 | | | | | | |
| 9 | 物産振興事業(連携) 負担金 | | | | | | |
| | 一般財団法人青森市物産協会負担金の概算払につ | 意見8 | 経済性 | C01 | 個別 | | |
| | いて | | | | | | |
| | 青森市物産協会の令和4年度における収益事業を含む経常収益合計は公益事業を大きく | | | | | | |
| | 上回る資金を取り扱っている。また、同年度末の現金預 | • | | | - | | |
| | のような同協会の財政状態を鑑みれば、比較的早い時 | | | 算払を行 | わなけ | | |
| | れば、公益事業の円滑な事業運営が困難な状態にある | | - | | , | | |
| | 市は、概算払の方法を取りやめるか、概算払を行う時期 | を変更する | らという対応 | をすべき | もので | | |
| | ある。 | | | | | | |

| No. | 事務事業名 費用区分 | | | | | | | |
|-----|--|---|--------------------------|-------------|-------------------------------|--|--|--|
| • | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 | | | |
| | 概要説明 | | | | | | | |
| | 公益社団法人青森県物産振興協会年会費の見直し | 意見9 | 経済性 | C01 | 個別 | | | |
| | について | | | | | | | |
| 9 | 県内にある弘前市、八戸市の年会費はともに 70 千円て | | | | | | | |
| | い年会費を負担している。資料閲覧及びヒアリングの結 | | | | | | | |
| | 戸市より多く負担する理由はないものと思われる。また、 | | • • | | 司様の | | | |
| | 下限の金額70千円に引き下げても事業の遂行に支障 | | | | b 2 | | | |
| | 市は、県物産振興協会に対し、弘前市、八戸市と同じ7 | 70 十円に年 | 会費を減る | まするよう | 求める | | | |
| 10 | べきである。 | | | <i>b.</i> 1 | п Л | | | |
| 10 | 海外販路開拓支援事業 | 本日 10 | → +-1, 1, 1, 1, . | | <u></u> | | | |
| | 負担金の交付先が支出した委託料の妥当性の検証 | 意見 10 | 有効性 | B01 | 個別 | | | |
| | について 白田 | 未 乳出の | 上山中空か | 生木1 4 | 公姑の | | | |
| | 負担金の交付先が支出した委託料の適否については、 適正性についても慎重な検討が必要である。 | 安託元のこ | ス田内谷を積 | 有宜し、公 | を領り) | | | |
| 12 | | | | | | | | |
| 12 | 四物座来級央員並融員事業 信用保証料補給金の返還に係る規定の明確化につ | 合規性 | A02 | 個別 | | | | |
| | 百用床証料価和並の返逐に依る規定の労権目にフート | 指摘 7 | 口风江 | A02 | | | | |
| | 令和 4 年度青森市地場産業振興資金保証融資制度要 | 「細第 10 条 | に基づく信 | 用保証料 | | | | |
| | 金の返還であれば、保証協会との協議記録を保管しない | | | | | | | |
| | であれば、制度要綱に定めておくべきである。 | .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |) ()) | CD11-71 | . 400 - | | | |
| 17 | 首都圏ビジネス交流拠点運営事業(連携) | 負担 | 旦金 | | | | | |
| | 東青ビジネスサポート協議会への概算払について | 意見 11 | 経済性 | C01 | 個別 | | | |
| • | 東青ビジネスサポート協議会へ概算払を行っているが、 | 概算払を行 | すわなくても | √AoMo | Link∼ | | | |
| | 赤坂~」の運営に支障がないものと思われることから見す | 直しの必要 | がある。 | | | | | |
| 19 | 商店街活動支援事業 | | 補具 | 力金 | | | | |
| | イベント事業に関する実績報告について | 意見 12 | 合規性 | A10 | 個別 | | | |
| | ①助成対象経費のうち報償費については、商店街の構 | 成員に支給 | 合するものを | 除くとな | ってい | | | |
| | るが、受領書の摘要から判別できない。 | | | | | | | |
| | ②新型コロナウイルス感染症予防対策チェックリストの様式が提出者によってバラバ | | | | | | | |
| o . | ラで、市の要求水準が達成できているかどうかが容 | | | | /m m. i | | | |
| | ライトアップ助成事業の独立した事業の設定について | | | B02 | 個別 | | | |
| | 本事業を構成する事業の一つであるライトアップ助成事 | | (は他の事) | をと異なり | 人的犯 | | | |
| | 対策の一面がある。他の事業から独立させることを推奨 | | /- * | D04 | | | | |
| | 助成金の効果測定法方法の見直しについて | 意見 14 | 有効性 | B04 | 個別 | | | |
| 20 | 助成金の目的に即した効果測定方法を設定することを提案したい。 空き店舗リノベーション支援事業 補助金 | | | | | | | |
| 20 | 補助金事業の目的に応じた補助金の効果指標の設 | 意見 15 | 有効性 | 图 B04 | 個別 | | | |
| | 定について | 忠允 10 | 1 有洲生 | D04 | 11 <u>01</u> 771 | | | |
| | 補助金の目的に対応した効果測定方法を設定すること | が産業振り | の目的がき | を成されて | ていろ | | | |
| | かどうかを判断するうえで重要な指標となる。 | 70) 上 木) 瓜 テ | C.> 口 b 10 10 10 | EANCHU | | | | |
| o | 補助金の申請件数の増加に向けての対策について | 意見 16 | 有効性 | B01 | 個別 | | | |
| | 本事業の補助金事業を多くの市民に認知させ、さらに補 | | | | , | | | |
| | 一計について提案したい。 | ,-/+ <u></u> HD | HWEIT | 2/1/N | | | | |
| | 補助金の交付方法についての再考について | 意見 17 | 有効性 | В01 | 個別 | | | |
| | 補助金制度の制度設計も含めて補助金の交付方法を再 | | | | | | | |
| | ように見直し提案を推奨したい。 | | · | | | | | |
| 21 | 労働者福祉増進事業(補助金) | | | 補具 | 力金 | | | |
| | | | | | | | | |

| No. | 事務事業名 | | | 費用 | 区分 | | | | |
|-----|---|-------------------------------|-----------------------------|-------------|-----------|--|--|--|--|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 | | | | |
| | 概要説明 | | | | | | | | |
| | 青森市産業振興財団から入手した事業費精算書の | 意見 18 | 合規性 | A09 | 個別 | | | | |
| | 誤謬、予算実績差額調査の十分性について | | | | | | | | |
| | 市は青森市産業振興財団より青森市商工業振興条例施行規則に定める事業費精算書を入 | | | | | | | | |
| | 手したが、この事業費精算書の記載が誤っている。 | | | | | | | | |
| | 青森市産業振興財団の正規の財務諸表等の入手に | 意見 19 | 合規性 | A10 | 個別 | | | | |
| | ついて | | | | | | | | |
| | 市は、補助対象額の確定審査に当たって、青森市産業 | 连振興財団. | より正規の則 | 才務諸表 | 等(監 | | | | |
| | 事監査報告含む)を入手し、補助事業の収支状況の検 | 証に役立て | ることが必要 | 要である。 | 1 | | | | |
| 22 | 誘致企業等立地支援事業(義務) | | | 補具 | 力金 | | | | |
| | 事業費精算書の記入誤りについて | 意見 20 | 合規性 | A09 | 個別 | | | | |
| | 明らかな誤謬が事業費精算書に含まれており、市の補助 | | | | | | | | |
| | は疑問が残る。今後、事業費精算書の検証の強化による | る誤りのない | い事業費精力 | 算書の入 | 、手が | | | | |
| | 必要である。 | | | | . | | | | |
| | 誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件明 | 意見 21 | 合規性 | A02 | 個別 | | | | |
| | 確化について | 人) 本要性 | 2 111 12th) = 1th | 17 11. | エナフ | | | | |
| 00 | 補助対象となる誘致企業(市外企業の子会社設立の場合 | 台)の要件を | ど明確に正め | | | | | | |
| 23 | あおもり新しい働き方支援事業 | 本日 00 | /- ** * | , | 力金 | | | | |
| | 青森圏域 U ターン求人ナビにおける求人件数・登録 | 意見 22 | 有効性 | B01 | 個別 | | | | |
| | 企業数の拡大について 市が委託(1,364 千円)により運営管理しているインター | ラット Lの= | としみれて | セフ 主木 | 選出ます | | | | |
| | 川が安託(1,304 下円)により運営管理しているインター。 ターン求人ナビにおいて、求人件数・登録企業数の拡っ | | | めつ月粉 | 透域∪ | | | | |
| 24 | 特産品開発支援事業 | ベル・宝みが | ص ₀ | 補目 | 力金 | | | | |
| 41 | 生産者6次産業化支援事業補助金の事業継続性に | 意見 23 | 有効性 | B01 | 個別 | | | | |
| | ついて | 12.70.20 | 11 /93 177 | Doi | 153/2/1 | | | | |
| , | 本事業の補助金は青森県関連事業の交付決定者を対 | 象にした連 | 動補助事業 | であるた | め、補 | | | | |
| | 助金対象者が極端に限られていることから、本事業の組 | | | | | | | | |
| | 討を行う必要性がある。 | | | | | | | | |
| 25 | スマート農業普及対策事業 | | | 補具 | 力金 | | | | |
| | 補助金事業終了後のモニタリングについて(全庁的課 | 指摘8 | 有効性 | В01 | 全庁 | | | | |
| | 題) | | | | | | | | |
| | 市は補助金に関するモニタリング制度がないため、補助 | | | | | | | | |
| | いて検討整備しておくことや、少なくとも農業用設備の活 | | | | | | | | |
| | 実績報告書の提出期間及びモニタリング期間を設定す | る等の対応 | を行うことを | 全厅的权 | な課題 | | | | |
| | として提言したい。 | | | 141 | Ι. Δ | | | | |
| 29 | 観光・コンベンション実行機関支援事業 | ★ □ 05 | V TH M | | 力金 | | | | |
| | 補助率の見直しについて | 意見 25 | | A04 | 個別 | | | | |
| | 補助率は、「補助対象経費の 1/2 又は 14,352,000 円の ら運営管理費人件費については予算額の 1/2 とすると | | · - | | | | | | |
| | 6連呂官珪貨八件貨については了昇級の1/2とりると 補助金を14,352,000 円とし、人件費は差額として計算し | | | | o) e, | | | | |
| | 補助金の内訳を見ると、69%を占めることから現在の補 | | | - | キカ 目 | | | | |
| | 直しが必要であることを提言したい。 | 191 - 1 v > / / 12 | 30 - SC 100 C N | | 7/1/70 | | | | |
| | 補助金の効果測定方法について | 意見 26 | 有効性 | B04 | 個別 | | | | |
| | 事業評価は総体的な評価であり、本事業の個々の事業 | | , , , , , , | | 11 17 4 4 | | | | |
| | して評価しなければ実態を反映した評価にはならない。 | | | | | | | | |
| | 事業活動に寄与しているかどうかが明確には分からない | | , , | | , | | | | |
| | 事業計画書の細目事業毎に KPI を設定して効果測定を | - | 推奨したい。 | , | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| No. | 事務事業名 | | | 費用 | 区分 | | |
|-----|---|-----------------|----------------|------------|-----------|--|--|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 | | |
| | 概要説明 | | | | | | |
| 30 | 青森ねぶた派遣事業 | | | 負担 | 旦金 | | |
| | 印紙貼付済みの契約書の保管について | 意見 27 | 合規性 | A08 | 個別 | | |
| | ふるさと祭り東京 2023 ねぶた組立・展示等業務委託契約書について、印紙税を貼付した契 | | | | | | |
| | 約書が市の簿冊にファイルされておらず、逆に印紙税を | | | | . – | | |
| | されていた。小さなミスかもしれないが、多忙の中でも確 | 認を怠らず | 間違いのな | い処理を | とお願 | | |
| | NITE OF THE PROPERTY OF THE A | | | → 1 | - A | | |
| 31 | 青森空港振興・国際化事業(負担金) 負担金 負担金 | | | | | | |
| | 振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性に | 意見 28 | 有効性 | B01 | 個別 | | |
| | ついて | - 1 / l u x る 上 | マサスナフ | 江毛拉石 | ナルタ | | |
| | 設立の経緯は異なるものの青森県や空港のプロモーシー く、兼務する理事が両関連団体の活動に時間を割いた | | | | | | |
| | - < | | | | | | |
| | - ガガネがこりしく * ふここは八叉がか干 くめふここが心たし - を図るためのノウハウを蓄積するためにも、将来的に両 | | | | | | |
| | - することが必要である。 | ACO PV | //// [] C [/L] | 1(0401 | C1X11 | | |
| 35 | 冬季観光イベント開催事業 | | | 負担 | 旦金 | | |
| • | 負担金の効果測定について | 意見 30 | 有効性 | B04 | 個別 | | |
| | 事業評価によって負担金の効果測定に利用しているが | 、事業目的 | 、事業成果 | に対応し | た効 | | |
| | 果測定を行い、負担金事業の成果測定を行わなければ | だならない。 | | | | | |
| 36 | 青森ねぶた祭活性化事業 | | | 負担 | 旦金 | | |
| | 令和5年青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機とし | 意見 31 | 透明性 | D | 個別 | | |
| | 7 | | | | | | |
| | 暴力行為事件を契機として今後発生しないように青森社 | | | | – | | |
| | 東ねる青森ねぶた運行団体協議会に対して運行団体及 | | | | - | | |
| | う申し入れることが必要である。さらには運行団体と青森 | | | | | | |
| | │ 書や違反があった場合の取扱いが整備されているかど │ に青森市のイメージダウンにならないよう、ねぶたを愛す | | | | | | |
| | に自淋中のイグーングリンにはのはいより、44かにを変す ある。 | の月林川」 | 大に配慮しん | □扣 ■ //・ | 心安し | | |
| | 青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について | 音目 32 | 有効性 | B03 | 全庁 | | |
| | 産業振興に係る他の事務事業との相対的な比較におり | | 13 // 4 1== | 200 | | | |
| | どうかについて、全庁的な視点から俯瞰して検討するこ | | | ,,_ | . 2/4 | | |
| | | | - · U | | | | |

(2)補助金・負担金に係る監査結果の集計結果

【補助金・負担金に係る監査結果の集計】

| 類型 | | 監査 | 内訳 | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 類望 | 合規性 | 有効性 | 経済性 | 透明性 | 指摘事項 | 意見 |
| A01 | 1 | | | | 1 | |
| A02 | 2 | | | | 1 | 1 |
| A03 | 4 | | | | 2 | 2 |
| A04 | 1 | | | | | 1 |
| A05 | 1 | | | | 1 | |
| A06 | 1 | | | | | 1 |
| A07 | 1 | | | | 1 | |
| A08 | 4 | | | | 1 | 3 |

| *岩 刊 l | | 監査 | 内訳 | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 類型 | 合規性 | 有効性 | 経済性 | 透明性 | 指摘事項 | 意見 |
| A09 | 2 | | | | | 2 |
| A10 | 2 | | | | | 2 |
| A11 | 1 | | | | | 1 |
| B01 | | 8 | | | 1 | 7 |
| B02 | | 1 | | | | 1 |
| В03 | | 1 | | | | 1 |
| B04 | | 4 | | | | 4 |
| C01 | | | 3 | | | 3 |
| D | | | | 1 | | 1 |
| 計 | 20 | 14 | 3 | 1 | 8 | 30 |

(3)補助金・負担金に関する監査結果の総括

補助金・負担金に関する監査結果について、監査の視点である合規性、有効性、経済性・効率性、透明性の類型別に指摘事項又は意見の表題を示したものが以下の資料である。

補助金・負担金に関する監査結果については、合規性に係る指摘事項、意見が多い。

合規性の指摘事項について内訳を見てみると、補助金目的に係るもの1点、規定の明確化に係るもの1点、申請書類に係るもの2点、補助対象者に係るもの1点、補助金の交付に係るもの1点、内部事務処理に係るもの1点と事務処理の全般に亘っている。

合規性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|-------------|------------|---------------------------------|
| A01:補助金目的 | 指摘 6 | 交付要綱に反する可能性のある補助金の交付について |
| A02:規定の明確化 | 指摘 7 | 信用保証料補給金の返還に係る規定の明確化について |
| | 意見 21 | 誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件明確化について |
| A03:申請書類 | 指摘 1 | 申請書類の深度ある確認について |
| | 意見 2 | 補助金交付申請時の提出資料について |
| | 指摘 4 | 定款に定められていない事業を補助対象に認めることについて |
| | 意見 4 | 履歴事項全部証明書の有効期間について |
| A04:補助率 | 意見 25 | 補助率の見直しについて |
| A05:補助対象者 | 指摘 5 | 注文者と異なる事業者を補助対象者として認めることについて |
| A06:補助対象経費 | 意見 3 | クレジットカードを使用した取引の支払日の認識について |
| A07: 補助金の交付 | 指摘 3 | ポイントが付与される取引及び決済手段を利用した取引について |
| A08:内部事務処理 | 指摘 2 | 住民情報の取扱いについて |
| | 意見 5 | 申請書類の確認証跡の保管について |
| | 意見 6 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の議事録の保管について |
| | 意見 27 | 印紙貼付済の契約書の保管について |
| A09:精算事務 | 意見 18 | 振興財団から入手した事業費精算書の誤謬、予算実績差額調査の十 |
| | | 分性について |
| | 意見 20 | 事業費精算書の記入誤りについて |
| A10:実績報告 | 意見 12 | イベント事業に関する実績報告について |
| | 意見 19 | 振興財団の正規の財務諸表等の入手について |
| A11:監査報告書 | 意見 7 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の決算に係る監査報告書に |
| | | ついて |

有効性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|-------------|------------|--------------------------------|
| B01:所期の目的達 | 意見 1 | 負担金交付先事業の利用者拡大に向けて |
| 成 | 意見 10 | 負担金の交付先が支出した委託料の妥当性の検証について |
| | 意見 16 | 補助金の申請件数の増加に向けての対策について |
| | 意見 17 | 補助金交付方法についての再考について |
| | 意見 22 | 青森圏域Uターン求人ナビにおける求人件数・登録企業数の拡大に |
| | | ついて |
| | 意見 23 | 生産者6次産業化支援事業補助金の事業継続性について |
| | 指摘 8 | 補助金事業終了後のモニタリングについて(全庁的課題) |
| | 意見 28 | 振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性について |
| B02:事業の独自性 | 意見 13 | ライトアップ助成事業の独立した事業の設定について |
| B03:補助金額 | 意見 32 | 青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について |
| B04:補助金の効果測 | 意見 14 | 助成金の効果測定方法の見直しについて |
| 定 | 意見15 | 補助金事業の目的に応じた補助金の効果指標の設定について |
| | 意見 26 | 補助金の効果測定方法について |
| | 意見 30 | 負担金の効果測定について |

経済性 · 効率性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|------------|------------|----------------------------|
| C01:経済·効率性 | 意見 8 | 一般社団法人青森市物産協会負担金の概算払いについて |
| | 意見 9 | 公益社団法人青森県物産振興協会年会費の見直しについて |
| | 意見 11 | 東青ビジネスサポート協議会への概算払について |

透明性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|-------|------------|--------------------------|
| D:透明性 | 意見 31 | 令和5年青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機として |

2. 委託料に係る監査結果及び意見

(1)委託料に係る監査結果及び意見の要約

【監査結果及び意見の要約(委託料)】

| No. | 事務事業名 | 費目区分 | | | | | |
|-----|---|-------|--------|-----|----|--|--|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 | | |
| | 概要説明 | | | | | | |
| 26 | 農業基盤改良事業(道路・水路・側溝) 委託料 | | | | | | |
| | 委託契約書の記載内容の誤りについて | 指摘 9 | 合規性 | A02 | 個別 | | |
| | 標準約款を利用した契約書において、摘要の記載が以前の契約書の複写となっており、新規 | | | | | | |
| | の契約内容に応じて見直されていない。基本的な | 事務処理の | 誤りである。 | | | | |

| No. | 事務事業名 | 費目 | 区分 | | | |
|-----|-------------------------|----------------------|-------------------------------|---------|---------|--|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 | |
| | 概要説明 | | | | | |
| 27 | 市場運営管理事業 | | | 委託料 | | |
| | 一部の業務委託に関する複数年契約の検討に | 意見 24 | 経済性 | С | 個別 | |
| | ついて | | | | | |
| | 本事業に係る業務委託については、20者以上の美 | 業者と契約を | :締結しており | 、いずれも | 単年度 | |
| | の契約である。業務委託の主眼である予算の合理 | 的な執行、約 | 圣費の節減が | 図られるこ | と、事 | |
| | 務処理の効率化が図られること、ひいては住民の補 | | | | | |
| | れることが達成できるのであれば、一部の業務委託 | £について委 | 託業務内容 | を精査して | 複数年 | |
| | 契約を検討することも意味のあることである。 | | | | | |
| 37 | サンセットビーチあさむし管理運営事業 | | | 委託 | 料 | |
| | 委託料積算業務と精算対象項目の見直しにつ | 意見 33 | 合規性 | A06 | 個別 | |
| | いて | | | | _ | |
| | 委託料積算業務を高めることと、精算対象項目を見 | 見直して、無 | 駄な委託料の | 支出を削え | 咸する | |
| | ことを提案したい。 | | | 1 . | | |
| 40 | 港湾文化交流施設活性化事業 | I | | 委託料 | | |
| | 業務報告及び事業報告項目の明確化について | 意見 34 | 合規性 | A06 | 個別 | |
| | 月次報告を閲覧したところ、各施設の利用状況、イ | | | | 月次の | |
| | 収支計算は作成されているが、出納管理状況等を | | | | A | |
| | 同一会社との消火器購入取引及び消火器取替 | 意見 35 | 経済性 | C | 個別 | |
| | 工事について | | | | | |
| | 事務処理を軽減するように処理方法の検討を提案 | | A IB III | | /m = | |
| | 指定管理者の選定時における決算書の提出に | 指摘 10 | 合規性 | A03 | 個別 | |
| | ついて | . \4 \forall \dagger | ⊒ 111.25 == 152 | | | |
| 10 | 指定管理者を選定するという目的に照らして必要な | \$決算書(V) | 是出を要求して | | alal | |
| 42 | あおもり観光情報センター管理運営事業 | SART U. | 委託 | | | |
| | 委託業者の有効性の評価に関する見える化に | 意見 36 | 透明性 | D | 個別 | |
| | ついて | 11112 7 | のよけませる | フルトファ | 1) = 1 | |
| | 市は委託業務の有効性の評価結果を文書化する。 | | | | | |
| | って行政における説明責任を適切に履行するため | | | | | |
| | においても適切な文書化と透明性のある委託業者 | 少計1世に関 | 9 0伏茲于紡 | Zで1唯工」。 | シーとか | |
| | 急務である。 | | | | | |

(2)委託料に関する監査結果の集計結果

【委託料に係る監査結果の集計】

| 類型 | 監査の視点 | | | 内訳 | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|------|----|
| 類空 | 合規性 | 有効性 | 経済性 | 透明性 | 指摘事項 | 意見 |
| A02 | 1 | | | | 1 | |
| A03 | 1 | | | | 1 | |
| A06 | 2 | | | | | 2 |
| С | | | 2 | | | 2 |
| D | | | | 1 | | 1 |
| 計 | 4 | | 2 | 1 | 2 | 5 |

(3)委託料に関する監査結果の総括

委託料に関する監査結果について、監査の視点である合規性、有効性、経済性・効率性、透明性の類型別に指摘事項又は意見の表題を示したものが以下の資料である。

委託料に関する監査結果については、合規性の視点からの指摘事項、意見が多く、契約、申請 書類に係る指摘事項が2点となっている。

合規性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 | |
|----------|------------|-------------------------|--|
| A02:契約 | 指摘 9 | 委託契約書の記載内容の誤りについて | |
| A03:申請書類 | 指摘 10 | 指定管理者の選定時における決算書の提出について | |
| A06:業務報告 | 意見 33 | 委託料積算業務と精算対象項目の見直しについて | |
| | 意見 34 | 業務報告及び事業報告項目の明確化について | |

有効性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|----------|------------|-------------|
| B01:効果測定 | なし | 該当なし |

経済性 · 効率性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|------------|------------|----------------------------|
| C(類型化はしていな | 意見 24 | 一部の業務委託に関する複数年契約の検討について |
| (1) | 意見 35 | 同一会社との消火器購入取引及び消火器取替工事について |

透明性•説明責任

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|------------------|------------|-------------------------|
| D(類型化はしていな い) | 意見 36 | 委託業者の有効性の評価に関する見える化について |

3. その他に係る監査結果及び意見

(1)その他に係る監査結果及び意見の要約

【監査結果及び意見の要約(その他)】

| No. | 事務事業名 | 費目区分 | | | |
|-----|-------------------------|-------|---------|-------|----|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 類型 | 措置 | | |
| | 概要説明 | | | | |
| 33 | 広域観光推進事業 | その他 | | | |
| | 青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あおも | 意見 29 | 有効性 | В01 | 個別 |
| | り」の購入について | | | | |
| | 市は誘客プロモーションの推進に当たって、公 | 益社団法人 | 青森観光コン〜 | ベンション | 協会 |

市は誘客プロモーションの推進に当たって、公益社団法人青森観光コンベンション協会が合計 200,000 部発行した青森市観光ガイドマップ約半分を購入し、青森市観光交流情報センター、あおもり観光情報センターに青森市観光ガイドマップを設置するとともに、市内外のプロモーションで配布している。また、公益社団法人青森観光コンベンション協会は、市が購入したガイドブックの無料配布場所である「青森市観光交流情報センター」の指定管理者である。状況が錯綜しており複雑なスキームとなっているが、事業の有効性の視点で見ると市と青森観光コンベンション協会とが有意義な誘客推進に関する意見交換等を通じて総合的・一体的に活動されることを提言したい。

(2)その他に関する監査結果の総括

その他に関する監査結果については、有効性の視点からの意見のみである。

有効性

| 項目 | 指摘又は 意見 | 指摘事項又は意見の表題 |
|------------|------------|----------------------------------|
| B01:事業の独自性 | 意見 29 | 青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あおもり」の購入について |

- 4. 補助金・委託料の全般に係る監査結果及び意見
- (1)補助金・委託料の全般に係る監査結果及び意見の要約

【監査結果及び意見の要約(補助金・委託料の全般)】

| No. | 事務事業名 | 費目 | 区分 | | |
|-----|-------------------------------------|--------|----------|-------|------|
| | 指摘事項又は意見の表題 | 結果 | 視点 | 類型 | 措置 |
| | 概要説明 | | | _ | |
| | | 補助 | 力金 | | |
| | 「青森市補助金等の交付に関する規則」の規定 内容についての見直し | 指摘 11 | 合規性 | A07 | 全庁 |
| | 青森市補助金等の交付に関する規則について、以 | 人下の規定が | ないので規定に | 内容の見 | 直しが |
| | 必要である。 | | | | |
| | ①暴力団等の排除規定。 ②モニタリングに関する共 | 見定。③不正 | 受給を想定した | を宣誓・同 | 意に |
| | 関する規定。④立入検査に関する規定。 | | | ı | |
| | 「補助金等に関するガイドライン」の見直しについ | 意見 37 | 合規性 | A02 | 全庁 |
| | 7 | | | | |
| | 「補助金等に関するガイドライン」はあるものの、基 | | | | |
| | ついてブラッシュアップを図り、所管課に対する規律 | 節として機能 | させることについ | いて提案 | した |
| | V _o | I | | ı | |
| | 「補助金等チェックシート」の見直しについて | 意見 38 | 合規性 | A01 | 全庁 |
| | 「補助金等に関するガイドライン」の見直しと連動し | | | ,, | ,, . |
| | の仕方、他市との比較において明らかとなった事業 | 美効果の不証 | 己載について意 | 見を記載 | した。 |
| | 補助金等に関する宣誓書・同意書の入手につい | 意見 39 | 合規性 | A01 | 全庁 |
| | て | | | | |
| | 不正受給に厳格に対応するため補助金等に関する | る宣誓書・同 | 意書の入手を郭 | 衰務付け | ることを |
| | 提案したい。 | | | | |

(2)補助金・委託料の全般に関する監査結果の総括

補助金制度の規範の中枢である「青森市補助金等の交付に関する規則」の見直しや現状において市では策定のない「補助金見直しガイドライン」、「補助金等見直しチェックシート」の作成について、補助金の事務事業の執行にあたり必要となる規範の強化を提示したものである。

第6章 補助金・委託料の全般に関する監査の結果及び意見

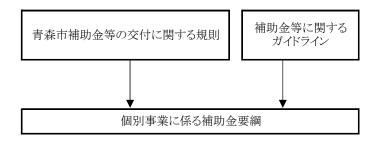
本章では、補助金・委託料の全般に関する監査の結果及び意見について記載する。 個別事業の補助金・委託料に関する監査の結果及び意見については、次章の補助金・委託料に 該当する事務事業において記載している。

(指摘事項11)「青森市補助金等の交付に関する規則」の規定内容についての見直し

市では前述したとおり青森市補助金等の交付に関する規則に基づき補助金等を執行している。

1. 補助金等に関する法令、規則等の関係図と位置づけ・性格 補助金等に関する法令、規則等の関係図を示すと以下のとおりとなる。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令



(上図の説明)

| 法律、規則、ガイドライン、要綱 | 説明 |
|----------------------|-------------------------|
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する | 補助金等の交付の申請や決定等に関するこ |
| 法律 | と、補助金等に係る予算の執行に関する基 |
| | 本的なことを定めて、不正な申請や使用の防 |
| | 止、その他補助金等の執行や交付の適正化 |
| | を目的とした法律である。 |
| 青森市補助金等の交付に関する規則 | 補助金交付事務に共通する基本的事項であり、 |
| | 包括的な規則である。 |
| 補助金等に関するガイドライン | 多くの自治体では、包括外部監査の指摘を受け |
| | て補助金見直しのガイドラインを策定している。こ |
| | のような意味合いから、補助金等の見直しガイド |
| | ラインという名称となっている場合もある。 |
| | 補助金の執行状況について検証を行い、市民 |
| | からも理解が得られる適正かつ透明性の高い補 |
| | 助金事業が行われることを目的としたもの。 |

| 法律、規則、ガイドライン、要綱 | 説明 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 個別事業に係る補助金要綱 | 個別の補助金について目的・対象・内容・手続 等を定めたもの。 |

2. 監査人が指摘した規定項目について

監査人が「青森市補助金等の交付に関する規則」について指摘をした項目は以下のとおりである。

- ① 暴力団等の排除規定が記載されていない。 (青森市暴力団排除条例が平成23年12月22日施行されているため、青森市補助金等の交付に関する規則についても条項の追加が必要である。)
- ② モニタリングに関する記載がない。
- ③ 不正受給を想定した宣誓・同意に関する記載がない。(詳細は意見39を参照)
- ④ 立入調査に関する記載がない。
- ⑤ 以下の2つの項目については、別途様式の中で申請者に対して作成が要請されているが、 重要な項目のため本文に記載する方がよいと考える。
 - ・補助事業等の経費配分、経費の使用方法に関する事項
 - ・交付を受けようとする補助金等の額についての算出基礎に関する事項

3. 指摘事項に対する市の見解と監査人の主張

| 項目 | 市の見解 | 監査人の主張 |
|---|--|---|
| ○暴力団等の排除規定 | 補助対象が全住民等広範である、迅速な支給が求められるなど、補助金の目的や性質によって補助対象者を一律に規定できない場合もあることから、補助金等に関するガイドラインに従い、各補助金の目的に応じ補助対象者の適格性を判断しながら、必要に応じ要綱において規定している。 | 暴力団等の排除規定は、重要 規定であり、多くの自治体で補助金等の交付に関する規則に 記載している。 市の見解は、理解できるが補助金等に関する交付規則の規 定の書き方を工夫することで包括的な規定とすることができる。 後出資料、「4他市の記載事例暴力団等の排除規定」 を参照。(84頁) |
| ○モニタリングに関する規定 | 補助金等の交付対象事業によりモニタリングの期間、方法等が異なるものであることから、必要に応じ補助要綱に規定していくものと考えている。 | モニタリングの個別具体的なことについては、補助要綱に規定することには異論がないが、包括的な規定については補助金等の交付に関する規則に規定すべきと考える。 |
| ○不正受給を想定した宣誓・同意に関する規定 | 補助金等の交付に関する規則 第15条補助金等交付の決定 の取消しにおいて規定しており、補助金等交付の決定の内 容又はこれに付した条件に違 反したとき、補助金等を補助事 | 第15条の規定は、最終手段としての役割があるものと考えられる。監査人の主張は、事後的な措置ではなく、事前の危険回避に備えて宣誓書・同意書を入手しておくことは補助申 |

| 項目 | 市の見解 | 監査人の主張 |
|--|---|---|
| | 業以外の用途に使用したとき、 補助事業等を廃止したとき、市 長が補助金等の交付を不適当 と認めたとき等は補助金等の 交付の決定の全部又は一部を 取り消すことがあると規定して いる。 | 請者に対する心理的な牽制効果もあり、市の補助金事業の実態調査をすれば、如何に重要な方法で有効かということが肌感覚で認識できるはずである。昨今の補助金行政において重要な規定と考える。後掲参照「意見39補助金等に関する宣誓書・同意書の入手について」。(92頁) |
| ○立入調査に関する規定 | 立入検査に関する記載は、青森市補助金等の交付に関する規則第8条の状況調査等に記載している。 (状況調査等) 第8条 市長は補助事業者に対し、補助金等の使途について報告を求め、又は実地に調査することがある。 2 市長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めたときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることがある。 | 立入調査に関する規定を独立 掲記するとともに、補助要綱に おいても独立した条項で記載 することで補助申請者に対する 心理的な牽制に役立つものと 考える。 後出資料、「5 他市の記載事 例 5 立ち入り調査等の規定」を 参照。(84 頁) |
| ○補助事業等の経費配分、経費の使用方法に関する事項○交付を受けようとする補助金等の額についての算出基礎に関する事項 | 補助金の交付に関する規則に 定める様式第3号の収支予算 書に記載する項目であり、補助 金の交付申請書には、様式第 3号を添えて提出することにな っていることから、同様のことを 補助対象者に記載させている と考えている。 | 監査人の主張は、当該項目に ではるかどうかについて間うは補助かるかどうかについてはなく、当該要ではは日頃日間である。 のではなく、当該要ではは日頃である。 地金事業補助をでいてではでいるのでははないではないではないではないではないでのではないでのでははいますである。 は、当該要がでいるのでははいる事業ではでいるのではないではでいる。 は、当該要がでいる事業ではいる。 は、当該要がでいる。 は、自身でである。とを主張するもののははないである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身でである。 は、自身ででは、自身ででのでは、自身ででは、自身では、自身でのでは、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身 |

4. 他市の事例:暴力団の排除規定(堺市の記載例)

【堺市の記載例】

(暴力団の排除)

- 第24条 次のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)若しくは<u>堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号</u>に規定する暴力団密接関係者(以下単に「暴力団密接関係者」という。)
 - (2) 補助事業者が法人の場合にあっては、その役員(法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。) が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者

(平 25 規則 148・追加)

5. 他市の事例: 立入調査等の規定(久留米市の記載例)

【久留米市の記載例】

(立入調査等)

- 第13条 市長は、補助金等の執行の適正を期するため、当該補助金等の交付の目的を達成するうえで必要な範囲において補助事業者等に報告を求め、又は職員をして関係場所に立入調査させることができる。
- 2 補助事業者等は、前項の報告又は調査を拒んではならない。
- 3 <u>第1項</u>の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じてこれを提示しなければならない。

(令4規則18・一部改正)

6. 他市の事例:補助事業等の経費配分、経費の使用方法に関する事項、交付を受けようとする補助金等の額についての算出基礎に関する事項の規定(千葉市の記載例)

【千葉市の記載例】

(補助金等の交付の申請)

- 第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業等に着手する前に、 <u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事 由があると認めるときは、補助事業等に着手した後に提出することができる。
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 補助事業等の目的及び内容
 - (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画(補助事業等の完了後に申請を行う場合にあっては、補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了期日その他補助事業等の実績)
 - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - (5) その他市長が必要と認める事項

【市の補助金等の交付申請】

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類に 添えて市長に申請しなければならない。

- 一 事業計画書(様式第二号)
- 二 収支予算書(様式第二号)
- 三 その他市長が必要と認める書類

(意見37)「補助金等に関するガイドライン」の見直しについて

多くの地方自治体では、補助金の点検について統一的な考え方を示すものがないため補助金 支出に関するガイドラインを策定して運用をしている。

ガイドライン策定の趣旨は、補助金は行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施 策目的を効率的に実現するための有効な手段ではあるが、その性質上、直接的な反対給付を伴 わない一方的な支出であり、その財源の多くには市民の税金が使われていることから、その必要性 や効果について市民への説明責任を果たし、適正かつ透明性の高い執行を行うためである。

市の産業振興・雇用対策の領域からみた補助金制度は、「青森市補助金等の交付に関する規則」、「補助金等に関するガイドライン」、「補助金等チェックシート」があるものの、補助金制度の運用にあたり要綱等の作成、補助金の執行、効果測定等において担当所管課の間でバラツキが生じており、補助金制度の大きな課題であることを提起したい。

1. 市の「補助金等に関するガイドライン」の内容

市は、平成 18 年策定の「青森市行財政改革プラン・プログラム」による負担金・補助金に見直しを基本に、平成 18 年度及び平成 28 年度の包括外部監査の指摘を受けて、平成 29 年 10 月に財政課より「補助金等に関するガイドライン」(以下 この項では「補助金ガイドライン」いう。)を発出し、運用している。

(1)基本的な視点

補助金等の見直しや創設に当たっての基本的な視点について以下のとおり示している。 この基本的な視点は、学説を引用した公益上の必要性から導き出されたものである。

| 視点 | 内容 | | | |
|---------|--|--|--|--|
| 公益性 | ・対象事業の効果が広く市民に及ぶものとなっているか。特定の者の利益に供されるものと | | | |
| | なっていないか。 | | | |
| | ・補助等の目的が市の政策推進のために必要と認められるか。(本来は民間に任せる事業 | | | |
| | ではないかという疑問を解決するため、市の政策との関係を明確にしておくこと。) | | | |
| 重要性·緊急性 | ・補助等の目的・内容が社会経済情勢や市民ニーズに適合しているか。(補助金等の目的 | | | |
| | を交付要綱等で明確にしておくとともに、「誰に(何に)対して」「どのような状態にしたの | | | |
| | か」、その内容を明瞭にしておくことが重要である。) | | | |
| 有効性 | ・補助金等の支出により、期待された成果が発揮されているか。 | | | |
| | ・補助等の金額や補助率等が、費用対効果から見て適正か。 | | | |
| | ・国県等との協調事業については、ルール分の市負担を基本とし、市の上乗せ・横だし部 | | | |
| | 分は政策目的実現のために合理的な根拠・理由があるか。 | | | |
| 効率性 | ・市が直接実施するよりも効果的か。 | | | |
| | ・補助金等の算定根拠や基準は明確か。 | | | |
| | ・少額補助となっていないか。(団体等の自助努力で対応できない理由) | | | |
| | ・交付先での補助金等の執行に無駄がないか。 | | | |
| | ・市で他に事業目的が類似した補助制度がないか。 | | | |
| 適格性 | ・団体等の事業活動の内容が補助金等の目的・内容と合致しているか。 | | | |
| | ・団体等の支出の根拠が明確で法令などに抵触していないか。 | | | |
| | ・団体等の会計処理及び使途が適切か。 | | | |
| | ・団体等の当該事業決算における剰余金が補助金等の額を超えていないか。 | | | |

公平性•平等性

- ・他の担い手がいるにも関わらず、補助対象者が限定されていないか。
- ・他に同じ活動をしている団体等と比較して、補助金額は公平か。

(監査人の意見)

- ① 基本的な視点については、市の補助金制度に関する実態分析の反省と他の自治体の事例を参考にして作成することが重要であり、より実務的で補助金制度の核心を突く基本的な視点を絞ることを要請したい。
- ② 適格性について記載しており、これは暴力団排除規定を想定したものであるとの説明であるが、「青森市補助金等の交付に関する規則」に記載すべきであり、補助金ガイドラインの基本的な視点に記載するのは不相応である。

(2)補助金等の予算執行等に当たっての適正性の確保

補助金等の確認・検証事項として、以下の10の事項を示している。

- ①要綱に、事業目的・内容が明確に記載されているか。
- ②要綱に、補助等対象科目及び精算対象科目が適切に記載されているか。
- ③補助等交付先での物品調達等の契約行為は市の基準に基づき又は準ずるなど、経済性や効率性、合理性を確保したものとなっているか。
- ④補助金等支出先での他者への委託等に係る業者選定方法や契約金額決定等についての妥当性 に疑義が生じていないか。
- ⑤補助金等申請提出期間が守られているか。
- ⑥申請書類を審査・修正する期間は適切に確保されているか。
- ⑦概算による支出を行う場合、その根拠が明確になっているか。
- ⑧効果を測定するための、具体的な項目・目標についての分析が実績報告等に情報として記載されているか。
- ⑨事業実績報告が事業終了後速やかに提出されているか。
- ⑩補助金等支出先で執行した事業費について、領収書等での支出の事実を確認できるか。

(3)補助金チェックシート

PDCA サイクルによる検証の中で「補助金チェックシート」について所管課に対して要請しているが、「補助金チェックシート」については意見38を参照いただきたい。

2. 監査人の意見

市の「補助金ガイドライン」に対する総括的な意見は、以下のとおりである。

補助金等の内容を深く掘り下げて、問題の本質に対してどのように対処していくのかという点に おいて他市の補助金ガイドラインと比較して物足りなさを感じる。その理由はブラッシュアップが十 分に行われていないことに起因していると考察した。

補助金ガイドラインは一度作成すれば目的を達成するものではなく、所管課が正しく補助金行政を遂行していくための"道しるべ"として見直しをしていかなければならない。

また、補助金等ガイドラインの記載内容が、補助金業務を担う所管課の担当者に対して訴求度が高いことが補助金等ガイドラインの存在価値を認めることになる。項目の絞り方、内容の深掘りを行って「総花的補助金ガイドライン」から「重点的補助金ガイドライン」への脱皮が必須と考える。

市は、上述した内容及び次の他市の事例を斟酌して補助金事業をより公益性・必要性、有効性・効率性、妥当性、公平性が認められるように「補助金等に関するガイドライン」の見直しに着手されることを提案したい。

3. 他市の事例(堺市の事例)

他市の参考事例として、堺市の「補助金見直しガイドライン」を参考に供したい。

堺市の「補助金見直しガイドライン」においては、見直しの基本的な4つの視点と具体的な見直 しチェックポイントを記述している。市の「補助金等に関するガイドライン」の見直しに当たっての 「道しるべ」となると思われるので、その要旨を以下に示すこととする。

(1)見直しの基本的な4つの視点

| 扫上 | 中央 | | |
|---------|-------------------------------------|--|--|
| 視点 視点 | 内容 | | |
| 公益性•必要性 | ・補助事業の目的や内容に客観的に明確な公益性が認められるか。 | | |
| | ・補助事業の目的及び内容が社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に | | |
| | 対応しているか。 | | |
| | ・公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が関与する必要性がある | | |
| | | | |
| | ρ'° | | |
| 有効性・効率性 | ・補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ期待された効果が発 | | |
| | 揮されているか。 | | |
| | ・他の手法ではなく補助によることで施策目的を効率的に達成できているか。 | | |
| 妥当性 | ・補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。 | | |
| | ・補助対象経費は、適正かつ明確となっているか。 | | |
| | ・国や県等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。 | | |
| | ・市の上乗せ・横出し部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものである | | |
| | カル。 | | |
| | ・他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。 | | |
| | ・補助金交付先団体等の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民 | | |
| | や団体に過剰な補助をしていないか。 | | |
| 公平性 | ・交付先は適正・公平に決定されているか。 | | |
| | ・その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 | | |

(出所: 堺市 補助金見直しガイドライン 令和2年10月)

(2) 具体的な見直しチェックポイント

①委託や直接執行ではなく補助金が適切か。

補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえ、行政が事業主体として行うべき事業については、委託等他の経費へ転換すること。

特に実施に係る経費の全額を補助する事業は、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。

②補助金額及び補助率は妥当か。

補助事業の成果・実績や補助目的の達成度から補助金額及び補助率の妥当性について検証し、成果・実績や達成度が十分でない補助金については、廃止または減額の方向で見直しを行うこと。

なお、補助率は原則として2分の1以内とする。2分の1を超える補助率を設定する場合は理由を 明確にすること。

③団体運営費補助ではないか。

団体運営費補助は原則として廃止すること。補助交付先の財政状況を勘案し、毎年の補助金額以上の翌年度への繰越金がある場合など、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金は廃止の方向で見直すこと。

補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確にするとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直すこと。

各団体において、自主財源の確保及び効率的な運営を行う努力が十分になされているか検証すること。

④重複・類似のものはないか。

重複・類似する補助金は、整理・統合を行う。同一事業へ複数の補助を行っている場合は統合する方向で見直すこと。

⑤公募制か。非公募の場合、説明責任を果たしているか。

補助対象者の募集は原則公募とすること。非公募とする場合は理由を明確にし、説明責任を果たすこと。

⑥終期(原則3年)を設定した要綱を整備しているか。

終期を設定した補助金交付要綱を整備すること。終期は原則3年とすること。終期を設定していない要綱は速やかに改正すること。

要綱を整備(改正)する際は、補助対象経費を具体的に明記すること。また、数値目標を定めるなど目的を具体的に示すこと。

なお、終期の到来が当該補助金の自動的な終了となるため、継続する必要がある場合は終期の 到来前に補助の必要性や効果等を検証し、要綱改正の手続を行うこと。

⑦時代に即した市民ニーズに合致しているか。

補助金制度発足時の経緯と現在の社会情勢や市民ニーズとを比較し、時代に即した市民ニーズに応えていな補助金については廃止の方向で見直すこと。

⑧再補助はしていないか。

再補助しているものは直接補助への切り替えを検討すること。

⑨交付先の財政状況を勘案しているか。

交付先の財務状況を把握し、補助が適当か見直すこと。

(出所:堺市 補助金見直しガイドライン 令和2年10月)

(意見38)「補助金等チェックシート」の見直しについて

意見37で述べた「補助金見直し等ガイドラインの策定」と並行して、多くの地方自治体では「補助金等見直しチェックシート」を作成して見直しを行い、予算編成と一体的に議論し、次年度予算に反映させている。

市においても「補助金ガイドライン」と並行して「補助金等チェックシート」の運用を行っている。 しかしながら、監査人が「補助金ガイドライン」、「補助金等チェックシート」について、監査の最終 段階において主管課となる総務課や財政課の指摘により、その存在に気づく程度のもので補助金 等の個別事業の監査の過程においては認識できなかった。このことは、穿った見方をすれば所管 課に対する「補助金ガイドライン」、「補助金等チェックシート」の浸透度や認知度がさほど高くない という証左ではなかろうか。

1. 市の補助金等チェックシートの問題点

ここで市の「補助金等チェックシート」(次ページに資料添付)の問題点について、以下に記載することとする。

①基本的な視点の項目

公益性、重要性等、有効性、効率性、適格性、公平性等の項目となっている。これらの項目は「補助金ガイドライン」に掲示されている項目であろうが、重要性等については重要性・緊急性、公平性等については公平性・平等性と記載すべきである。

②評価点の記載

評価点はA~Dを選択して記入する方式を採用しているが、記入者側(所管課)の立場からすると該当する項目に○印を付ける方が横並びで判断することができて記入しやすい。

③事業効果の検証

重要な項目であるが、項目がないのが残念である。

2. 市の補助金等チェックシート

| 1 | 基本的事 | 項 | | | | | 剖 | 3 | Ī | 果 | |
|----|-------------------------|---------------|---------------|-------|--------|----------|------|------------|-------|------------|-----|
| 事 | 業番号・事 | 務事業名 | | | | | | | | 補助金 | 負担金 |
| | 補助金等名 | 5称 | | | | | | | | | |
| | 助対象者 団体名) | | | | | | ft | 表者名 | | | |
| (課 | 等の目的 題・背景) 待する成果) | | | | | | | | | | |
| | 業開始年度 | | 年 | 終了年 | F度 | | 左 | 法令第 | 養務 | □ 有 | □ 無 |
| 補 | 助対象経費 | | | | | | | | | | |
| | 算定根拠 (積算方法) | | | | | | | | | | |
| 過況 | 去の 見直し | ン状 | | | | 200 | | | | | |
| | | | 4 to -b 1 tob | | | 象団体 | | A 17 11 15 | | and design | |
| | 予算内容 | 令和 | 4年度決算 | | 令和5年度予 | 0.00 | | 会員状況 | ・市の役割 | 判等 | |
| | 支出総額 | | | 千円 | | 千円 | | | | | |
| 収入 | 市補助金等 | | | 千円 | | 千円 | | | | | |
| 内 | 割台 | | | % | | % | | | | | |
| 訳 | 国県補助会 | | | 千円 | | 千円 | | | | | |
| | 会費・負担 | | | 千円 | | 千円 千円 | | | | | |
| | 繰越金 | | | 千円 | | 千円 | | | | | |
| | その他収え | ^ | | | | 111 | | | | | |
| 2 | | 視点・効果 | 100 | | 細は補助金 | | | | | | |
| | | 評価点 | 評価理由(| C、Dの場 | 合は、合理的 | り理由や改善 | 予定・検 | 討状況等につ | いても記載 | () | |
| 3 | 公益性 | | | | | | | | | | |
| 重 | 要性等 | | | | | | | | | | |
| 7 | 有効性 | | | | | | | | | | |
| 3 | 効率性 | | | | | | | | | | |
| ì | 適格性 | | | | | | | | | | |
| 公 | 平性等 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 方向 | 1性 | | | | | 理由 | | | | |
| | 整理統合 て継続 現行のまる | ・廃止見直し ま継続 | | | | | | | | | |

3. 他市の事例(神戸市)

補助金等見直しチェックシートの内容について、神戸市の補助金見直しガイドライン(平成 28 年 11 月)を参考にして例示すると以下のとおりとなる。

補助金見直しチェックシートの構成は、①補助内容、②基本的視点、③事業効果の検証、④チェックポイントの適合状況、⑤今後の方向性及び理由となっている。

①の補助内容は、補助金の項目、事業目的・概要、根拠規定、支出先、予算額、決算額、補助率、会計科目、上限額等の補助金情報を記載することになっている。

②基本的視点

| 視点の項目 | 評価 | | | | | |
|---------|----|------|-------|-----|--|--|
| 元点の項目 | 適格 | やや適格 | やや不適格 | 不適格 | | |
| 公益性 | | | | | | |
| 有効性・効率性 | | | | | | |
| 妥当性 | | | | | | |
| 行政関与 | | | | | | |
| 公平性·透明性 | | | | | | |

上表の評価項目の視点の内容については、以下のように規定している。

| 視点 | 内容 |
|----------|---|
| 公益性 | ・補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応 |
| | し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。 |
| 有効性・効率性 | ・補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮さ |
| | れているか。 |
| | ・補助金額に見合う費用対効果が認められるか。 |
| 妥当性 | ・補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。 |
| | ・国県等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。市の上乗せ・横出し部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。 |
| | ・他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。 |
| | ・補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民・団体に過剰な補助をしていないか。 |
| 行政関与の必要性 | ・公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要のある事業であるか。 |
| 公平性•透明性 | ・補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続きを公平・ 透明に実施しているか。 ・同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。 |
| | ・多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定されていないか。 |

③事業効果の検証

| 成果指標 | (注 1) |
|------|-------|
| 達成状況 | |

(注1)神戸市では、補助金の性質別分類による成果指標例を示している。

| 類型 | 内容 | 成果指標設定の考え方及び例 |
|-------|----------------------|----------------------|
| 経済支援型 | ・利用者等個人負担の軽減や、公的支援を | 負担軽減効果が把握できるよう設定 |
| | 必要とする個人に対する扶養的要素を含 | 【負担軽減による就業実績等】 |
| | んだ支援を目的とするもの。 | |
| 大会支援型 | ・行事や大会・イベント等を開催するため又 | 集客、地域活性化、魅力アピールなど、行事 |
| | は参加させるため、実行組織等に対し支 | 等の主旨・目的によって適切な項目を設定 |
| | 援するもの。 | 【参加者数等】 |

| 類型 | 内容 | 成果指標設定の考え方及び例 |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 施設設備 | ・社会福祉施設などの公益性を有する施設 | 市の支援を受けて整備された施設等が、公益 |
| 支援型 | の建設や整備等に対し支援するもの。 | 上いかに役立てられているか等の視点で設定 |
| | ・団体等が実施する施設整備事業の借入金 | 【施設利活用状況、借入金償還状況等】 |
| | 元利償還金に対するもの。 | |
| 行政補完型 | ・行政の代行的または補完的に実施されて | 行政の代行・補完として、事業目的をどの程度 |
| | いる事業に対するもの。 | 達成しているかを把握できるよう設定 |
| | | 【実施件数、利用件数等】 |
| 政策誘導型 | ・特定の公共的・公益的事業を奨励すること | 補助によって得られる効果等により設定 |
| | を目的とし、事業実施主体の自主的活動 | 【普及率、実施率等】 |
| | に対し補助するもの。 | |

④チェックポイントの適合状況

| | 適合 | | | | | | | |
|--------------------------|--------|----------------|-------------------------|-------|--|--|--|--|
| 項目 | 適合している | 不適合であるが改善予定である | 不適合であるが 合理的理由が ある | 該当しない | | | | |
| 補助額・率は適切である | | | | | | | | |
| 団体運営費補助でない | | | | | | | | |
| 重複・類似の補助金はない | | | | | | | | |
| 補助金としての支出が適切である | | | | | | | | |
| 補助金交付先の選定方法 は適切である | | | | | | | | |
| 補助交付先の財政状況を 把握し勘案している | | | | | | | | |
| 再補助は実施していない | | | | | | | | |

⑤今後の方向性及び理由

| 方向性 | 具体的な内容及び理由 |
|---------|------------|
| 整理統合·廃止 | |
| 見直して継続 | |
| 現行のまま継続 | |

(意見39)補助金等に関する宣誓書・同意書の入手について

補助金に係る不正受給の問題について近年多くの事例が報道されている。本報告書においても 不正受給の可能性がある事例が報告されており、市として不正受給防止のため厳格な対応措置を 講じておかなければならない。このような視点から補助金等に関する宣誓書・同意書の入手を義務 付けることを提案したい。

神戸市の宣誓書・同意書を参考に供したい。

様式第2号

宣誓•同意書

「神戸市経営改善計画策定促進補助金」を申請するにあたり、下記の事項について宣誓又は同意します。

記

- (1)虚偽の申請を行った場合又は虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合に経営改善計画策定促進補助金の交付を受けることを辞退し、既に経営改善計画策定促進補助金の交付を受けていた場合は速やかに返還すること
- (2) 今後も事業を継続する意思があること
- (3)神戸市が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (4)神戸市市税条例に定める市税に滞納および未申告の税額がないこと
- (5) 令和4年4月以降に兵庫県中小企業活性化協議会へ早期経営改善計画支援事業および 経営改善支援事業の利用申請を行っていること
- (6) 兵庫県中小企業活性化協議会から認定支援機関にまたは信用保証協会から受給している早期経営改善計画または経営改善計画に係る補助金を不正受給等の理由により返還を求められた場合は、経営改善計画策定促進補助金を返還すること
- (7)申請者(代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、「暴力団 1」、「暴力団員 2」又は「暴力団等と密接な関係を有する者 3」(以下、「暴力団等」という。) に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。併せて、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。また、神戸市が警察に照会することに同意すること
- (8)申請及び交付に関する情報を、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察、 税務署その他の行政機関に共有することに同意すること
- (9)本事業の適切な執行を含む正当な理由において、申請者の市税情報を利用することおよび兵庫県中小企業活性化協議会へ早期経営改善計画または経営改善計画に係る補助金の申請情報および審査情報に関して照会することに同意すること
- (10)経営改善計画を策定した場合において、信用保証協会から同計画に対する補助金を受けているにも関わらず、同協会から同計画に対する補助を受けていないようにみせかける申請をしないこと
- (11)経営改善計画を策定した場合において、信用保証協会から同計画に対する補助金を受けていない場合は、今後も信用保証協会から同計画に対する補助金を受けないこと
- (12)本宣誓書に記載している事項の他、神戸市経営改善計画策定促進補助金交付要綱の規定に従うこと

令和 年 月 日

神戸市長あて 法人名(法人の場合のみ) 代表者又は個人事業者等の氏名

- ¹ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月29日条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団
- 2 同条第2号に規定する暴力団員
- ³ 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年3月8日公安委員会規則第2号)第2条に 規定する暴力団等と密接な関係を有する者

第7章 個別事業に関する監査結果及び意見

個別事業に関する監査結果及び意見について、以下に青森市総合計画の第1章 しごと創りの 節、項に属する事務事業ごとに記載している。監査対象となった事務事業は43事業であり、この 章で番号の記載のない事務事業は監査の結果及び意見のない事務事業であり、その事業概要に ついては本報告書の第5章 第3.において記載している。

第1. 産業の振興・雇用対策の推進に関する事業の監査結果及び意見

No. 1 地域企業ビジネス支援拠点運営事業(連携)

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|----------------------|
| 事務事業名 | 地域企業ビジネス支援拠点運営事業(連携) |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、国庫支出金、その他特定財源 |
| 事業開始年度 | 令和3年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第1項 地域ベンチャー支援の推進 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

人口減少や少子高齢化等により域内市場が縮小しつつある市において、地域経済の活性化を 図るためには、起業・創業、地域企業による新たな事業展開等が不可欠である。

そこで市は、青森商工会議所や東青地域の町村(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)等と連携し、「AOMORI STARTUP CENTER」に起業・創業から中小事業者の経営相談など、一貫した事業者支援を行う「経営の総合相談窓口」を開設・運営しており、窓口運営委託費等に要する事業費の一部として東青ビジネスサポート協議会に対して負担金を支出している。直近3年間での支援結果は以下のとおりであり、令和4年度は創業件数が大幅に増加し、目標値28件を大きく超過した。

【創業件数】 (単位:件)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 令和2年度 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 2 | 0 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 | 19 |
| 令和3年度 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 10 |
| 令和4年度 | 15 | 7 | 9 | 6 | 11 | 6 | 8 | 5 | 5 | 7 | 12 | 10 | 101 |

【相談件数】 (単位:件)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 令和2年度 | 29 | 19 | 41 | 36 | 25 | 29 | 35 | 19 | 28 | 21 | 16 | 29 | 327 |
| 令和3年度 | 35 | 31 | 37 | 36 | 26 | 24 | 121 | 224 | 330 | 388 | 383 | 94 | 1,729 |
| 令和4年度 | 113 | 322 | 489 | 432 | 271 | 182 | 159 | 101 | 221 | 120 | 93 | 96 | 2,599 |

(注)令和3年9月末までは起業・創業等支援拠点運営事業にて運営

また、市と青森商工会議所とが締結した「スタートアップの推進に関する連携協定書(平成30年7月18日締結)」に基づき、青森商工会議所が運営する「AOMORI STARTUP CENTER」の運営費や開催する各種セミナー及び交流会等の経費負担を行っている。令和4年度の事業実績は以下のとおりである。

あお☆スタセミナー

| 開催数 | 開催日 | セミナー内容、テーマ及び講師 | 協力機関 | 参加人数 |
|-----|------------|---|----------|------|
| 第1回 | 令和4年6月28日 | 「青森のりんご産業が世界で勝つための戦略」 (株)日本農業 国内農業部統括 河合 秋人 氏 | みちのく銀行 | 50人 |
| 第2回 | 令和4年10月6日 | 「みらいワークスが目指す地方創生とは」 (株)みらいワークス 代表取締役社長 岡本 祥治 氏 | 青森銀行 | 80人 |
| 第3回 | 令和4年12月13日 | 「成功する起業家の条件」 デロイトトーマツヘンチャーサポート(株) 代表取締役社長 斎藤 祐馬 氏 | SMBC日興証券 | 51人 |
| 第4回 | 令和5年2月24日 | 「成功する起業家の条件」 一般社団法人 VENTURE FOR JAPAN 代表理事 小松 洋介 氏 | 青森商工会議所 | 28人 |

あお☆スタピッチ交流会

| 開催日 | 交流会 | 参加人数 |
|------------|-----------------|------|
| 令和4年9月11日 | サマーセレクション2022 | 47人 |
| 令和4年10月23日 | オータムセレクション2022 | 41人 |
| 令和4年11月8日 | ファイナルセレクション2022 | 49人 |

あお☆スタ起業塾

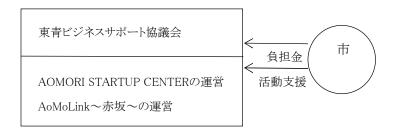
| 講座 | 開催日 | 参加申込者 |
|------|-------------------------------------|-------|
| 1講座目 | 令和4年(7/9、7/23、8/6、8/20、9/3、9/17) | 22人 |
| 2講座目 | 令和5年(1/14、1/28、2/11、2/25、3/11、3/25) | 21人 |

(2)負担金の概要

①東青ビジネスサポート協議会負担金

| 負担金の名称 | 東青ビジネスサポート協議会負担金 |
|------------|---|
| 交付先 | 東青ビジネスサポート協議会 |
| 負担金の目的 | AOMORI STARTUP CENTER の相談窓口運営委託費や事務・通信費 |
| | 等 |
| 負担金の算定方法及び | 事務局を担う青森市が事業費を積算し、各市町村の負担金額案を算 |
| 積算方法 | 定 |
| 負担割合 | 国庫支出金対象分 市:100% |
| | 国庫支出金対象外分 市:92.6% |
| 負担の性質 | 事業負担 |

下図は、東青ビジネスサポート協議会と市との負担金に関するイメージ図である。市は東青ビジネスサポート協議会に対して本事業以外でも資金面における支援を行っており、東青ビジネスサポート協議会の活性化は主要な課題である。



②青森商工会議所事業負担金

| 負担金の名称 | 青森商工会議所事業負担金 |
|------------|--|
| 交付先 | 青森商工会議所 |
| 負担金の目的 | 市と青森商工会議所で締結した「スタートアップの推進に関する連携協 |
| | 定書(平成 30 年 7 月 18 日締結)」に基づく、運営費及びイベント費 |
| 負担金の算定方法及び | 青森市が事業費を積算し、青森商工会議所と協議の上決定 |
| 積算方法 | |
| 負担割合 | 運営費 東青地域 5 市町村:50%(上限額あり。人口割合で負担) |
| | イベント費 市:100% |
| 負担の性質 | 事業負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|-------|--------|--------|-----------|
| 当初予算額 | | 28,214 | 41,871 | |
| 決算額 | | 26,026 | 39,897 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 国庫支出金 | _ | 13,013 | 16,852 | |
| その他の特定財源 | _ | - | 113 | 連携(町村負担金) |
| 一般財源 | _ | 13,013 | 22,932 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|--|
| 負担金補助及び交付金 | 39,897 | 東青ビジネスサポート協議会負担金 33,871 千円、青森商工会議所事業負担金 6,026 千円 |
| 合計 | 39,897 | |

4. 監査結果及び意見

(意見1) 負担金交付先事業の利用者拡大に向けて

負担金交付先の東青ビジネスサポート協議会が運営する AOMORI STARTUP CENTER は、起業や創業のみならず経営相談や新事業展開等、ワンストップで相談できる相談窓口となっており、今後も地域経済活性化のために重要な機能を果たすべく、その存在を広く発信していく必要がある。

当センターのホームページを閲覧すると、創業者のあおスタ支援事例紹介コーナーを設けているが、紹介件数は1件のみであり、支援事例が少ない印象を受ける。

この創業者のあおスタ支援事例紹介は、起業や創業を拡大していくためのツールとして設定されたものであるが、創業件数や相談件数の急激な増加によって、相談対応に多くの時間が割かれることになったため、あおスタ支援事例紹介のための取材対応等が困難になっていることが要因となっている。

事例紹介は利用を検討されている者にとって非常に有用な情報であり、また事例件数が多ければ多い程、参考に供することになり、広く発信可能なホームページ等を積極的に活用して利用者数の増加につなげていくことが期待される。

このような状況を鑑みて、AOMORI STARTUP CENTER の利用者拡大に向けた受入態勢の整備を期待したい。

No. 2 地域貢献人材マッチング支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | | | |
|-------------|--------------------|--|--|
| 事務事業名 | 地域貢献人材マッチング支援事業 | | |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 | | |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、国庫支出金、その他特定財源 | | |
| 事業開始年度 | 令和3年度 | | |
| 関連する個別計画 | 該当なし | | |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし | | |
| (法律、条例、要綱等) | | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | | |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | | |
| | 第1項 地域ベンチャー支援の推進 | | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

本事業は大企業を中心とした副業・兼業の解禁や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークなどの働き方の多様化、及び地方で働きたいというニーズの高まりを背景に、優秀な外部人材を活用したい地域企業と専門スキルを地域貢献に生かしたい都市部の副業・兼業人材とのマッチングを支援することで、地域企業の経営課題の解決や関係人口の創出を図ることを目的としている。具体的な事業内容は以下のとおりである。

- ① 事業者向け経営課題解決セミナーの開催(地域金融機関と連携)
- ② 地域貢献人材の求人掲載及びマッチング支援(地域金融機関と連携)
- ③ 地域貢献人材の活用に関する経費の一部を補助(市単独)

地域貢献人材のマッチング件数について、直近では令和3年度は、実質的な支援期間が半年程度となったことや新型コロナウイルス感染症の流行期であった影響により件数は伸び悩んでいたが、令和4年度になり、通年での支援期間が確保できたことに加え、事業者への個別訪問など事業周知に取り組んだ結果、マッチング件数は目標値を超過し増加傾向にある。

【地域貢献人材のマッチング件数】

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|
| 目標値 | 10 | 10 |
| 実績値 | 2 | 15 |

(2)補助金の概要

| 補助金の名称 | 令和 4 年度青森市地域貢献人材活用促進補助金 | | |
|-------------|--------------------------------|--|--|
| 主な補助対象者 | 地域貢献人材を活用して経営課題の解決に取り組む市内に事業所を | | |
| | 有する中小企業者等 | | |
| 補助金の目的 | 市内の中小企業者等の経営課題の解決を促進し、本市の関係人口の | | |
| | 創出を図り、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。 | | |
| 補助金の効果測定の方法 | 地域貢献人材のマッチング件数 | | |
| 補助対象経費 | 地域貢献人材に支払う委託料、交通費及び宿泊費 | | |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1又は10万円のいずれか低い額以内の額 | | |

(3)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | 青森市地域貢献人材マッチング支援業務 |
|-----------|----------------------------------|
| 委託事業の内容 | 事業者向け経営課題解決セミナーの開催や地域企業と地域貢献人材 |
| | とのマッチング支援業務等 |
| 委託先名 | 株式会社みらいワークス |
| 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| 委託理由 | 市が自ら実施するよりも、当該業務に係るノウハウを有する民間業者へ |
| | 委託する方が、より効果的な事業実施が期待できるため |
| 契約金額 | 3,300,000 円 |
| 再委託の有無と根拠 | なし |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | _ | 4,800 | 4,800 | |
| 決算額 | | 3,320 | 4,199 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 国庫支出金 | | 1,650 | 1,650 | |
| その他の特定財源 | _ | | 899 | |
| 一般財源 | _ | 1,670 | 1,650 | |

⁽注)令和3年度から開始した事務事業のため令和2年度の数値はない。

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|--------------------|
| 委託料 | 3,300 | 地域貢献人材マッチング支援業務委託料 |
| 負担金補助及び交付金 | 899 | 地域貢献人材活用促進補助金 |
| 合計 | 4,199 | |

4. 監査結果及び意見

(意見2) 補助金交付申請時の提出資料について

「令和4年度青森市地域貢献人材活用促進補助金交付要綱」には、交付申請時の提出書類として法人事業概況説明書の写しを求めている。当該資料は税務申告書類の一部を構成する資料であり、入手する目的として、法人の事業実態の有無を確認するための資料と理解されている。

サンプリングの結果、2 社に関して法人事業概況説明書に電子申告又は税務署での収受の有無が外観的に確認できる証跡がなく、また電子申告受信通知等の資料も見当たらなかった。

令和4年度青森市地域貢献人材活用促進補助金交付要綱においては税務署への提出証跡まで求められていないものの、外部証跡がない資料は簡単に偽造又は捏造ができるものであり、事業実態のない法人へ補助金を交付してしまうリスクが少なからず想定される。そのため、電子申告の印字や税務署収受印が押印された資料の入手や、電子申告受信通知の入手等、税務署の収受が客観的に確認できる資料の入手が必要である。つまり、補助金制度が有効に機能するために補助金交付申請時の提出資料について、資料の改ざんや偽造のない真正な書類を受け取るためのチェックポイントをより厳格にする姿勢が弱いと言える。

No. 3 青森市新事業チャレンジ支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | | | |
|-------------|---------------------------------|--|--|
| 事務事業名 | 青森市新事業チャレンジ支援事業 | | |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 | | |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、国庫補助金、その他の特定財源 | | |
| 事業開始年度 | 令和4年度 | | |
| 関連する個別計画 | 該当なし | | |
| 根拠法令等の名称 | 令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金交付要綱(以下 この | | |
| (法律、条例、要綱等) | 項では「新事業チャレンジ交付要綱」という。) | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | | |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | | |
| | 第1項 地域ベンチャー支援の推進 | | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が令和4年4月1日から令和5年1月31日までに市内で実施する事業のうち、以下のいずれかに該当する事業である。

- ① 新製品の開発、新サービスの提供等に関わる事業
- ② 既存商品の製造方法又は提供方法の変更等に関わる事業
- ③ 新規創業に関わる事業(新規創業者が補助事業を実施している間に産業競争力強化法第 127条第1項の規定により認定を受けた本市に係る創業支援事業等計画に基づく特定創業 支援等事業の支援を受けるものに限る。)

なお、上記事業について、国、都道府県、市町村その他機関から補助金の交付を受けた場合は 補助対象とはならない。

また、補助対象経費は、建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、旅費、開発費、資料購入費、設備処分費である。

市の予算上は、補助金交付対象者数を 175 件と想定していたが、申請数 229 件、交付決定数 212 件と予算を上回る実績となっている。

(2)補助金の概要

| 補助金の名称 | 青森市新事業チャレンジ支援補助金 |
|-------------|--|
| 主な補助対象者 | 中小企業者等又は新規事業をしようとする者 (注1) |
| 補助金の目的 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会経済の変化に適応するため、ビジネスモデルの転換や新規創業など、新たな取組に意欲的にチャレンジする市内の事業者に対し補助金を交付し、もって本市経済の活性化を図ることを目的とする。 |
| 補助金の効果測定の方法 | 明確な指標は設定していない。 |

| 補助対象経費 | 建設費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬 |
|--------|---------------------------------------|
| | 費、クラウドサービス利用料、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣 |
| | 伝・販売促進費、研修費、旅費、開発費、資料購入費、設備処分費 |
| 補助率 | 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の |
| | 端数があるときは、これを切り捨てた額)と 1,000 千円とを比較していず |
| | れか低い額以内の額 |

(注1)新事業チャレンジ交付要綱では、主な補助対象者(中小企業者等又は新規事業をしようとする者)は、ともに以下に定めるとおり、市に住所を有する者に限られる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 青森市商工業振興条例(平成17年青森市条例第158号)第2条第1号 に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)及び同条第2号イに規定する中小企業 団体であって、市内に本店もしくは主たる事務所を有する法人又は市内で事業を行う個人(本市に住所を有する者に限る。以下「個人事業主」という。)をいう。
- (2) 新規創業 事業を営んでいない個人(本市に住所を有する者に限る。以下同じ。)が新たに 事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が市内に新たな会社を設立し、当該新た に設立された会社が事業を開始することをいう。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 (注 1) | 備考 |
|----------|-------|-------|------------------|-------|
| 当初予算額 | | | 175,108 | |
| 決算額 | | | 137,989 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 国庫支出金 | | | 89,149 | (注2) |
| 県支出金 | | | 47,839 | (注 3) |
| その他の特定財源 | | | 1,000 | (注 4) |
| 一般財源 | | | | |

- (注1) この事業は令和4年度限りの単年度事業である。
- (注2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- (注3) 青森県特定不妊治療助成事業交付金
- (注4) 青森市ふるさと応援寄附制度による寄附

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和 4 年度決算額 | 主な内容 |
|----------|------------|-------------|
| 需用費 | 49 | |
| 役務費 | 45 | |
| 負担金及び補助金 | 137,895 | 補助金 137,895 |
| 合計 | 137,989 | |

4. 監査結果及び意見

(指摘事項1) 申請書類の深度ある確認について

補助金の申請に当たり、申請者が提出を求められる書類の中に事業計画書があり、そこでは、「今後3年間の収支計画」や「収支計画の算出根拠」の記載が求められているが、「収支計画の算出根拠」の記載内容からは、「今後3年間の収支計画」記載の数値を導き出すことが困難と思われる記載が多数見受けられる。事例としては以下のような記載である。

(例1)

【今後3年間の収支計画】

(単位:千円)

| 項目 | 直近の 決算年度 | 1年後 | 2 年後 | 3年後 |
|------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| X II | (令和3年12月) | (令和4年12月) | (令和5年12月) | (令和6年12月) |
| 売上高① | 5,575 | 9,600 | 12,000 | 13,200 |
| 売上原価② | 1,536 | 2,880 | 3,600 | 3,960 |
| 売上総利益③ (① 一②) | 4,039 | 6,720 | 8,400 | 9,240 |
| 販売費及び一般 管理費④ | 3,451 | 5,376 | 6,300 | 6,930 |
| 営業利益⑤ (③—④) | 588 | 1,344 | 2,100 | 2,310 |

【収支計画の算出根拠】

《原材料、仕入価格、販売価格、販売個数、客数等の算出根拠を記入してください。》

- ・ランチタイムのBランチ(前菜・デザート付き)を魅力に感じ、注文する人数を増やし、今までのAランチしか興味のなかったお客さんの客単価を150円~UP。1日平均3組を5組へ。
- ・ディナータイムで手打ちパスタとデザートを注文するお客さんを増やし、客単価 1,000 円 UP。1日 平均1組を 2 組へ。

算出根拠記載の客単価 UP、客数増の記載はあるが、既存事業の単価、客数が不明のため、収支計画にどのように反映されているのか不明である。

(例2)

【今後3年間の収支計画】

(単位:千円)

| | 直近の | 1 年後 | 2 年後 | 3 年後 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 項目 | 決算年度 | | | |
| | (令和3年8月) | (令和4年8月) | (令和5年8月) | (令和6年8月) |
| 売上高① | 14,050 | 17,000 | 26,000 | 27,000 |
| 売上原価② | 5,493 | 6,800 | 10,400 | 10,800 |
| 売上総利益③ | 8,557 | 10,200 | 15,600 | 16,200 |
| (1)—2) | 0,001 | 10,200 | 15,000 | 10,200 |
| 販売費及び一般 | 9,072 | 9,500 | 13,600 | 13,600 |
| 管理費④ | 3,012 | 3,000 | 10,000 | 15,000 |
| 営業利益⑤ | △515 | 700 | 2,000 | 2,600 |
| (3-4) | △515 | 700 | 2,000 | 2,000 |

【収支計画の算出根拠】

《原材料、仕入価格、販売価格、販売個数、客数等の算出根拠を記入してください。》

日商 40,000 円、客単価 2,000 円、客数 20 人 25 日稼働、月商 1,000,000 円、原価率 40%

「収支計画の算出根拠」の記載は、補助事業実施による増なのか、既存事業を含めたものなのか不明である。月商 1,000 千円ということは年 12,000 千円ということになるが、収支計画のどこに反映されているのか不明である。

本件について市は、補助申請者から提出された書類の範囲内で妥当性を判断しているとのことであるが、特に3か年の売上高について、この記載内容で妥当な計画と判断し得るものなのかについては理解に苦しむところである。

また、市は申請者に対し、直近の決算書(損益計算書が含まれる。)や確定申告書(収支内訳書が含まれる。)の提出を求めている。「今後3年間の収支計画」に記載される「直近の決算年度」の数値は、これら提出書類と一致するはずであるが、一致しないものも散見される。また、決算月、記載単位が異なるものも散見される。

なお、提出された「今後3年間の収支計画」には照合証跡があり、これは提出された決算書や 確定申告書との照合証跡である。

市は、申請書類に記載された「今後3年間の収支計画」の妥当性について、「収支計画の算出 根拠」記載の内容と整合性が取れるものなのか、深度ある検討を行うべきであった。また、決算書、 確定申告書との数値の照合については、正確な確認を行うべきであった。

(指摘事項2) 住民情報の取扱いについて

市が導入している住民情報システムによる住民情報の確認に関して、照会画面のコピーを保存しているものがあった。これは、申請者補助金の振込先の姓と市に登録されている 姓が異なっていたこと(婚姻によるものとのこと)に対するものである。

しかし、印刷の操作を実際に行ったのは、新ビジネス支援課の職員ではなく、他課の職員である。新ビジネス支援課では、通常住民情報システムの画面を印刷するような業務がなく印刷権限が付与されていないため、同課においては印刷することはできず、やむを得ず、権限が付与された端末を有する近隣の課の職員に印刷を依頼せざるを得なかったようである。

やむを得ないことであったとしても、印刷の依頼を受けた他課の職員は、一時的ではあるが当該 課の本来の業務以外の目的のために端末を操作している。本件の場合、他課の職員に端末操作 を依頼せずとも、申請者から姓が違っている理由を文書で入手する、あるいは、当該情報を保有 する担当課(市民課)に証明を求めるといった方法が採れたのではないか。

補助金交付に関して、姓変更に係る確認といった事案は多くは発生しないであろうし、イレギュラーな事案かもしれないが、住民情報の取扱いは、より敏感に、より慎重に対応する必要がある。住民情報の取扱いについてイレギュラーな事案が生じた場合には、手間はかかってもより慎重な取扱方法を採るべきである。

(指摘事項3) ポイントが付与される取引及び決済手段を利用した取引について

補助金交付者において、ネット通販会社を利用している場合が見受けられるが、ネット通販会社を利用して物品の購入を行った場合は、購入後、購入者にポイントが付与されることがある。このポイントは、通常 1 ポイント 1 円として当該ネット通販会社で利用することができ、あるネット通販会社の場合、100 円の購入につき 1 ポイント、取引状況によってはその数倍、また、特定のセール期間に条件を満たせば 10 倍以上(40 倍を超える場合もある。)となる場合もある。

また、家電量販店やホームセンター等ではポイントカードを発行しているが、ポイントカードを利用して物品の購入を行っている場合も多く、ポイントカードを提示して買い物をした場合、現金払いでもクレジットカード払いでもポイントが付与される場合があり、この場合も通常1ポイント1円で後日の買い物で利用することができる。

決済手段としてクレジットカードを使用している場合も多く、その場合も多くはポイントが付与される。当該ポイントは、後日クレジットカードの使用代金を支払う時に代金から控除することができるものや、物品と交換できるものがある。また、電子マネーを利用している場合もあるが、この場合もポイントが付与される場合がある。

なお、ネット通販を利用した場合や、家電量販店等でポイントカードを提示して買い物を行った 場合は、これらのポイントに加えて決済手段によるポイントも付与されるということになる。

これらのことは、補助対象事業において、ポイントが付与される取引や決済手段を利用した場合、後日、実質的に当該ポイントは補助対象事業以外に使用されるということである。補助金は公

金であり、補助対象となる事業の実施に公益上の必要を認めて、特定の者に対し公金を支出(贈与)する性質のものであるから、補助金は補助対象事業にのみ使用されるべきである。

市は、補助対象経費の支出に当たり当該ポイントが利用された場合には、ポイント控除後の金額を補助対象としているが、付与されるポイントについても控除すべきである。

(指摘事項4) 定款に定められていない事業を補助対象事業と認めることについて

法人が提出した補助金交付申請において、履歴事項全部証明書の中に記載されている目的に 記載のない事業について、新規事業として申請されたものがあった。

法人については、基本的に定款に記載された目的の範囲内で事業を実施するのであるから、定 款の提出を求め、目的を確認する必要がある。

これに対し市は、事業の実施を確認するに当たり、定款変更や変更後の履歴事項全部証明書の提出まで求めていなかったが、事業の実施は写真、請求書等で十分に確認できているとする。

しかし、新規事業が定款に記載されていない場合、市は、目的の範囲外の事業に対し補助金を 交付したことになる。申請時に補助対象事業が会社の目的に含まれる事業かを確認し、含まれな い場合は定款の変更を指導し、再度定款や履歴事項全部証明書を入手した上で変更されている か確認する必要があった。

(指摘事項5) 注文者と異なる事業者を補助対象事業者として認めることについて

補助金交付において、補助事業者(個人事業主)から補助対象経費について、クレジット払いの領収書の注文者が他者(同姓の者であるが、別住所)であるものが含まれているものがあった。

これに対し市は、領収書の宛名及び届け先が補助事業者であり、写真によって当該購入物品が 事業の用に供されていることを確認できているため補助対象としたとする。

ここで、ネット通販会社から物品を購入する場合、通常、氏名、住所や決済方法(クレジットカード情報)等を事前に登録し、クレジットカードは本人名義のものが求められる。即ち、注文者と支払者は一致することになるから、この取引は補助対象者以外の者が行った取引であると言わざるを得ない。市は、補助対象者以外の者が購入した物品の代金を補助対象経費として認めていることになる。また、当該領収書は、注文を行った者がPC等からアウトプットを行うものであり、領収証の宛名はブランクで印刷される形式である。領収証の宛名は補助対象者になってはいるが手書きであり、最終的に補助対象者が支払ったものであるか確認できるものではない。

市は、補助対象者でない者が注文を行った理由、最終的に支払いを行ったのが補助対象者であることの事実を確認する必要があった。

(意見3) クレジットカードを使用した取引の支払日の認識について

この事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までである。従って、この期間に支払いが行われた経費が補助対象となる。また、支払手段としては、現金、振り込みだけではなく、クレジットカード払いや電子マネーによる支払いも認めている。ここで市は、補助対象経費の支払日について、クレジットカードを使用した場合の支払日をカード利用日としている。

クレジットカードの利用が行われた場合、利用店舗はカード会社に利用データを送信し、カード会社はその内容のチェックを行い、その後あらかじめ取り決めた日に店舗に支払いを行うことになる。この段階では、本来カード利用者が支払うべき額をカード会社が立替払いをしている状態である。その後カード会社は、あらかじめ決めている月1回の締日に、利用者がカード払いで利用した金額を集計、利用者に請求し、口座引落しが行われる。即ち、クレジットカード利用日においては、カード利用者は支払いを行っておらず、店舗も入金未了の状況である。カード会社から店舗に代金が支払われた場合でも、利用者は支払いを行っていない状態であり、カード会社において利用者が払うべき額を立替払いしている状況にある。使用者の口座引落しが行われて初めて、支払いが行われたことになる。俗に「クレジットカード払い」という言葉が使われるが、これは、カード利用者の資金移動を意味するものではない。

補助対象経費の支払いは、現金払いもしくは口座振込が原則である。この支払いは、資金の移動を伴うものであるから、「クレジットカード払い」とは区別する必要がある。「クレジットカード払い」における資金移動は、利用者の口座から資金の引落しが行われた時である。また、カード利用者は、利用日から口座引落日まで資金の支払を猶予されるわけであるから、クレジットカード使用において支払日をカード使用日とすることは、現金支払いを行っている補助対象者との間で資金繰りに差を持たせることになり、公平性を欠くことになる。

市は、補助対象経費の支払日について、クレジットカードを利用した場合は、利用者の口座引落日を基準とするようにすべきである。

(意見4) 履歴事項全部証明書の有効期間について

市は、補助金交付申請書の添付資料として履歴事項全部証明書の添付を求めているが、その発行日については特に定めていない。このため、申請日から3か月以前のものも多くみられ、中には補助金交付申請日が2022年(令和4年)6月であるのに対し、証明書の日付が令和2年4月と2年以上前の場合もある。補助金の申請に当たっては、基本的に申請時における状況が分かる資料の提出を求めるべきである。

市は、補助金申請時の履歴事項全部証明書の有効期限を定め、可能な限り直近の状況を把握するようにすべきである。

(意見5) 申請書類の確認証跡の保管について

新事業チャレンジ交付要綱は、以下のとおり補助金交付申請書に添付すべき書類を定めている。

(補助金の交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 誓約書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 市税に係る完納証明書
 - (4) 直近の確定申告書又は市民税・県民税の申告書の写し(事業期間が1期に満たない場合は、事業の実態を確認できる書類(個人事業主の場合に限る。)
 - (5) 住民票の写し(個人事業主又は新規創業者の場合に限る。)
 - (6) 直近の決算報告書の表紙、貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書及び履歴事項 全部証明書の写し(事業期間が1期に満たない場合は、事業の実態を確認できる書類)(法 人の場合に限る。)
 - (7) 補助対象経費を明らかにする見積書等の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類

これらの書類のうち、「(3) 市税に係る完納証明書」は、新事業チャレンジ交付要綱第3条に定める「納期限が到来している市税に未納がないこと。」を証する書類である。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業者等又は新規創業をしようとする者(以下「新規創業者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

—略—

(2) 納期限が到来している市税に未納がない者であること。

—略—

また、「(5) 住民票の写し」は、「2.事業の全体像(2)補助金の概要」にも記載したとおり、本市に住所を有することを確認する書類である。

なお、市は令和4年青森市新事業チャレンジ支援補助金交付申請書において、申請者に対し 以下の同意を求めている。

> ・納期限が到来した市税に未納はありません。また、市が保有する公簿によって この事実を確認することに同意します。

5 同意事項

- ・交付決定となった場合において、市が補助対象者名、補助事業者名、事業概要及び補助金の額等について公表することについて同意します。
- ・(個人事業主又は新規創業者の場合)市内に住所があります。また、市が保有する公簿によってこの事実を確認することに同意します。

市は、上記同意を得ることによって、申請時には新事業チャレンジ交付要綱第7条に定める「市税に係る完納証明書」及び「住民票の写し」を多くの申請者から入手せず、住民情報システムの

モニター画面にて確認を行うことで、手続の効率化を図っている。なお、これらの書類を入手していない場合において当該確認を行う場合には、市は、「令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金 補助金支払チェックリスト」を使用し、実施した確認項目及び確認を行った担当者が分かるような記録を行っているが、行政文書として保管していない。当該チェックリストは、交付要綱に定める「本市に住所を有する者」及び「納期限が到来している市税に未納がない者であること」という補助対象者の要件を満たす者なのかについて、市が確認を行ったことを証する書類であり、行政文書として保管しておく必要がある。

No. 6 事業継続支援緊急対策事業(家賃支援)

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------------------|
| 事務事業名 | 事業継続支援緊急対策事業(家賃支援) |
| 担当部局課 | 経済部 経済政策課 |
| 事業の形態(財源) | 当事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 |
| | 金」を財源に実施されている。 |
| 事業開始年度 | 令和2年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 令和4年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃支援)交 |
| (法律、条例、要綱等) | 付要綱 |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の事業継続を図るため市内に所在する店舗等の賃料月額の一定額を助成する事業である。令和 4 年度においては、以下の交付実績があった。

【令和4年度 青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃支援) 交付実績】

| 交付事業者数 | 1,496 者 |
|--------|------------|
| 交付店舗数 | 1,707 店舗 |
| 交付金額 | 347,346 千円 |

| 交付業種 | 交付事業者数 (単位:者) | 交付店舗数 (単位:店舗) |
|------------------|------------------|------------------|
| 卸売業 | 79 | 86 |
| 小売業 | 310 | 381 |
| 飲食サービス業 | 779 | 869 |
| 物品賃貸業 | 5 | 6 |
| 技術サービス業 | 26 | 30 |
| 理美容業 | 172 | 193 |
| 旅行業 | 3 | 3 |
| 生活関連サービス業《旅行業除く》 | 28 | 36 |
| 学習支援業 | 62 | 71 |
| 療術業 | 32 | 32 |
| 合計 | 1,496 | 1,707 |

(出所:担当課作成申請実績報告)

(2)事業の効果測定方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、業況の悪化が懸念される市内事業者の資金繰り等を支援するための補助金であり、特段の KPI(重要業績評価指標)は設定されていない。

(3)補助金の概要

| 補助金の名称 | 青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃支援) |
|--------|--|
| 補助対象者 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている市内の飲食 |
| | 業・小売業等の事業者が対象となる。 |
| | 詳細については、「令和4年度青森市事業継続支援緊急対策事業補 |
| | 助金(家賃支援)交付要綱(以下、「交付要綱」とする。)」にて次のとお |
| | り定めている。 |
| | 【交付要綱 抜粋】 |
| | (目的) |
| | 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受 |
| | けている事業者に対し、当該年度の予算の範囲内で、市内に所在す |
| | る店舗、事業所又は事務所(以下「店舗等」という。)の運営に必要な |
| | 経費の一部を補助し、もって事業者の事業の継続に資することを目的 |
| | とする。 |
| | (補助対象者) |
| | 第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、店舗等 |
| | を賃借し、当該店舗等において日本標準産業分類(平成25年総務省 |
| | 告示第 405 号)の 4 分類表の大分類I-卸売業, 小売業(中分類 61 |
| | ー無店舗小売業を除く。)、大分類K-不動産業, 物品賃貸業(中分 |
| | 類 70-物品賃貸業(自動車賃貸業を除く。)に限る。)、大分類 L-学 |
| | 術研究,専門・技術サービス業(中分類 74 – 技術サービス業(他に分 |
| | 類されないもの)に限る。)、大分類 M-宿泊業, 飲食サービス業(中 |
| | 分類 75 一宿泊業を除く。)、大分類 N一生活関連サービス業, 娯楽業 |
| | (中分類 78-洗濯・理容・美容・浴場業及び中分類 79-その他の生 |
| | 活関連サービス業(運転代行業を除く。)に限る。)、大分類 〇一教 |
| | 育, 学習支援業(中分類 82-その他の教育, 学習支援業に限る。) 又 |
| | は大分類 P-医療, 福祉(中分類 83-医療業(小分類 835-療術業 に限る。)に限る。)に属する事業(以下「卸売業等」という。)を営む中 |
| | 「CRO。」」「CRO。」」「CRO。" CRo。」「CRO。」「CRO。」「CRO。" CRo。」「CRO。" CRo。" |
| | 項各号に掲げるもの及び中小企業信用保険法(昭和25年法律第 |
| | 264 号) 第 2 条第 1 項第 6 号に掲げるものをいう。) であって、次の各 |
| | そのいずれにも該当するものとする。 |
| | (1) 令和元年 12 月末日までに納期限が到来した市税に未納の額 |
| | がないこと。 |
| | (2) 市外事業者(本店等(個人にあっては住所)を市外に有するもの |
| | をいう。以下同じ。)にあっては、令和元年12月末日までに納期限 |
| | が到来した本店等(個人にあっては住所)がある市区町村の税に未 |
| | 納の額がないこと。 |
| | (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 |
| | 年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を |
| | 営んでいないこと。 |
| | (4) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第 33 号)第 2 |
| | 条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される |
| | べき関係にある者でないこと。 |

| | (5) 人和 4 左座主木士市类姚徳士校取各县塔市类提明人(卢马武 |
|------------|--------------------------------------|
| | (5) 令和4年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(自己所 |
| | 有物件事業者支援)交付要綱(令和4年4月1日実施)の規定によ |
| | る補助金の算定基準となった店舗等において事業を営む者でないこ |
| | と。 |
| 補助金の目的 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者の事 |
| | 業の継続に資することを目的としている。 |
| 補助対象経費・補助率 | 店舗等の賃料月額の8割相当額の3カ月分が助成される(1店舗上 |
| | 限30万円 申請者上限90万円)。詳細については、交付要綱にて次 |
| | のとおり定めている。 |
| | 【交付要綱 抜粋】 |
| | (補助対象経費) |
| | 第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象 |
| | 者が卸売業等を継続するために必要な経費とする。 |
| | (補助金の額) |
| | 第4条 補助金の額の算定に当たっては、事業の運営に必要な固定 |
| | 費である令和4年3月1日から申請日までの間に支払った直近1月 |
| | 分の卸売業等の用に供する店舗等の賃借料(敷金、礼金、共益費そ |
| | の他の経費を除く。)(以下「補助金算定基準額」という。)を用いるもの |
| | とする。 |
| | 2 補助金の額は、1 店舗等当たり、補助金算定基準額に5分の4を乗 |
| | じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に |
| | 3 を乗じて得た額と30 万円とを比較していずれか低い額以内の額と |
| | する。 |
| | 3 複数の店舗等(3 店舗等を上限とする。)を賃借している場合の補助 |
| | 金の額は、前項の規定によりそれぞれ算出した1店舗等当たりの補 |
| | 助金の額の合計額とする。ただし、令和4年度青森市事業継続支援 |
| | 緊急対策事業補助金(自己所有物件事業者支援)交付要綱の規定 |
| | による補助金の算定基準となった店舗等がある場合は、3から当該店 |
| | 舗数を控除した数の店舗等を上限として、補助金を算出するものとす |
| | 5. |
| | ్లు (మం |

3. 事業費の予算と実績額

(1)予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|----|
| 予算額 | 329,389 | 230,625 | 364,901 | |
| 決算額 | 317,438 | 230,624 | 347,467 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 国の新型コロナウイ ルス感染症対応地方 創生臨時交付金 | 317,438 | 230,624 | 347,467 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|---------------------------|
| 役務費 | 121 | 通信運搬費 |
| 負担金補助及び交付金 | 347,346 | 事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃 支援) |
| 合計 | 347,467 | |

4. 監査結果及び意見

(指摘事項6) 交付要綱に反する可能性のある補助金交付について

A 社は賃借物件にて小売業を営んでいるとして令和 2 年度と令和 3 年度に補助金交付を受けており、令和 4 年度においては既存の小売業に加え、賃借物件にて飲食サービス業を営んでいるとして補助金交付を受けている。

確かに、一連の資料を閲覧する限りにおいて申請書類等は整っており、交付要綱に整合しているようにも見える。しかし、申請内容を監査したところ、補助額の基礎となる A 社と代表取締役 a 氏の不動産賃貸借契約の合理性があるとは認め難い変更の存在や、そもそも店舗の営業実態が存在の有無について疑われる状況も見受けられた。当事案は、A 社に詳細ヒアリング等をしない限り結論は出せないが、交付要綱の『店舗等を賃借し当該店舗等において小売業・飲食サービス業を営む事業者』という要件を充足しない可能性がある。交付のスピード感を重視することは市の方向性として正しいが、当事案のように申請書類に明らかな疑義が生じている場合は、市は事後を含めヒアリング等の実態調査を徹底的に行わなくてはならない。また、不正受給や目的に反する交付を抑制するために、補助金申請者から申請時に誓約書を入手する運用、法人とその代表者間の賃貸借契約は補助対象外とする運用等が必要である。

以下、A 社の令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度における補助金申請状況を記載し、個別に問題点を述べていく。

1. 令和2年度における小売業としての事業実態の確認が不足している。

A 社は令和 2 年度に小売業を営む者として補助金申請を行い、市は申請書に添付された写真から小売業としての事業実態があるとして補助金交付を行った。しかし、監査人が写真を閲覧したところ、小売業を真に営んでいるか疑念が生じる内容であった。写真毎の監査人の所感は下表のとおりである。

| 写真 | 監査人の所感 |
|---------|---|
| 写真:店舗外観 | 店舗外観について、一般的な小売店店舗に見られるような集客を目的とした装飾等は一切なく、一見すると通常の家屋のように見える。 |

| 写真:看板 | 看板の簡易性や小ささから、一般客が小売店舗として認知すること は困難と感じる。また、令和 5 年 9 月に現地調査をしたところ、簡易表 示は撤去されていた。 |
|---------------|---|
| 写真:商品陳列金属 ラック | 部分的な商品陳列ラックの写真であり、これより小売業としての営業 実体について判断を下すのは困難と感じる。また、金属ラック大に積ま れている商品は箱に入ったまま無機質に積まれている状況であり、小 売業というよりも補助金の交付対象外である「倉庫」であるようにも見え る。 |

上記のとおり、小売店舗としての実態に少なからず疑義の生じる内容である。当補助金交付における一般的な留意事項として、補助要綱に合致する営業実態があるように装うことで、補助金を不正に受給する者の存在を防止するため、補助要件である『店舗にて小売業を営む』という要件に疑義が生じる場合は、市は営業実態について代表者に対して追加でヒアリングを行う、追加の写真提出を求める、店舗の売上台帳を徴取する等の徹底した検証を行わなくてはならない。

2. 令和4年度における飲食サービス業としての事業実態の確認が不足している。

A 社は令和 4 年度に賃借店舗で小売業、飲食サービス業を営む者として補助金申請を行っている。当該申請において、賃借店舗の小売業部分は過年度からの継続申請のため写真等の事業実態確認書類提出は省略となるが、新規申請である賃借店舗の飲食サービス業については、事業実態の疎明資料として写真(写真:店舗の内観、写真:看板)と食品衛生法第55条第1項に基づく飲食店営業許可証が市に提出されており、市はこれに基づき事業実態が存在するとして、補助金を交付している。しかし、監査人が写真を閲覧したところ、飲食サービス業を真に営んでいるか疑念が生じる内容であった。写真毎の監査人の所感は下表のとおりである。

| 写真 | 監査人の所感 |
|---------|---------------------------------|
| 写真:店舗内観 | 店舗左右のスペースに飲食サービス業とは関連性がないと思わ |
| | れる機器や段ボール類が雑然と配置されている様子や、椅子及び |
| | テーブルがアウトドア用の簡易なものであることから、通常想像され |
| | る飲食サービス業とは趣向が相当異なる。当該施設により一般顧 |
| | 客を接客することは現実的に難しく、飲食サービス業としての実態 |
| | を備えていないように感じた。 |
| | また、飲食サービス業というより、どちらかといえばビリヤード場・ |
| | ダーツ場のような娯楽業としての実体が強いものと思料された(娯 |
| | 楽業は補助対象外となる)。 |
| 写真:看板 | 飲食サービス業の存在は小さな簡易表示によるものでしか対外 |
| | 的に示しておらず、完全予約制を謳うにも関わらず電話番号の表 |
| | 示もない。また、インターネットで当店を調査したが一切の情報は |
| | 出てこなかった。現実的に一般顧客が当店を認知することは困難 |
| | と感じた。 |
| | また、令和5年9月に現地調査をしたところ、当該簡易表示は撤 |
| | 去されていた。 |

写真を見る限りにおいて、積極的な集客は行っていないし、内観からも営業を行っているようには見受けられず、立地が住宅街にあることからも、事業の基本要素である利益・売上が生じる蓋然性は低いものと感じた。また、青森市保健所の飲食業許可を取得しているが、申請書の「主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装」の欄に「飲み物」と記載されており、「取扱食品は、アルコール(既製品)とソフトドリンク(既製品)を注いで提供するのみ。食品は取り扱わない」とする保健所のメモからも、厨房設備や防火設備等を要さず、比較的簡易に飲食業営業許可は取得できたものと想像される。

上記のとおり、飲食サービス業としての実態に疑義の生じる内容である。市は飲食サービス業を営業するとする実態について、代表者に対して追加でヒアリングを行う、追加の写真提出を求める、店舗の売上台帳を徴取する等の徹底した検証を行うべきである。

3. 法人と法人代表者間の賃貸借契約を補助対象とすることについての疑念。

当事案において、補助金の算定基礎となる店舗等の賃貸借契約は、A社(借手)とA社代表取締役 a氏(貸手)の間でなされている。市の交付要綱上は、このような賃貸借契約をも補助対象としているが、補助目的を鑑みた場合に不合理と考える。

多くの中小同族企業において、法人と代表者は実質的に一体といえる。具体的には、法人と 代表者間の契約事項は基本的に代表者の意思で決定することが可能であるし、法人における 代表者への給与支払・利益配当は基本的に代表者の一存で決定することができる。また、法 人・代表者のいずれかに資金不足が生じた場合には、相互に金銭貸借を行うことも可能である。 この前提において、法人と代表者間の賃貸借契約であれば、法人の業況悪化により代表者へ 家賃が支払えないとしても、代表者が家賃の軽減・免除や資金融通等の緩和措置をとることが 通常であるため、賃借物件からの強制退去といった事業継続が困難な状況に陥ることは想定し 難い。これが法人と第三者間契約である場合には、家賃滞納による強制退去が当然視野に入っ てくる。すなわち、賃料滞納による事業継続リスクが両者で圧倒的に異なり、前者(代表者へ賃 借料を支払わなくてはならない法人)と比較して、後者(第三者へ賃借料を支払わなくてはなら ない法人)へ補助金を交付する意義は大きい。

国の家賃支援給付金(令和2年7月~令和3年2月)では、下記のとおり法人と代表者間の賃貸借契約の他、親子会社間の賃貸借契約、親族との賃貸借契約等を給付金の対象外としている。今後、同類型の補助金がある場合には、より効果的な給付を行うため、法人と代表者間等の賃貸借契約を補助対象外とすることの検討も必要と考える。

【家賃支援給付金給付規程(中小法人等向け) 抜粋】

(基進額)

第5条 (略)

- 3 第1項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地又は建物を使用 及び収益させる義務を負う者(以下「賃貸人等」という。)と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。
- 一 賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
- 二 賃貸人等が申請者の親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等(自然人を含む。次号において同じ。)をいう。)又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)であるもの
- 三 賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
- 四 前各号に規定する関係に類するものその他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断するもの

また、法人と代表者間の賃貸借契約は、前述したように基本的に代表者の一存で契約内容を 決定することが可能であるため、不正受給を企図して社会通念上適切と認めがたい賃貸借契約 (例えば、近隣賃料相場の倍額の家賃設定をする等)に基づいた補助金の請求がなされるリスク を内包している。市は、このようなリスクを考慮に入れたうえで、補助金交付の判断を慎重に行う 必要がある。

なお、今回の監査では申請244件、補助金交付額計54,618千円をサンプルチェックしたが、このうちで明らかに法人と代表者間の賃貸借契約がなされているケースはA社の事案を含め申請8件、補助金交付額計2,544千円であった。

4. 不自然な賃貸借契約分割に対して受入処理した反応の鈍さ。

賃貸借契約書によると、令和元年度末、A 社は a 氏より小売店店舗を賃借している。その後、令和3年度末において、同物件における飲食サービス業店舗を賃借するという2本の契約へと変更(契約分割)し、実質的に賃料が倍額となっている。そして、令和4年度末の補助金申請においては2店舗分の補助金を市に請求し、市は交付した。

このような契約変更は第三者間取引では通常考えられない。市は、合規性の観点から速やかに契約変更の合理性のヒアリングや、近隣家賃相場の検証等を行う必要がある。

5. 誓約書の未入手についての認識の甘さ。

国の家賃支援給付金では、以下の事項が記載された誓約書を申請者から徴取している。誓約書により申請者の責任が明確となるという効果に加え、後掲の誓約書の条項「11.」「12.」「14.」 等により不正受給を企図した申請を排除する効果も認められる。今後、同形態の補助金の申請を受け付ける場合には、誓約書の入手を求めたい。

【国の家賃支援給付金の誓約書 記載事項】

- 1.申請者は、家賃支援給付金を受給後も、事業を継続する意思があること
- 2.申請者は、給付対象条件を満たしていること
- 3.申請者は、賃貸借契約等に基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地又は建物 を使用及び収益していること
- 4.申請者は、申請に係る土地又は建物を他者に転貸していないこと
- 5.申請者は、申請に係る土地又は建物が転貸を制限する条項に違反していることを、契約時に 認識していなかったこと。
- 6.申請者は、法律上の原因なく又は違法に土地又は建物を使用及び収益していないこと
- 7.申請者は、申請に係る土地又は建物に関し、自己取引及び親族間取引を行っていないこと
- 8.必須入力事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと
- 9.申請者は、過去、家賃支援給付金の給付通知を受け取った者でないこと
- 10.申請者は、不給付要件に該当しないこと
- 11.申請者は、事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- 12.申請者は、不正受給が判明した場合には、規程に従い給付金の返還等を行うこと
- 13.申請者は、暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- 14.申請者は、給付金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること
- 15.申請者は、家賃支援給付金給付規程に従うこと

まとめ

現状の補助金の制度設計および検証体制においては、法人と代表者の賃貸借契約を利用した不正受給事案を看過するリスクが高いものと考える。今後、同様の補助金がある場合には、誓約書の徴取や法人と代表者間の賃貸借契約を補助対象外にするといった事前の制度設計を図るとともに、疑義が生じた申請に対して踏み込んだ検証を行うことが求められる。

No. 8 青森市プレミアム付商品券事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--|
| 事務事業名 | 青森市プレミアム付商品券事業 |
| 担当部局課 | 経済部 経済政策課 |
| 事業の形態(財源) | 国庫支出金、県支出金 |
| 事業開始年度 | 令和 2 年度(令和 3 年度 ⁴² 、令和 4 年度 ⁴³) |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

長引くコロナ禍やエネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響が見込まれることから、厳しい 状況にある地域経済の回復と地元事業者の支援に向け、市民の生活を応援し市内の消費喚起に 繋げるためのプレミアム付商品券を発行するものである。

本事業には、当初予算に基づく事業と補正予算に基づく事業が含まれている。

事業の内容は、以下のとおりである。

| 項目 | | 内容 | | |
|--------|-----------------------------------|---|--|--|
| 事業主体 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会 | | | |
| | 委員構成:青森市、青森商工会議所・青森市浪岡商工会、青森小売商懇談 | | | |
| | 会、青森商店街 | 手連盟 | | |
| 商品券仕様 | 券面額 | 15,000 円(販売価格 10,000 円) | | |
| | | プレミアム分 5,000 円(プレミアム率:50%) | | |
| | 発行数 | 約 28 万セット(市民 1 人 1 セット) | | |
| | 発行総額 | 約 42 億円 | | |
| | | (@15,000×28 万セット共通券 28 億円、地元応援券 14 | | |
| | | 億円) | | |
| | 券種 | 券種 1 セット 1,000 円券×15 枚(全店共通券 10 枚、地元応援券 | | |
| | 5枚) | | | |
| | | ・全店共通券…全ての利用登録店舗で利用可能 | | |
| | | ・地元応援券…市内に本店(個人事業主は住所)がある事 | | |
| | | 業者の利用登録店舗で利用可能 | | |
| 商品券の販売 | 対象者 | 基準日(注1)において住民基本台帳に記録されている方 | | |
| | 販売方法 | 引換券方式(注2) | | |
| | 販売制限 | 1人1セット | | |
| | 販売期間 | (注3) | | |

⁴² 令和3年度:継続事業ではない。

⁴³ 令和4年度:継続事業ではない。

| 項目 | 内容 | |
|--------|----------------|-------|
| | 販売所 郵便局及び商業施設等 | |
| 商品券の利用 | 利用期間 | (注 4) |
| | 利用店舗募集 | (注 5) |

上表の(注1)から(注5)については、以下のとおりである。

| | 項目 | 当初予算に基づく事業 | 補正予算に基づく事業 |
|------|--------|--------------|---------------|
| (注1) | 基準日 | 令和4年4月1日現在 | 令和4年12月1日現在 |
| (注2) | 引換券方式 | 令和4年5月25日(水) | 令和5年1月4日(水) |
| | | 郵送開始 | 郵送開始 |
| (注3) | 販売期間 | 令和4年6月1日(水) | 令和5年1月7日(土) |
| | | ~7月31日(日) | ~2月19日(日) |
| (注4) | 利用期間 | 令和4年6月1日(水) | 令和5年1月7日(土) |
| | | ~8月31日(水) | ~2月28日(火) |
| (注5) | 利用店舗募集 | 令和4年4月11日(月) | 令和4年12月3日(土) |
| | | ~6月30日(木) | ~令和5年1月31日(火) |

(出所:経済部 経済政策課作成の資料)

補正予算に基づく事業は、以下のとおりである。

| 項目 | | 内容 | | |
|--------|-----------------------------------|---|--|--|
| 事業主体 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会 | | | |
| | 委員構成:青森市、青森商工会議所・青森市浪岡商工会、青森小売商懇談 | | | |
| | 会、青森商店往 | 河連盟 | | |
| 商品券仕様 | 券面額 | 15,000 円(販売価格 10,000 円) | | |
| | | プレミアム分 5,000円 (プレミアム率:50%) | | |
| | 発行数 | 約 28 万セット(市民 1 人 1 セット) | | |
| | 発行総額 | 約 42 億円 | | |
| | | (@15,000×28 万セット_共通券 28 億円、地元応援券 14 億円) | | |
| | 券種 | 1 セット 1,000 円券×15 枚(全店共通券 10 枚、地元応援券 | | |
| | | 5 枚) | | |
| | | ・全店共通券…全ての利用登録店舗で利用可能 | | |
| | | ・地元応援券…市内に本店(個人事業主は住所)がある事 | | |
| | | 業者の利用登録店舗で利用可能 | | |
| 商品券の販売 | 対象者 | 基準日(令和4年12月1日現在)において住民基本台帳に | | |
| | | 記録されている方 | | |
| | 販売方法 | 引換券方式(注2) | | |
| | 販売制限 | 1人1セット | | |
| | 販売期間 | 令和5年1月7日(土)~2月19日(日)44日間 | | |
| | 販売所 | 郵便局及び商業施設等 | | |
| 商品券の利用 | 利用期間 | 令和5年1月7日(土)~2月28日(火)53日間 | | |
| | 利用店舗募集 | 令和4年12月3日(土)~令和5年1月31日(火) | | |

(2)負担金の概要

当初予算に基づく事業と補正予算に基づく事業の負担金の概要は、同一である。

| 負担金の名称 | 青森市プレミアム付商品券事業負担金 |
|------------|-----------------------------------|
| 交付先 | 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会 |
| 負担金の目的 | 商品券の作成・発行・販売、利用店舗の登録受付、利用促進の PR 活 |
| | 動のほか、使用済み商品券の精算業務など当該商品券事業全般を担 |
| | い、その業務に必要となる経費の全てが青森市の負担金で賄われてい |
| | るため。 |
| 負担金の算定方法及び | 負担金の予算を積算して計算している。 |
| 積算方法 | |
| 負担割合 | 市:全額 |
| 負担の性質 | 事業負担 |

(3)委託業務の概要

当初予算に基づく事業と補正予算に基づく事業の負担金の概要は、同一である。

| 委託業務の名称 | 青森市プレミアム付商品券購入引換券発行管理業務委託 |
|-----------|---------------------------------|
| 委託事業の内容 | 市の基幹業務システムを構成する住民記録システムの情報を利用し |
| | て、青森市プレミアム付商品券購入引換券発行管理を行うこと。 |
| 委託先名 | ㈱ソフトアカデミーあおもり |
| 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| 委託理由 | 住民記録システムは、委託先が運用管理していること及び過去の経験 |
| | から誠実に業務を履行してきたこと。 |
| 契約金額 | 当初予算に基づく契約分 13,873,145 円 |
| | 補正予算に基づく契約分 13,731,575 円 |
| 再委託の有無と根拠 | 有。 青森市プレミアム付商品券購入引換券発行管理業務委託契約 |
| | 書第6条により予め書面により市の承認を得た場合は、認められる。 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|---------|---------|-----------|----|
| 当初予算額 | 990,171 | 988,002 | 1,562,412 | |
| 決算額 | 804,114 | 809,247 | 1,364,814 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 国庫支出金 | 678,922 | 809,247 | 1,126,770 | |
| 県支出金 | 125,192 | | 238,044 | |

(2)令和4年度補正予算にもとづく予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|-----------|----|
| 補正予算額 | 1,562,721 | |
| 決算額 | 1,335,128 | |
| 財源内訳 | | |
| 国庫支出金 | 1,275,240 | |
| 一般財源 | 59,888 | |

(3) 令和 4 年度当初予算に対応する決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|-----------|--------------|
| 需用費 | 2,471 | 購入引換券郵送用封筒印刷 |
| 役務費 | 8,580 | 購入引換券郵送料 |
| 委託料 | 13,890 | 引換券作成等業務委託 |
| 負担金補助金及び交付金 | 1,339,873 | 商品券プレミアム分負担金 |
| 合計 | 1,364,814 | |

(4) 令和 4 年度の補正予算に対応する決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|-----------|--------------|
| 需用費 | 2,965 | 購入引換券郵送封筒印刷 |
| 役務費 | 8,554 | 購入引換券郵送料 |
| 委託料 | 13,748 | 引換券作成等業務委託 |
| 負担金補助金及び交付金 | 1,309,861 | 商品券プレミアム分負担金 |
| 合計 | 1,335,128 | |

4. 監査結果及び意見

(意見6) 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の議事録の保管について

青森市プレミアム付商品券事業実行委員会(以下、本意見では、「実行委員会」という。)は、当初予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業会議と補正予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業会議が以下のとおり開催されている。

| = 77 | 当初予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業会議 | | |
|------------|--------------------------|--|--|
| 開催日 | 案件 | | |
| 令和4年4月5日 | ① 実行委員会 規約(案)について | | |
| | ② 役員の選任について | | |
| | ③ 事業計画(案)並びに収支予算(案)について | | |
| | ④ その他 | | |
| 令和4年11月15日 | ① 事業報告並びに収支決算について | | |
| | ② 実行委員会の解散について | | |
| | ③ その他 | | |
| | 補正予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業会議 | | |
| 開催日 | 案件 | | |
| 令和4年12月2日 | ① 実行委員会 規約(案)について | | |
| | ② 役員の選任について | | |
| | ③ 事業計画(案)並びに収支予算(案)について | | |
| | ④ その他 | | |
| 令和5年3月28日 | ① 事業報告並びに収支決算について | | |
| (書面決議) | ② 実行委員会の解散について | | |

実行委員会会議資料一式及び議事録については、青森商工会議所で作成・保管しているとのことであったが、実行委員会と青森商工会議所は組織の一体性はなく、少なくとも実行委員会、実行委員長、委員の位置づけの中で、実行委員長=青森商工会議所という意識が強すぎて、議事録

が必要なときには、青森商工会議所に連絡して議事録のコピーを入手すれば事足りるという印象 がある。議事録の控は、実行委員会の委員を構成する市においても保管しておく必要がある。

(意見7) 青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の決算に係る監査報告書について

青森市プレミアム付商品券事業実行委員会(以下、本意見では、「実行委員会」という。)の規約 第6条3項(当初予算並びに補正予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業に係る規約とも同様である)において、「監事は、実行委員会の会計を監査する。」と規定されている。

令和4年11月9日と令和5年3月23日の監査報告書をみると、以下の諸点について問題がある。

- ① 報告先の宛名が記載されていない。
- ② 監査の対象期間が不記載である。
- ③ 監事の役職は、それぞれ所属先の役職が記載されているが、実行委員会代表幹事、実行委員会監事の役職で記載すべきである。

No. 9 物產振興事業(連携)

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------|
| 事務事業名 | 物産振興事業(連携) |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 令和2年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第2項 地域資源を生かした産業の育成 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

負担金交付先団体及び主な事業内容は以下のとおりである。

- ① 一般社団法人青森市物産協会
 - 県外百貨店での物産展開催
 - ・ ねぶたの家「ワ・ラッセ」の西の広場での物産イベントの実施
 - ・ 県内外各種イベントでの市産品の PR の実施
- ② 公益社団法人青森県物産振興協会
 - 県外百貨店での物産展開催
 - ・ 県や関係機関と連携した商談会の開催
- ③ 青森県物産観光振興対策協議会
 - 首都圏等の百貨店での「青森県の物産と観光展」の開催

また、むつ湾広域連携協議会の事業として、むつ湾フォーラムの開催に併せ、連携中核都市圏を含む県内自治体が連携した物産展の開催と、むつ湾沿岸の各自治体で実施している既存のイベント等を活用した首都圏等での物産イベントの開催を行う。

(2)負担金の概要

| 負担金の名称 | | 一般社団法人青森市物産協会負担金 |
|--------|---|-------------------------------|
| | | 公益社団法人青森県物産振興協会年会費 |
| | • | 青森県物産観光振興対策協議会負担金 |
| 交付先 | • | 一般社団法人青森市物産協会(以下この項では「市物産協会」と |
| | | いう。) |
| | | 公益社団法人青森県物産振興協会(以下この項では「県物産振 |
| | | 興協会」という。) |
| | | 青森県物産観光振興対策協議会 |

| 負担金の目的 | 市産品のPRと販売促進を図るため、物産振興に取り組む関係団体に 負担金を支出し、物産展等の各種事業を展開する。 |
|----------------|---|
| 負担金の算定方法及び積算方法 | 一般社団法人青森市物産協会負担金 協会の総会において決定され概算払によって支出されるが、年度 末に精算される。 公益社団法人青森県物産振興協会年会費 協会の会員規則により、正会員(個人事業者、加工グループ等)、 特別会員(県、市等)等の区分によりそれぞれ定められている。 青森県物産観光振興対策協議会負担金 協議会の事業費を基本的には会員の人口比により算出し総会 で承認を行う。 |
| 負担割合 | 市:100% |
| 負担の性質 | 事業負担(市物産協会)、運営負担(県物産振興協会、青森県物産 観光振興対策協議会) |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | 4,297 | 4,456 | 4,456 | |
| 決算額 | 2,554 | 2,850 | 4,404 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 2,554 | 2,850 | 4,404 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和 4 年度決算額 | 主な内容 |
|------------|------------|------------------------------|
| 旅費 | 246 | |
| 負担金補助及び交付金 | 4,158 | 一般社団法人青森市物産協会負担金 3,864 千円 |
| 合計 | 4,404 | |

4. 監査結果及び意見

(意見8) 一般社団法人青森市物産協会負担金の概算払について

市は、市物産協会に対する負担金(3,864 千円)について、令和 4 年 7 月に概算払(3,864 千円)を行っている。概算払の理由書によれば、市が概算払を行った理由は以下のとおりである。

一般社団法人青森市物産協会は青森市の農林水産物及びこれらを素材にした加工品等を市内外に普及するため、起業から販路拡大までの総合的な支援を行い、もって地場産業の健全な発展に寄与することを目的として設置されており、青森市と連携・協力しながら、社会・経済環境の変化に適切に対応し、市産品の販売促進を通じた地域経済の活性化ならびに地域人材の雇用増進に寄与していくこととしている。

同法人が実施する当該負担金の対象となる事業は、年間を通じ、市産品の物産展の開催や県内外の各種イベント等における市産品の販売・宣伝・紹介等を行うもので、その財源のほとんどが当市

の負担金収入で賄われていることから、円滑な事業運営を担保するためには、前もって負担金を交付する必要がある。

このため、地方自治法施行令第162条第3号の規定を適用し、本負担金を概算払いにより交付するものである。

市物産協会の令和4年度の正味財産増減計算書内訳表を見れば、確かに、公益事業に係る経費(事業費 4,012千円、管理費 23,548千円 計 27,561千円 ※いずれも税抜金額である。)のうち事業費については当該負担金が充てられている(負担金 3,864千円は消費税を含んだ金額である。)。

しかし、市物産協会の同年度における収益事業を含む経常収益合計は 226,358 千円(税抜)、経常費用合計は 219,075 千円(税抜)であり、公益事業を大きく上回る資金を取り扱っている。また、同年度末の現金預金も 64,282 千円を保有している。即ち、市物産協会の財政状態を鑑みれば、年度の比較的早い時期に当該負担金の概算払を行わなければ、公益事業の円滑な事業運営が困難な状態にあるとは思われない。

市は、概算払の方法を取りやめるか、概算払を行う時期を変更するという対応をすべきものと思 われる。

(意見9) 公益社団法人青森県物産振興協会年会費の見直しについて

市は、県物産振興協会に対して年会費 100 千円を負担している。ここで、県物産振興協会の会費については、県物産振興協会の会員規程において、地方自治体としての市の場合は70 千円以上(年額で1口 10 千円とされ、市の場合は7口以上。)と定められている。市が負担する100 千円は、この規程に定める70 千円以上であり、会員規程を逸脱するものではないが、県内にある弘前市、八戸市はともに70 千円であり、両市に比べ30 千円高い会費を負担している。

市の会費が100千円となっているのは、過去において市物産協会の事務局を市職員が担っていたため、市物産協会の県物産振興協会に対する会費を市が負担していた(合計 150千円)が、後に市物産協会が市から独立し会費として50千円を負担することになり、残る100千円を市が負担することになったという経緯があるようである。弘前市、八戸市ともそれぞれの物産協会が負担する会費と合計すると、市の場合と同様の150千円となる。

これについて、各市と各物産協会を合わせて負担額を決めることは、過去に協議を行った結果 決定したとのことであるが、各市と各物産協会は別組織であり、青森市についてのみ、弘前市、八 戸市より多く負担する理由はないものと思われる。また、県物産振興協会の令和4年度の経常収 入は454,291千円(うち会費収入13,990千円)、経常費用は455,398千円であり、年度末の現 金預金は157,798千円である。市の会費を弘前市、八戸市同様、規程における下限の金額70千 円に引き下げても事業の遂行に支障が出るとは思われない。

市は、県物産振興協会に対し、弘前市、八戸市と同じ70千円に会費を減額するよう求めるべきものと思われる。

No.10 海外販路開拓支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------|
| 事務事業名 | 海外販路開拓支援事業 |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 令和元年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

市内事業者の海外販路開拓を目的として、県内自治体や日本貿易振興機構等と連携し、シンガポールなどの東南アジア等をターゲットとした商談会や現地でのプロモーションの実施を支援している。令和4年度は約6億人の東南アジアマーケットのショーケース/ゲートウェイとしての役割を担うシンガポールと、横展開として同地域の有望市場であるタイをターゲットとし活動を負担金により支援した。

また海外販路開拓の前提条件として必要な貿易実務に関して、日本貿易振興機構法に基づき 設立された独立行政法人日本貿易振興機構の青森情報センターを負担金交付先とし、専門機関 による相談やセミナーの開催等の情報提供を負担金により支援している。

(2)負担金の概要

①Umai!! Aomori Food Fair 2022 実行委員会負担金

| 負担金の名称 | Umai!! Aomori Food Fair 2022 実行委員会負担金 |
|------------|---------------------------------------|
| 交付先 | Umai!! Aomori Food Fair 2022 実行委員会 |
| 負担金の目的 | 地元商品の国内外でのプロモーション活動委託費等 |
| 負担金の算定方法及び | 予算作成の上、協議し決定 |
| 積算方法 | |
| 負担割合 | 協議の上決定 |
| 負担の性質 | 事業負担 |

②2022 年度日本貿易振興機構青森貿易情報センター運営事業負担金

| 負担金の名称 | 2022 年度日本貿易振興機構青森貿易情報センター運営事業負担金 |
|------------|----------------------------------|
| 交付先 | 独立行政法人日本貿易振興機構青森貿易情報センター |
| 負担金の目的 | 各種セミナー及び展示商談会の開催運営費用 |
| 負担金の算定方法及び | 予算作成の上、協議し決定する |
| 積算方法 | |
| 負担割合 | 協議の上決定 |
| 負担の性質 | 事業負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | 1,307 | 3,145 | 3,145 | |
| 決算額 | 1,248 | 3,093 | 3,093 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 1,248 | 3,093 | 3,093 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|--|
| 旅費 | 7 | |
| 負担金補助及び交付金 | 3,086 | Umai!! Aomori Food Fair 2022 実行委員会 負担金 1,838 千円 2022 年度日本貿易振興機構青森貿易情 報センター運営事業負担金 1,200 千円 日本関税協会年会費 48 千円 |
| 合計 | 3,093 | |

4. 監査結果及び意見

(意見10) 負担金の交付先が支出した委託料の妥当性の検証について

市は、Umai!! Aomori Food Fair 2022 実行委員会に負担金を支出している。当該委員会の主な支出項目は委託料(タイやシンガポールでのコーディネート委託業務)であるが、市の負担金は1,838,000 円と総予算の約7割を占めているため、負担金の有効性評価は重要な手続である。市は、当該負担金の効果測定に当たっては事業点検表や補助金チェックシートを用いて事業点検を行っているが、いずれの資料も運営する委託先の支出内訳が把握できず、委託料の金額の妥当性の判断をすることができなかった。

負担金の交付先が支出した委託料については、委託料の支出内容を精査し、妥当性を検証しなければならない。何故ならば、当該委託料の適否によって市が支出した負担金の適否にも影響を及ぼす重要な要素を帯びているからである。負担金の目的が達成されているかどうかに注意を払

って負担金の交付先の委託料の支出内容について一歩踏み込んで委託料の妥当性を検証する認識を持っていなければ市民の税金を財源とする負担金制度が崩壊していくことになる。

委託事業に関しては、委託業務の結果自体の把握のみならず委託先の支出内容も精査し、委託料又は負担金の金額の適正性についても慎重な検討が必要である。

No.12 地場産業振興資金融資事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-------------------------------|
| 事務事業名 | 地場産業振興資金融資事業 |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 |
| 事業の形態(財源) | 保証協会保証付貸付金元金収入(元金及び利子)、一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成 27 年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 令和4年度青森市地場産業振興資金保証融資制度要綱(以下この |
| (法律、条例、要綱等) | 項では「融資制度要綱」という。) |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容・活動実績・事業年度計画

この事業は、市が中小企業者向けに行う青森市特別保証融資制度(青森県信用保証協会保証つき融資)として行われており、事業者がこの融資を金融機関から受けるに当たり、市は金融機関に融資の原資としての資金を預託(貸付)するとともに、当該融資に係る信用保証料の2分の1を市が負担する事業である。金融機関が事業者に対し実行する融資の概要は以下のとおりである。

① 融資の対象

融資を受けることができる者は、青森市商工業振興条例第2条に規定する中小企業者 又は中小企業団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものである。

- ア. 個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては市内に法人登記をした事業者で1年以上同一事業を営んでいること。
- イ. 市税に未納の額のないこと。
- ウ. 青森県信用保証協会(以下この項では「保証協会」という。)の保証が得られ、かつ、 金融機関に対し延滞債務がなく、又は保証協会に対し延滞保証債務若しくは求償権 債務がないこと。
- エ. 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

② 融資の条件

- ア. 融資の使途 設備資金(市内において設備投資するものに限る。)
- イ. 融資額 1事業者につき20百万円以内
- ウ. 融資期間 15年以内。ただし、必要に応じて3年以内の措置期間を設けることができる。

- 工. 融資利率 年1.8%以内
- オ. 信用保証料率 保証協会所定の率。ただし、信用保証料は、融資実行時において保 証協会所定の率より算定された額の2分の1に相当する額以内の額を、当該年度の 予算の範囲内で市が保証協会に補給するものとする。
- カ. 返済方法 割賦返済又は一括返済
- キ. 融資形式 手形貸付、証書貸付又は手形割引
- ク. 連帯保証人及び担保 連帯保証人は原則として法人代表者以外は徴求しないこととし、担保は必要に応じて徴求するものとする。

③ 預託金の状況

金融機関への預託は年度当初に実行され、年度末に返済される。

過去3年間の金融機関への預託金の額及び預託金を原資の一部として実行した金融機関の融資額は以下の図表のとおりである。なお、令和元・2年度において、市は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の当面の資金繰りを支援することを目的に、融資制度として限度額3百万円以内の特別小口枠を設け、利子及び信用保証料については、全額市が負担している。なお、事業開始(平成27年度)から令和4年度までに金融機関が事業者に対し行った融資の額は、累積で7,132百万円である。この額には、特別小口枠が含まれる。

【金融機関への預託額及び金融機関が実行した融資額】

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度(注1) | 令和3年度 | 令和 4 年度 |
|-------|-----------|---------|---------|
| 預託金の額 | 1,118,000 | 270,000 | 347,000 |
| 融資額 | 2,134,050 | 651,078 | 992,449 |

(出所:市提供資料)

(注1) 令和2年度限りの事業として、特別小口枠分が含まれるため多くなっている。

融資制度要綱では、預託金と融資額について以下のように定めており、融資額は融資制度 要綱に従って実行されている。

(融資の総額)

第5条 融資の総額は、取扱金融機関に預託した額の3倍以内の額とする。

④ 補助金の状況

過去3年間の補助金の実績及び新規融資額の状況は以下の図表のとおりである。

【補助金等の実績】

| 項目 | 令和2年度(注1) | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 補助金額(千円) | 58,796 | 16,864 | 26,627 |
| 補助件数(件) | 762 | 91 | 122 |
| 目標融資額(千円) | 720,000 | 810,000 | 810,000 |
| 実績融資額(千円) | 2,134,050 | 651,078 | 992,449 |

(出所:市提供資料)

(注1)令和2年度限りの事業として、特別小口枠分が含まれるため多くなっている。特別小口枠として信用保証料給付及び融資に係る貸付額に対する利子相当額についても補給している。 762件の補助件数のうち、特別小口枠は684件である。

(2)預託金の概要

| 預託先 | 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、秋田銀行、北日本銀行、青い森 信用金庫、青森県信用組合、七十七銀行、東日本信用漁業協同組合 連合会 |
|-------------|--|
| 預託金の目的 | 本市中小企業者の設備投資に係る資金調達を支援するため、融資を 行う金融機関に対し貸付原資の一部を預託することで、長期・低利な 融資制度を実現し資金調達の円滑化を図る。これにより、中小企業者 の財政的負担の軽減を図り、本市地場産業の育成振興に寄与する。 |
| 預託額の決定方法 | 過去3年間の融資実績をもとに算出 |
| 預託金による融資の総額 | 取扱金融機関に預託した額の3倍以内 |
| 預託金の償還 | 預託金及び利息は令和5年3月31日までに市の発行する納入通知 書により納付する。 |

(3)補助金の概要

| 補助金の名称 | 地場産業振興資金融資事業信用保証料補給金 | | |
|-------------|---------------------------------|--|--|
| 主な補助対象者 | 事業に必要な設備投資の資金調達を図る中小企業者又は中小企業 | | |
| | 団体 | | |
| 補助金の目的 | 本市中小企業者の設備投資に係る資金調達を支援するため、融資実 | | |
| | 行の際に必要となる信用保証料を市が負担することで、中小企業者の | | |
| | 財政的負担の軽減を図り、本市地場産業の育成振興に寄与する。 | | |
| 補助金の効果測定の方法 | 新規融資額 | | |
| 補助対象経費 | 保証協会に対する信用保証料 | | |
| 補助率 | 信用保証料の2分の1 | | |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|-----------|---------|---------|------|
| 当初予算額 | 1,303,680 | 290,955 | 290,617 | |
| 決算額 | 1,185,513 | 286,864 | 373,628 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | 1,118,022 | 270,003 | 347,003 | (注1) |
| 一般財源 | 67,491 | 16,860 | 26,624 | |

(注1)その他特定財源は、保証協会保証付貸付金元金収入(元金及び利子)である。

(2)令和4年度の決算額の主な内容

| (単 | 77 | ٠ | = | F-I | П | Ц | 1 | ١ |
|-------|-----|---|---|-----|---|---|---|---|
| (— 1 | -/- | ٠ | | | | 4 | 1 | |

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|----------|
| 負担金補助及び交付金 | 26,628 | 信用保証料補給金 |
| 貸付金 | 347,000 | |
| 合計 | 373,628 | |

4. 監査結果及び意見

(指摘事項7) 信用保証料補給金の返還に係る規定の明確化について

信用保証料は、金融機関の融資実行時に保証の全期間に対応する金額を、融資を受ける事業者が保証協会に支払うものである。この信用保証料は、融資が保証期間内に期限前返済された場合等には、保証期間を再計算し差額は返還される。市は、信用保証料の2分の1について補給金を融資実行時に保証協会に支払っているが、期限前返済が行われた場合等には保証協会から補給金の返還を受けている。

なお、過去3年間の補給金返還の状況は以下の図表のとおりである。

【補給金の返還状況】

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 返還額(千円) | 5,315 | 4,514 | 2,848 |
| 返還件数(件) | 50 | 52 | 40 |

(出所:市提供資料)

補給金の返還に関しては、市と保証協会との間で取り交わされた「信用保証料補給に関する契約書」において、「補給金の交付対象となった保証債務が、最終期限前に完済されたとき及び条件変更がなされたときは、既に交付された補給金のうち返戻分が発生するものについて、市に報告するとともに、これを返還するものとする。」と定めている。しかし、補給金の返還に関して明確に定めた規定は作成されておらず、制度要綱においても当該定めはない。

これに対して市は、制度要綱第 10 条に基づき協議した結果、契約書に明文化しているとするが、協議の結果を契約書に反映するのみで、協議の経緯等の記録は残されていない。

(協議事項)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市、保証協会及び取扱金融機関が協議して定めるものとする。

融資制度要綱第 10 条に基づくものであれば、保証協会と協議を行い、その内容、承認の過程 が分る記録を残しておくべきである。 なお、第 10 条は本来、当初予想していない事項が発生した場合において発動すべきものであろう。融資においては、期限前返済は通常発生することが想定されるものであって、その場合の対応は融資制度要綱に定めておくべきである。

No.17 首都圏ビジネス交流拠点運営事業(連携)

1. 事業の概要

| 基本情報 | | | | |
|-------------|--------------------------------|--|--|--|
| 事務事業名 | 首都圏ビジネス交流拠点運営事業(連携) | | | |
| 担当部局課 | 経済部 新ビジネス支援課 | | | |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、その他特定財源(連携町村負担金44) | | | |
| 事業開始年度 | 平成 27 年度 | | | |
| 関連する個別計画 | AoMoLink~赤坂~中期運営計画 (2020~2024) | | | |
| 根拠法令等の名称 | | | | |
| (法律、条例、要綱等) | | | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | | | |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | | | |
| | 第2項 地域資源を活かした産業の育成 | | | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容・活動実績・事業年度計画

青森圏域の経済の活性化を図るため、首都圏での積極的なシティプロモーションや事業者の販路拡大等を支援するアンテナショップ(AoMoLink~赤坂~)を運営するものである。AoMoLink~赤坂~の概要は以下のとおりである。

- ① 開設日 平成28年3月30日
- ② 場所 東京都港区赤坂3丁目13番7号 サクセス赤坂ビル1F
- ③ 営業時間 11 時~19 時(イベント開催時を除く。)
- ④ 休館日 年末年始(12/29~1/3)
- ⑤ 主な機能
 - ・ 地域資源を活用した加工品等の販売・PR
 - ・ 厨房併設型テストショップ
 - 52 週プロジェクト(週1イベント)の実施
 - ・ 外販イベントの実施
- ⑥ 運営実績 以下の図表のとおりである。

【AoMoLink~赤坂~の運営実績】

区分 令和2年度(注1) 令和3年度 令和4年度 来館者数(人) 37,870 44,275 74,302 取扱品目数(点) 727 759 620 売上額(千円) 20,030 18,480 35,842 イベント件数(件) 46 54

⁴⁴ その他特定財源(連携町村負担金):建物賃貸料等に充当するために、市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村が負担している。

| 内、町村関係(件) | 4 | 8 | 10 |
|---------------------------|---|---|-------|
| 1 4 4 4 1 5 5 5 1 1 1 1 7 | _ | _ | _ = - |

(出所:主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書、市提供資料)

(注1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言及び東京都の休業要請等により 35 日間(4/27~5/31)の臨時休業を行っている。

(2)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | AoMoLink~赤坂~機械警備委託業務 |
|-----------|--|
| 委託事業の内容 | AoMoLink~赤坂~の機械警備 |
| 委託先名 | ㈱セコム |
| 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| 委託理由 | AoMoLink~赤坂~が入居するサクセス赤坂ビルの貸主で㈱サクセス・ プロから、ビルの機械警備の事業者を統一するよう要請されているた め。 |
| 契約金額 | 237,600 円 |
| 再委託の有無と根拠 | 無 |

(3)負担金の概要

| 負担金の名称 | 東青ビジネスサポート協議会負担金 |
|------------|-----------------------------------|
| 交付先 | 東青ビジネスサポート協議会(以下 この項では「サポート協議会」とい |
| | う。) |
| 負担金の目的 | AoMoLink~赤坂~の運営 |
| 負担金の算定方法及び | 経済部新ビジネス支援課がサポート協議会の事務局を担っていること |
| 積算方法 | から、市の予算要求手順に則り事業費の積算を行っている。 |
| 負担割合 | 市:92.6% |
| | 市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町で平成27年国勢調査におけ |
| | る人口の比で負担している。 |
| 負担の性質 | 事業負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|--------|--------|--------|------|
| 当初予算額 | 58,238 | 51,721 | 51,653 | |
| 決算額 | 54,170 | 48,705 | 48,572 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | 3,264 | 3,264 | 2,264 | (注1) |
| 一般財源 | 50,907 | 45,441 | 46,308 | |

(注1)その他特定財源(連携町村負担金)(前ページの脚注にて説明)

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和 4 年度決算額 | 主な内容 |
|------------|------------|--------------|
| 委託料 | 238 | |
| 使用料及び賃貸料 | 30,360 | サクセス赤坂ビルの賃貸料 |
| 負担金補助及び交付金 | 17,974 | |
| 合計 | 48,572 | |

4. 監査結果及び意見

(意見11) 東青ビジネスサポート協議会への概算払について

市は、サポート協議会に対する負担金(17,974 千円)について、令和4年4月に概算払(21,055 千円)を行っている。市が概算払を行った理由は以下のとおりである。

東青ビジネスサポート協議会は、創意に満ちた新たな事業活動及び販路拡大等に取り組む中小事業者等が相互に連携し、それぞれが有する施設・設備、技術・技能等の情報を交換し、それらを有効に活用すること等により、中小事業者等の新商品・新技術・新役務の開発及び販路拡大等が図られ、もって東青地域経済の活性化に貢献することを目的とした団体である。

同会は、東青地域5市町村の負担金収入により、年間を通じた事業者支援を実施しており、円滑な事業運営を担保するためには、前もって負担金を交付する必要がある。

このため、地方自治法施行令第162条第3号の規定を適用し、本負担金を概算払いにより交付するものである。

サポート協議会が行う当該事業に係る経費は、拠点管理運営費(17,404 千円 令和 4 年度予算(以下同じ))及び拠点 PR・販促ネットワーク構築経費(5,333 千円)である。このうち最も大きな経費は、拠点管理運営費として計上される「AoMoLink~赤坂~」の運営委託料(15,620 千円)であり、そのほか拠点管理運営費としてコピー代、水道光熱費、通信費等、拠点 PR・販促ネットワーク構築経費として東京ビジネスセンター活動資金や職員旅費等が計上されている。

サポート協議会は一般社団法人青森市物産協会に「AoMoLink~赤坂~」の運営を委託しており、委託料は、4月に50%、8月と10月にそれぞれ25%の支払いが行われる。また、他の経費は年を通じて発生するものと思われる。

従って、市では年度当初にサポート協議会に負担金全額の概算払を行わなくても、例えば、サポート協議会が委託料を支払う時期に合わせて、委託料支払額の比で負担金の概算払を行っても、「AoMoLink~赤坂~」の運営に支障はないものと思われる。年度当初の一括概算払の方法は見直す必要があるものと思われる。

No.19 商店街活動支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|---------------------------|
| 事務事業名 | 商店街活動支援事業 |
| 担当部局課 | 経済部 経済政策課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成2年からの継続事業 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 令和 4 年度 青森市商店街支援事業助成金交付要綱 |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第3項 個性と魅力ある商店街の形成 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

商店街のにぎわいの創出や魅力ある商店街づくりの促進を図るため、商店街が行うイベントや魅力の向上に向けた取組に対し、助成金を交付するものである。

本事業には、以下の3つの助成対象事業がある。

| | 74774 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |
|--------------|---|--|
| イベント事業に対する助成 | | |
| 助成の内容 | 商店街が新型コロナウイルス感染症感染防止対策を十分に講じ地域団 | |
| | 体と連携して実施するイベント事業。年2回が限度。 | |
| 助成の対象者 | 商店街 | |
| 助成の目的 | コロナ禍での地域団体と連携したイベント事業。 | |
| 助成の効果測定の方法 | 実績件数による | |
| 助成対象経費 | 会場設営費(会場借上料を含む。)、宣伝広告費、報償費(商店街の構 | |
| | 成員に支給するものを除く。)、事務費、備品購入費、感染防止対策費。 | |
| 助成率 | 助成対象経費の 1/2 以内。上限額 18 万円。 | |
| ライトアップ事業等に対す | る助成 | |
| 助成の内容 | 商店街及び協同組合が明るくにぎわいのある街づくりのために行うライト | |
| | アップ事業等。 | |
| 助成の対象者 | 商店街 | |
| 助成の目的 | 商店街を明るくにぎわいのある街づくりにするため。 | |
| 助成の効果測定の方法 | 実績件数による | |
| 助成対象経費 | 商店街の共同施設又は専ら商店街のために使用される施設としての照 | |
| | 明及びイルミネーション等に要する電気料。 | |
| 助成率 | 年間所要額の 1/2 以内の額。 | |
| イメージアップ事業等に対 | する助成 | |
| 助成の内容 | 商店街及び商店街連盟が商店街の情報発信等のために実施するホー | |
| | ムページの作成、PR 用フラッグ作成、商店街マップ作成、イルミネーショ | |
| | ン設置その他商店街のイメージアップに資する事業(青森市商工業振興 | |
| | 条例施行規則別表第1に定める共同施設設置事業並びに前2条に定 | |
| | める事業を除く) | |

| 助成の対象者 | 商店街 |
|------------|--------------------------------|
| 助成の目的 | 商店街のイメージアップの向上により活性化を図るため。 |
| 助成の効果測定の方法 | 実績件数による |
| 助成対象経費 | 対象事業に要する経費。 |
| 助成率 | 対象事業に要する経費の 1/2 以内の額。上限 15 万円。 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | 9,597 | 8,395 | 7,562 | |
| 決算額 | 5,222 | 3,655 | 4,376 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 5,222 | 3,655 | 4,376 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|------|
| 負担金補助金及び交付金 | 4,376 | |
| 合計 | 4,376 | |

4. 監査結果及び意見

(意見12) イベント事業に関する実績報告について

令和4年度青森市商店街活動支援事業助成金交付要綱の第12条において、助成対象者に対して実績報告を求めている。イベント事業の実績報告を見てみると、以下の諸点が検出された。

① 助成対象経費のうち報償費については、商店街の構成員に支給するものを除くと記載がある。7月27日開催の浪館通り商店会: 浪館通り商店会夏祭りの受領書の記載をみると、摘要に「私は商店街の組合員ではありません。」の記載がない。受領者の関係を明らかにするために記載が必要である。

また、10月29日開催のやなぎまち秋祭りの領収証の記載も同様である。

② 令和4年度青森市商店街活動支援事業助成金交付要綱の第3条において、「商店街が新型コロナウイルス感染症感染防止対策を十分に講じ地域団体と連携して実施するイベント事業・・・」と記載していることから、第12条の実績報告では具体的な報告資料名の記載はないもの、実際の報告では「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を提出している。しかしながら、各商店街等の報告形式は同一ではなく、バラツキがある。予め標準的な報告書を提示して報告させた方がよい。つまり、回答の様式を標準化して実質的な感染症予防対策が取られたかを容易に確認するために必要であった。

(意見 13)ライトアップ助成事業の独立した事業の設定について

助成の効果測定について、市では事業点検表において以下のように本事業の評価を行っている。

【助成の効果測定に関する事業点検表】

(単位:件数)

| 基準値 | 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 34 | 目標値 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| (平成 30 年 度) | 実績値 | 33 | 20 | 16 | 20 |
| 字集はの | イベント助成 | 21 | 5 | 3 | 8 |
| 実績値の 内訳 | ライトアップ助成 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| L 1 D/C | イメージアップ助成 | 2 | 5 | 3 | 2 |

(出所:事業点検表を編集)

令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が目標値よりも下回っているが、令和4年度においては回復基調にある。

市の評価方法は、助成対象事業の実績件数の合計件数で評価している。

助成対象事業の内訳を見てみると、ライトアップ助成は商店街及び協同組合が明るくにぎわいのある街づくりのためという視点では産業振興に結び付くが、ライトアップがどれほど産業振興に寄与するのかを検証するバックデータは見当たらない。むしろ、防犯対策への寄与の可能性も見込まれる。実績値も10件と一定でイベント助成やイメージアップ助成と比較すると産業振興との直接的な関係が乏しく、実績値(実績合計件数)の変動を抑制し、実態を捉え難くしている。

監査人の提案は、ライトアップ助成事業を独立した事業として設定し、本事業ではイベント助成と イメージアップ助成の2つとして事業化させることが事業の内容としても明確であり、事業点検の評価においても問題とならないので推奨したい。

(意見14) 助成金の効果測定方法の見直しについて

助成金の効果測定方法は、意見2で記載したとおり助成対象事業の実績件数の合計件数で評価している。

しかしながら、明確に効果があったかどうかを判別する方法は、イベント事業であれば、イベントの売上高、集客人数等のイベント事業と比例的な関係のある指標を設定して、その実績を把握することによって、市で助成した経費によってイベント事業が効果的に実施されているかどうかが検証できるものであり、イメージアップ事業であれば、イメージアップ事業の結果、売上高、集客人数等の指標がどのように推移したかを検証しなければ本当の助成の効果がわからないのではなかろうか。

イベント事業、イメージアップ事業とも助成対象経費を支弁することで事業が完結されているが、 重要なことは、商店街の経営者が事業意欲を持ち、しなやかで柔軟な発想のもとに助成事業をうま く活用して経営することが主眼であるので、この精神を商店街のメンバーに浸透させるような制度 設計が期待されるところである。

No.20 空き店舗リノベーション支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | | | |
|-------------|---------------------------------|--|--|
| 事務事業名 | 空き店舗リノベーション支援事業 | | |
| 担当部局課 | 経済部 経済政策課 | | |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 | | |
| 事業開始年度 | 平成 24 年からの継続事業 | | |
| 関連する個別計画 | 該当なし | | |
| 根拠法令等の名称 | 令和4年度 青森市空き店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱 | | |
| (法律、条例、要綱等) | | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | | |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 | | |
| | 第3項 個性と魅力ある商店街の形成 | | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

本事業は、商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金と商店街空き店舗活用支援負担金によって構成されている。

商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金は、商店街等の区域等における空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいの創出や活性化、本市経済の健全な発展に資することを目的に、空き店舗を活用し、出店又は事務所等を開設する中小企業者等に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付している。

商店街空き店舗活用支援負担金は、市、青森市商工会議所、AOMORI STARTUP CENTER⁴⁵ が連携し、市内中小企業者等の商店街におけるチャレンジを促進するため、相談窓口の一元化や空き店舗の情報機能の強化を図ることを目的としている。具体的には、商店街の空き店舗情報のデータベース化、チラシ等の作成、不動産オーナーや起業・創業希望者への周知である。

(2)補助金の概要

| 補助金の名称 | 商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金 |
|---------|---------------------------------|
| 主な補助対象者 | 空き店舗を活用して出店又は事務所等の開設を行う中小企業者等で、 |
| | 下記の条件を全て満たすもの。 |
| | ・活性化業種の承認を受けた事業を新たに行うこと。 |
| | ・商店街等の区域の道路に面する1階部分の店舗からの移転でな |
| | いこと。ただし、公的買収による移転の場合を除く。 |

⁴⁵ AOMORI STARTUP CENTER:青森圏域連携中枢都市圏(青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村)の地域経済の活性化を図るため、起業・創業から経営課題の解決まで対応するビジネス支援拠点を運営するもので、青森商工会議所内に設置されている。

| | +14) = + 4+ 18 A = 1 | | | | |
|-------------|--|---------|----------|--|--|
| | ・市税に未納がないこと。 | | | | |
| | フランチャイズチェーン方式による事業でないこと。 | | | | |
| | ・性風俗関連特殊営業を営んでいない | ハこと。 | | | |
| | ・暴力団員又は暴力団員と社会的に | 非難される関係 | 系にあるものでな | | |
| | いこと。 | | | | |
| 補助金の目的 | 空き店舗を活用して出店又は事務所等 | の開設を行う「 | 中小事業者を支 | | |
| | 援すること。 | | | | |
| 補助金の効果測定の方法 | 補助金の実績件数 | | | | |
| 補助対象経費 | 補助事業を実施するために必要な内装 | 工事費、外装 | 工事費、給排水 | | |
| | 衛生設備工事費、空調設備工事費、サ | イン工事費及 | び電気・照明工 | | |
| | 事費。ただし、什器・備品購入費、設計費並びに消費税及び地方消費 | | | | |
| | 税を除く。 | | | | |
| 補助率 | 商業ベンチャー修了者46 | | | | |
| | 区域 | 補助率 | 上限額 | | |
| | 特定商店街 ⁴⁷ ·駅前広場 1/2 130 万円 | | | | |
| | 特定商店街以外の商店街 1/2 100 万円 | | | | |
| | 商店街等の区域以外 1/3 50 万円 | | | | |
| | 商業ベンチャー修了者以外 | | | | |
| | 区域 | 補助率 | 上限額 | | |
| | 商店街等の区域 | 1/2 | 100 万円 | | |

(3)負担金の概要

| 負担金の名称 | 商店街空き店舗活用支援負担金 |
|--------------------|--|
| 交付先 | 青森商工会議所 |
| 負担金の目的 | 市、青森商工会議所、AOMORI STARTUP CENTER が連携した情報 共有によって商店街空き店舗活用支援ができること |
| 負担金の算定方法及び 積算方法 | 青森商工会議所との覚書により、市の負担金 156,804円 |
| 負担の性質 | 運営費負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | 6,119 | 5,303 | 4,463 | |
| 決算額 | 3,929 | 2,026 | 6,441 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 3,929 | 2,026 | 6,441 | |

.

⁴⁶ 商業ベンチャー修了者: 青森市多目的交流広場内の商業ベンチャー支援施設に出店している者のうち、出店期間満了に伴い退店する者。(出店期間満了日から起算して45日以内に空き店舗の賃貸借契約又は売買契約を締結し、事業を開始する者に限る。)

⁴⁷ 特定商店街: 青森市新町商店街振興組合、柳町商店街振興組合、青森市夜店通り商店街振興組合、ニコニコ 通り商店会、昭和通り振興会、国道古川振興会、青森駅西口大通り商店会、アスパム通り振興会、古川グルメ商 店街、浪岡駅通り商店会、浪岡銀座通り商店会、川原町商店会及び仲町商店会をいう。

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|----------|----------|-------------------|
| 負担金及び補助金 | 6,441 | 負担金 157、補助金 6,284 |
| 合計 | 6,441 | |

4. 監査結果及び意見

(意見15) 補助金事業の目的に応じた補助金の効果指標の設定について

補助金の効果測定について、市では事業点検表において以下のように本事業の評価を行っている。

【補助金の効果測定に関する事業点検表】

(単位:件数)

| 基準値 | 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 4 | 目標値 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 実績値 | 4 | 4 | 2 | 9 |

(出所:事業点検表を編集)

(コメント) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が目標値よりも下回っているが、令和4年度においては回復基調にある。

市の評価方法は、補助金対象事業の実績件数の合計件数で評価している。

補助金の効果測定方法として、果たして補助金対象事業の実績件数の指標が適切であろうか。 本事業は補助金を支弁することによって最終的には産業振興に貢献することから考えると、産業振興に貢献する指標を設定して、効果測定することが要求されているのではなかろうか。

意味のある効果測定が可能な指標の設定が事業自体の目的と密接に関連していれば、事業運営に大いに役立つことが期待されるところである。

短期的には、空き店舗がふさがって出店又は事業が開設できても、短期間の間で事業閉鎖になっては補助金事業の本来的に目指す事業の意図が達成できないことになる。このような視点に立って補助金の効果測定をするには、出店又は事業開設後の一定期間において事業が継続されていることを確認することでより効果的に補助金が支弁されたことが立証されるものと考える。

また、長期的には効果測定の指標を考えてみると、集客人数、売上高等の指標が思いつく。出 店又は事業が開設後の一定期間において集客人数の推移や売上高の推移をモリタリングしていく ことで経験値の蓄積となり、これからの産業振興における補助金を利用した事業の設定に活用す ることができるものと考える。

(意見16) 補助金の申請件数の増加に向けての対策について

令和4年度の申請件数は、回復基調の段階に突入したものの9件と少ない。市は、「広報あおもり」や市のホームページを通じて本事業の内容を告知しており、また青森商工会議所、AOMORI STARTUP CENTER と連携をしながら、事業を進めていることは理解できる。しかしながら、まだまだ市民の本事業の補助金を受けることを希望している人々に対して十分に情報が伝わっているだろうか。認知ができていない市民も数多くいるはずである。事業意欲があり、状況を打破して進もうとしている者が本事業のような補助金情報を知りえなかったことによって出店や起業の機会が遠のいたり、機会が失したりするならば、改善を講ずる必要があろう。

このような状況を考えると、例えば食品関係であれば青森県食品衛生協会、美容師関係であれば青森県美容業生活衛生同業組合、税理士、司法書士とのタイアップ、金融機関との連携など幅広く連携した取り組みを増やしていくことで、第2ステージの補助金事業の拡大につながり、ひいては、市の産業振興に多いに役立つことを期待したい。

(意見17) 補助金の交付方法についての再考について

補助金制度により空き店舗を活用して出店又は事務所等の開設を行う中小事業者を支援する本事業の目的については、異論がない。しかしながら、補助金を交付した後に、事業の継続がままならず店舗閉鎖や事業の廃止になってしまっては、補助金交付の効果は雲散霧消となり無駄な補助金交付となる。このため、中小事業者から補助金申請を受けた時点の事業計画書の吟味が重要となるが、中小事業者の置かれている環境を分析し、事業計画の適正性を判断するのは至難の業である。そこで、補助金の交付段階で補助金を交付した以降の1~2年間の事業期間での事業実績を補助金申請時の事業計画と比較して、事業計画の目標を達成していれば、翌年度においては15%の補助金、さらに翌々年度において事業計画の目標を達成していれば残りの10%の補助金を交付する方法により、中小事業者に事業を継続させるように誘導していく制度に変更することも一つの選択肢である。このような考え方を図示すると、以下のとおりとなる。

| 現制度 補助金交付年度(100%) | | 翌年度 | 翌々年度 | |
|-------------------|--------------|-------------|-------------|--|
| | 1 | 1 | Į. | |
| 新制度 | 現行補助金の 75%交付 | 残り補助金の15%交付 | 残り補助金の10%交付 | |

現状における本事業の補助金上限額は、50万円、100万円、130万円の金額が設定されており、青森ねぶた祭の負担金と比較すると補助金の大盤振る舞いの感をぬぐえない。他の事業との公平性を考慮するとアンバランスと見られる補助率自体の見直しも必要である。

No.21 労働者福祉増進事業(補助金)

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-------------------|
| 事務事業名 | 労働者福祉増進事業(補助金) |
| 担当部局課 | 経済部 経済政策課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 昭和 45 年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 青森市商工業振興条例 |
| (法律、条例、要綱等) | 青森市商工業振興条例施行規則 |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第4項 雇用対策の推進 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

当事業は、青森市勤労者互助会(以下、「互助会」という。)を営む一般財団法人青森市産業振興財団(以下、「青森市産業振興財団」という。))へ補助金を交付することで、市内中小企業等の福利厚生の充実を目的とする事業である。

令和 4 年度における互助会の事業実績は、加入者への祝い金・慶弔費等の給付事業 316 件 2,366 千円、加入者の健康診断費用等助成事業 468 件 440 千円、水族館・スキー場等の市内施設のチケット購入補助 1,186 枚(利用枚数ベース)等があった。また、令和 4 年 5 月末日時点の互助会の加入者数等は、134 事業所、979 名となっている。

(2)補助金の概要

| 補助金の名称 | 従業員福利事業助成金 |
|-------------|---|
| 主な補助対象者 | 青森市商工業振興条例施行規則では「市内に主たる事業所を有する |
| | 中小企業で、30 以上が共同して 500 人以上の従業員の福祉の増進を |
| | 図るため福利事業を行うもの」と定めているが、実態としては互助会を |
| | 営む振興財団が対象者となる。 |
| 補助金の目的 | 市内事業者の福利厚生の充実を図り、市における商工業の振興と雇 |
| | 用機会の拡大に資すること。 |
| 補助金の効果測定の方法 | 加入者数を KPI(重要業績評価指標)として設定しており令和 4 年度に |
| | おける目標値 1,100 人に対して、実績値 978 人と下回っている。新型コ |
| | ロナウイルス感染症の影響による全般的な業況悪化で加入者・加入団 |
| | 体が減少していることに加え、若年層の加入が伸び悩んでいる。 |
| 補助対象経費・補助率 | 福利事業に係る運営費を対象に、予算の範囲内の額。 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | 4,465 | 4,242 | 3,818 | |
| 決算額 | 4,465 | 4,242 | 3,818 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 4,465 | 4,242 | 3,818 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 3,818 | |
| 合計 | 3,818 | |

4. 監査結果及び意見

(意見 18) 青森市産業振興財団から入手した事業費精算書の誤謬、予算実績差額調査の十分 性について

事業終了後、市は青森市産業振興財団より青森市商工業振興条例施行規則に定める事業費精算書を入手したが、この事業費精算書の記載が誤っている。

下記、事業費精算書における「**注1**」の給付事業支出(祝い金・慶弔費等の支出)には5,674,849 円との額が記載されているが、正しくは2,457,772 円である(差額△3,217,077 円)。また、「**注2**」の 福利厚生事業費支出(健康診断助成等の支出)には917,800 円との額が記載されているが、正し くは4,134,877 円である(差額+3,217,077 円)。

【令和4年度青森市勤労者互助会事業に係る事業費精算書 抜粋】

Ⅱ 支出 (単位:円)

| 事業区分 | 科目 | 当初予算額 | 支出済額 | |
|--------|---------|------------|------------|-----|
| | 人件費 | 5,000,000 | 4,533,334 | |
| 管理運営 | その他 | 1,805,000 | 1,682,948 | |
| | 計 | 6,805,000 | 6,216,282 | |
| | 給付事業費 | 3,300,000 | 5,674,849 | 注 1 |
| 2 福利事業 | 福利厚生事業費 | 3,900,000 | 917,800 | 注 2 |
| | 計 | 7,200,000 | 6,592,649 | |
| 合計 | | 14,005,000 | 12,808,931 | |

当誤謬の監査上の評価としては、補助金交付額への影響はなく、その他の不正等の意図も認められないことから、単純な書類上のケアレスミスと判断される。

しかし、市の補助金交付時における審査の実効性には疑問が残る。誤謬訂正前の上表事業費精算書において、給付事業費支出の予算実績乖離額は+2,374,849円(実績 5,674,849 円 - 予

算3,300,000円)・予算比乖離率は+72%(乖離額2,374,849円/予算3,300,000円)、福利厚生事業費支出の予算実績乖離額は△2,982,200円(実績917,800円-予算3,900,000円)・予算比乖離率△76%(乖離額△2,982,200円/予算3,900,000円)と計算され、各事業で多額の予算比乖離が生じている。すなわち、誤謬を含む当事業費精算書を見る限りにおいては、給付事業に予定外の多額の支出を行った一方で、福利厚生事業にて予定していた事業が行われなかったような状況が示唆される。補助事業の確実な実施を審査する市は、その乖離の要因を問い合わせる等の調査は行って然るべきであるし、それにより、誤謬のない事業費精算書を入手できたものと考える。

今後、通常は想定されない予算実績乖離が生じている場合には、補助先にその乖離要因を欄外に記載させる等の指導をするとともに、実効性のある補助金確定時の検証実施を求める。

(意見19) 青森市産業振興財団の正規の財務諸表等の入手について

市は、補助対象額の確定審査に当たって、青森市産業振興財団より正規の財務諸表等(監事監査報告含む)を入手し、補助事業の収支状況の検証に役立てることが望ましい。

市が補助事業にかかる収支を確認する手段として、前述のとおり事業費精算書を入手しているが、事業費精算書は補助金事業に関する一つの報告資料に過ぎず、青森市産業振興財団内の理事会・評議員会の審査、監事監査を経て作成される財務諸表と比較して信頼性は低位である。また、財務諸表では互助会事業の収支項目が事業費精算書比較で仔細に設定されており、補助事業の実態確認の観点からも有効である。また、正規の財務諸表等を入手することで、前述意見に記載したような誤謬を認知できるとも考えられる。財務諸表入手に際しての市及び青森市産業振興財団の事務の手間もほぼ生じないと予想され、正規の財務諸表等(監事監査報告含む)を入手し、補助対象額の検証に役立てるべきである。

No.22 誘致企業等立地支援事業(義務)

1. 事業の概要

| . ,,, ,,== , | |
|--------------|--------------------------------|
| 基本情報 | |
| 事務事業名 | 誘致企業等立地支援事業(義務) |
| 担当部局課 | 経済部 経済政策課 |
| 事業の形態 | 補助事業 |
| 事業の財源 | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 企業立地促進に関連する取り組みは、昭和以前の相当程度過去より |
| | 継続的に実施されており、開始年度は不明である。 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 青森市商工業振興条例 |
| (法律、条例、要綱等) | 青森市商工業振興条例施行規則 |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第4項 雇用対策の推進 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

企業立地を促進するため、市への立地時における初期投資や雇用の状況に応じて各種補助金を交付する事業である。補助メニューは下記①~⑦があり、その内容を簡単に記す。

- ①工場等用地取得助成金
 - ・・・・用地取得費の20%~50%以内の額を助成するもの。
- ②工場等立地促進助成金
 - ・・・土地の一部、建物・償却資産の一部に係る固定資産税相当額を助成するもの。
- ③青森中核工業団地賃貸型企業立地促進費補助金
 - ・・・土地の賃借料の25%~50%以内の額を助成するもの。
- ④青森中核工業団地企業環境整備投資助成金
 - ・・・除排雪機械等の購入又は雪処理施設の設置に要する経費の10%以内の額を助成するもの。
- ⑤雇用促進助成金
 - ・・・新規被雇用者(正規雇用従業員)を所定人数以上雇用した際、1人につき5万~30万円 交付するもの。
- ⑥情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金
 - ・・・貸しオフィス等の賃借料の25%以内の額を助成するもの。
- ⑦情報処理・提供サービス関連産業設備投資補助金
 - ・・・新たに取得する減価償却資産取得額の10%以内の額を助成するもの。

令和4年度においては①~⑤、⑦の交付実績はなく、「⑥情報処理・提供サービス関連産業立 地促進助成金」のみ4件、合計10,822千円の交付実績があった。

(2)補助金の概要

補助メニューのうち、令和4年度において実績があった「情報処理・提供サービス関連産業立 地促進助成金」について記載する。

| 補助金の名称 | 情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金 |
|-------------------------|--|
| 補助対象者 | 以下、①~③のいずれかに該当するもの。 |
| | ①誘致企業(※1)である特定事業所(コンタクトセンター関連業に限 |
| | る。)(※2)の新設又は増設に伴い、貸しオフィス等を賃借することによ |
| | り業務を開始する者で、従業員等を20人以上雇用するもの |
| | ②誘致企業(※1)である特定事業所(情報サービス業に限る。)(※2) |
| | の新設又は増設に伴い、貸しオフィス等を賃借することにより業務を開 |
| | 始する者で、従業員等を1人以上雇用するもの |
| | ③特定業務施設(※3)の新設又は増設に伴い、貸しオフィス等を賃借 |
| | することにより業務を開始する認定事業者で、従業員等を 10 人以上 |
| | (当該認定事業者が中小企業者の場合は5人以上)雇用するもの |
| | (二)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1) |
| | (※1)誘致企業・・事業所開設計画書を市に提出し、市長がその計画を |
| | 認めた企業であり、かつ、次のいずれかに該当する企業をいう。 |
| | ア市外に本社を有する企業 |
| | イ アに規定する企業が市内に設立した企業 |
| | ウ イに規定する企業が市内に設立した企業 |
| | / HOME / SERVINI HOME SICER |
| | (※2)特定事業所・・コンタクトセンター関連業(通信とコンピュータを利 |
| | 用して、集約的に顧客サービス(相談、案内、調査、受発注、管理、運 |
| | 用)等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務)及び情報 |
| | サービス業(ソフトウェア開発、映像・CG制作、設計・デザインなどの業 |
| | 務)を行う事業所をいう。 |
| | 4万/ とロフサ 未// とく フ。 |
| | (※3)地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設のう |
| | ち、誘致企業が整備する特定業務施設をいう。 |
| 補助金の目的 | 企業立地の促進を図るため必要な助成を行い、市における商工業の |
| JIII 421 777 62 11 11.7 | 振興と雇用機会の拡大に資すること。 |
| 補助金の効果測定の方法 | 市は、毎年3件以上の企業誘致をKPI(重要業績評価指標)として設 |
| 冊奶並以別木側足り万伍 | 定している。実績は令和2年度:3件、令和3年度:3件、令和4年 |
| | 度:4件といずれも目標を上回っている。 |
| | ①交付額・・当該貸しオフィス等の所有者との間で締結する契約で定め |
| 冊切刈 豕 在 頁 * 冊 切 平 | の受付額・・自該負しオフィス等の所有者との同じ締結する契約で足る る賃料に100分の25を乗じて得た額以内の額 |
| | ②限度額··年額 700 万円 |
| | ③助成期間・・操業開始の日(操業開始の日から契約基準日までが1 |
| | 9,,,,,,,, |
| 主木目 しの物理 仕出り こ | 月に満たない場合は翌月)から通算して36月以内 |
| 青森県との協調体制につ | 当補助金の対象となる誘致企業に対して、青森県もほぼ同類型の補助制度な記述する。 |
| いて | 制度を設けている。それぞれ単独補助の形態ではあるが、補助金申込 |
| | 者とのミーティングを三者(申込者・市・青森県)で実施したり、市と青森 |

県の間で申込者の紹介を行ったりと緊密にコミュニケーションをとり補助 事業を行っている。

(出所:青森市商工業振興条例施行規則・事業点検表)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|------|---------|--------|--------|----|
| 予算額 | 102,216 | 44,697 | 7,909 | |
| 決算額 | 92,730 | 40,544 | 10,822 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 92,730 | 40,544 | 10,822 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|------------------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 10,822 | 情報処理・提供サービス関連産業立地促 進助成金4件 |
| 合計 | 10,822 | |

4. 監査結果及び意見

(意見20) 事業費精算書の記載誤りについて

補助事業終了後、「青森市商工業振興条例」に基づき、補助対象者から市に事業費精算書(通年におけるオフィス等賃借料支出済額等の集計表)が提出される。今回の監査にて、1件の補助先から提出された事業費精算書において、年間におけるオフィス等賃借料の支出実績額が12,382,488円であるため事業費精算書の支出済額計に同額を記載すべきにも関わらず、半額の6,191,256円と記載されている事案があった。

補助対象者にとっては賃料のうち市 25%、県 25%の計 50%が補助金で賄われるため、支出実績額の半額相当を記載してしまったケアレスミスと思料され、市の補助金支出額は適切な額(支出実績額 12,382,488 円×25%)にて計算・交付されていることからも、当該誤謬による影響は極めて僅少である。ただし、明らかな誤謬が事業費精算書に含まれており、市の補助金交付時における審査の実効性には疑問が残る。今後、事業費精算書の検証の強化による誤りのない事業費精算書の入手が望まれる。

(意見21) 誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件明確化について

補助対象となる誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件を明確に定めるべきである。 青森市商工業振興条例施行規則において、情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成 金の対象となる「誘致企業」の要件について以下のように定められている。

(青森市商工業振興条例施行規則 抜粋)

誘致企業 事業所開設計画書を市に提出し、市長がその計画を認めた企業であり、かつ、次のいずれかに該当する企業をいう。

- ア 市外に本社を有する企業
- イ アに規定する企業が市内に設立した企業
- ウ イに規定する企業が市内に設立した企業

要件の「ア」は市外企業が市に支店等の事業所を新規開設したケース、「イ」は市外企業が市内に法人を設立したケース、「ウ」はイの法人が市内に法人を設立したケースである。令和 4 年度において「イ」のケースの申請が 1 件あり、市は申請企業が市外企業の完全子会社(100%の議決権保有)である旨をヒアリングの結果、要件を満たすものと判断している。

ここで問題となるのは、「イ」「ウ」がいう「設立」という文言の解釈である。現状、市外企業が「設立」 したとする企業に関する詳細な定めやルールはないが、補助目的の達成、公平性・採択の予見可 能性の観点から要件を事前に明確化することが必要と考える。

この点、設立したと言う以上は、市外企業が当該企業を支配していて然るべきであり、会社法が 実質支配力を有する他企業を「子会社」と定義していることからも、会社法上の子会社に該当する 場合に要件を充足すると考えることが一案である。

会社法では「子会社」の定義を以下のように定めている。

(会社法 抜粋)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(会社施行規則 抜粋)

第三条

- 3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)。
- 一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。)を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
 - イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上 である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号 において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社 等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十 を超えていること。
 - (1) 自己の役員
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - 二 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が 行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引 等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

会社法では、親会社が単独で議決権の50%超を所有している場合(会社法2条3号)、親会社等(他の子会社等を含む、以下同じ)が議決権の50%超を所有している場合(会社法施行規則2条3項1号)、親会社等が議決権の40%以上を所有し、取締役会の構成員の過半数が自己の役員である等の一定の場合(会社法施行規則2条3項2号)、議決権の40%未満のみを親会社等が所有しているが、出資、人事等において緊密関係により同一の議決権を行使すると認められる者や、同一内容の議決権を行使すると同意している者との議決権を合わせれば50%超であり、取締役会の構成員の過半数が自己の役員である等の一定の場合(会社法施行規則2条3項3号)等が子会社に該当する。

市においては、必ずしも会社法上の定義を準用する必要はなく、検討に応じて上記の一部のみ (親会社が単独で議決権の 50%超を所有している場合等)を要件とすることも考えられるが、補助 目的の達成、公平性・採択の予見可能性の観点から、事前に合理的・具体的な要件を定める必要 はある。また、補助金申請の受付時には、要件の充足性を確認するために株主名簿等の関連資料も徴取すべきである。早期の検討、運用開始が望まれる。

No.23 あおもり新しい働き方支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------------------|
| 事務事業名 | あおもり新しい働き方支援事業 |
| 担当部局課 | 経済部経済政策課 |
| 事業の形態(財源) | 複数財源で実施している(詳細は後記) |
| 事業開始年度 | 令和3年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 令和4年度青森市サテライトオフィストライアル補助金交付要綱 |
| (法律、条例、要綱等) | 令和4年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交 |
| | 付要綱 |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第1節 産業の振興・雇用対策の推進 |
| | 第4項 雇用対策の推進 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響等による首都圏等の企業や県外居住者の志向変化を踏まえ、 青森圏域の連携の下、首都圏等の企業に向けた本紙の立地環境のプロモーション展開により、サ テライトオフィスの立地を始めとする企業誘致を促進するとともに、新規学卒者や U ターン希望者 への市内企業の情報発信や就職支援により、県外に流出した人材の還流を図り、地域経済の好 循環を創出することを目的とする事業である。具体的には次の事項を行っている。

- ①HP、SNS、web 広告、相談会、企業訪問等による情報発信
- ②U ターン就活サポートデスクの運営
- ③求人ポータルサイト「青森圏域 U ターン求人ナビ」の運営
- ④「サテライトオフィストライアル補助金」の交付
- ⑤「U ターン人材インターンシップ受入促進補助金」の交付
- ⑥「サテライトオフィス進出支援金」の交付
- (7)企業向け人材確保支援セミナー等の開催
- ⑧企業立地セミナー(トップセールス)の開催

今般の監査では委託事業である『③求人ポータルサイト「青森圏域 U ターン求人ナビ」の運営』、補助金事業である『④「サテライトオフィストライアル補助金」の交付』、『⑤「U ターン人材インターンシップ受入促進補助金」の交付』について監査を実施した(『⑥「サテライトオフィス進出支援金」の交付』、補助事業であるが実績がなかったため監査対象外とした。)

(2)事業の効果測定方法

市は、毎年3件以上の企業誘致をKPI(重要業績評価指標)として設定している。実績は令和2年度:3件、令和3年度:3件、令和4年度:4件といずれも目標を上回っている。

(3)補助金の概要

| 補助金の名称 | サテライトオフィストライアル補助金 | | |
|------------|---|--|--|
| 補助対象者 | コワーキングスペースを体験利用する情報サービス企業等であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 補助金の申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。 (3) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべ | | |
| 補助金の目的 | き関係にある者でないこと。 サテライトオフィスの開設を検討し、コワーキングスペースを体験利用する情報サービス企業等に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、サテライトオフィスの開設を促進し、もって本市における産業の活性化及び雇用の創出に資すること。 | | |
| 補助対象経費・補助率 | 1 補助対象者がの表に掲げる経費 である額。 | | |

| | | 宿泊費(補助対象者がコワー キングスペースを体験利用し | 1 人につき、補助対象経費に 2 分の1 を乗じて得た額 |
|------|----------|---|---------------------------------|
| | | た日に市内での宿泊に要した | (100 円未満の端数が生じた |
| | | 費用をいう。) | ときは、これを切り捨てた |
| | |), (v = v = v = v = v = v = v = v = v = v | 額) と 5,000 円に泊数 (1人 |
| | | | につき4泊を上限とする。) |
| | | | を乗じて得た額とを比較して |
| | | | いずれか低い額以内の額と |
| | | | し、体験利用した者が複数 |
| | | | (1 事業者につき 3 人を上限 |
| | | | とする。)の場合は、体験利 |
| | | | 用者毎にそれぞれ算出した額 |
| | | | の合計額とする。 |
| | _ L | V-F - 10 - 1 | |
| | 2 | 前項の規定にかかわらす、国、 | 、県その他の者から補助対象経 |
| | 3 | 費を対象とする補助金等の交付 | を受ける場合は、当該補助金等 |
| | (| の額に相当する額を補助対象経 | 費の額から控除した金額を補助 |
| | 対象経費とする。 | | |
| | 3 | 当該年度の補助金の交付は、1 | 事業者につき1回限りとする。 |
| 補助実績 | 令 | 和4年度においては、3件・計87, | 000 円の補助金交付があった。 |

(出所:令和4年度青森市サテライトオフィストライアル補助金交付要綱等)

| 補助金の名称 | Uターン人材インターンシップ受入促進補助金 |
|---|---|
| 補助対象者 | 県外の大学生等にインターンシップを実施する中小企業者であって、 |
| | 次の各号のいずれにも該当するものとする。 |
| | (1) 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の |
| | 額がないこと。 |
| | (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 |
| | 年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。 |
| | (3) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条 |
| | 第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべ |
| | き関係にある者でないこと。 |
| | ナと も 「人类など目見る「光仏教)はは マ 0 目 0 「 0 世間にない。 |
| | また、中小企業者が県外の大学生等に対して 2 日以上の期間におい |
| LAN A A H.M. | てインターンシップを実施する事業が補助対象となる。 |
| 補助金の目的 | 県外の大学生等にインターンシップを実施する中小企業者に対 |
| | し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することにより、中 |
| | 一小企業者の人材確保と大学生等のUターン就職の促進を図り、も |
| 4-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1- | って本市における雇用の創出及び産業の活性化に資すること。 |
| 補助対象経費·補助率 | 1 補助金の額は、インターンシップを実施した大学生等1人につき、1 ロッチャッチの200円まり |
| | 日当たり 5,000 円とする。ただし、大学生等1人当たり 25,000 円を上 |
| | 限とする。 |
| | 2 複数の大学生等に対しインターンシップを実施する場合の補助金の |
| | 額は、前項の規定によりそれぞれ算出した1人当たりの補助金の額 |
| | の合計額とする。ただし、補助金の対象となる大学生等は、中小企業者は、本人を関します。 |
| ↓ ト ロレ <i>ロ</i> サ ◇幸 | 業者1者当たり5人を上限とする。 |
| 補助実績 | 令和4年度においては、2件・計40,000円の補助金交付があった。 |

(出所:令和4年度青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金交付要綱等)

(4)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | 青森圏域 U ターン就活ポータルサイト保守等業務委託契約書 |
|-----------|------------------------------------|
| 委託事業の内容 | 地元企業の採用情報の発信力を高め、Uターン人材と地元企業とのマ |
| | ッチングを行うことを目的として、青森圏域内企業の企業情報と採用情 |
| | 報を集約した「青森圏域 U ターン求人ナビ」が良好な機能を保持し、正 |
| | 常に稼働できるよう、必要な保守・修正・改修等の業務を行うものであ |
| | る。 |
| 委託先名 | ㈱電通東日本 青森営業所 |
| 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |
| 委託理由 | 市が直接実施するよりも、他の者へ委託し、実施させることが効率的 |
| | であるため。 |
| 契約金額 | 1,364,000 円 |
| 再委託の有無と根拠 | 無 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|---------|--------|--------|--------------------------|
| 当初予算額 | 16,505 | 16,583 | |
| 決算額 | 7,417 | 9,912 | |
| 財源内訳 | | | |
| 一般財源 | 6,986 | 8,279 | |
| 県支出金 | | 1,107 | 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金 |
| その他特定財源 | 431 | 526 | 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく町村負担金 |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和 4 年度決算額 | 主な内容 |
|------------|------------|------------------------|
| 報酬 | 2,254 | 会計年度任用職員給与 |
| 職員手当等 | 360 | 会計年度任用職員給与 |
| 共済費 | 424 | 会計年度任用職員社会保険料 |
| 報償費 | 665 | 市開催セミナー謝礼等 |
| 旅費 | 1,491 | 就職フェア等参加のための旅費 |
| 需用費 | 42 | 消耗品費等 |
| 役務費 | 712 | 広告料等 |
| 委託費 | 1,405 | 青森圏域 U ターン求人ナビ 保守等業務 |
| | | 委託等 |
| 使用料及び賃借料 | 2,418 | 就職フェア等出展料 |
| 負担金補助及び交付金 | 136 | サテライトオフィストライアル補助金(97 千 |
| | | 円)、Uターン人材インターンシップ受入促 |
| | | 進補助金(40千円) |
| 合計 | 9,912 | |

4. 監査結果及び意見

(意見 22) 青森圏域 U ターン求人ナビにおける求人件数・登録企業数の拡大について

市が委託(1,364 千円)により運営管理しているインターネット上の求人サイトである青森圏域 U ターン求人ナビ(https://aomori-uturn.work/)(以下、「求人ナビ」とする。)において、求人件数・登録企業数の拡大が望まれる。

青森圏域Uターン求人ナビについて

求人ナビでは、地元企業の採用情報の発信力を高め、Uターン人材と地元企業とのマッチングを行うことを目的に、県外からの青森圏域(青森市・平内町・今別町・外ヶ浜町・蓬田村)へのUターン就職希望者に対して、求人情報や市内企業情報を掲載するとともに、各種就職イベントの紹介や個別の相談窓口の掲載を行っている。また、市は求人ナビへ求職者登録した者に対して個別にコンタクトを取り、きめ細やかな情報提供(補助金関連の情報、ハローワークの求人情報等)や就職相談を行っており、令和4年度は求人ナビを介して2件のマッチング成就があったとのことである。求人ナビの令和5年9月7日現在の求職者登録者数は525人、登録企業は138者となっている。また、求人ナビへのアクセス数の推移は下表のとおりである。

【求人ナビへのアクセス数の推移】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| セッション数(注1) | 26,720 | 23,901 | 30,151 |

(注1) 訪問者がサイト内を回遊し離脱するまでを1セッションとし、その値の合計をいう。

(出所:担当課作成資料)

求人ナビにおける求人情報・登録企業数の拡大について

有用な就職情報サイトの条件として、求人情報等が可能な限り網羅的であることが挙げられる。 求人情報等の網羅性を要点に、青森県が運営するUIJターン就職促進を目的とした就職情報 サイト「あおもりジョブ(https://aomori-job.jp/)」と、求人ナビとの比較を行ったのが下表である。

【求人ナビ⇔あおもりジョブ 比較表】

(令和5年9月22日時点)]

| 項目 | | 青森市 求人ナビ | 青森県 あおもりジョフ | ブ |
|------|----|-------------|----------------|-----|
| | 一般 | 19 件 | 206 件 | 注 1 |
| 求人件数 | 新卒 | 82 件 | 10 件 | 注 1 |
| | 合計 | 101 件 | 216 件 | - |
| 登録企 | 業数 | 136 者 | 380 者 | 注 1 |

(注1)勤務地を「東青(青森市・東津軽郡)」で検索

東津軽郡は平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町を指し、求人ナビと同範囲

求人ナビの新卒向け求人件数 82 件と、あおもりジョブの 10 件を大きく上回っているものの、一般求人件数は、求人ナビ 19 件に対しあおもりジョブ 206 件、登録企業数は、求人ナビ 136 者に対しあおもりジョブ 380 者と、求人ナビがあおもりジョブに大きく水をあけられている様子が見られる。

求人ナビの新卒向け求人が多い状況について一定の評価はできるものの、実際の新卒向け求職申込み等は、ほぼ存在しないとのことである。これは、新卒求職者が就職情報を収集する際には、各高校・大学の就職課や大手就職情報サイト等を利用することが多いためと思料される。反対に、一般求職者にとっては、学校のバックアップ体制やそもそもの情報が比較的少ないことからこそ、地方自治体が就職支援を行うニーズはより高いと考えられる。求人ナビの一般求人件数・登録企業数が少ない現状は、市内企業が即戦力となる中途採用を企図した際、あおもりジョブへ企業登録・求人情報の掲出は行う一方で、求人ナビへの登録・求人情報の掲出は控えている状況が示唆される。

求人ナビの効果は、単なる求人情報サイトに留まらず、求職登録者に対して市から直接的にコンタクトすることで、市へのUターン就職を促進することにある。したがって、求人ナビへの求職登録者数を増加させることがUターン就職促進への鍵となる。登録者数増加のためには、登録企業数及び求人件数が可能な限り網羅的(Uターン就職を企図する市内の全ての企業が登録を行い、市内の求人が全て掲載されている状況)である状況が言うまでもなく理想である。

今後、市は市内の企業に対して、求人ナビへの登録や、求人情報の掲出をより一層呼びかける必要がある。また、県と連携し登録企業や求人情報を相互に共有するような運営ができるとすれば、市・県・求職者の3者にとって効果的、効率的である。県との情報連携も視野に入れたい。

第2. 農林水産業の振興に関する事業の監査結果及び意見

No.24 特產品開発支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | | |
|-------------|-----------------------------|--|
| 事務事業名 | 特産品開発支援事業 | |
| 担当部局課 | 農林水産部 あおもり産品支援課 | |
| 事業の形態(財源) | その他の特定財源(元気都市あおもり応援支援事業補助金) | |
| 事業開始年度 | 平成 28 年からの継続事業 | |
| 関連する個別計画 | 該当なし | |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし | |
| (法律、条例、要綱等) | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | |
| 策区分 | 第2節 農林水産業の振興 | |
| | 第1項 あおもり産品の販売力の強化 | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

6次産業化に向けた初期段階の取組を行う農林漁業者等や市農林水産品を活用した特産品の 開発・改良、販路開拓及び販路拡大のための事業を行う者に対する支援を行うことにより、市農林 水産品の高付加価値化、農林漁業者等の経営多角化、所得向上及び雇用創出を図り、もって地 域の活性化及び農林水産業の振興に資するもの。

本事業は、①「生産者6次産業⁴⁸化支援事業」と②「ふるさと納税進呈品導入支援事業」の二つが含まれており、令和2年度までは「生産者6次産業化支援事業」として実施され、令和3年度に「ふるさと納税進呈品導入支援事業」が創設された結果、事務事業の整理統合及び事務名変更を行い「特産品開発支援事業」として運営している。

(2)補助金の概要

本事業には、「生産者6次産業化支援事業補助金」と「ふるさと納税進呈品導入支援事業補助金」の2つの補助金が含まれている。

^{48 6} 次産業:1 次産業である農業や漁業において加工の2 次産業、サービスや販売の3 次産業まで、1 次から3 次を融合することで産業の可能性を広げていく取組である。農林水産業の事業者の所得向上や雇用機会の創出につながる。

補助金の概要①

| 補助金の名称 | 生産者 6 次産業化支援事業補助金 | | |
|-------------|------------------------------------|--|--|
| 主な補助対象者 | 市内に住所を有する者で、令和4年度青森県農山漁村女性起業育成 | | |
| | 事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付の決定を受けた者 | | |
| 補助金の目的 | 地域の食品加工業者と流通販売業者とが互いの強みを生かした農商 | | |
| | 工連携による6次産業化に向けた初期段階の取組を推進すること、最 | | |
| | 終的に本市農林水産業の振興に資すること | | |
| 補助金の効果測定の方法 | 補助金申請の有無 | | |
| 補助対象経費 | 県女性起業育成要綱に基づき、県が補助金の交付対象となる経費と | | |
| | 認めた経費 | | |
| 補助率 | 補助対象経費の 1/4 相当額又は 250 千円のいずれか低い額以内 | | |

補助金の概要②

| 補助金の名称 | ふるさと納税進呈品導入支援事業補助金(以下、この項では「ふるさと 納税進呈品補助金」という。) |
|-------------|---|
| 主な補助対象者 | 要綱に掲げられている補助事業、事業内容、対象事業者で市税の未納がない者、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。 |
| 補助金の目的 | ふるさと納税進呈品として活用することができる特産品の開発及び販路開拓のための事業を行う者に対して補助金交付をすることで、本市農水産品の高付加価値化及び農水産業者等の所得向上を図り、地域の活性化及び農水産業の振興に資することを目的とする |
| 補助金の効果測定の方法 | 補助金申請の有無 |
| 補助対象経費 | 次の図表参照 |
| 補助率 | 次の図表参照 |

【ふるさと納税進呈品導入支援事業補助金の補助経費と補助率】

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|-------------|-----------------|------------------|
| 新商品•新技術開発事業 | 謝金、旅費·宿泊費、委託経費 | 補助対象経費の1/3に相当す |
| | (調査・デザイン等)、原材料 | る額又は500 千円のいずれか |
| | 費・加工費、資機材の購入費、 | 低い額以内の額 |
| | 品評会の開催及び出品に係る | |
| | 経費 | |
| 展示会等出展事業 | 旅費・宿泊費、出展負担金を含 | 補助対象経費の1/3に相当す |
| | む施設使用料、出展に係る広 | る額又は100 千円のいずれか |
| | 告宣伝費、その他展示会出展 | 低い額以内の額 |
| | に必要と認められる経費 | |
| 需要開拓事業 | 謝金、旅費·宿泊費、広告宣伝 | 補助対象経費の 1/3 に相当す |
| | 費及びホームページ制作費、 | る額又は300千円のいずれか |
| | 委託経費(デザイン・販促物作 | 低い額以内の額 |
| | 成等) | |
| 商品改良事業 | 謝金、旅費·宿泊費、委託経費 | 補助対象経費の1/3に相当す |
| | (調査・デザイン等)、委託経費 | る額又は500千円のいずれか |
| | (調査・デザイン等)、資機材の | 低い額以内の額 |
| | 購入費、品評会の開催及び出 | |
| | 品に係る経費 | |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|-----------------------|
| 当初予算額 | 746 | 2,360 | 3,410 | |
| 決算額 | 159 | 926 | 1,535 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | | | 1,535 | 元気都市あおもり応援 支援事業補助金 |
| 一般財源 | 159 | 926 | | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 | |
|-------------|----------|-------|--|
| 需用費 | 107 | 消耗品費 | |
| 役務費 | 22 | 通信運搬費 | |
| 負担金補助金及び交付金 | 1,406 | 補助金 | |
| 合計 | 1,535 | | |

4. 監査結果及び意見

(意見23) 生産者6次産業化支援事業補助金の事業継続性について

本事業の令和3年度の予算額700千円、決算額192千円補助金決定2件、令和4年度の予算額250千円、決算額101千円補助金決定2件であり、6次産業化事業に対する補助金としては予算規模も件数も少ない。

それは本事業の補助金は青森県関連事業の交付決定者を対象にした連動補助事業であるため、補助金対象者が極端に限られていることから、本事業の継続性の検討や市独自の事業化の検討を行う必要性は大きい。

6次産業化には、加工に取り組むための生産設備への投資が必要であることやデザインマーケティング・接客などのためには1次産業と異なる専門性が求められ、専門知識を持った人材を採用するためのコストが必要になる。このような6次産業化の特徴をどのように事業化の中に織り込み補助金事業として役立てていくかが重要で、掛け声がよくても、尻すぼみでは意味がない。

本事業は、青森県の農山漁村女性起業育成・経営発展支援事業と連動しているため、青森県庁ホームページから公募内容をダウンロードしたものを以下に示した。

農山漁村の女性による農林水産物の加工、直売、農漁家レストラン等の起業は、農林水産物の付加価値向上のみならず、道の駅の魅力向上、地域の観光活性化など、地域振興に大きく貢献しており、その取組は、農商工連携や6次産業化への取組に発展しつつあり、これらの取組が増加することにより、更なる収益の増加や雇用創出、地域の魅力発信など、地域活性化や農林水産業の振興が期待されます。このため、県では、起業にチャレンジする女性を支援し、起業活動の活性化を図る「農山漁村女性起業育成・経営発展支援事業」を公募方式により実施します。

(1)事業内容

起業活動に必要となる機器・施設整備、新商品開発等の取組や活動経費を支援する。(実施にあたり、過去に県から同趣旨の補助金の交付を受けたことがないものに限る。

(2)対象者

県内の農山漁村において起業活動に取り組む又は取り組もうとする農林漁業に従事する55歳以下

の女性、又はこれらの農山漁村女性が中心となり組織する団体とする。ただし、55歳を超える農山漁村女性又はこれらの農山漁村女性が中心となり組織する団体にあっては、地域活性化につながる取組を行うものする。

(3)事業費等

ア 補助率及び補助金

補助率は2分の1以内とし、補助金500千円が上限。

イ 支出方法:原則、精算払とします。ただし、知事が必要と認めた場合は、一部 概算払に より交付することがあります。

(4)補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、本事業の目的に沿って策定された事業計画に基づき実施する取組に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

ア 機械施設整備費

機械、簡易な施設等の購入、借用及び改良に要する経費

イ 原材料、消耗品費

新商品の開発に必要な原材料、副材料及び消耗品の購入に要する経費

ウ 新商品開発

新商品の試作、既存商品の改良等の外部業者への委託、開発・改良に向けたスキルアップに要する経費

工 販売促進費

フェア等への参加、流通販売調査等販売促進に要する経費

オ アドバイザー依頼費

専門アドバイザー等からの助言・指導に要する謝金及び旅費

力 事務費

事務用品の購入に要する経費

キ その他の経費

上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

(5) 採択要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 農林水産資源を活用する取組であること。
- イ 家族経営協定等で起業部門を設定しているか、又は、事業実施期間中に起業部門を協定等で設定することが確実であること。法人又は農業者の組織する団体の場合は、定款や規約等に起業部門が位置付けられていること、又は位置付けることが確実であること。
- ウ 事業内容の実現性が高い取組であること。
- エ 地域における雇用創出や関連産業との連携など、地域全体への波及効果が高い取組であること。
- オ 同一の事業内容で、本事業以外の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。
- (6)その他留意事項

他の知的財産権を侵害しないこと。

No.25 スマート農業普及対策事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | | |
|-------------|-------------------|--|
| 事務事業名 | スマート農業普及対策事業 | |
| 担当部局課 | 農林水産部 農業政策課 | |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、その他特定財源 | |
| 事業開始年度 | 令和元年度 | |
| 関連する個別計画 | 該当なし | |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし | |
| (法律、条例、要綱等) | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | |
| 策区分 | 第2節 農林水産業の振興 | |
| | 第2項 農林水産業の経営体質の強化 | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容・活動実績・事業年度計画

農業就業者の減少と高齢化が進む中、農作業の省力化・軽労化を進めるとともに、次世代を担う若手農業者の育成・確保を図るため、農業の新たなステージを切り拓くスマート農業の普及に努め、新技術の導入や就農意欲の醸成を図ることを目的とした事業である。スマート農業とは、農林水産省によると、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進する新たな農業のことであり、一例としてロボットトラクタによる作業の自動化やドローンによる農薬・肥料等の散布及びスマホで操作する水田の管理システム等が紹介されている。活動内容は主にスマート農業導入にチャレンジする就農者への補助金の支給や、スマート農業普及のための情報交換会の場の提供を行っており、令和4年度の主な活動実績は以下のとおりである。

① 青森市スマート農業チャレンジ事業

補助率 1/2(上限 2,000 千円)

補助金額 9,455 千円

補助件数 9件

② 青森市スマート農業プラットフォーム 農機具メーカーや農協等の関係機関による情報交換が行える環境を整備

③ 成果報告会

青森市の実証実験の成果や補助事業利用者によるスマート農業機械の導入後の状況をシェアできる場を提供

発表者9名参加者52名

④ 青森県域スマート農業フェア

青森市スマート農業プラットフォーム参加者の協力を得て、スマート農業機械の展示・実演を 行うフェアを開催(参加者 100 名)

(2)補助金の概要

| 補助金の名称 | 青森市スマート農業チャレンジ事業補助金 |
|-------------|----------------------------------|
| 主な補助対象者 | 販売を目的に農業を営む市内に住所を有する個人若しくは市内に本 |
| | 店を有する法人又は農業者若しくは農業法人等が組織し、規約等にお |
| | いて、組織、運営及び事業計画の定めがある団体 |
| 補助金の目的 | 農作業の省力・軽労化を進めるとともに、次世代を担う新規就農者の育 |
| | 成・確保を図り、スマート農業の普及、新技術の導入及び就農意欲の |
| | 醸成並びに本市農業の持続的な発展に資すること |
| 補助金の効果測定の方法 | 交付件数の実績や事業報告書の内容評価 |
| 補助対象経費 | スマート農業機器の購入に要する経費 |
| 補助率 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と200万円とを比較していず |
| | れか低い額以内の額 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

| (2) = () () () () () () () () | • | | | (🚉 : 4/ |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|--------------------|
| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
| 当初予算額 | 2,794 | 12,399 | 10,351 | |
| 決算額 | 2,549 | 11,621 | 9,569 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | 1,996 | | 167 | 元気都市あおもり応援基金 |
| 一般財源 | 553 | 11,621 | 9,402 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|-------------|
| 需用費 | 18 | 事務費用品及びコピー代 |
| 役務費 | 96 | 郵便通信費 |
| 負担金補助及び交付金 | 9,455 | |
| 合計 | 9,569 | |

4. 監査結果及び意見

(指摘事項8)補助金事業終了後のモニタリングについて(全庁的課題)

令和4年度青森市スマート農業チャレンジ事業補助金交付要綱において、補助事業者は補助対象事業が完了した時は、速やかに令和4年度青森市スマート農業チャレンジ事業実績報告書(様式第6号)に関連資料を添えて市長に提出することとされている。本実績報告は補助対象事業終了事業年度のみであり、終了事業年度以降における報告義務は明記されておらず、仮に事業終了後数年で事業廃止等により補助対象資産を売却した場合には、補助金の有効性について疑念が生じることとなる。

市は、補助事業者の成果報告会等の場で状況確認ができることや、そもそも事業廃止や補助対象資産の譲渡に関しては、別途補助金交付時に適用される青森市補助金等の交付に関する規則において市長への事前承認制となっており、十分リスク対応が可能であり、また、現段階では青森市スマート農業チャレンジ事業は2年目であり重要な問題点は生じていないとの回答であった

補助金事業のモニタリング実施についての所管課の見解は、補助金の交付については、青森市スマート農業チャレンジ事業補助金要綱に定めるもののほか、青森市補助金等の交付に関する規則に則り処理しているため、当該規則にモニタリングの実施に関する規定がないことから、補助金の交付について市で予定している処理に違反しているものではないという認識である。

しかしながら、補助金の有効性という視点からみると、単年度のみで有効性を判断するのは危険であり、ある一定期間のもとでの有効性の判断が必要である。

「第6章 補助金・委託料の全般に関する監査の結果及び意見」で記載した、見直しが必要とされる「青森市補助金等の交付に関する規則」や策定されていない「補助金見直しガイドライン」のもとで本事業のモニタリングの実施について個別事業の問題として指摘しても限界があり、最終的な解決には至らない。補助金に関する全庁的な問題として検討を重ねて補助金のモニタリング実施に関する規則やガイドラインの策定が早急に求められるところである。

ちなみに、東久留米市では、「補助金モニタリングシート」を作成しており、市の補助金行政に役立つものとして参考に供したい。

【東久留米市 補助金モニタリングシート】

令和2年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

| 部 課 名 | | 市民部産 | 業政策課 | 1 | | | | | | | |
|----------|-------------------|-------|-------|-------|------|---------------|-------|---------------|------------|-------|-----|
| | 款 | 項 | 目 | 大事業 | | 大事業名 | 鲊 | | | | |
| | 06 | 01 | 03 | 003 | 有機農 | w 業推進支 | 援事業 | | | | |
| 予算科目 | 中事業 | E | 中事業名 | 称 | 節 | 細節 | 細々節 | | 細々節名称 | | |
| | 01 | 有機農 | 業推進支 | 7援事業 | 18 | 3 | 1 | 有機農業推進支援事業補助金 | | | |
| 補助金等の名称 | 有機農業 | 推進事業社 | 甫助金 | | A1 | | | | | | |
| 補助金等の区分 | 行政補完 | 的補助金 | 0 | 政策的 | 補助金 | | その | 他 | 交付開始 年度 | 平成9 | 年度 |
| 補助金等の形態 | 個人 | 補助 | | 事業 | 補助 | 0 | 団体運 | 営補助 | <i>*</i> | の他 | |
| 支出先名称 | 東久留米 | 市農業連絡 | 各協議会 | 8 | | | | , | | | |
| | | | | | | | 財源 | 内訳 | | | |
| 会計年度 | 会 計 年 度 (予算·決算) 額 | | 特定財源 | | | | | 一般則 | け源 | | |
| | | | 国庫支出金 | | 都支 | 出金 | その |)他 特 | 材に伴う一般財源 | 一般 | 財源 |
| 令和2年度 | | 700 | 4 | | | | | | | | 70 |
| 令和元年度 | | 700 | | | | | | | | | 70 |
| 根拠法令等(名称 | 及び条文の |)抜粋) | | | | | | | | | |
| 法 令 等 | | | | | | | | | | | |
| 市条例·要綱等 | 東久留米 | 市有機農業 | 業推進事 | 業補助金交 | 於付要綱 | | | | | | |
| 目的及び効果 | 安全な農るため。 | 産物を求め | める消費 | 者ニーズに | 応えられ | る減農薬 | ・減化学服 | 料による良 | 質・安全な農産物 | かの生産を | 推進す |

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

| 補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない | はい | | いいえ | 0 |
|--|----|---|-----|---|
| 社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまって いる | はい | | いいえ | 0 |
| 支出の根拠が明確でない | はい | | いいえ | 0 |
| 補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している(注) | はい | | いいえ | 0 |
| 類似の事業が民間等で行われている | はい | | いいえ | 0 |
| 交付の期間が継続して3年以上である(注) | はい | 0 | いいえ | |
| 国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない | はい | | いいえ | / |

注:複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」に「○」を記入してください。

3 業務委託について

| Mile Winest War or market 111 | 有り | |
|-------------------------------|----|---|
| 業務委託の可能性 | 無し | 0 |

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解

本補助金は、市民に有機農業で生産された化学肥料等の使用を抑えた野菜を提供することに役立っている。また、有機堆肥による土づくりは、土壌の生態系保持につながるため公益性の高い事業であると考える。ただし、有機堆肥は科学肥料に比べてコストがかかるため、有機堆肥の使用にあたって、補助金は必要不可欠である。農業者が組織する生産団体が加入する東久留米市農業連絡協議会が組織的かつ積極的に有機農業の普及・推進を行わなければ有機農業推進は図れないため、業務委託には馴染まないと考える。

令和3年度以降の方向性

今後とも有機堆肥による土づくりにより土壌の生態系を保持し、より安全な農産物の生産を推進していくため、本補助事業を継続していく。 いく。

No.26 農業基盤改良事業(道路·水路·側溝)

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-------------------------|
| 事務事業名 | 農業基盤改良事業(道路、水路、側溝) |
| 担当部局課 | 農林水産部 農地林務課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、その他特定財源 |
| 事業開始年度 | 過年度より継続 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第2節 農林水産業の振興 |
| | 第3項 農林水産業の生産・流通基盤の維持・強化 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

農地・農業用施設の多くは整備後年数が経過し老朽化が著しく、また、水害等の発生により被災する箇所も多いことから、農事振興会や水利組合からの整備要望が多い。また、水路用地及び道路用地において長年繁茂した樹林による倒木被害や鳥獣被害も増えてきており、加えて、農業者の減少により用排水路の維持管理不足により水路が閉塞し、水害被害も発生している。そのため農地及び農業用施設の防災、安全の確保、農業の生産性の向上を図るため、緊急度を勘案して計画的に施設等の整備及び修繕を行う事業を行っている。直近の事業実績は以下のとおりである。

| f s els | 工事 | 件数 | 修繕 | 金額 | |
|----------|------|------|------|------|--------|
| 年度 | 青森地区 | 浪岡地区 | 青森地区 | 浪岡地区 | (千円) |
| 平成 30 年度 | 5 | 1 | 7 | 1 | 12,133 |
| 令和元年度 | 3 | 1 | 9 | 1 | 10,195 |
| 令和2年度 | 4 | 1 | 13 | 1 | 10,532 |
| 令和3年度 | 4 | 1 | 16 | 4 | 10,503 |
| 令和 4 年度 | 3 | 3 | 13 | 0 | 27,621 |

(2)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | 工事請負·測量·設計業務委託 |
|-----------|-----------------------|
| 委託事業の内容 | 本事業の各工事に関して測量・設計業務を委託 |
| 委託業者の選定方法 | 主に入札等による |
| 委託理由 | 効率的かつ有効な施工のため |
| 契約金額 | 各工事及び測量・設計業務により個別契約 |
| 再委託の有無と根拠 | 無 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|--------|--------|--------|----------|
| 当初予算額 | 10,555 | 10,555 | 27,955 | |
| 決算額 | 10,532 | 10,503 | 27,621 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | | | 17,200 | 適正化事業交付金 |
| 一般財源 | 10,532 | 10,503 | 10,421 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------|----------|-------------|
| 需用費 | 2,171 | 維持修繕料 |
| 委託費 | 4,180 | 測量調査設計委託料 |
| 工事請負費 | 19,261 | |
| その他 | 2,009 | 負担金補助及び交付金等 |
| 合計 | 27,621 | |

4. 監査結果及び意見

(指摘事項9) 委託契約書の記載内容の誤りについて

測量・設計業務等の委託契約に関しては、「青森市設計業務等委託契約標準約款(令和2年3月27日青森市公告第34号)」に基づき契約手続を行っている。サンプリングで抽出した業務委託契約書も標準約款を基にただし書きを記載して本約款に則することが明記されている(下記参照、業務委託契約書から一部抜粋)。

6 標準約款

青森市設計業務等委託契約標準約款(令和2年3月27日青森市公告第34号) ただし、第3A.4B.24A.25(3)(A).34.34の2.35.36.37.37の2.38(3)(B).39.42.45(B)条を除く。

上記のただし書きの除外項目に関して、約款の対象箇所を確認したところ、該当する記載箇所が見つからなかった。市に理由を確認したところ、過去から約款が度々更新されているにも関わらず、業務委託契約書の約款箇所のただし書きの箇所については更新を失念したため、誤った記載内容となっていた旨の回答を得た。

契約書は契約内容の合意の意思表示であり、契約内容の根幹にかかわるような記載誤りが生じた場合は、契約内容そのものの効力に影響する可能性もあり、慎重に作成をすべき書類である。また契約書のひな形を使用する場合は、変更部分(日付、金額、契約先、期間、ただし書き、特別の付加条件等)に十分注意を払って作成しないと誤り箇所が新規の委託契約書に取り込まれて引き継がれるという重大なリスクを孕んでおり、慎重さと注意喚起を徹底させた事務処理が必要であることを肝に銘じるべきである。そのため複数人による二重チェック体制や、担当外のチェック者を含めたチェック機能の強化を図る等の工夫が必要である。本件の事例である契約書のひな形を使用する場合は、他の契約においても発生している可能性があり、全庁的に注意を払わなければならない。

No.27 市場運営管理事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-------------------------|
| 事務事業名 | 市場運営管理事業 |
| 担当部局課 | 農林水産部 中央卸売市場管理課 |
| 事業の形態(財源) | その他の特定財源(施設利用料、雑入、繰入金) |
| 事業開始年度 | 昭和47年からの継続事業 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 青森市中央卸売市場業務条例 |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第2節 農林水産業の振興 |
| | 第3項 農林水産業の生産・流通基盤の維持・強化 |

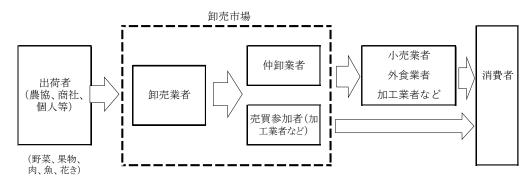
2. 事業の全体像

(1)事業内容・活動実績・事業年度計画

卸売市場は、生鮮食料品等(野菜、果物、魚類、花きなど)の卸売のために開設される市場であり、品物を産地から集荷し、せり売り等により適正な価格で取引を行うなど、地域における生鮮食料品等の流通拠点としての役割を担っている。この卸売市場としての機能を維持し、消費者に安全安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、中央卸売市場49と地方卸売市場50の管理運営及び施設の維持管理を行うものである。

卸売市場について「青森市卸売市場事業特別会計」が設定されており、本事業は、この特別会計の事業経費について取り扱っている。

卸売市場の仕組みは、以下のとおりである。



(出所:農林水産省 卸売市場ってどんなところ?)

170

⁴⁹ 中央卸売市場:開設者が国(農林水産大臣)から許可を得て開設した卸売市場を中央卸売市場という。

⁵⁰ 地方卸売市場:開設者が都道府県から許可を得て開設した卸売市場である。

(2)委託業務の概要

委託業務は21の数に上るが、契約額100,000円以上を掲示すると以下のとおりとなる。

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 調整槽の清掃及び保守点検業務 | | | | |
|---------|-------------------------|-----------|-------------|--|--|
| 委託事業の内容 | 調整槽の清掃及び保守点 | 委託理由 | 外部の専門的知識や | | |
| | 検業務委託 | | 技術の活用 | | |
| 委託先名 | A社 | 契約金額 | 3,168,000 円 | | |
| 委託業者の選定 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により | | |
| 方法 | | | 承認を得た場合のみ | | |
| | | | 可能 | | |

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 消防関係設備保守点検業務委託 | | | | |
|---------------|-------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|
| 委託事業の内容 | 消防関係設備保守点検業 | 委託理由 | 外部の専門的知識や | | |
| | 務委託 | | 技術の活用 | | |
| 委託先名 | B社 | 契約金額 | 1,737,736 円 | | |
| 委託業者の選定 方法 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により 承認を得た場合のみ 可能 | | |

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 シャッター等保守点検及び修繕業務委託 | | |
|---------------|-----------------------------|-----------|-------------------------------|
| 委託事業の内容 | シャッター等保守点検及び | 委託理由 | 外部の専門的知識や |
| | 修繕業務委託 | | 技術の活用 |
| 委託先名 | C社 | 契約金額 | 825,000 円 |
| 委託業者の選定 方法 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により 承認を得た場合のみ 可能 |

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 自家用電気工作物保安管理業務委託 | | |
|---------------|---------------------------|-----------|-------------------------------|
| 委託事業の内容 | 自家用電気工作物保安管 理業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識や 技術の活用 |
| 委託先名 | D社 | 契約金額 | 1,782,000 円 |
| 委託業者の選定 方法 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により 承認を得た場合のみ 可能 |

(5)

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 暖房及び衛生設備等保守点検業務委託 | | |
|---------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|
| 委託事業の内容 | 暖房及び衛生設備等保守 点検業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識や 技術の活用 |
| 委託先名 | E社 | 契約金額 | 3,245,000 円 |
| 委託業者の選定 方法 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により 承認を得た場合のみ 可能 |

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 低温施設等保守点検及び修繕業務委託 | | |
|---------|----------------------------|--|-----------|
| 委託事業の内容 | 低温施設等保守点検及び 委託理由 外部の専門的知識や | | 外部の専門的知識や |
| | 修繕業務委託 | | 技術の活用 |

| | 委託先名 | F社 | 契約金額 | 1,760,000 円 | | |
|-----|--------------------|--|---------------------------------------|---------------------------|--|--|
| | 委託業者の選定 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により | | |
| | 方法 | | 1,431,12 | 承認を得た場合のみ | | |
| | | | | 可能 | | |
| 7 | $\bar{\mathbb{D}}$ | | | | | |
| | 委託業務の名称 | 青森市中央卸売市場 場内 | 青報システム保守点検業剤 | 务委託 | | |
| | 委託事業の内容 | 場内情報システム保守点検 | 委託理由 | 外部の専門的知識 | | |
| | | 業務委託 | | や技術の活用 | | |
| | 委託先名 | H社 | 契約金額 | 1,716,000 円 | | |
| | 委託業者の選定 | 一者随意契約 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により | | |
| | 方法 | | | 承認を得た場合のみ | | |
| | | | | 可能 | | |
| 8 | | | v | | | |
| | 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 案内業務 | | 0 = = = 1 (2 - 2 | | |
| | 委託事業の内容 | 案内業務及び清掃業務委 | 委託理由 | 住民の福祉(サービ | | |
| | 不 到 | 託 | ±7.6/4 人 4/5 | スの維持、向上) | | |
| | 委託先名 | I 社 | 契約金額 | 12,084,000 円 | | |
| | 委託業者の選定 方法 | 一者随意契約 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により 承認を得た場合のみ | | |
| | 万伝 | | | 一 | | |
| (9) | | | | 門門肥 | | |
| (3) | 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 側溝及で | バ管泡清掃業務系針 | | | |
| | 委託事業の内容 | 側溝及び管渠清掃業務委 | 委託理由 | 外部の専門的知識 | | |
| | 安阳争未约门台 | 託 託 | 安阳在田 | や技術の活用 | | |
| | 委託先名 | J社 | 契約金額 | 2,508,000 円 | | |
| | 委託業者の選定 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により | | |
| | 方法 | | 1,431,112 | 承認を得た場合のみ | | |
| | | | | 可能 | | |
| 10 | | | | | | |
| | 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 夜警業績 | 务委託 | | | |
| | 委託事業の内容 | 夜警業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識 | | |
| | | | | や技術の活用 | | |
| | 委託先名 | K社 | 契約金額 | 6,223,411 円 | | |
| | 委託業者の選定 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により | | |
| | 方法 | | | 承認を得た場合のみ | | |
| | | | | 可能 | | |
| 11) | エンルファットが | ************************************** | ハエキー ケケ・エロ 34k マケ・ゴ・ニィ | | | |
| | 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場ボイラー | | りかの古明らんか | | |
| | 委託事業の内容 | ボイラー運転管理業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識 | | |
| | 委託先名 | L 社 | 契約金額 | や技術の活用 | | |
| | 委託業者の選定 | L TL | 再委託の有無と根拠 | 4,026,000 円 あらかじめ書面により | | |
| | 方法 | | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 承認を得た場合のみ | | |
| | <i>7</i> 144 | | | 可能 | | |
| 12 | | | | 1 100 | | |
| - | 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 防火設化 | | | | |
| | 委託事業の内容 | 防火設備点検業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識 | | |
| | 2,40,1,76,21,1,0 | DAY ABY MIN WIN WAY & HE | X # 0 X F | や技術の活用 | | |
| | 委託先名 | M社 | 契約金額 | 1,158,737 円 | | |
| | | | | | | |

| 委託業者の選定 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により |
|---------|--------|-----------|------------|
| 方法 | | | 承認を得た場合のみ |
| | | | 可能 |

13

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 樹木剪定業務委託 | | |
|---------|-------------------|-----------|-----------|
| 委託事業の内容 | 樹木剪定業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識 |
| | | | や技術の活用 |
| 委託先名 | O社 | 契約金額 | 284,625 円 |
| 委託業者の選定 | 随意契約 | 再委託の有無と根拠 | 無 |
| 方法 | | | |

<u>(14)</u>

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 除排雪業務委託 | | |
|---------|------------------|-----------|-----------------|
| 委託事業の内容 | 除排雪業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識 |
| | | | や技術の活用 |
| 委託先名 | P社 | 契約金額 | 12,365,215 円(注) |
| 委託業者の選定 | 指名競争入札 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により |
| 方法 | | | 承認を得た場合のみ |
| | | | 可能 |

(注)予想を上回る積雪量のため当初の契約金額 7,700,000 円から増額改定した。

<u>(15)</u>

| 委託業務の名称 | 青森中央卸売市場 低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物処分業務委託 | | |
|---------|----------------------------------|---|----------------|
| 委託事業の内容 | 低濃度ポリ塩化ビフェニル 産業廃棄物処分業務委託 | 委託理由 | 外部の専門的知識や技術の活用 |
| チャルカ | | \$71.44 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | _ |
| 委託先名 | Q 社 | 契約金額 | 107,800 円 |
| 委託業者の選定 | 一者随意契約 | 再委託の有無と根拠 | あらかじめ書面により |
| 方法 | | | 承認を得た場合のみ |
| | | | 可能 |

(3)負担金の概要

| 負担金の名称 | 青森市中央卸売市場運営協力会負担金 | | |
|------------|----------------------------|--|--|
| 交付先 | 青森市中央卸売市場運営協力会 | | |
| 負担金の目的 | 警備及び車両整理等並びに廃棄物処理及び清掃負担金 | | |
| 負担金の算定方法及び | ① 収集運搬料(基本料金+排出割) 340,370円 | | |
| 積算方法 | ② 場内清掃料 979,362 円 | | |
| | ③ 駐車場整理 840,300円 | | |
| | 市負担額①+②+③=2,160,000円 | | |
| 負担割合 | | | |
| 負担の性質 | 運営負担 | | |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 232,507 | 209,691 | 238,551 | |
| 決算額 | 208,899 | 209,172 | 286,021 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | 208,900 | 209,172 | 286,021 | 明細(3)参照 |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|----------------------|
| 報酬 | 235 | |
| 需用費 | 181,218 | 消耗品費、燃料費、維持修繕料、光熱水費 |
| | | (注1) |
| 役務費 | 1,382 | 通信運搬費、手数料、保険料 |
| 委託料 | 54,419 | 除排雪、案内・清掃、夜警、ボイラー運転等 |
| | | に関する委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 2,139 | |
| 原材料費 | 93 | |
| 負担金補助金及び交付金 | 2,187 | |
| 公租費 | 44,348 | 消費税 |
| 合計 | 286,021 | |

(注1)当初予算額と比較して決算額が増額したのは、光熱水費(電気料の値上げ)が増額したことによる。

(3)卸売市場事業特別会計との関連

卸売市場事業特別会計の歳出の中の市場運営管理事業は、以下のとおりとなっている。

(単位:千円)

| 項目 | 当初予算 | 予算現額 | 決算額 |
|------------|---------|----------|---------|
| 報酬(委員報償) | 392 | 392 | 235 |
| 需用費消耗品費 | 784 | 784 | 781 |
| 需用費燃料費 | 18,321 | 21,003 | 18,244 |
| 需用費維持修繕料 | 11,197 | 12,172 | 12,171 |
| 需用費一般修繕料 | 72 | 72 | 0 |
| 需用費光熱水費 | 102,251 | 159,4471 | 150,023 |
| 役務費通信運搬費 | 510 | 510 | 510 |
| 役務費手数料 | 68 | 68 | 60 |
| 役務費保険料 | 813 | 813 | 813 |
| 委託費 | 54,422 | 54,422 | 54,419 |
| 機器等借上料 | 2,337 | 2,337 | 2,139 |
| 原材料費 | 95 | 95 | 93 |
| 負担金補助及び交付金 | 2,188 | 2,188 | 2,187 |
| 公課金 | 45,101 | 45,101 | 44,348 |
| 合計 | 238,551 | 299,404 | 286,021 |

(出所:令和4年度卸売市場事業特別会計予算推移と決算)

4. 監査結果及び意見

(意見24) 一部の業務委託に関する複数年契約の検討について

本事業に係る業務委託については、20 者以上の業者と契約を締結しており、いずれも単年度の契約である。業務委託の主眼である予算の合理的な執行、経費の節減が図られること、事務処理の効率化が図られること、ひいては住民の福祉の増進(サービスの維持、向上)が図られることが達成できるのであれば、一部の業務委託について委託業務内容を精査して複数年契約を検討することも意味のあることである。監査人の私見では、前記(2)委託業務の概要 ⑦場内情報システム保守点検業務委託、⑧案内業務及び清掃業務委託、⑩夜警業務委託等が候補に挙げられるのではないかと考える。

第3. 観光の振興・誘客の推進に関する事業の監査結果及び意見

No.29 観光・コンベンション実行機関支援事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------------------|
| 事務事業名 | 観光コンベンション実行機関支援事業 |
| 担当部局課 | 経済部 観光課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成 13 年からの継続事業 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 令和4年度青森市観光コンベンション実行機関支援事業補助金交付 |
| (法律、条例、要綱等) | 要綱、青森市補助金等の交付に関する規則 |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第1項 広域観光の推進 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

観光コンベンション事業は、地域経済活性化の切り札として、その経済波及効果が大いに期待され、そこに集まる人・物・情報は、地域の国際化をはじめ都市のイメージアップ、市民生活の向上などの様々な効果が期待される。

また、新幹線効果を最大限に享受するためには、主力となる具体的な観光商品づくりや受入態勢の強化に取り組み、通年観光の魅力づくりを図っていく必要がある。

そのため、これらの課題に対応するため、観光誘客及びコンベンションの誘致・支援のための各種事業を実施し、関係機関・団体と連携を図りながら、観光振興及び地域経済発展に資することを目的とし、青森観光コンベンション協会へ補助金を支出している。

(2)補助金の概要

| 補助金の名称 | 青森市観光コンベンション推進事業補助金 | |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 主な補助対象者 | 公益社団法人 青森観光コンベンション協会 | |
| 補助金の目的 | 観光振興及び地域経済発展に資すること | |
| 補助金の効果測定の方法 | 総体的な事業評価 | |
| 補助対象経費 | 観光客誘致事業費、MICE 誘致·支援事業費、情報発信事業費、部会 | |
| | 活動費 | |
| 補助率 | 補助対象経費の 1/2 又は 14,352,000 円のいずれか低い額 | |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 当初予算額 | 14,352 | 14,352 | 14,352 | |
| 決算額 | 14,352 | 14,352 | 14,352 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 14,352 | 14,352 | 14,352 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|--------------------|
| 負担金補助金及び交付金 | 14,352 | 青森観光コンベンション協会への補助金 |
| 合計 | 14,352 | |

4. 監査結果及び意見

(意見25) 補助率の見直しについて

補助率は、「補助対象経費の 1/2 又は 14,352,000 円のいずれか低い額」となっていることから以下の表で明らかなように運営管理費人件費については予算額の 1/2 とすると 14,352,000 円を超過してしまうので、補助金を 14,352,000 円とし、人件費は差額として計算して辻褄を合わせている。

補助金の内訳を見ると、69%を占めることから現在の補助率の方法が実態に即した方法か見直しが必要であることを提言したい。

【補助金算定資料】

(単位:千円)

| 令和4年度 事業計画書 | | 令和4年度収支予算書 | | |
|-------------|---------------|------------|--------|--------|
| | 事業内訳 | 本年度予算額 | 自己負担 | 補助金 |
| 観光コンベ | 観光客誘致事業費 | 3,250 | 1,625 | 1,625 |
| ンション誘致 | MICE 誘致支援事業費 | 2,990 | 1,495 | 1,495 |
| 事業費 | 情報発信事業費 | 1,610 | 805 | 805 |
| | 部会活動事業費 | 70 | 35 | 35 |
| | 小計 | 7,920 | 3,960 | 3,960 |
| 運営管理費 | 人件費(観光振興事業分) | 22,536 | 12,630 | 9,906 |
| | 地代家賃(観光振興事業分) | 971 | 486 | 486 |
| | 小計 | 23,507 | 13,115 | 10,392 |
| 合計 | | 31,427 | 17,075 | 14,352 |

(出所:青森市観光コンベンション推進事業 補助金交付申請資料)

(意見 26) 補助金の効果測定方法について

令和4年度 事業点検表によれば、本事業の評価は以下の表となっている。

| 評価項目 | 評価(注1) |
|---------------------|--------|
| 市民や社会ニーズを的確に反映しているか | 4 |
| 事業終了した場合の市民生活への影響 | 4 |
| 他の機関等で類似・重複事業はないか | 5 |
| 前期基本計画の施策に成果が貢献したか | 4 |
| 投入資源に見合う効果が得られたか | 4 |

(注1)5段階評価による。

評価としては、高い評価となっている。しかしながら上表の評価は総体的な評価であり、本事業の個々の事業毎に KPI (重要業績評価指標)を設定して評価しなければ実態を反映した評価にはならない。この結果、補助金が有効に機能して、事業活動に寄与しているかどうかが明確には分からない。

事業計画書の事業内容を見ると以下のように記述されており、事業の細目事業毎に KPI(重要業績評価指標)を設定して効果測定を行うことを推奨したい。

【事業計画書における主な事業内容】

| 事業 | 内容 | 評価 |
|----------|---|----|
| 観光客誘致事業費 | 1. 観光客誘致事業 ① 首都圏における観光キャンペーンへの参画 ② 首都圏及び北海道からの教育旅行誘致セールス ③ 旅行社訪問及び招聘による商品造成依頼及び情報収集 ④ 青森市物産協会が行う観光物産展への協力 ⑤ 「東北絆まつり・青森」開催による本市魅力の PR | |
| | 2. 外国観光客誘致事業① 東アジア及び東南アジア観光客誘致セールス② クルーズ客船誘致セールス③ 海外現地プロモーションへの参加④ 海外プレスツアー及びファムツアーの受入対応 | |
| | 3. 観光振興事業 ① 国内大手旅行会社を対象とするファムツアーの実施 ② あおもり冬のワンダーランド事業の充実 ③ ウォーターランドを中心とした賑わい創出事業の実施 ④ 「観光シャトル・ルートバス運行」の広告宣伝、運営協力 ⑤ 「第 15 回津軽三味線日本一決定戦」への協力 ⑥ 「第 16 回 AOMORI 春フェスティバル」への協力 ⑦ 「あおもりバル街」への協力 ⑧ 八甲田樹氷国際ブランド化へ向けた取り組みの推進 | |

| 事業 | 内容 | 評価 |
|--------------|--|----|
| MICE 誘致支援事業費 | ① 窓口相談によるコンベンション助成金の申請サポート② 新青森駅、青森駅、青森空港への歓迎看板設置及び市内商店街、飲食店、コンビニ等でのポスター掲示による歓迎ムードの醸成③ コンベンションバッグの作成、販売、郷土芸能の手配及びコンベンション開催に必要な備品貸出によるサポート | |
| 情報発信事業費 | 1. 観光情報整備事業 ① 青森市観光情報サイト「あおもり案内名人」の運営 ② 「青森ねぶた祭オフィシャルサイト」の運営 ③ SNS 等による情報発信の強化 ④ 青森市内ガイドマップ「いい旅あおもり」の作成 ⑤ 飲食店ガイド「食楽青森」の作成 ⑥ 青森ねぶた祭ハネト衣装着付指南動画の制作 2. 食文化情報発信事業 ① 総合的な食文化の情報発信 ② 青森県調理師会事業との連携、協力 3. 観光案内所運営事業 ① 青森市観光交流情報センター(青森市指定管理者) ② あおもり観光情報センター(青森市委託) | |
| 部会活動事業費 | 総合的な観光推進に関わる部会設置 | |

No.30 青森ねぶた派遣事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-----------------|
| 事務事業名 | 青森ねぶた派遣事業 |
| 担当部局課 | 経済部 観光課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成 24 年からの継続事業 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第1項 広域観光の推進 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

2022年青森ねぶた派遣事業計画から概要を抜粋すると以下のとおりとなる。

| | 事業者 | 東北絆まつり 2022 秋田 | 弘前ねぷた 300 年祭 | あおもり 10 市大祭典 in 三沢 |
|----|--------|--|---|--|
| 概要 | | 東北の復興と元気を全 国に発信するため、平 成 29 年度から「東北六 魂祭」の後継イベントとし て開催している「東北絆 まつり」に、青森市の物 産及び観光 PR のため 「青森ねぶた」を派遣す る。 | 2022年に、弘前ねぷたが300年という節目を迎えることを記念し、「弘前ねぷた300年祭」と称して、青森ねぶた、五所川原立佞武多、友好都市のねぷたを招請し、合同運行を行いたいことから、「青森ねぶた」を派遣する。 | 青森県から東北の元気を発信し、観光振興と地域経済の活性化を目的に、青森県内10市が連携し開催する「あおもり10市(とし)大祭典」に「青森ねぶた」を派遣する。 |
| 開催 | 期間 | 5月28日(土)~29日 (日) | 8月27日(土)~28日 (日) | 9月中旬~下旬 |
| 開催 | 場所 | 秋田市八橋運動公園 陸上競技場 | 弘前市 | 三沢市 |
| 主催 | 者 | 東北絆まつり実行委員会 | 弘前ねぷた 300 年祭 実行委員会 | 青森県都市共同観光振興 特別対策事業実行委員会 |
| 派遣 | ねぶた | 小型ねぶた(新規制作) 4台 | 特別ねぶた | 2021 中型ねぶた |
| 体制 | 役員団 | 青森市長、青森商工会 議所会頭、(公社)青森 観光コンベンション協会 会長、ミスねぶた ほか | 青森市長、青森商工会議 所会頭、(公社)青森観光 コンベンション協会会長、 ミスねぶた ほか | 青森市長、青森商工会議所 会頭、(公社)青森観光コン ベンション協会会長、ミスね ぶた ほか |
| | 運行・曳き手 | 市役所、現地ボランティ ア | 市役所、現地ボランティア | 市役所、現地ボランティア |
| | 囃子方 | 囃子委員会選抜 | 囃子委員会選抜 | 囃子委員会選抜 |

| 事業者 | 東北絆まつり 2022 秋田 | 弘前ねぷた 300 年祭 | あおもり 10 市大祭典 in 三沢 |
|------|------------------|--------------|-----------------------|
| ハネト | 跳龍會、現地ボランティ ア | 跳龍會、現地ボランティア | 跳龍會、現地ボランティア |
| 費用負担 | 市·主催者 | 全額主催者負担 | 全額主催者負担 |

(出所: 2022年度 青森ねぶた派遣事業計画)

| | 事業者 | 2022 東北復興大祭典なかの | ふるさと祭り東京 2023 |
|----|--------|-------------------|---------------------|
| 概要 | | 中野区・青森市らが連携し、青森県 | 「日本まつり・故郷の味」をテーマ |
| | | を中心とした物産販売や祭りステー | に 2009 年から東京ドームで開催さ |
| | | ジ、パレード等を行う「東北復興大祭 | れている「ふるさと祭り東京」に、青 |
| | | 典なかの」に青森市の物産、観光P | 森市の物産、観光PRのため「青森 |
| | | Rのため「青森ねぶた」を派遣する。 | ねぶた」を派遣する。 |
| 開催 | 期間 | 10 月下旬 | 2023 年 1 月中旬 |
| 開催 | 場所 | 東京都中野区 | 東京都文京区(東京ドーム内) |
| 主催 | 者 | 東北復興大祭典なかの実行委員会 | ふりさと祭り東京実行委員会 |
| 派 | ねぶた | 2021 中型ねぶた | 2022 年出陣大型ねぶた |
| 遣 | 役員団 | 青森市長、青森商工会議所会頭、 | 青森市長、青森商工会議所会頭、 |
| 体 | | (公社)青森観光コンベンション協会 | (公社)青森観光コンベンション協 |
| 制 | | 会長、ミスねぶた ほか | 会会長、ミスねぶた ほか |
| | 運行・曳き手 | 市役所、現地ボランティア | 市役所又は派遣団体母体団体、 |
| | | | 現地ボランティア |
| | 囃子方 | 囃子委員会選抜、在京囃子団体 | 囃子委員会選抜、在京囃子団体 |
| | ハネト | 跳龍會、現地ボランティア | 跳龍會、現地ボランティア |
| 費用 | | 全額主催者負担 | 市·主催者 |

(2)負担金の概要

| 負担金の名称 | 青森ねぶた派遣事業負担金 |
|--------------------|---|
| 交付先 | 青森ねぶた交流実行委員会 |
| 負担金の目的 | 郷土の伝統文化であり、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている青森ねぶたを通じて、ねぶたをはじめとする本市の魅力と東日本大震災からの復興を目指す東北地方の元気を青森から国内外に発信し、他の祭りや団体との交流を深めるとともに、本市への観光誘客促進を図ること |
| 負担金の算定方法及び 積算方法 | 青森ねぶた派遣費用総額から主催者が負担する費用等を控除した額 |
| 負担割合 | 市:100% |
| 負担の性質 | 事業負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|-------------------------------|
| 当初予算額 | 17,993 | 28,041 | 12,457 | |
| 決算額 | 0 | 751 | 12,452 | 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣中止 |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | | 751 | 12,452 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|--|
| 負担金補助金及び交付金 | 12,452 | 青森ねぶた交流実行委員会への負担金 「東北絆まつり 2022 秋田」、「ふるさと祭り東京 2023」へのねぶた派遣に要する負担 |
| 合計 | 12,452 | |

4. 監査結果及び意見

(意見27) 印紙貼付済みの契約書の保管について

ふるさと祭り東京 2023 ねぶた組立・展示等業務委託契約書について、印紙税を貼付した契約書が市の簿冊にファイルされておらず、逆に印紙税を貼付した契約書が契約の相手先に渡されていた。小さなミスかもしれないが、多忙の中でも確認を怠らず間違いのない処理をお願いしたい。

No.31 青森空港振興·国際化事業(負担金)

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-----------------|
| 事務事業名 | 青森空港振興•国際化事業 |
| 担当部局課 | 経済部 交流推進課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 昭和 55 年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における | 第1章 しごと創り |
| 施策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第3項 受入体制の強化 |

2. 事業の全体像(事業内容・活動実績・事業年度計画)

(1)事業の概要

青森空港の利便性向上及び需要拡大のため組織化された関連団体である青森空港振興会 議と青森空港国際化促進協議会へ資金を拠出する事業である。各関連団体では、各種プロモーション活動、旅行商品等への助成等を行っている。

それぞれの関連団体の概要は以下のとおりである。

【青森空港振興会議】

目的:青森空港発着の国内線の利用促進に関する普及・啓発活動

会長:青森市長 会員数:28 会員 設立年度:昭和 55 年

【青森空港国際化促進協議会】

目的:青森空港発着の国際線の利用促進、海外誘客促進

会長:青森県知事 会員数:160 会員 設立年度:平成6年

(出所: 当事業の「事業概要表」より監査人が作成)

(2)負担金の概要

①青森空港振興会議負担金

| 負担金の名称 | 青森空港振興会議負担金 |
|--------------------|---|
| 交付先 | 青森空港振興会議(以下この項では、「振興会議」という。) |
| 負担金の目的 | 青森空港の路線充実と利便性向上を図るため。 |
| 負担金の算定方法及び 積算方法 | 県負担:6,000 千円、市負担:3,500 千円、他会員負担:300 千円、繰越金等: 11,975 千円(総会において決定) |
| 負担割合 | 県:61.2%、市:35.7%、他会員:3.1%(小数点第二位四捨五入)(各負担金額 /負担金合計金額) |
| 負担の性質 | 事業負担 |

②青森空港国際化促進協議会負担金

| 負担金の名称 | 青森空港国際化促進協議会負担金 |
|--------------------|---|
| 交付先 | 青森空港国際化促進協議会(以下この項では「促進協議会」という。) |
| 負担金の目的 | 青森空港に就航している国際線の利用促進を図るため。 |
| 負担金の算定方法及び 積算方法 | 県負担:10,915 千円、市負担:3,900 千円、他会員負担:2,015 千円、青森県 市町村振興協会助成金:3,000 千円、繰越金等:20,469 千円(総会において決 定) |
| 負担割合 | 県:64.9%、市:23.2%、他会員:11.9%(小数点第二位四捨五入及び端数調整)(各負担金額/負担金合計金額) |
| 負担の性質 | 事業負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算 | 7,400 | 7,400 | 7,400 | |
| 実績 | 7,400 | 7,400 | 7,400 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 7,400 | 7,400 | 7,400 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|------|
| 負担金 | 7,400 | |
| 合計 | 7,400 | |

4. 監査結果及び意見

(意見28) 振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性について

振興会議は、当初「青森空港のハード面の整備拡充により、国際化に対応した青森空港の振興を図る」ことを目的に設立され、現在は国内線の利用促進に関する普及・啓発活動を行っている。 促進協議会は、青森空港に乗り入れる「国際定期便の利用促進や、新規国際定期航空路線の開 設を目指した活動を展開し、青森空港の国際化を促進する」ことを目的に平成6年に設立されている。

いずれも空港利用の促進という点で目的は共通するが、国内と海外に担当が分かれている状況である。しかし、役員である理事は14名が兼務し、運営に係る事務作業は振興会議が市、促進協議会は青森商工会議所が行っている。

設立の経緯は異なるものの青森県や空港のプロモーションという点で共通する活動領域は多い と思われ、兼務する理事が両関連団体の活動に時間を割いたり、市と青森商工会議所で事務作 業が分かれたりしていることは大変非効率であることが想定される。今後、更なる空港利用の促進 を図るためのノウハウを蓄積するためにも、将来的に両関連団体の統合を視野において検討する ことが必要となる。

No.33 広域観光推進事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-----------------|
| 事務事業名 | 広域観光推進事業 |
| 担当部局課 | 経済部 交流推進課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成6年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における | 第1章 しごと創り |
| 施策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第1項 広域観光の推進 |

2. 事業の全体像(事業内容・活動実績・事業年度計画)

(1)事業内容

市の拠点機能を活用した更なる滞在型観光を推進するため、県及び関係自治体や関係団体等と連携し、県内観光資源と市の観光資源を組み合わせた観光ルートの構築と商品構成に取組むとともに、観光情報の提供やプロモーションを実施する事業である。

本事業には、以下の4つの内容が含まれる。

| プロモーションの実施 | (公社)青森県観光連盟等と連携した教育旅行キャラバンや北 海道・東北新幹線沿線の首都圏や仙台等を中心とした観光キャ ラバンを行い、本市への誘客を図る。 |
|--------------------------|--|
| 観光情報の発信 | 市の観光パンフレットやガイドマップ等により、全国に市の魅力 を発信するとともに、観光イメージキャラクターや観光大使活用 による市のイメージアップにつなげる。 |
| むつ湾内航路活性化推進会議 | 陸奥湾内定期航路の活性化を図るための事業の企画・検討を 行う。 |
| 東北絆まつり実行委員会プロモ ーション部会 | 東北6市のネットワークを活かした誘客プロモーション事業を実施する。 |

(2)負担金の概要

①東北絆まつり実行委員会観光プロモーション部会負担金

| 負担金の名称 | 東北絆まつり実行委員会観光プロモーション部会負担金 |
|------------|---|
| 交付先 | 東北絆まつり実行委員会観光プロモーション部会 |
| 負担金の目的 | 東北各自治体との連携を強化し、地域が有する豊かな観光資源を国 |
| | 内外に発信するとともに、交流・関係人口の拡大を図るため。 |
| 負担金の算定方法及び | 事業費 35,001 千円に対し、仙台市負担:10,000 千円、他 5 市負担: |
| 積算方法 | 25,000 千円(5,000 千円×5 市)、銀行利息等:1 千円 |
| 負担割合 | 仙台市:28.6%、青森市:14.3%、他4市:57.1%(小数点第二位四捨 |
| | 五入)(各負担金額/負担金合計金額) |

| 負担の性質 |
|-------|
|-------|

②むつ湾内航路活性化推進会議負担金

| 負担金の名称 | むつ湾内航路活性化推進会議負担金 | | |
|------------|---------------------------------|--|--|
| 交付先 | むつ湾内航路活性化推進会議 | | |
| 負担金の目的 | 陸奥湾内定期船舶航路の利用を促進するための支援等を企画、検討 | | |
| | するもの。また、陸奥湾内の定期航路船舶の活性化に資する事業を行 | | |
| | うもの。 | | |
| 負担金の算定方法及び | 青森県:770 千円 | | |
| 積算方法 | 各市町村均等割:30 千円 (+寄港地割増分:95 千円) | | |
| | ・青森市、むつ市、外ヶ浜町、佐井村:125 千円 | | |
| | ・五所川原市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、中泊町、 | | |
| | 大間町、東通村、風間浦村:30 千円 | | |
| | むつ湾フェリー㈱:539 千円 シィライン㈱:231 千円 | | |
| 負担割合 | 青森県:33.4% (※0.1%切上端数処理) | | |
| | 各市町村:33.3% | | |
| | 定期航路運行会社:33.3% | | |
| 負担の性質 | 事業負担 | | |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|------|-------|-------|--------|----|
| 当初予算 | 6,409 | 6,446 | 11,174 | |
| 実績 | | | | |
| 財源内訳 | 2,573 | 5,919 | 10,239 | |
| 一般財源 | 2,573 | 5,919 | 10,239 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|-------------------------|
| 旅費 | 674 | |
| 需用費 | 3,957 | 印刷製本費(青森市総合観光ガイドブック |
| | | 印刷 1,815 千円)、消耗品費(青森市観光 |
| | | ガイドマップ購入 2,087 千円)等 |
| 役務費 | 219 | 手数料 184 千円、通信運搬費 34 千円 |
| 委託料 | 264 | デジタルパンフレット保守管理委託料 |
| 負担金補助及び交付金 | 5,125 | 令和4年度東北六市連携による夏祭りを活 |
| | | 用した観光物産プロモーション事業に係る負 |
| | | 担金 5,000 千円他 |
| 合計 | 10,239 | |

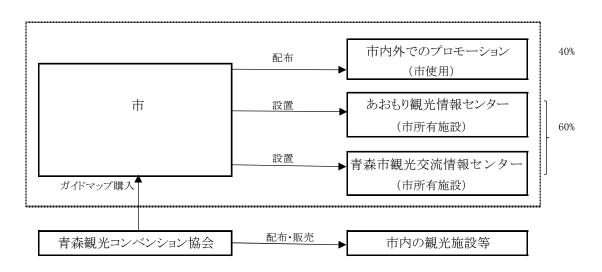
4. 監査結果及び意見

(意見29) 青森市観光ガイドマップ2022「いい旅あおもり」の購入について

市は公益社団法人 青森観光コンベンション協会から「青森市観光ガイドマップ 2022「いい旅あおもり」94,900 部を 2,087 千円で購入し、「青森市観光交流情報センター」及び「あおもり観光情報センター」で観光客に無料配布している。決算額では、需用費の細目として消耗品費として処理している。

このガイドマップは公益社団法人青森観光コンベンション協会が合計 200,000 部発行し、市が 購入しているもの以外は市内の観光施設に販売・配布(注1)しており、同協会のホームページで ダウンロードも可能である。同協会の目的は「青森市及びその周辺地域の自然、文化、歴史等の 観光資源を活用した観光客及びコンベンションの誘致による観光の振興と青森ねぶた祭等の郷土 文化の振興を図ることにより、青森市の地域産業と文化の発展に寄与すること」とされ、県、市と各 種政策で一体的に観光分野の各種プロモーションを行う団体である。また、市が購入したガイドマ ップの無料配布場所である上記の「青森市観光交流情報センター」の指定管理者である。

ガイドマップの購入という取引行為だけ見ると何ら問題はないように思える。しかし、発行部数の うち約半数は販売・配布により市内の観光施設等に提供されており、残りの約半数は市が購入し、 かつ同協会が指定管理者となっている施設に設置して観光客に無料配布している状況である。 状況が錯綜しているので、この関係を図示すると以下のとおりとなる。



(出所:所管課へのヒアリングにより監査人が作成)

(注1)市内の観光施設による配布・購入の補足説明

公益社団法人青森観光コンベンション協会では、青森市観光ガイドマップ「いい旅あおもり」を作成するにあたり、協賛金を支払っている企業・団体等に対し1,000 部程度を配布している。それ以上の部数の提供希望については1枚22円で販売している。また、協会会員には一定数であれば無料配布を行っているが、会員以外には1枚22円で販売している。

青森観光コンベンション協会が絡むことによって複雑なスキームとなっているが、市がこれまで培ってきた誘客プロモーションのノウハウは、これからの市の観光事業を発展させていくためには貴重なスキルが蓄積されていると見ることができる。現時点で欠落していることは、青森観光コンベンション協会との定期的な意見交換によって過去の反省を踏まえた将来構想について共同戦線を張って推進していくことだろう。これがひいては、市の観光事業の推進力になることを期待したい。

No.35 冬季観光イベント開催事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|-----------------|
| 事務事業名 | 冬季観光イベント開催事業 |
| 担当部局課 | 経済部 観光課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成 22 年からの継続事業 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第2項 観光資源の充実 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

「雪だ!灯りだ!芸術だ!あおもり冬のワンダーランド実行員会」が作成した、令和4年度 雪だ!灯りだ!芸術だ!あおもり冬のワンダーランド事業計画より、本事業の骨子を抜粋すると以下のとおりとなる。

| 目的 | 冬季観光を推進するため、官民一体となった推進体制を構築し、更なる交流人口の増加 |
|---------|---|
| | と地域振興を図る。 |
| | また、本市の冬季観光コンテンツとして知名度のある「八甲田の樹氷」等を活用した八甲 |
| | 田地区事業及び 2023 年に本市で開催予定の「東北絆まつり 2023 青森」と連携した情 |
| | 報発信を行い、PR効果を高める。 |
| 会期 | 令和4年12月9日(金)~令和5年2月12日(日) 66日間 |
| 場所 | 青森ベイエリア地区、中心商店街 |
| 主催 | 雪だ!灯りだ!芸術だ!あおもり冬のワンダーランド実行委員会 |
| | 事務局:青森市、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会、あおもりみなとクラブ |
| 実施内容 | |
| ○あおもり灯り | と紙のページェント |
| (会期) | 令和4年12月9日(金) ~令和5年2月12日(日) |
| (点灯時間) | 16 時~21 時(予定) |
| (場所) | 駅前公園、八甲田ロープウェイ、A-FACTORY、ねぶたの家 ワ・ラッセ、JR 青森駅前、 |
| | JR 新青森駅新幹線コンコース内 |
| (内容) | ① 市民創作の和紙オブジェ「雪だるま~る」の制作・展示・点灯。 |
| | ② 協賛社名入り「雪だるま~る」の展示・点灯。 |
| | ③ 新町通り街灯に「雪だるま~る」の設置。(青森商工会議所事業) |
| ○あおもり雪灯 | 丁りまつり |
| (会期) | 令和5年2月3日(金)~2月5日(日) 3日間 |
| (点灯時間) | 17 時~21 時(予定) |
| (場所) | ワ・ラッセ西の広場 |
| (内容) | ① 「東北絆まつり 2023 青森」に向け、東北 6 市のまつりの要素を取り入れたデザイン |
| | で設置。 |
| | ② 考案されたデザインを基に雪灯ろうやアイスキャンドルを設置・点灯。 |

| | ③ WISH キャンドル制作体験は「三密」対策として交流学習室を使用。 |
|-----------|---------------------------------------|
| ○第 45 回青刻 | 森冬まつり |
| (会期) | 令和5年2月11日(土)~2月12日(日) 2日間 |
| (点灯時間) | 9 時から 15 時(予定) |
| (場所) | 青い海公園(青森県観光物産館アスパム裏) |
| (協力) | 陸上自衛隊青森駐屯地 |
| (内容) | ① 雪の大型すべり台 |
| | ② スノーランド(棒パン、出店、凧揚げ体験等) |
| | ③ 小学生 雪上サッカー大会の開催 |
| ○ザ・もつけ祭 | 50&冬花火 |
| (会期) | 令和5年2月11日(土) |
| (点灯時間) | 17 時 30 分~19 時(予定) |
| (場所) | ワ・ラッセ西の広場 |
| (内容) | ① ねぶた御輿の事前設置 |
| | ② 綱引き |
| | ③ 打ち上げ花火 |
| ○あおもり冬の | フワンダーランドフォトコンテスト |
| (会期) | 令和4年12月9日(金)~令和5年2月12日(日) |
| (内容) | ① インスタグラムにより投稿していただき、冬季イベントの情報拡散を目指す。 |
| | ② 応募された作品を運営委員による審査を行い、受賞者を決定する。 |

以下に、各イベントの画像について市のホームページより数点抽出して掲示する。



(出所: 市のホームページ)

191

⁵¹ もつけ:津軽弁で「熱中する人」を意味する。

(2)負担金の概要

| 負担金の名称 | 雪だ!灯りだ!芸術だ!あおもり冬のワンダーランド事業負担金 |
|------------|----------------------------------|
| 交付先 | 雪だ!灯りだ!芸術だ!あおもり冬のワンダーランド実行委員会 |
| 負担金の目的 | 冬季の観光メニューを充実し、四季を通じて滞在できる通年型・滞在型 |
| | 観光の推進を図る |
| 負担金の算定方法及び | 本事業の開催経費から協賛金、助成金、事業収入を控除した経費 |
| 積算方法 | |
| 負担割合 | 市:57.2% |
| 負担の性質 | 運営負担 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|----|
| 当初予算額 | 7,008 | 6,307 | 5,676 | |
| 決算額 | 7,008 | 6,307 | 5,676 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | | | | |
| 一般財源 | 7,008 | 6,307 | 5,676 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|------|
| 需用費 | 1,178 | |
| 役務費 | 900 | |
| 負担金補助金及び交付金 | 3,598 | |
| 合計 | 5,676 | |

4. 監査結果及び意見

(意見30) 負担金の効果測定について

市は負担金の効果測定について、事業評価として以下の評価項目を設定して総体的評価をしているが、このような測定評価では本事業の負担金の効果について、事業の成果に対応して測定できていない。

| 評価項目 |
|---------------------|
| 市民や社会ニーズを的確に反映しているか |
| 事業終了した場合の市民生活への影響 |
| 前期基本計画の施設に成果が貢献したか |
| 投入資源に見合う効果が得られたか |

つまり、本事業は①あおもり灯りと紙のページェント、②あおもり雪灯りまつり、③第 45 回青森冬まつり、④ザ・もつけ祭り&冬花火、⑤あおもり冬のワンダーランドフォトコンテストの事業によって構成されており、各事業をウェイト付けし、それぞれの事業の効果を測定し、最終的な評価をすることで、負担金がどのように事業に役立っているかが見えてくるのであるから、事業と負担金の因果関係が分かるような成果指標を設定して評価することが肝要である。

No.36 青森ねぶた祭活性化事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | | |
|-------------|-----------------|--|
| 事務事業名 | 青森ねぶた祭活性化事業 | |
| 担当部局課 | 経済部 観光課 | |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、その他の特定財源 | |
| 事業開始年度 | 不明 | |
| 関連する個別計画 | 該当なし | |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし | |
| (法律、条例、要綱等) | | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り | |
| 策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 | |
| | 第2項 観光資源の充実 | |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

青森ねぶた祭は、青森市民共有のかけがいのない財産であると同時に、本市の観光資源の中 核をなしていることから、青森ねぶた祭をより充実、活性化させるための支援及び各種事業を実施 している。主な支出項目は、以下のとおりである。

- ① 青森ねぶた祭開催負担金支出
- ② ねぶた祭陣中見舞い(日本酒・りんごジュース購入)
- ③ ミスねぶたコンテスト(トロフィー購入)
- ④ サマーキャンプ場管理運営業務委託(注1)
- ⑤ 青森ねぶた祭活性化事業負担金支出(注2)
- (注1)ねぶた祭の開催期間において、バイク等で訪れる観光客向けにキャンプ場を設置して対応しており、この運営業務委託費であり、令和4年度においては中止となった。
- (注2)前夜祭に関連する事業負担金であるが、令和4年度においては中止となった。

(2)事業運営

本事業は、「青森ねぶた祭実行委員会」によって運営されている。青森ねぶた祭実行委員会の内容について、青森ねぶた祭実行委員会会則から骨子を抜粋したものが以下の表である。

目的

国指定重要無形民俗文化財である青森ねぶた祭の健全且つ円滑な運営を図るとともに、本市の観光宣伝及び地域経済、文化の振興に寄与する

車業

① ねぶた祭の企画運営に関する事業

- ② ねぶた祭に必要な施設の設置及び管理に関する事業
- ③ ねぶた祭の推進、発展に必要な調査研究に関する事業
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

事業年度

毎年4月1日に始まり毎年3月31日で終わる

組織構成

青森市、青森商工会議所、(公社)青森観光コンベンション協会、その他の関係団体及び本会の目的に賛同するもの

役員

実行委員長 1名、副実行委員長 若干名、実行委員 35名内、監事 3名

委員会の職務

○総務委員会

- ・ねぶた祭実行委員会の予算、決算に関する 事項
- ・ねぶた祭の PR に関する事項
- ねぶたラッセランドに関する事項
- ・ねぶた祭前夜祭に関する事項
- ・ねぶた祭の推進、発展に必要な調査、研究 に関する事項
- ・その他、他の委員会に属さない事項

○伝承育成委員会

- ・後継者育成に関する事項
- ・奨励に関する事項
- ・ねぶた資料の収集、保管に関する事項

○審査委員会

- ・審査に関する事項
- ・顕彰に関する事項

○運行委員会

- ・ねぶた運行コースに関する事項
- ねぶたの運行スケジュールに関する事項
- ・ねぶた祭先導役員団の誘導に関する事項
- ・大型ねぶたの誘導及び運行に関する事項 ・子供ねぶたの誘導及び運行に関する事項
- ・ねぶた祭の記録に関する事項

○渉外委員会

- ・ねぶた祭県内外観光客の総合案内に関する 事項
- ・ねぶた観覧席に関する事項
- ねぶた祭パンフレットに関する事項
- ・ねぶた祭コースの清掃、美化に関する事項
- ・ねぶた祭期間中の駐車場、交通輸送に関する事項

○海上運行委員会

・ねぶた海上運行に関する事項

(3)負担金の概要

| 負担金の名称 | 青森ねぶた祭負担金 |
|------------|-----------------------|
| 交付先 | 青森ねぶた祭実行委員会 |
| 負担金の目的 | 事業運営一部負担金 |
| 負担金の算定方法及び | 大型ねぶた奨励金・運行助成金・賞金等の積算 |
| 積算方法 | 次の図表を参照 |
| 負担割合 | 市:9.2% |
| 負担の性質 | 運営負担 |

195

【大型ねぶた奨励金・運行助成金・賞金等の積算】

(単位:円)

| 団体名等 | 運行参加日 | 奨励金 | 運行助成金 | 合計 | 賞金 | 会等 | 総合計 |
|------|----------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|------------|
| 凹冲石守 | 連打参加日 | 吳伽金 | 連11 助成金 | 白苗 | 総合賞 | その他 | 松江古古 |
| А | 省略 | 330,000 | 320,000 | 650,000 | 300,000 | | 950,000 |
| В | " | 330,000 | 320,000 | 650,000 | | | |
| С | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | 50,000 | | |
| D | <i>II</i> | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| Е | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| F | <i>II</i> | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| G | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| Н | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| I | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | 50,000 | | |
| J | " | 200,000 | 320,000 | 520,000 | | | |
| K | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | 100,000 | | |
| L | " | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| M | " | 330,000 | 320,000 | 650,000 | | | |
| N | " | 330,000 | 370,000 | 700,000 | 50,000 | | |
| О | IJ. | 200,000 | 320,000 | 520,000 | | | |
| Р | II. | 200,000 | 370,000 | 570,000 | | | |
| Q | IJ. | 330,000 | 200,000 | 530,000 | | | |
| R | JJ | 50,000 | | 50,000 | | | |
| 甲 | IJ. | | | | | 100,000 | |
| 乙 | IJ. | | | | | 30,000 | |
| 丙 | IJ. | | | | | 30,000 | |
| - | 合計 | 4,100,000 | 5,870,000 | 9,970,000 | 550,000 | 160,000 | 10,680,000 |
| | 青森ねぶた祭り化人保存会 | | | | | | |
| | 子供・担ぎねぶた奨励金(@80,000 × 5団体) | | | | | | |
| | 地域ねぶた奨励金(@60,000 × 29 団体) | | | | | | |
| | ミスねぶたコンテスト | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | 13,120,000 |

(出所:令和4年度 青森ねぶた祭実行委員会会計決算)

(注)奨励金、運行助成金、賞金等については、令和4年度 青森ねぶた祭基本方針によって決定されたものである。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|----------|--------|--------|--------|------------|
| 当初予算額 | 25,417 | 21,316 | 21,316 | |
| 決算額 | 25,417 | 26,321 | 18,024 | |
| 財源内訳 | | | | |
| その他の特定財源 | 15,117 | 10,106 | 9,861 | 元気都市あおもり応援 |
| | | | | 基金繰入金他(ねぶた |
| | | | | 誌増補版販売収入) |
| 一般財源 | 10,300 | 16,215 | 8,163 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|-----------------|
| 負担金補助金及び交付金 | 17,962 | 青森市ねぶた実行員会への負担金 |
| 合計 | 17,962 | |

(注)開催事業負担金の予算額は20,080 千円であったが、令和4年度においては団体席の買取りが少なく、経費節減に努めたものの収支決算額は、最終的に9,682 千円の赤字になったため市が1/2を負担し17,962 千円となった。

4. 監査結果及び意見

(意見31) 令和5年 青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機として

不幸なことに令和5年の青森ねぶた祭で暴力行為事件が発生し、全国に報道された。青森ねぶた祭実行委員会は、運行団体との直接な係わりはなく、運行団体との取り決めについては、別に設けられている青森ねぶた運行団体協議会が行っている。この青森ねぶた運行団体協議会会長は、青森ねぶた祭実行委員会の副実行委員長を担っている。

暴力行為事件を契機として、青森ねぶた祭実行委員会から青森ねぶた運行団体協議会に対して運行団体及び関係者の法令順守を強く求めるよう申し入れること、また、運行団体と青森ねぶた運行団体協議会との基本合意書や違反があった場合の取扱いが整備されているかどうかを把握しておくことが必要である。ねぶたを愛する青森市民に配慮し、今後さらに青森市のイメージダウンにならないよう、措置を講じる必要がある。

(意見32) 青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について

青森と言えば「ねぶた」、「ねぶた」と言えば青森というように、青森と「ねぶた」の関係は深く、全国的にも知名度が高い夏祭りである。市民の中に深く浸透している重要な文化であり、ねぶた祭りに多くのエネルギーが投入され、ねぶた祭が終わればもう一年が終了してしまったかのようなインパクトのある存在である。

このねぶたの補助金として 13,120 千円は市が行っている産業振興事業に係る他事業の予算と比較すると必ずしも多くはなく、むしろ低額にも見える。青森市財政の見地から可能な限り予算を押さえて市の財政健全化に向けて対応していることは十分に理解できる。しかしながら、産業振興に係る他の事業との相対的な比較においてアンバランスが生じていないかどうか、全庁的な観点から俯瞰して検討することが重要である。また、ねぶた祭の運行団体や制作者のさらなるモチベーションの向上や活性化を主眼として、新規に「新人賞」や「永年 XX 年特別賞」等の賞金制度を設けることを「青森ねぶた祭実行委員会」に市から提言することなども将来世代に伝承する文化として、世界的な文化遺産として守り続けるために検討すべき課題であり、さらには財政面ではねぶたを所管する部署として積極的な予算額の見直し提案をしなやかに、粘り強く行う必要がある。

No.37 サンセットビーチあさむし管理運営事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------|
| 事務事業名 | サンセットビーチあさむし管理運営事業 |
| 担当部局課 | 経済部 観光課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成7年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における | 第1章 しごと創り |
| 施策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第2項 観光資源の充実 |

2. 事業の全体像(事業内容・活動実績・事業年度計画)

(1)事業内容

「サンセットビーチあさむし」は、浅虫温泉近くの海岸に設置された海水浴場である。平成 10 年に完成し、人工の砂浜 1.6 ヘクタールと遊泳水域 1.9 ヘクタールを有する。

海水浴期間中(令和4年度は7月16日~8月21日の37日間)の入込客は、新型コロナウイルス感染症発生前は年間4万人を超えていたが、新型コロナウイルス感染症発生以降2年は外出控え等により1万人以下となった。令和4年度は花火大会も復活し入込数は大幅に増加し、17,828人と回復傾向にある。

本事業は、「サンセットビーチあさむし」の適正な利用促進を図るとともに、利用者の安全を確保し、当該施設が浅虫地区の活性化に資するよう管理・運営を行うものである。

| 年度 | 入込数 | 前年比(△減少) |
|----------|----------|-----------|
| 平成 30 年度 | 37,039 人 | 2,544 人 |
| 令和元年度 | 42,793 人 | 5,754 人 |
| 令和2年度 | 9,814 人 | △32,979 人 |
| 令和3年度 | 7,416 人 | △2,398 人 |
| 令和4年度 | 17,828 人 | 10,412 人 |

(出所:業務管理を行う一般社団法人浅虫温泉観光協会の資料より)

(2)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | サンセットビーチあさむし管理運営業務委託 |
|-----------|----------------------|
| 委託事業の内容 | サンセットビーチあさむしの管理運営 |
| 委託先名 | 一般社団法人浅虫温泉観光協会 |
| 委託業者の選定方法 | 一者随意契約 |

| 委託理由 | 浅虫地区の各種イベントの開催や観光 PR 等、観光を通じて地域経済 及び文化の振興に寄与することを目的に設立された組織であることに 加え、地元の特色を活かしたイベント開催や浅虫地区の活性化に向け た取り組みに精通している |
|-----------|---|
| 契約金額 | 8,607,393 円 |
| 再委託の有無と根拠 | 原則として、無い。事前に書類による承認があれば認められる。 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|------|--------|-------|--------|----|
| 当初予算 | 12,393 | 9,936 | 11,182 | |
| 実績 | 11,785 | 9,136 | 10,472 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 11,785 | 9,136 | 10,472 | |

(2)令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|------------------------------|
| 需用費 | 2,310 | 全額オイルフェンス修繕 |
| 委託料 | 8,162 | すべて一般社団法人浅虫温泉観光協会 への管理委託料 |
| 合計 | 10,472 | |

4. 監査結果及び意見

(意見33) 委託料積算業務と精算対象項目の見直しについて

本事業のうち委託料は、一般社団法人浅虫温泉観光協会と随意契約により管理運営業務委託 契約を締結し支払っているものである。随意契約となる理由は、浅虫地区の各種イベントの開催や 観光 PR 等、観光を通じて地域経済及び文化の振興に寄与することを目的に設立された組織であ ることに加え、地元の特色を活かしたイベント開催や浅虫地区の活性化に向けた取り組みに精通 していることから、現地の実情に合った効果的な管理運営ができる唯一の団体であるというもので、 合理的である。

一般社団法人浅虫温泉観光協会は「サンセットビーチあさむし管理運営業務仕様書」に基づいて毎月「サンセットビーチあさむし収支決算書」を作成し、報告している。

市は年度末に光熱水費、燃料費、電話料金について精算を行い、追加払い又は返還を行っている。以下は、委託料の精算に関する根拠規定である。

(委託料の精算)

第5条 受託者は委託期間終了後において、第3条第1項の委託料に精算残金が生じたとき は、これを委託者に返納するものとする。 2 前項の委託料の精算対象となる費目は光熱水費、燃料費、電話料金とするが、特別な理由がある場合はその限りではない。

(出所:サンセットビーチあさむし管理運営業務委託契約書より抜粋)

次に、年度末に行われる精算業務から市が作成した精算表と一般社団法人浅虫温泉観光協会が作成した収支決算書を比較すると以下のとおりとなる。

【精算表と収支決算書の比較】

(単位:千円)

| 項目 | 精算資料 (積算資料) | 収支決算書 | 支払 (△返還) | 備考 |
|--------------|----------------|-------|-------------|--------------|
| 事業費 | | 1,810 | | 収支決算書のみに記載。 |
| 事業委託費 | | 1,692 | | 収支決算書のみに記載。 |
| | | | | (注1)下記参照。 |
| 行事費 | | 117 | | 収支決算書のみに記載。 |
| 受託事業費 | 8,161 | 5,638 | | |
| 施設管理従事者賃金 | 362 | 306 | | ※人件費 |
| 施設清掃従事者賃金 | 524 | 419 | | ※人件費 |
| 海水浴場監視人賃金 | 1,351 | 759 | | ※人件費 |
| 清掃管理消耗品費 | 26 | 14 | | |
| 救急用消耗品費 | 17 | _ | | |
| ボイラー用灯油代 | 59 | 0 | △59 | (注2)精算対象項目 |
| 水道料 | 714 | 301 | △413 | (注2)精算対象項目 |
| 電気料 | 162 | 184 | 22 | (注2)精算対象項目 |
| 電話料 | 38 | 43 | 5 | (注2)精算対象項目 |
| 廃棄物収集運搬業務 | 458 | 490 | | |
| 海底清掃フェンス設置業務 | 2,414 | 1,100 | | (注3)精算対象検討項目 |
| 海岸清掃業務 | 1,208 | 505 | | (注3)精算対象検討項目 |
| 修景施設管理業務 | 175 | 70 | | |
| 設備保安管理業務 | 1,093 | 456 | | (注3)精算対象検討項目 |
| ビーチハウス機械警備業務 | | 195 | | |
| 雑費 | | 789 | | (注4)下記参照。 |
| 繰出金 | | 780 | | |
| 事業活動支出計 | | 8,228 | △445 | |

(出所:精算資料及び収支決算書から監査人が抜粋)

(注1)受託者事務職員の書類作成等人件費(※)を含む。

(注4)浅虫温泉花火大会協賛金(500千円)、スピーカー取外し等で支出している「雑費」である。

検討項目 精算対象項目の見直しについて

精算対象項目は、サンセットビーチあさむし管理運営業務委託契約書第5条において光熱水費、燃料費、電話料金の項目に限定されているが、これ以外の項目については渡切で精算不要と

する理由が明らかとなっていない。少なくとも海底清掃フェンス設置業務、海岸清掃業務、設備保安管理業務に係る経費については、特段の理由がなければ精算事務の対象項目とすることを検討すべきである旨を提案したところ、所管課の反応は、「市の指定管理者制度において主に光熱水費と修繕費を精算対象項目としていることに倣ったものであるため、特段問題ないもの」との認識であった。

さらに、これら3つの項目については、以下のとおり積算額(予算額)と実績額との差額が比較的多額に生じており、積算の精度に疑念を持たざるを得ない。

(単位:千円)

| 項目 | 積算額(予算額) | 実績額 | 支払超過 |
|--------------|----------|-------|-------|
| 海底清掃フェンス設置業務 | 2,414 | 1,100 | 1,314 |
| 海岸清掃業務 | 1,208 | 505 | 703 |
| 設備保安管理業務 | 1,093 | 456 | 637 |
| 計 | 4,715 | 2,061 | 2,654 |

【積算額の内訳について】

(単位:千円)

| 項目 | 積算額(予算額) | 積算内訳 | |
|--------------|----------|--------------------|-------|
| 海底清掃フェンス設置業務 | 2,414 | 汚濁防止膜設置撤去 | 1,147 |
| | | 海底清掃 | 1,047 |
| | | 消費税 | 220 |
| 海岸清掃業務 | 1,208 | 海岸清掃1回目(ボランティア多め) | 466 |
| | | 海岸清掃2回目(ボランティア少なめ) | 632 |
| | | 消費税 | 110 |
| 設備保安管理業務 | 1,093 | 消防設備点検 | 27 |
| | | ボイラー設備点検 | 32 |
| | | 地下タンク設備漏洩検査 | 71 |
| | | 受水槽清掃 | 32 |
| | | 給排水使用時、閉鎖時調整 | 180 |
| | | その他業務 | 68 |
| | | 電気、給排水、ボイラー、地下タンク、 | 257 |
| | | マンホールポンプ異常待機 | |
| | | ビーチハウス機械警備 | 305 |
| | | 庶務経費 | 22 |
| | | 消費税 | 99 |

市は、積算額の内訳に対応した実績額がどのように発生しているのかを調査しなければならない。何故ならば、当年度の実績額について翌年度における積算額に反映できず、PDCA サイクルが機能しないことになる。

市は、「当該業務は、光熱水費等精算対象項目の対象となる一部経費を除き、市で積算した委託料の範囲内において、業務の遂行に必要な経費を受託者の裁量で予算組する内容のもの」と

考えており、積算額と実績額との差額を活用し、受託者事務職員の書類作成等人件費 1,692 千円や雑費 789 千円に充てているものと認識している。

意図の有無に係わらず高めに設定された積算額と実績額との差額について精算しない方式を導入し、積算額と実績額の差額については受託者の自由裁量権を与えて運用させるやり方は、市民の税金を財源とした委託料の支出について市民から諸手を挙げて賛同が得られるであろうか。

繰り返しになるが、精算対象外項目を設定していることが結果として無駄な委託料の支出の温 床となっていることについて事業全体の透明性を図り、委託事業の制度設定を見直す必要性があ ると考える。

No.40 港湾文化交流施設活性化事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------------------|
| 事務事業名 | 港湾文化交流施設活性化事業 |
| 担当部局課 | 経済部 観光課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源、その他特定財源(港湾文化施設使用料、建物貸付収入) |
| 事業開始年度 | 平成 11 年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 青森市港湾文化施設条例 |
| (法律、条例、要綱等) | 青森市港湾文化施設条例施行規則 |
| 前期基本計画における | 第1章 しごと創り |
| 施策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第2項 観光資源の充実 |

2. 事業の全体像(事業内容・活動実績・事業年度計画)

(1)事業の概要

市が所有する港湾文化交流施設は、「青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸(以下、この項において「八甲田丸」という。)」及び「青森港旅客船ターミナルビル(以下、この項において「ターミナルビル」という。)」である。

本事業は、八甲田丸、ターミナルビル両施設の運営・維持・保守点検を行うものである。なお、指 定管理者制度を導入し運営している。

(2)港湾文化交流施設の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 施設名 | 青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 青森市柳川 1 丁目 112番 15地先公有水面 |
| лек-п | 青森港旅客船ターミナルビル 青森市柳川1丁目4番1号 |
| 設置目的 | 青函連絡船に関する資料を収集し、保存し、展示することにより、市民の歴史 教育、文化の発展に資するとともに、にぎわいのある水辺の空間を創出し、市 民が海に親しみながら、憩いと安らぎを得られる機会を提供すること。 |
| 面積•構造 | 青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 構造: 鉄板製横骨構造 地下2階、地上4階 延床面積: 5,500.4 m ² 総トン数: 5,382.65t 青森港旅客船ターミナルビル 構造:鉄筋コンクリート造3階建 延床面積: 1,107.83 m ² |



(3)指定管理者制度について

市では本事業において平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者に八甲田丸 及びターミナルビルの維持管理に関する各業務を委託している。

指定管理者制度では、公募に応募した法人その他の団体について、指定管理者選定評価委員会による選定審査を行った後、市長が候補者を決定し、最終的に議会の議決を経て正式に決定することとなる。決定後、「港湾文化交流施設の管理業務に関する協定」を締結し、指定管理者は指定された管理業務を行うこととなる。

(5)指定管理者の概要

令和4年4月現在の港湾文化施設の指定管理者の概要は次のとおりである。

| 項目 | 内容 |
|----------|---------------------------------|
| 指定管理者となる | 所在 青森市勝田 2 丁目 24 番 7 号 |
| 団体 | 名称 特定非営利活動法人あおもりみなとクラブ |
| | 理事長 渡部 正人 |
| 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 関係法令 | 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条 |

(出所:港湾文化交流施設の管理業務に関する協定書)

(6)指定管理業務の概要

指定管理業務の詳細については、「港湾文化交流施設の管理業務に関する協定書(以下、この項では「協定書」という。」及び「青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書(以下、この項では「港湾文化交流施設仕様書」という。)」で詳細に定められている。仕様書で定められる業務は、大別して以下の10業務に区分されている。

指定管理者は、これらの業務の実施状況について、毎月の管理業務の実施の状況に係る報告(以下、この項では「月次報告」という。)及び事業年度終了後の報告(以下、この項では「年次報告」という。)」による報告を行っている。

指定管理業務

- (1) 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の利用に供する業務
- (2) 港湾及び観光に関する情報の提供等に関する業務
- (3) 青森市港湾文化交流施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物産販売業等の営業の用に供する業務
- (4) 上記(1)~(3)のほか、にぎわいのある港湾景観を形成するための各種事業活動の利用、公共的団体等の利用その他青森市港湾文化交流施設の利用に関する業務
- (5) 上記(1)~(4)のほか、施設の設置目的を達成するための自主事業業務
- (6) 青森市港湾文化交流施設の利用許可等に関する業務
- (7) 青森市港湾文化交流施設の維持管理に関する業務
- (8) 管理に必要な鍵の保管等業務
- (9) 市が設置する自動販売機に関する対応業務
- (10) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(出所:青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書)

(2)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | 青森市港湾文化交流施設管理運営業務 |
|-----------|--|
| 委託事業の内容 | 港湾文化交流施設の指定管理業務(運営業務、維持管理業務、保守 点検業務) |
| 委託先名 | 特定非営利活動法人あおもりみなとクラブ |
| 委託業者の選定方法 | 指定管理者を5年毎に公募した上で、事業者が指定管理者指定申請 書及び必要書類を提出する。指定管理者は、提出された応募書類に 基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理 者選定評価委員会」による選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定 し、議会の議決を経て正式に決定 |
| 委託理由 | 指定管理者制度による青森市港湾文化交流施設(青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル)を効果的・効率的に管理運営するため。 |
| 契約金額 | 5,250,000 円 |
| 再委託の有無と根拠 | 有。港湾文化交流施設の管理業務に関する協定書第6条の規定に基づいているため。 |

(7)利用者実績

過去5年間の利用者実績は以下のとおりである。

令和2年度、令和3年度はコロナ禍の影響を受け利用者数は減少していたが、令和4年度に おいては大幅に回復し新型コロナウイルス感染症発生以前の令和元年度の水準に戻りつつある。

| 施設 | 区分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 八甲田丸 | 利用者数 | 73,965 人 | 71,317 人 | 29,619 人 | 31,247 人 | 68,662 人 |
| | 内有料観覧者数 | 58,372 人 | 58,233 人 | 22,549 人 | 23,249 人 | 56,928 人 |
| ターミナルビル | 利用者数 | 6,957 人 | 5,908 人 | 1,854 人 | 1,934 人 | 3,676人 |

(出所:指定管理者の令和5年3月業務報告書より抜粋)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|---------|--------|--------|--------|-----------------------------------|
| 当初予算 | 11,809 | 16,063 | 8,831 | |
| 実績 | 37,292 | 26,076 | 21,237 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 124 | 117 | 138 | |
| その他特定財源 | 33 | 32 | 11 | 港湾文化施設使用料(行 政財産目的外使用料) |
| | _ | 17 | 17 | 建物貸付収入(自動販売 機設置に係る行政財産 貸付料) |

(2) 令和4年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|-----------------|
| 役務費 | 615 | 収入印紙購入、消火器交換費用。 |
| 委託料 | 17,261 | 指定管理料、保守点検費用。 |
| 需用費 | 3,361 | 消火器購入、各種修繕工事代金。 |
| 合計 | 21,237 | |

4. 監査結果及び意見

(意見34) 業務報告及び事業報告項目の明確化について

「青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書(以下、この項では「港湾文化交流施設仕様書)」では、下記のとおり月次報告で出納関係の書類を提出することされている。

14 事業報告書の作成

- (1) 指定管理者は毎年度終了後、管理運営業務の実施状況や利用状況を取りまとめた事業報告書及び管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた収支計算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。
- (2) 指定管理者は、毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び事業等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに提出すること。
- (3) 本業務の実施状況は、市と協議の上、定めた日報に記録し、他の法令等に特段の定めがない限り5年間保存すること。
- (注)下線は監査人による。

(出所:港湾文化交流施設仕様書より抜粋)

月次報告を閲覧したところ、各施設の利用状況、イベントの実施状況、利用者数調べ、月次の収支計算は作成されているが、出納管理状況等を記載した書類の提出がなかった。

現金及び預金の管理は会計業務の基本として大変重要なものである。特に当事業においては、両施設の利用料金及びその他業務による収入は指定管理者の収入とするものとされ、本来市に帰属する収入を特別に指定管理者に帰属させている契約内容になっていることから、日常的な現金及び預金の管理状況については、しっかりと報告を受け、内容を確認することが肝要である。

(意見35) 同一会社との消火器購入取引及び消火器取替工事について

年度中、消火器(10型と50型の2種類)の購入及び設置取引が以下のとおり発生している。

| 区分 | 請求日 | 科目 | 金額 | 入札の有無 | 入札業者数 |
|-------------|------------|-----|-----------|-------|-------|
| 消火器(10型)の購入 | 2023年1月31日 | 需用費 | 291,720 円 | 有 | 15 社 |
| 消火器(50型)の購入 | 2023年2月2日 | 需用費 | 85,240 円 | 有 | 16 社 |
| 消火器取替業務 | 2023年2月27日 | 役務費 | 212,300 円 | 無 | _ |

入札はいずれも同一の会社に決定し、取替業務については「八甲田丸及びターミナルビルの消防設備保守点検業務を行っており、新たに購入する消化器についても同社が納入することとなっている。同社が取替工事も行う場合、保守点検作業と合わせ取替を行うことにより経費を削減することが可能となり、他社が請け負う場合よりも経済的に有利となる。」として、消火器を購入した会社と随意契約を行っている。

これに対して市は予算要求を「維持修繕料」としてまとめて行ったものの、査定において消火器購入分が「消耗品費」、取替工事分が「手数料」に分割され、さらに消火器の購入取引も納品時期による影響で10型と50型で分割されたものとの回答であった。

そもそも物品の購入に伴って取替工事も付随する取引について、市担当者の事務作業の増加 が容易に想定されるため分割処理をする必要があったのか、事務効率化の観点から、今後同様の 取引が発生した場合に備えて検討が必要と思われる。また、分割はしたものの取替工事は結果的 に随意契約となっており、全体を一つの取引として入札を行った方が経済合理性の原理が働いた 可能性もあり、入札制度の購入価額の低減の点からも検討が必要と思われる。

(指摘事項10) 指定管理者の選定時において提出された決算書に対する対応について

令和2年度における指定管理者選定時の提出書類である平成30年度、令和元年度の事業報告書を閲覧したところ、当時は前回の指定期間中であったにもかかわらず、指定管理料と両施設の利用料金が明らかに含まれないと推測される決算書が提出されていた。

(単位:千円)

| 項目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|-------|
| 売上高 | 8,398 | 9,678 |
| 売上総利益 | 8,398 | 9,678 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,209 | 9,329 |
| 営業利益 | 188 | 348 |
| 営業外収益 | 171 | 205 |
| 経常利益 | 359 | 553 |
| 税引前利益 | 359 | 553 |

(出所:事業報告書より監査人が抜粋)

令和4年度の八甲田丸とターミナルビル両施設の利用料金は37,465千円であるが、提出された決算書の売上高は利用料金を大きく下回っている状態である。

これに対し市は、「非営利活動の本部会計と営利活動の八甲田丸(指定管理分)会計に区分し明確にしている。指定管理者選定時に提出された収支決算書については、このうち本部会計分のみ」とのことであった。

確かに「港湾文化交流施設の管理業務に関する協定書」において、(経理の明確化)として「第14条 管理業務の実施に当たり、指定管理者が行う他の事業と区分して経理を明確にしておかなければならない。」と定めされているものの、これは受託先の他の事業の損益や資金が混在しないよう内部管理で区分することを求めている規定である。

市が指定管理者選定時に提出を求めている決算書は、指定管理者候補者の遂行能力等を企業規模の観点から判断する目的があり、法人本部だけの財務数値だけでは足りず、指定管理業務を含めた法人全体の決算書の提出を要求しなければならない。市は、指定管理者を選定するという目的に照らして必要である決算書の要求をしていない。

一旦、指定管理者を選定すると基本的に5年間の縛りが生ずることを考えると厳格な財務数値 の審査が必要となる場面である。前回も指定管理者に選定されているという事実を過大評価して本 来行われるべき審査とかけ離れた、甘い対応ではなかったか。

指定管理者の選定に係わる重要な財務資料という認識が薄く、組織的な承認体制についても 疑念が見え隠れする。

最後に小括すると、市は指定管理者から決算書の提出を要求しているが、提出される様式の内容に問題がないか、提出された際の確認ポイントを明確に文書化し、受入承認の基準を明らかにして置かなければならない。

No.42 あおもり観光情報センター管理運営事業

1. 事業の概要

| 基本情報 | |
|-------------|--------------------|
| 事務事業名 | あおもり観光情報センター管理運営事業 |
| 担当部局課 | 経済部 交流推進課 |
| 事業の形態(財源) | 一般財源 |
| 事業開始年度 | 平成 22 年度 |
| 関連する個別計画 | 該当なし |
| 根拠法令等の名称 | 該当なし |
| (法律、条例、要綱等) | |
| 前期基本計画における施 | 第1章 しごと創り |
| 策区分 | 第3節 観光の振興・誘客の推進 |
| | 第3項 受入態勢の強化 |

2. 事業の全体像

(1)事業内容·活動実績·事業年度計画

あおもり観光情報センターは、JR 新青森駅構内に設置された観光案内所であり、本市及び津軽 圏域の玄関口である東北新幹線新青森駅において、本市等を初めて訪れる多くの来訪者へ、そ の目的に応じ観光及び二次交通等に関する情報を効果的に提供するための施設として設置され ている。当センターは公の施設ではないことから、管理運営業務は指定管理ではなく委託の形態 をとっており、公益社団法人青森観光コンベンション協会と毎年度の契約を締結している。施設利 用者の直近の状況は以下のとおりである。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染 症の影響により大幅な利用者数の減少となっている。

| 年度 | 利用者数 | (うち外国人) |
|----------|----------|---------|
| 平成 30 年度 | 59,234 人 | 3,622 人 |
| 令和元年度 | 55,376 人 | 4,219 人 |
| 令和2年度 | 19,330 人 | 5 人 |
| 令和3年度 | 19,998 人 | 489 人 |
| 令和4年度 | 47,013 人 | 2,096 人 |

(2)委託業務の概要

| 委託業務の名称 | あおもり観光情報センター管理運営事業 | | |
|-----------|----------------------------------|--|--|
| 委託事業の内容 | センターの維持管理及び運営に関する業務、観光案内業務 | | |
| 委託先名 | 公益社団法人青森観光コンベンション協会 | | |
| 委託業者の選定方法 | 随意契約 | | |
| 委託理由 | 委託先である公益社団法人青森観光コンベンション協会は、本市の地 | | |
| | 域産業、経済、文化の振興に寄与することを目的とした団体であり、ま | | |
| | た青森ねぶた祭や青森冬まつり等の各種イベントを青森市と共催する | | |
| | など、市内におけるイベント及び観光施設等に関する情報に精通して | | |

| | おり、市の観光案内関連業務を長年にわたり誠実に行ってきた実績が |
|-----------|----------------------------------|
| | ある。 |
| | このような理由により青森市と緊密に連携した観光情報の提供、観光案 |
| | 内を行い、案内所を運営できる団体であると判断し決定した。 |
| 契約金額 | 19,751,468 円 |
| 再委託の有無と根拠 | 原則として無 |

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 当初予算額 | 20,459 | 20,433 | 20,434 | |
| 決算額 | 20,522 | 20,442 | 20,737 | |
| 財源内訳 | | | | |
| 一般財源 | 20,522 | 20,442 | 20,737 | |

(2) 令和 4 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

| 節 | 令和4年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|--------------------------|
| 需用費 | 985 | 電気料、上下水道使用料、防犯カメラのモニター修繕 |
| 委託料 | 19,752 | |
| 合計 | 20,737 | |

4. 監査結果及び意見

(意見36) 委託業者の有効性の評価に関する見える化について

市はあおもり観光情報センターの管理運営に関する委託の結果について、委託先から提出された事業報告書及び委託業務完了届を基に事業評価を行っている。この決裁手続は、作成された完成検査調書を基に資料回覧により決裁が行われている。

委託業務の有効性評価は、委託先より一方的に提出された資料のみで評価を行うことは不十分であるため、市では月に1回程度、口頭により別センターである青森市観光交流情報センターと同様の評価項目によりヒアリングを行い、有効性評価を行っているとのことであった。

青森市観光交流情報センターのモニタリング評価の結果資料を確認したところ、評価項目(職員の適正配置や利用者の要望の反映等)は適切であり、本評価資料は委託業務の有効性判断に有用な情報であった。

市は委託業務の有効性の評価結果を文書化するとともに、一連の手続を見える化することは行政における説明責任を適切に履行するためにも重要であり、あおもり観光情報センターにおいても適切な文書化と透明性のある委託業者の評価に関する決裁手続を確立することが急務である。